

経済産業省

「平成19年度サービス産業統計等経済産業統計の基盤整備事業」

経済産業統計のニーズの把握及び 利活用事例に関する調査研究

報告書

平成20年2月

経済産業省／委託先 株式会社三菱総合研究所

目 次

はじめに	3
第1章 統計ユーザーの把握・分析や利活用状況の把握・分析	5
1. 経済産業統計のアクセス状況	7
(1) 経済産業統計のアクセス状況の比較	7
(2) 統計HPリニューアル後のアクセス状況	12
(3) 統計表の公表とアクセス状況の関連	14
(4) 主要な統計のアクセス状況の比較	15
2. 経済産業統計の新聞・雑誌等への掲載状況	20
(1) 経済産業統計の新聞・雑誌等への掲載件数	20
(2) 経済産業統計の雑誌での掲載事例	22
3. 経済産業統計の産業界での利活用事例	31
4. 経済産業統計の利活用意向	38
(1) 利活用意向の有無（属性別）	39
(2) 利活用目的（属性別）	41
(3) 利活用したい統計（属性別）	45
(4) 利活用方法（属性別）	49
5. 第1章のまとめ	51
(1) 統計の利活用状況	51
(2) ユーザー別の利活用状況	51
第2章 ユーザーのニーズ・要望	55
1. 産業界におけるニーズ	55
2. 今後の利活用意向からみたニーズ	59
(1) ニーズの概要	59
(2) 具体的なニーズ	62
(3) ニーズに関する自由意見	72
3. 経済産業省の統計ホームページのリニューアルへの評価等	80
(1) リニューアルに対する評価	80
(2) リニューアル後のホームページの見やすい点	83
4. 第2章のまとめ	84
第3章 統計の二次的利用について	88
1. 二次的利用の概要	88
(1) オーダーメイド集計とは	88
(2) 匿名データとは	88
2. 二次的利用への意向	96

(1) オーダーメイド集計.....	96
(2) 匿名データ.....	111
3. 第3章のまとめ.....	123
第4章 統計の利活用における著作権に関する問題点の整理.....	124
1. 現状と問題認識.....	124
(1) 現状.....	124
(2) 問題認識.....	124
2. 著作権とは.....	124
(1) 著作権法の構成と著作物の要件について.....	124
(2) 著作物の利用.....	126
(3) 著作権の侵害.....	128
3. 統計が著作権法の対象となる場合の課題.....	131
(1) 統計が著作権法の対象となる可能性の検討.....	131
(2) 統計が著作権法の対象となる場合の検討課題.....	138
4. 著作権に対応した必要な対策等.....	141
(1) 基本的な考え方.....	141
(2) 個人の財産権に関する契約による対応について.....	141
(3) その他留意すべき課題等.....	144
5. 第4章のまとめ.....	147
まとめ.....	148
参考資料1 意識調査の取りまとめ.....	149
参考資料2 経済産業省の統計の利活用形態について.....	151
参考資料3 「オーダーメイド集計」の海外における取組事例.....	153
参考資料4 データ提供の形態について.....	173
参考資料5 統計一覧.....	176

はじめに

統計は、国や地方の政策運営や国民・事業者の意思決定等に不可欠な情報であり、経済社会の発展を支える情報基盤である。近年の情報処理技術の飛躍的な発展により、統計利用者のデータ処理能力が向上したため、利活用者自らが利用・編集・加工することが可能な多種多様なデータ提供に対するニーズが極めて高くなっている。

このような状況を踏まえて、平成19年5月に公布された新たな統計法では、統計の二次的利用の促進等を図るため、新たに利活用者の個別の求めに応じて統計を集計する「委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）」、個々の調査票情報から個別識別性を除いた「匿名データ」の作成・提供が可能となる規定が置かれ、統計を所管する省庁がこれらの高度な統計データの提供を行うことが可能となった。

そこで、本調査研究では、経済産業省が作成する統計のユーザーにより利活用の状況や意向を把握、分析するとともに、ユーザーニーズの収集を行った。

本調査研究の成果は、今後の二次的利用の促進及び経済産業省が作成する統計の改善等に活用することを目指すものである。

なお、本調査研究を進めるにあたり、有識者による研究会を設置し、幅広くご意見をいただくとともに、ご指導をいただいた。

経済産業統計の利活用促進に関する研究会 委員

座長	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部	教授	廣松 毅
			(以下 50 音順)
委員	立教大学法学部	准教授	上野 達弘
委員	社団法人日本経済団体連合会 経済第一本部	主事	佐藤 正弥
委員	東京国際大学経済学部	教授	菅 幹雄
委員	横浜国立大学経済学部・大学院国際社会科学研究科	教授	富浦 英一
委員	シティユーワ法律事務所	弁護士	三尾 美枝子
委員	学習院大学法学部	准教授	横山 久芳
			(敬称略)

※なお、経済産業省からはオブザーバーとして以下のものが参加した（参加した回数等はそれぞれ異なる）。

広報・国際室	佐藤 尚之
統計情報システム室長	湯原 孝志
経済解析室長	久武 昌人
鉱工業動態統計室統計官	新井 勝美
産業統計室長	荒井 隆秀
統計企画室参事官補佐	渡邊 幹夫
統計企画室専門職	島田 光子
鉱工業動態統計室専門職	高橋 靖
産業統計室参事官補佐	平野 豊
産業統計室専門職	赤坂 俊之
企業統計室参事官補佐	櫻井 由紀夫
総合調整室総括係長	中野 貴比呂
総合調整室総括係	福岡 功慶

また、本調査研究を進めるにあたり研究者、業界団体、企業等の方々に意識や意見等をお聞かせいただいた。

第1章 統計ユーザーの把握・分析や利活用状況の把握・分析

経済産業統計の利活用状況を把握・分析するにあたり、ユーザーの類型について、仮説を設定する。この仮説は、ユーザーの利活用の実態を把握するための方法を設定するためのものでもある。

経済産業統計の利活用にあたっては、利活用の目的と利活用者の属性の2つの観点からユーザーの分類ができる。なお、経済産業省の統計は、経済・産業に関する統計が多いことから、以下のような利活用者の属性が想定できる。(統計には、経済・産業以外に、人口・社会に関する統計などがある)

○利活用の目的

- ・統計を自らが直接利活用する場合
- ・第3者に必要な情報等を提供するために、統計を利活用する場合(第3者に必要な情報等の提供とは、例えば、新聞や雑誌等の編集者や記者等が、読者にむけて記事や原稿を作成するために統計を利活用するイメージ)
- ・私的な目的と業務上の目的(私的とは、個人の投資目的や社会勉強のための利用、業務上とは、個人が所属する組織や団体等のための利用)

○利活用者の属性

- ・研究者(大学等の研究者、学生等)
- ・業界団体
- ・企業
- ・一般個人

上記の利活用者の属性のうち、企業については、利活用の目的と関連し、一つは、自社で利活用すると同時に、第3者に情報提供等を行うために利活用する企業、もう一つは、主に自社のために利活用する企業に区分できる。

また、一般個人については、私的な目的への利活用と業務上の目的への利活用に分類できると考えた。業務上の利活用とは、すなわち、業界団体や企業の一構成員としての利活用である。

以上のような分類から、属性、その利活用状況やニーズ等の把握方法等を考慮して類型化を行い以下のように区分した。

分類	利活用目的等	主たる対象	具体的な利活用目的
研究者	自らが直接利活用	大学等の研究者や学生	論文作成 教育用の教材、学習用
業界団体	自らが直接利活用(一部、会員等に対する情報提供に活用)	業界団体全般	業界動向の把握と分析 会員への情報提供
企業	自らが直接利活用すると同時に、第3者に情報提供等を行うために利活用	新聞や放送、シンクタンク、情報提供サービスなど	業界動向の把握 記事や原稿の作成 第3者への情報提供
	自らが直接利活用するために利活用	その他の企業全般	業界動向の把握 自社の経営分析
一般個人	私的な利活用	就業者、主婦等	投資目的や知識等の向上
	業務上の利活用	就業者	業務目的など

以上の類型をもとにそれぞれの利活用状況、ニーズ等を把握するため、以下のような方法を本調査研究では実施している。

分類			調査方法	
研究者			経済産業省 統計ホームページへの アクセス	意識調査 ヒアリング
業界団体				ホームページや発行物の分析 意識調査 ヒアリング
企業	自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業	放送、出版、新聞、ニュース供給業等 シンクタンク、情報提供サービス等		新聞・雑誌での掲載状況分析 意識調査 ヒアリング
	主に自社のために利活用する企業			意識調査 ヒアリング
一般個人（その他の分類と重複する部分（例えば、就業者であれば業界団体や企業、研究者、学生であれば研究者）があることに留意する必要がある）				意識調査 （インターネットアンケートモニター、経済産業省統計ホームページ利活用者）

1. 経済産業統計のアクセス状況

(1) 経済産業統計のアクセス状況の比較

①目的

経済産業省が所管する統計については、統計表などがホームページにおいて公表されている。そこで、各統計がどの程度利活用されているのか把握することを目的として、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁のホームページから、各統計にアクセスされた状況について分析を行った。

②分析の範囲

<分析の対象期間>

2007年5月～2007年7月の3ヶ月間

<分析の対象とした統計>

経済産業省が所管する統計のうち、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁が作成している以下の統計を対象とした。

図表 1-1 経済産業省が所管している対象とした統計一覧（その1）

分野	統計名	区分	周期
指数	鉱工業指数 (鉱工業生産・出荷・在庫指数、稼働率指数・生産能力指数、製造工業生産予測指数)	加工統計	月
	(参考)製造工業生産予測調査	承認統計	月
	鉱工業出荷内訳表、鉱工業総供給表	加工統計	月
	第3次産業活動指数	加工統計	月
	(試算値)第3次産業活動能力・稼働率指数	加工統計	四半期
	全産業活動指数、全産業供給指数	加工統計	月
鉱工業	工業統計調査	指定統計	年
	経済産業省生産動態統計 (鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計、化学工業統計、機械統計、窯業・建材統計、繊維・生活用品統計、紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計、資源・エネルギー統計)	指定統計	月
	鉄鋼需給動態統計調査	承認統計	月
	鉄鋼生産内訳月報	承認統計	月
	化学物質の製造・輸入量に関する実態調査	承認統計	3年
	機能性化学品動向調査	承認統計	四半期
	バイオ産業創造基礎調査	承認統計	年
	砕石動態統計調査	承認統計	四半期
	生コンクリート流通統計調査	承認統計	四半期
	建設機械動向調査	承認統計	2年
	金属加工統計調査	承認統計	月
	繊維流通統計調査	承認統計	月
	革需給動態統計調査	承認統計	月
	本邦鉱業のすう勢調査	承認統計	5年
	商業	商業統計	指定統計
商業動態統計調査		指定統計	月
家庭電気製品の量販店月次販売統計調査		承認統計	月

図表 1-2 経済産業省が所管している対象とした統計一覧（その2）

分野	統計名	区分	周期
サービス業	特定サービス産業実態統計	指定統計	年
	特定サービス産業動態統計調査 (特定サービス産業動態売上高指数含む)	承認統計	月
企業	経済産業省企業活動基本統計	指定統計	年
	外資系企業動向調査	承認統計	年
	海外事業活動基本調査	承認統計	年
	海外現地法人四半期調査	承認統計	四半期
設備投資	経済産業省設備投資調査	承認統計	年
工場立地	工場立地動向調査	承認統計	半年
環境	公害防止設備投資調査	承認統計	年
	水質汚濁物質排出量総合調査(環境省へ移動します)	承認統計	年
	容器包装利用・製造等実態調査	承認統計	年
IT関係	情報処理実態調査	承認統計	年
エネルギー	経済産業省特定業種石油等消費統計	指定統計	月
石油	石油統計速報(速報のみ)	特種	月
産業連関表	延長産業連関表	加工統計	年
	簡易延長産業連関表	加工統計	年
	地域間産業連関表	加工統計	5年
	国際産業連関表	加工統計	不定期
	(参考) 鉱工業投入調査	承認統計	5年
	(参考) 商品流通調査	承認統計	5年
	(参考) 資本財販売先調査	承認統計	5年

図表 1-3 資源エネルギー庁、中小企業庁が所管している対象とした統計一覧

統計名	区分	周期	
資源エネルギー 庁	総合エネルギー統計	加工統計	年
	エネルギー消費統計(仮称)のための試験調査	承認統計	1回限り
	石油統計速報(速報のみ)	特種	月
	石油製品需給動態統計	指定統計	月
	石油輸入調査	承認統計	月
	石油設備調査	承認統計	2年
	灯油及びプロパンガス消費実態調査	承認統計	2年
	埋蔵鉱量統計	指定統計	5年
	非鉄金属等需給動態統計調査	承認統計	月
	貴金属流通統計調査	承認統計	月
	非鉄金属海外鉱等受入調査	承認統計	月
	レアメタル生産動態統計調査	承認統計	月
	電力需要調査	承認統計	年
	電力調査統計	業務統計	月
	ガス事業生産動態統計	指定統計	月
	石油備蓄の現況	業務統計	月
	LPガス備蓄の現況	業務統計	月
	中小企業庁	中小企業実態基本調査	承認統計
規模別製造工業生産指数		加工統計	月
規模別輸出額・輸入額		加工統計	月
規模別国内企業物価指数		加工統計	月
倒産の状況		加工統計	月
信用保証の状況		加工統計	月
中小企業の企業数・事業所数		加工統計	5年

＜分析の対象としたアクセス＞

上記の統計の統計表のファイル（主として表形式のソフトを利用したファイル又は電子文書形式のソフトを利用したファイル）へのアクセスを対象とした。

なお、月次統計については、公表日の影響¹があるため、2007年4月分を含め、5月、6月、7月公表分（速報及び確報）の統計表を対象とした。²

年次統計については、2007年5月以前に公表されている最新の結果を1回分（速報と確報で各1回）の統計表を対象とした。例えば、2007年7月時点で平成18（2006）年調査の速報のみが公表されている場合には、平成18年調査の速報及び平成17（2005）年調査の確報の統計表を対象とした。

また、一部統計についてはアクセス状況の把握が困難であったため集計対象から除外している。

③各統計の利活用状況の比較

対象とした統計のうち、3ヶ月間に最も統計表にアクセスされている統計は、経済産業省生産動態統計（78,461件）であった。次いで、商業動態統計（59,810件）、鉱工業指数（47,605件）、特定サービス産業動態統計調査（33,397件）の順になっており、月次統計へのアクセスが多くなっている。ただし、年次統計については、公表期日付近ではその他の期間よりアクセスが増えるため、対象となった3ヶ月間に公表されていない場合、公表から一定程度時間が経過していることから、月次統計と単純に比較できるわけではない点には留意が必要と考えられる。

なお、資源エネルギー庁が作成している統計ではエネルギー消費統計（仮称）のための試験調査（17,857件）、中小企業庁が作成している統計では中小企業実態基本調査（21,661件）のアクセスが多い。

¹ たとえば5月公表分は5月1日に公表されるわけではなく、公表日までの間は前月分の統計表を利用すると想定されるため、4月公表分を含めた。

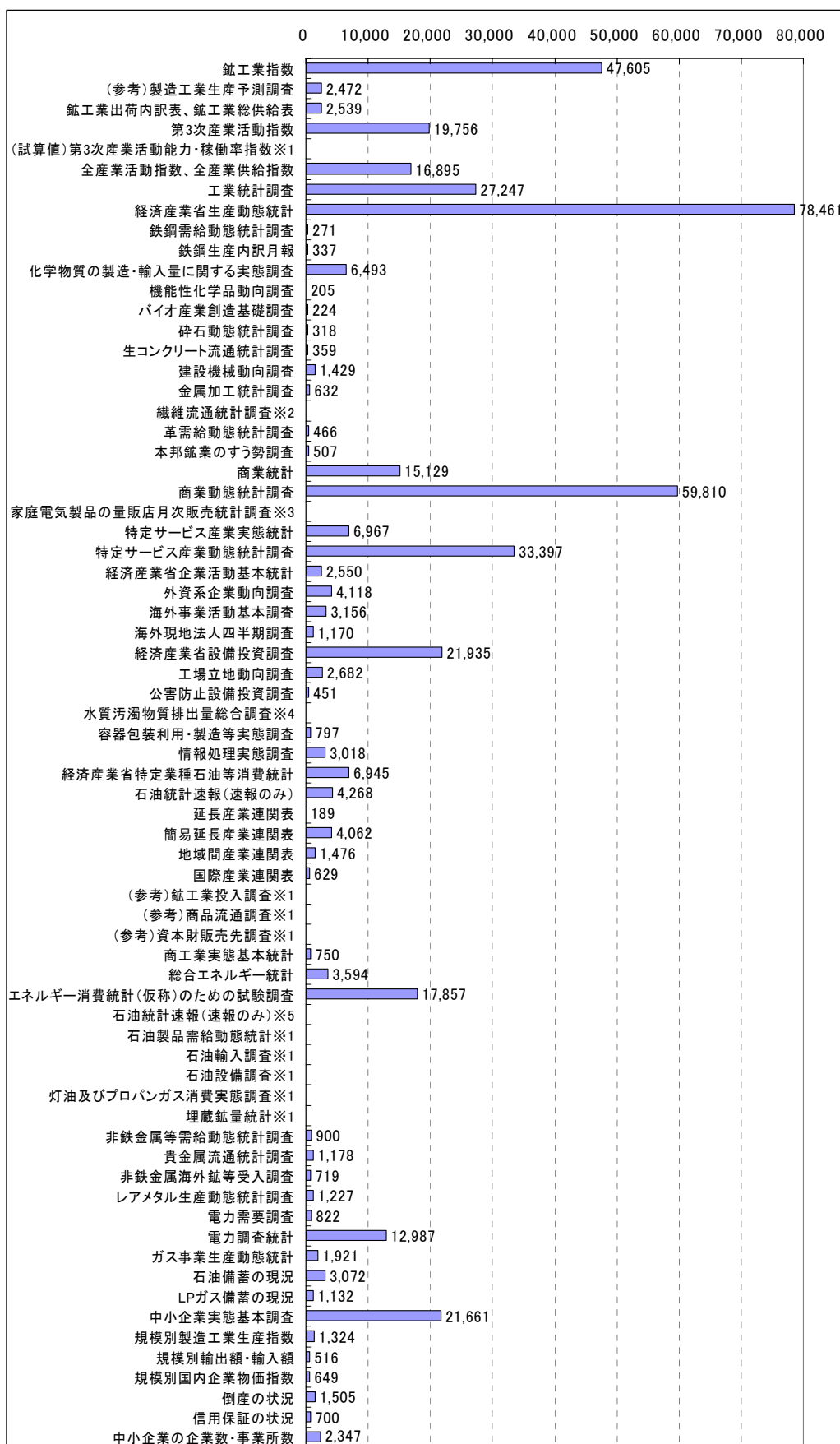
² ただし、統計表のファイルの中には、月や年、速報と確報によってファイルが区別されておらず、上書きによりファイルが更新される統計があり、これについては、月・年及び速報・確報の特定は行っていない。

図表1-4 統計別のアクセス数の比較（3ヶ月分一覽）

分野	統計名	区分	周期	May/2007	Jun/2007	Jul/2007	合計	
指数	鉱工業指数	加工統計	月	17,741	14,227	15,637	47,605	
	(参考)製造工業生産予測調査	承認統計	月	931	782	759	2,472	
	鉱工業出荷内訳表、鉱工業総供給表	加工統計	月	907	747	885	2,539	
	第3次産業活動指数	加工統計	月	7,471	6,090	6,195	19,756	
	(試算値)第3次産業活動能力・稼働率指数※1	加工統計	四半期	-	-	-	-	
鉱工業	全産業活動指数、全産業供給指数	加工統計	月	5,957	5,215	5,723	16,895	
	工業統計調査	指定統計	年	6,952	9,184	11,111	27,247	
	経済産業省生産動態統計	指定統計	月	22,004	23,432	33,025	78,461	
	鉄鋼需給動態統計調査	承認統計	月	16	26	229	271	
	鉄鋼生産内訳月報	承認統計	月	78	72	187	337	
	化学物質の製造・輸入量に関する実態調査	承認統計	3年	2,580	2,323	1,590	6,493	
	機能性化学品動向調査	承認統計	四半期	0	0	205	205	
	ハイオ産業創造基礎調査	承認統計	年	86	72	66	224	
	砕石動態統計調査	承認統計	四半期	90	122	106	318	
	生コンクリート流通統計調査	承認統計	四半期	101	139	119	359	
	建設機械動向調査	承認統計	2年	319	489	621	1,429	
	金属加工統計調査	承認統計	月	117	194	321	632	
	繊維流通統計調査※2	承認統計	月	-	-	-	-	
	革需給動態統計調査	承認統計	月	155	143	168	466	
	本邦鉱業のすう勢調査	承認統計	5年	145	187	175	507	
	商業	商業統計	指定統計	5年	5,172	5,197	4,760	15,129
		商業動態統計調査	指定統計	月	20,260	19,532	20,018	59,810
	サービス業	家庭電気製品の量販店月次販売統計調査※3	承認統計	月	-	-	-	-
		特定サービス産業実態統計	指定統計	年	2,264	2,433	2,270	6,967
	企業	特定サービス産業動態統計調査	承認統計	月	10,677	10,866	11,854	33,397
経済産業省企業活動基本統計		指定統計	年	804	802	944	2,550	
外資系企業動向調査		承認統計	年	1,271	1,299	1,548	4,118	
海外事業活動基本調査		承認統計	年	1,033	907	1,216	3,156	
海外現地法人四半期調査		承認統計	四半期	294	424	452	1,170	
設備投資	経済産業省設備投資調査	承認統計	年	4,939	5,041	11,955	21,935	
工場立地	工場立地動向調査	承認統計	半年	892	944	846	2,682	
環境	公害防止設備投資調査	承認統計	年	115	122	214	451	
	水質汚濁物質排出量総合調査※4	承認統計	年	-	-	-	-	
	容器包装利用・製造等実態調査	承認統計	年	160	370	267	797	
IT関係	情報処理実態調査	承認統計	年	997	951	1,070	3,018	
エネルギー	経済産業省特定業種石油等消費統計	指定統計	月	3,346	2,123	1,476	6,945	
石油	石油統計速報(速報のみ)	特種	月	1,447	1,303	1,518	4,268	
産業連関表	延長産業連関表	加工統計	年	59	61	69	189	
	簡易延長産業連関表	加工統計	年	1,136	1,340	1,586	4,062	
	地域間産業連関表	加工統計	5年	261	290	925	1,476	
	国際産業連関表	加工統計	不定期	205	196	228	629	
	(参考)鉱工業投入調査※1	承認統計	5年	-	-	-	-	
	(参考)商品流通調査※1	承認統計	5年	-	-	-	-	
	(参考)資本財販売先調査※1	承認統計	5年	-	-	-	-	
現在実施していない	商工業実態基本統計	指定統計	5年	239	231	280	750	
資源エネルギー庁	総合エネルギー統計	加工統計	年	728	1,433	1,433	3,594	
	エネルギー消費統計(仮称)のための試験調査	承認統計	1回限り	6,428	5,764	5,665	17,857	
	石油統計速報(速報のみ)※5	特種	月	-	-	-	-	
	石油製品需給動態統計※1	指定統計	月	-	-	-	-	
	石油輸入調査※1	承認統計	月	-	-	-	-	
	石油設備調査※1	承認統計	2年	-	-	-	-	
	灯油及びプロパンガス消費実態調査※1	承認統計	2年	-	-	-	-	
	埋蔵鉱量統計※1	指定統計	5年	-	-	-	-	
	非鉄金属等需給動態統計調査	承認統計	月	237	308	355	900	
	貴金属流通統計調査	承認統計	月	398	411	369	1,178	
	非鉄金属海外鉱等受入調査	承認統計	月	178	277	264	719	
	レアメタル生産動態統計調査	承認統計	月	360	418	449	1,227	
	電力需要調査	承認統計	年	239	332	251	822	
	電力調査統計	業務統計	月	3,347	4,087	5,553	12,987	
	ガス事業生産動態統計	指定統計	月	527	661	733	1,921	
	石油備蓄の現況	業務統計	月	960	953	1,159	3,072	
	LPガス備蓄の現況	業務統計	月	207	425	500	1,132	
中小企業庁	中小企業実態基本調査	承認統計	年	6,592	7,512	7,557	21,661	
	規模別製造工業生産指数	加工統計	月	353	467	504	1,324	
	規模別輸出額・輸入額	加工統計	月	176	170	170	516	
	規模別国内企業物価指数	加工統計	月	238	203	208	649	
	倒産の状況	加工統計	月	474	549	482	1,505	
	信用保証の状況	加工統計	月	245	236	219	700	
	中小企業の企業数・事業所数	加工統計	5年	793	783	771	2,347	

※1:アクセス状況の把握が困難であったため集計対象から除外している。
 ※2:経済産業省生産動態統計に含まれる。
 ※3:平成19年度からの公表(予定)のため集計対象から除外している。
 ※4:環境省ホームページにおいて公表されているため、集計対象から除外している。
 ※5:経済産業省のホームページで公表されている同調査に含まれる。

図表 1-5 統計別のアクセス数の比較 (図表 1-4 のグラフ化)



注: ※1~5については図表 1-4 の※1~5と同様。

(2) 統計 HP リニューアル後のアクセス状況

①目的

次に、経済産業省の統計ホームページ(<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>)は、平成19年10月1日から新しいページにリニューアルされており、統計ごとに調査の概要、調査の結果などへのリンクがまとめられた個別統計のトップページが整備されている。そのため、統計間の比較が容易となっており、各統計の個別統計トップページへのアクセス状況を比較した。

各統計のトップページは、例えば、

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/index.html>
のように、なっている。

②分析の範囲

<分析の対象期間>

平成19年11月 1ヶ月間

<分析の対象とした統計>

経済産業省の統計ホームページに掲載されている統計を対象とした。

図表1-6 リニューアル後の全体コンテンツ別のアクセス状況(全体コンテンツ)
(アクセス数が多い順)

全体コンテンツ			
ID	順位	該当ページ	アクセス数
1	1	トップページ	108,369
2	9	統計一覧	7,092
3	13	産業活動分析	4,390
4	14	公表スケジュール	3,581
5	20	経済産業省の景気指標(詳細)	2,300
6	22	時系列データ	2,026
7	26	その他の研究・分析レポート	1,463
8	27	オンラインによる統計報告	1,460
9	28	経済産業省の景気指標(概要)	1,182

注:順位は、図表1-7の個別統計トップページ、図表1-8の(参考)特殊コンテンツ(一部)を全てカウントした順位となっている。

図表 1-7 リニューアル後の統計別のアクセス状況（個別統計トップページ）
（アクセス数が多い順）

個別統計トップページ			
ID	順位	該当ページ	アクセス数
10	2	鉱工業指数	13,223
11	3	経済産業省生産動態統計	12,973
12	4	工業統計調査	12,297
13	5	商業統計	10,839
14	6	商業動態統計調査	10,626
15	7	特定サービス産業動態統計調査	9,607
16	8	特定サービス産業実態統計	7,656
17	10	全産業活動指数	4,869
18	11	石油統計速報	4,651
19	12	第3次産業活動指数	4,582
20	15	外資系企業動向調査	3,222
21	16	鉱工業出荷内訳表	3,058
22	17	海外事業活動基本調査	2,962
23	18	経済産業省企業活動基本統計	2,637
24	19	海外現地法人四半期調査	2,532
25	21	経済産業省石油消費動態統計	2,246
26	25	鉄鋼生産内訳月報	1,782
27	29	情報処理実態調査	1,058
28	30	地域間産業連関表	1,030
29	31	国際産業連関表	980
30	32	鉄鋼需給動態統計調査	948
31	33	延長産業連関表	745
32	34	工業立地動向調査	732
33	35	簡易延長産業連関表	718
34	36	金属加工統計調査	697
35	38	経済産業省設備投資調査	301
36	39	石油等消費構造統計調査	279
37	41	家庭電気製品の量販店月次販売調査	231
38	42	砕石等動態統計調査	207
39	43	本邦鉱業のすう勢調査	177
40	44	商工業実態基本調査	172
41	45	生コンクリート流通統計調査	172
42	46	建設機械動向調査	147

注1:掲載がない統計については、アクセス数が147件未満となっている。

注2:順位は、図表1-6の全体コンテンツ、図表1-8の(参考)特殊コンテンツ(一部)を全てカウントした順位となっている。

図表 1-8 リニューアル後の特殊コンテンツ(一部)へのアクセス状況
((参考)特殊コンテンツ(一部)) (アクセス数が多い順)

(参考)特殊コンテンツ(一部)			
ID	順位	該当ページ	アクセス数
43	23	工業統計データライブラリー	1,928
44	24	工業統計アーカイブス	1,794
45	37	工業統計メッシュ検索システム	443
46	40	鉱工業指数(簡易版概要)	269

注:順位は、図表1-6の全体コンテンツ、図表1-7の個別統計トップページを全てカウントした順位となっている。

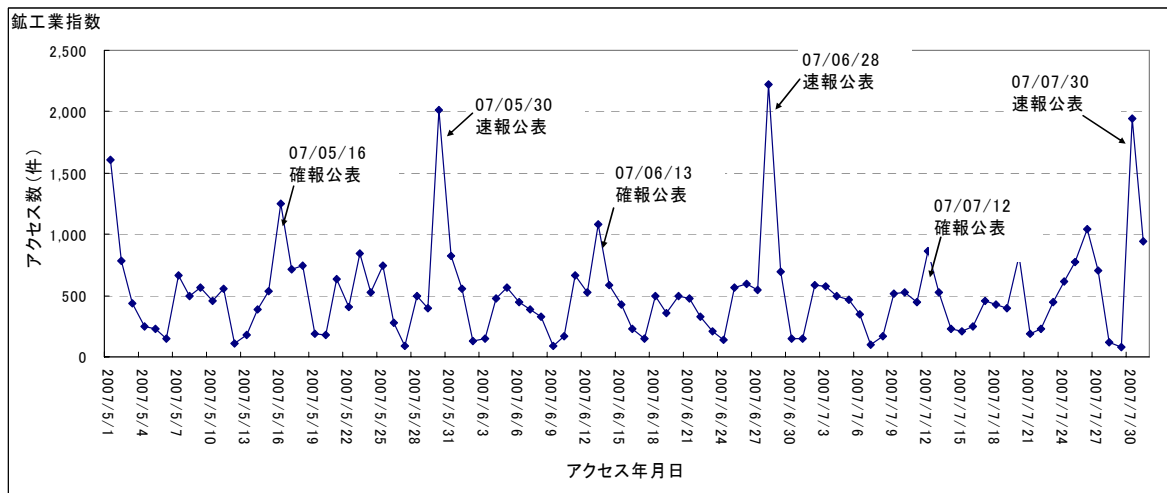
(3) 統計表の公表とアクセス状況の関連

統計の速報性に対するニーズについて検討を行うため、月次統計では鉱工業指数について、また年次統計では工業統計調査（品目編）について、毎日の統計表アクセス数の集計を行った。

①アクセス状況に見る「速報」と「確報」への関心度の違い

鉱工業指数では、速報及び確報の公表日にはアクセス数が伸びる傾向にあり、利活用者が公表予定日に合わせて統計表を取得している傾向が窺える。また、確報と比較すると速報公表日のアクセス数が多く、速報へのニーズが高いことが窺える。

図表 1-9 鉱工業指数におけるアクセス年月日別のアクセス数の推移（3ヶ月分）

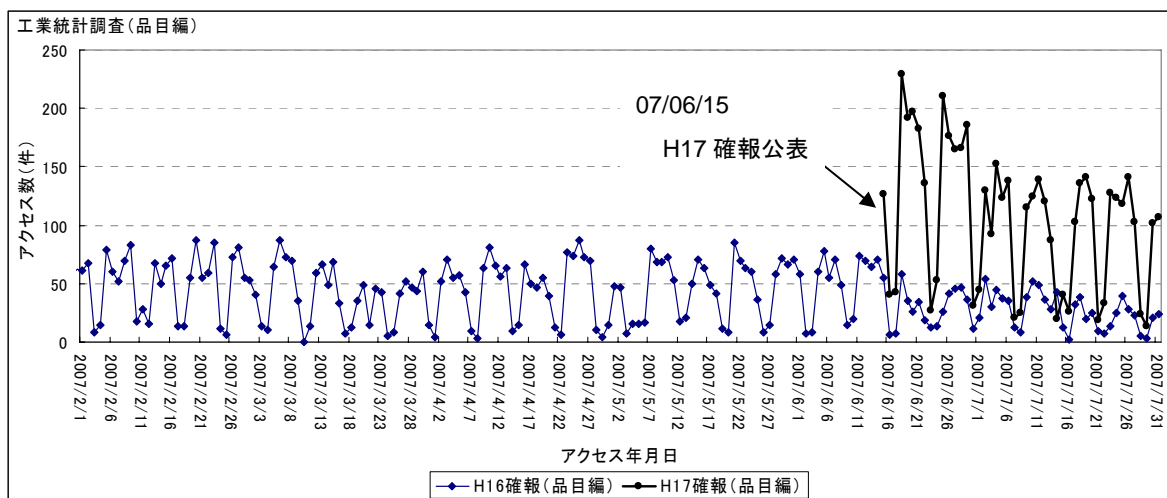


注: 矢印は速報及び確報の公表日を示す。

②新しい年次の統計表の公表にともなうアクセス状況の変化

工業統計調査（品目編）では、最新年次の統計表の公表時には、最新の統計表へのアクセスが新たに発生し、徐々に減少する傾向にあるが、最新年次の統計表が公表された後も、前年の統計表へのアクセス数が急に減少することはない、一定程度のニーズがあることが窺える。

図表 1-10 工業統計調査（品目編）におけるアクセス年月日別のアクセス数の推移（半年分）



注: 矢印は対象期間中における当該統計表の公表日を示す。

(4) 主要な統計のアクセス状況の比較

①目的

統計のホームページには、統計の解説などが書かれた統計の概要（統計調査については調査の概要）、統計表や結果の概要などが書かれた統計の結果（統計調査については調査の結果）などがある。

経済産業統計の利活用者は、必ずしも統計表のデータを取得するだけではなく、統計の概要（統計調査については調査の概要）、統計の結果（統計調査については調査の結果）などのコンテンツ（例えば、結果の概要によって統計の結果の概略を把握する等）の一部を利活用する場合もある。

そこで、経済産業省が所管する統計のうち主要な統計について、統計の概要、統計の結果等を含めた統計に関連するコンテンツへのアクセス状況の分析を行った。

②分析の範囲

<分析の対象期間>

2006年8月～2007年7月の12ヶ月間

<分析の対象としたリクエスト>

統計が掲載されているページの閲覧又はファイル（主として表形式のソフトを利用したファイル又は電子文書形式のソフトを利用したファイル）へのアクセスを対象とした。

分析に際しては、ホームページに掲載されている全ての調査月、調査年次を対象とし、各統計が掲載されているページ及びファイルのURLを、調査の概要、調査の結果、その他に分類を行った。

なお、個別の統計のホームページにおける内容は、主に統計の概要、統計の結果、その他の3点で構成されており、それぞれの主な項目は以下の通りである。

○調査の概要に含めた項目

- ・統計（統計調査の場合は調査）の目的
- ・統計（統計調査の場合は調査）の方法（個別訪問、郵送調査など）
- ・調査票

○調査の結果に含めた項目

- ・結果の概要（統計結果を分かりやすく解説）
- ・統計表
- ・利用上の注意

○その他に含めた項目

- ・公表予定
- ・各種参考情報

ところで、分析の対象期間では、統計のホームページへの掲載方法が、統計ごとに異なっており全体として統一されていなかった。そのため、上記に分類した調査の概要や調査の結果、その他に該当するコンテンツも、量などにおいて統計ごとに違いがあった。こうした点を留意しておく必要がある。

③アクセス状況の比較

月次統計と年次統計について、それぞれ統計全体へのアクセス状況を比較した上で、結果に対するアクセス状況を比較する。

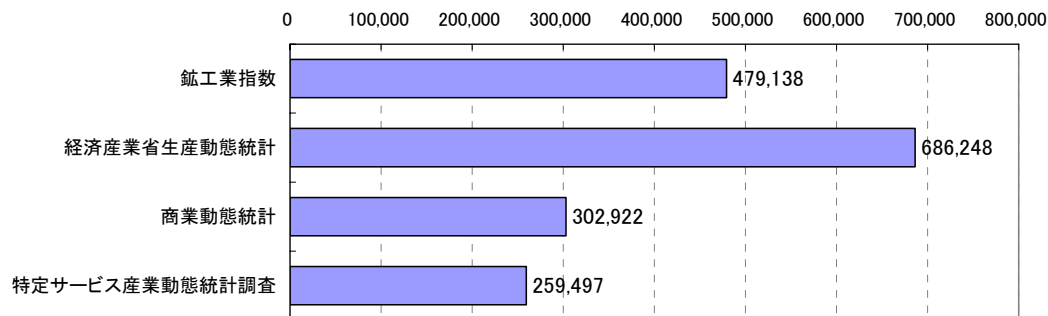
ア 月次統計

<アクセス状況>

アクセスの内訳をみると、いずれの統計においても調査の結果へのアクセスが多くなっているが、経済産業省生産動態統計や特定サービス産業動態統計調査では調査の概要へのアクセス割合も、他の統計と比較すると高くなっている。

図表 1-11 月次統計別のアクセス数

統計名	区分	周期	アクセス数(下段:構成比)			
			調査の概要	調査の結果	その他	総数
鉱工業指数	加工統計	月	2,575	471,091	5,472	479,138
			0.5%	98.3%	1.1%	100.0%
経済産業省生産動態統計	指定統計	月	81,813	595,847	8,588	686,248
			11.9%	86.8%	1.3%	100.0%
商業動態統計	指定統計	月	4,011	298,569	342	302,922
			1.3%	98.6%	0.1%	100.0%
特定サービス産業動態統計調査	承認統計	月	32,173	209,725	17,599	259,497
			12.4%	80.8%	6.8%	100.0%

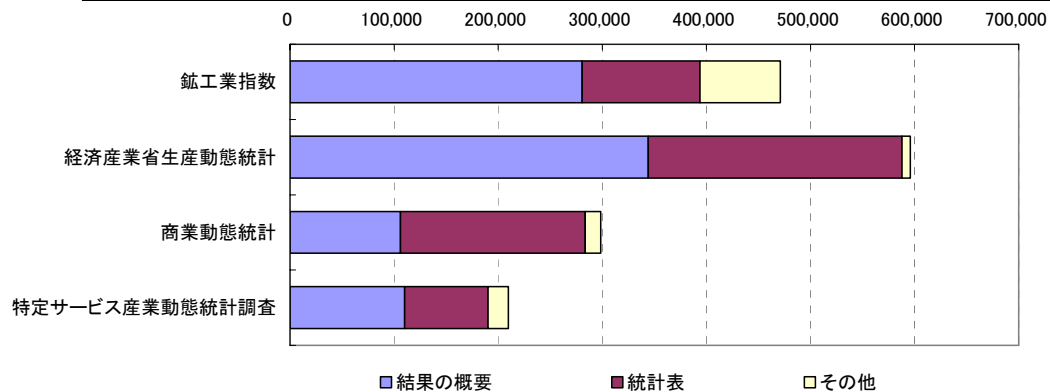


<「調査の結果」へのアクセスの内訳>

次に、月次統計へのアクセス状況のうち、「調査の結果」へのアクセスの内訳（結果の概要、統計表、その他の別）をみると、鉱工業指数、経済産業省生産動態統計では、6割程度のアクセスが結果の概要（プレスリリース等）の閲覧であり、統計表のアクセスに比べて多く³、詳細な数値よりも概況の把握に対するニーズが高いことが窺える。また、商業動態統計では結果の概要よりも統計表のアクセスが多く、詳細な数値に値するニーズが高いことが窺える。

図表 1-12 月次調査別の「調査の結果」のアクセス数の内訳

統計名	区分	周期	アクセス数(下段:構成比)			
			結果の概要	統計表	その他	総数
鉱工業指数	加工統計	月	280,670	113,292	77,129	471,091
			59.6%	24.0%	16.4%	100.0%
経済産業省生産動態統計	指定統計	月	344,110	243,852	7,885	595,847
			57.8%	40.9%	1.3%	100.0%
商業動態統計	指定統計	月	106,218	177,459	14,892	298,569
			35.6%	59.4%	5.0%	100.0%
特定サービス産業動態統計調査	承認統計	月	109,985	80,314	19,426	209,725
			52.4%	38.3%	9.3%	100.0%



³ 経済産業省生産動態統計の結果の概要は、統計表がリンクされているページがほとんどであるため、統計表をダウンロードするためのアクセスも含まれている。

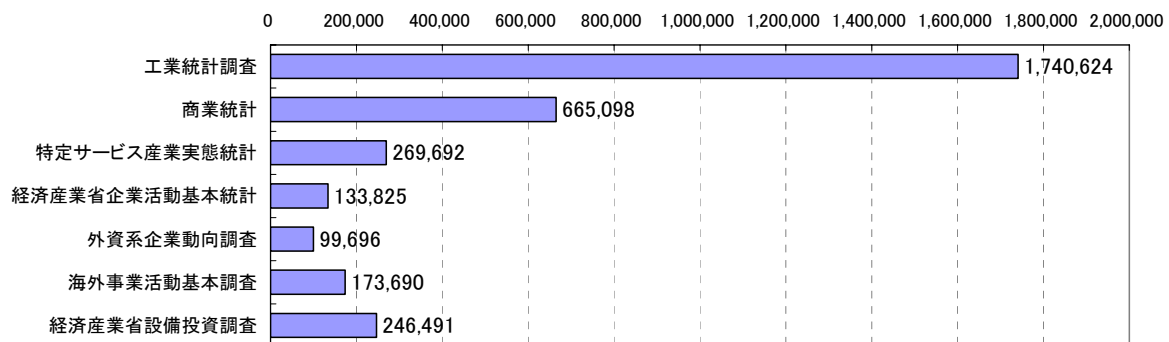
イ 年次統計

<アクセス状況>

工業統計調査では、調査の結果へのアクセスがほとんどとなっており、その他の統計においても概ね同様の傾向にあるが、商業統計では、他の統計と比較して調査の概要へのアクセスの割合が高くなっている。

図表 1-13 年次統計別のアクセス数

統計名	区分	周期	アクセス数(下段:構成比)			
			調査の概要	調査の結果	その他	総数
工業統計調査	指定統計	年	61,929	1,666,801	11,894	1,740,624
			3.6%	95.8%	0.7%	100.0%
商業統計	指定統計	年	119,432	433,478	112,188	665,098
			18.0%	65.2%	16.9%	100.0%
特定サービス産業実態統計	指定統計	年	28,687	241,005	0	269,692
			10.6%	89.4%	0.0%	100.0%
経済産業省企業活動基本統計	指定統計	年	3,253	130,572	0	133,825
			2.4%	97.6%	0.0%	100.0%
外資系企業動向調査	承認統計	年	12,485	87,211	0	99,696
			12.5%	87.5%	0.0%	100.0%
海外事業活動基本調査	承認統計	年	18,568	155,122	0	173,690
			10.7%	89.3%	0.0%	100.0%
経済産業省設備投資調査	承認統計	年	19,800	224,598	2,093	246,491
			8.0%	91.1%	0.8%	100.0%



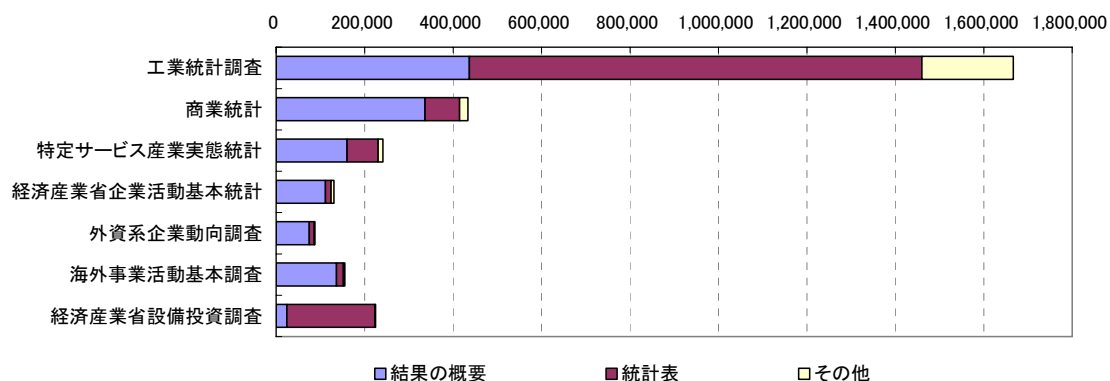
<「調査の結果」へのアクセスの内訳>

次に、年次統計へのアクセス状況のうち、「調査の結果」へのアクセスの内訳（結果の概要、統計表、その他の別）をみると、工業統計調査では6割以上が統計表⁴へのアクセスとなっている。これは工業統計調査においては、統計表の種類が多いことが一因として考えられる。

また、海外事業活動基本調査、外資系企業動向調査、経済産業省企業活動基本統計等においては、統計表のアクセスと比較して、結果の概要へのアクセスが多い。

図表 1-14 年次統計別の「調査の結果」のアクセス数の内訳

統計名	区分	周期	アクセス数(下段:構成比)			
			結果の概要	統計表	その他	総数
工業統計調査	指定統計	年	436,923	1,023,048	206,830	1,666,801
			26.2%	61.4%	12.4%	100.0%
商業統計	指定統計	年	336,378	78,146	18,954	433,478
			77.6%	18.0%	4.4%	100.0%
特定サービス産業実態統計	指定統計	年	160,533	69,599	10,873	241,005
			66.6%	28.9%	4.5%	100.0%
経済産業省企業活動基本統計	指定統計	年	111,512	12,490	6,570	130,572
			85.4%	9.6%	5.0%	100.0%
外資系企業動向調査	承認統計	年	74,535	11,348	1,328	87,211
			85.5%	13.0%	1.5%	100.0%
海外事業活動基本調査	承認統計	年	136,439	15,774	2,909	155,122
			88.0%	10.2%	1.9%	100.0%
経済産業省設備投資調査	承認統計	年	23,864	199,110	1,624	224,598
			10.6%	88.7%	0.7%	100.0%



④アクセス状況の比較結果

統計ごとに利活用頻度だけでなく、利活用方法に差が見られ、中には結果の概要へのアクセスよりも統計表へのアクセスが多い統計も確認された。ただし、統計ホームページのリニューアル前においては、統計ごとに解説の多寡等があり、統一的に比較するのは困難であることに留意が必要である。

⁴ 統計表の他にメッシュデータのアクセスを含んでいる。

2. 経済産業統計の新聞・雑誌等への掲載状況

経済産業統計の利活用状況について、一般個人が利活用する際に、もっとも利活用すると想定される新聞や雑誌をとおしての利活用について把握する。

具体的には、新聞や雑誌への統計の掲載状況と具体的な掲載事例から利活用状況を把握する。

(1) 経済産業統計の新聞・雑誌等への掲載件数

経済産業統計の利活用状況の把握にあたり、新聞や雑誌への掲載件数について把握を行った。

新聞・雑誌等の検索を行うデータベースを用いて、一定期間でそれぞれの統計が、新聞・雑誌にどの程度掲載されたかについて調査した。なお、利用したデータベースは、日本経済新聞社が提供している日経テレコム 21 の記事検索のホームページを用いて実施した。検索対象となった新聞や雑誌の種類は、次ページの図表の下に注記した。

<分析の対象期間>

期間については、基本は3年とした。

なお、3年間でスクリーニングした際、掲載件数が多い統計は期間を短く1年、掲載がない統計については、対象期間を5年に延長した。統計によって、1年あるいは5年などと若干異なっていることに留意する必要がある。

<分析の対象とした統計>

経済産業省が所管する統計を対象

<検索方法>

統計の名称（統計の略称を含む）をキーワードとして入力し、抽出された記事数をカウントした。記事の文字数、記事の中での統計の取り扱われ方は考慮していないことに留意する必要がある。また、記事作成時に、統計数値等を参考として用いていても、記事内に統計名が記載されていない場合は、カウントされない。

調査の結果、新聞・雑誌等には、工業統計調査や商業統計、電力需要調査、規模別製造工業生産指数などの掲載件数が多かった。

なお、掲載の仕方は多種多様であることに留意する必要がある。例えば、経済雑誌では、月次の経済産業統計の結果の一部を、定期的に掲載しているようなケースから、特定の記事の中でデータとして利活用しているケース、経済産業統計の結果のプレス発表を記事として掲載しているケースなどである。

なお、掲載件数は、記事の中で、経済産業統計名が表記されていれば記事1件としてカウントしているため、実際の利活用の仕方は大きく異なっている点に留意する必要がある。

図表 1-15 統計別の新聞・雑誌の掲載件数

統計名	件数	期間(年)	統計名	件数	期間(年)
鉱工業生産・出荷・在庫指数	67	1	容器包装利用・製造等実態調査	2	3
稼働率指数・生産能力指数	4	5	情報処理実態調査	7	3
製造工業生産予測指数	63	3	経済産業省特定業種石油等消費統計	0	5
鉱工業出荷内訳表	12	3	簡易延長産業連関表	3	3
鉱工業総供給表	11	5	地域間産業連関表	5	3
第3次産業活動指数	80	1	国際産業連関表	1	3
第3次産業活動能力・稼働率指数	0		総合エネルギー統計	7	3
全産業活動指数	49	1	石油製品需給動態統計	1	5
全産業供給指数	21	3	石油輸入調査		
工業統計調査	1380	3	石油設備調査	28	3
経済産業省生産動態統計	88	3	灯油及びプロパンガス消費実態調査	0	
鉄鋼需給動態統計調査	0		埋蔵鉱量統計	0	5
鉄鋼生産内訳月報	0		非鉄金属等需給動態統計調査	1	5
化学物質の製造・輸入量に関する実態調査	1	5	貴金属流通統計調査	1	5
機能性化学品動向調査	0		非鉄金属海外鉱等受入調査	0	
バイオ産業創造基礎調査	6	3	レアメタル生産動態統計調査	0	
砕石動態統計調査	0		電力需要調査	148	1ヶ月
生コンクリート流通統計調査	0		ガス事業生産動態統計	0	5
建設機械動向調査	3	5	中小企業実態基本調査	15	3
金属加工統計調査			規模別製造工業生産指数	151	5
繊維流通統計調査	11	5	規模別輸出額・輸入額	0	
革需給動態統計調査	0		規模別国内企業物価指数	0	
本邦鉱業のすう勢調査	3	5	倒産の状況	0	
商業統計	526	3	信用保証の状況	0	
商業動態統計調査	27	3	中小企業の企業数・事業所数	0	
特定サービス産業実態統計	73	3	下請中小企業短期動向調査	1	5
特定サービス産業動態統計調査	109	1	中小企業の経営指標	5	3
経済産業省企業活動基本調査	28	3	中小商業・サービス業設備投資動向	63	5
外資系企業動向調査	18	3	知的財産活動調査	59	3
海外事業活動基本調査	19	3			
海外現地法人四半期調査	6	3			
経済産業省設備投資調査	28	1			
工場立地動向調査	114	半年			
公害防止設備投資調査	20	5			
水質汚濁物質排出量総合調査	1	3			

注1: 調査対象とした新聞・雑誌は、日経テレコム 21 に掲載されている日経4紙(日本経済新聞、日経産業新聞、日経MJ(流通新聞)、日経金融新聞)、全国紙(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞)、地方紙(北海道新聞、岩手日報、河北新報、秋田魁新報、山形新聞、茨城新聞、下野新聞、上毛新聞、東京新聞、北國新聞・富山新聞、信濃毎日新聞、静岡新聞、中日新聞、京都新聞、神戸新聞、中国新聞、山陽新聞、日本海新聞、徳島新聞、四国新聞、愛媛新聞、高知新聞、西日本新聞、長崎新聞、佐賀新聞、熊本日日新聞、南日本新聞、琉球新報、沖縄タイムス)・専門紙、および雑誌の中の一部

注2: 掲載件数が0件であった統計の場合、調査期間は5年間としている。

(2) 経済産業統計の雑誌での掲載事例

次に、雑誌での経済産業統計の掲載事例について、紹介を行う。

統計名（略称を含む）により、雑誌の記事の抽出を行い、抽出した記事をみて、統計の利活用事例として紹介可能な記事をさらに抽出し、事例として整理を行った。そのため、例えば、数値のみを定期的に掲載しているようなケースは除くなどとなっている。

雑誌の記事の中で、統計の利活用状況を事例として紹介するものである。

<掲載事例を抽出した雑誌>

日経ビジネス、日経ビジネスアソシエ、週刊東洋経済、エコノミスト、日経ベンチャー、日経エコロジー、日経ビズテック、日経コンピュータ、日経情報ストラテジー、日経マイクロデバイス、日経 IT プロフェッショナル、日経 SYSTEMS、日経 PC21、日経 デジタル・エンジニアリング、日経ソリューションビジネス、日経ものづくり、日経 デザイン、日経 レストラン、日経 コンストラクション、日経アーキテクチュア、日経アドバンテージ、TKC 戦略経営者、薬事日報

図表 1-16 雑誌における経済産業統計の利活用事例（その1）

統計名	新聞・雑誌名称	掲載年月日	記事名称	内容・利活用事例	
鉱工業指数 (鉱工業生産・出荷・在庫 指数、稼働率指数・生産 能力指数、製造工業生 産予測指数)	エコノミスト	2006.10	日本経済総点検	・日本経済の現状を8つの視点から分析 ・経済の現状を分析する指標として、在庫指数に着目	
	日経ビジネス	2004.07	時流超流 景気読み筋	・景気の判断材料として生産者在庫指数をとりあげ分析	
	日経ビジネス	2007.05	時流超流 機械受注 ショックの行方	・機械受注統計を例に挙げ、各種統計のくせや符号を分析 ・稼働率指数を引用	
	エコノミスト		2007.04	景気観測	・製造工業生産予測指数などで目先の生産動向が予測できると記述
			2007.02	景気観測	・景気判断に製造工業生産予測指数を使用
			2007.01	経済データ 今週のポイント	・景気判断に製造工業生産予測指数を使用
			2006.10	景気観測	・景気判断に製造工業生産予測指数を使用
			2006.09	景気観測	・製造工業生産予測指数では、大幅な増産が見込まれていること等を指摘、景気は緩やかな拡大を続けていると分析
			2006.09	景気観測	・浮ついた株価の上昇に警戒すべきだ ・製造工業生産予測指数を図示。強気な計画を立てては敗れるということが続いていることを説明
	週刊東洋経済	2007.03	経済超入門	・マクロデータの分析のコツを講義。製造工業生産予測指数について言及	
	日経ビジネス		2004.10	時流超流 景気読み筋	・製造工業生産予測指数を用いて、景気の悪化を検証。企業の生産計画が5ヶ月連続で未達に終わったことをあげた
			2004.07	時流超流 株価1万 2000円の厚い壁	・企業の生産活動の先行指標として製造工業生産予測指数を引用
			2003.12	時流超流 景気読み筋	・企業の生産計画、実現率、予測修正率をもとに景気を予測

図表 1-16 雑誌における経済産業統計の利活用事例（その2）

統計名	新聞・雑誌名称	掲載年月日	記事名称	内容・利活用事例
鋳工業指数 (鋳工業生産・出荷・在庫 指数、稼働率指数・生産 能力指数、製造工業生 産予測指数)	日経ビジネス	2001.06	時流超流 景気読み 筋	・著者が注目している指数として製造工業生産予測指数を紹介 ・指数の修正方向と修正幅を追うことによって、企業がどのように判断を変えているかが分かるので、生産そのものの動きをおのずと予想できると説明
		2001.02	時流超流 景気読み 筋	・景気を判断する材料として引用
		2000.03	時流超流	・景気を判断する材料として引用
第3次産業活動指数	日経ビジネス	2005.09	時流超流 景気読み 筋	・代表的な内需サイクル指標として第3次産業活動指数について言及
		2003.06	時流超流 景気読み 筋	・景気を判断する材料として引用
全産業活動指数	日経ビジネス	2006.12	時流超流 景気深読 み	・全産業活動指数を用いて景気の凹凸を判断
		2001.6	時流超流 景気読み 筋	・全産業活動指数を用いて景気の凹凸を判断
	エコノミスト	2006.10	日本経済総点検	・8つの視点から日本経済を点検 ・賃金を労働投入の関係进行分析するため実質賃金を全産業活動指数で割った指標を図示
工業統計調査	日経ものづくり	2007.06	潮流	・日本の金型業界向けに即戦力となるツールが登場した ・工業統計(従業員規模別の事業所数)を引用し、金型業界は比較的規模の小さな企業が多いことを示す
		2006.12	シリコンアイランドにし てカーアイランド	・九州はシリコンアイランド、カーアイランドと呼ばれて久しい ・製造品出荷額を引用
		2000.01	エンプラ最新動向& 供給マップ	・エンジニアリングプラスチックの市場動向を分析 ・工業統計調査を引用して生産量が拡大していることを示す
		1999.02	トピックス 不景気？日 本の製造業の実態は 今	・製造業の実態において、巷の常識の思い違いを正す ・出荷額と付加価値額の指標を用いて、各種産業の実態を分析

図表 1-16 雑誌における経済産業統計の利活用事例（その3）

統計名	新聞・雑誌名称	掲載年月日	記事名称	内容・利活用事例
工業統計調査	日経エコロジー	2007.01	環境Q&A	<ul style="list-style-type: none"> 産廃の最終処分場の残余年数の算出について 自治体で作成される産業物処理計画は工業統計などを使って推計している
	日経ビジネス	2006.11	独創経営で勝つ会社	<ul style="list-style-type: none"> 価値を生み出す力に優れ、これから伸びる会社を検証 付加価値額が減少傾向にあることを図示
		2001.05	IT経営の波	<ul style="list-style-type: none"> 日立がITで地域活性化をめざす 事業所数、従業員数、製造品出荷額を用いて低迷している現状を説明
		2000.09	視点	<ul style="list-style-type: none"> 「重厚長大は過去のもの」というのは誤りであることを検証 付加価値額を業種で比較し、重厚長大産業は付加価値率の割合が高いことを説明
	日経ベンチャー	2006.08	破綻の真相 アイデア	<ul style="list-style-type: none"> 倒産した洋傘の老舗企業について分析 洋傘製造業の事業所数、出荷額推移により、業界全体の厳しい環境変化を説明
	日経アドバンテージ	2004.04	伝統産業復活とIT戦略(繊維製品)	<ul style="list-style-type: none"> ITを駆使して高付加価値の製品を開発している桐生市の繊維製品を紹介 桐生市の繊維製品の出荷額が年々減少していることを図示
		2004.03	伝統産業復活とIT戦略(雛人形)	<ul style="list-style-type: none"> 市場が縮小するなか、ネットで潜在顧客を開拓する企業を紹介 節句人形の出荷額が年々減少していることを図示
	日経デジタル・エンジニアリング	2002.12	これまでの5年 これからの5年	<ul style="list-style-type: none"> 金型産業について、分析検証 金型産業の市場規模を時系列で図示。規模が縮小していることを示す
	日経マイクロデバイス	2000.11	産業競争力 日本のLSI産業が危ない	<ul style="list-style-type: none"> 日本のハイテク産業を支えてきたLSI産業が危機を迎えている 付加価値額・雇用、従業者数・輸出額を他産業と比較し、半導体産業がリーディング産業であることを説明
	日経コンストラクション	2000.07	急拡大する浄化対策市場	<ul style="list-style-type: none"> 土壤環境センターは日本社会が現在抱える土壌・地下水汚染の対策費用試算 算出根拠として工業統計が使用された
経済産業省生産動態統計	エコノミスト	2007.02	IT在庫	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話の在庫が急増したが、景気失速には至らないと分析 携帯電話の生産台数を引用
	日経ビジネス	2003.09	時流超流	<ul style="list-style-type: none"> 株価の上昇基調、素材関連企業の復調を分析 国内粗鋼生産量を用いて、鉄鋼業界の復調を分析
	日経デジタル・エンジニアリング	2002.12	エアコン 需要変動への追従が大きく進歩	<ul style="list-style-type: none"> 家電の中でも、特にエアコンに着目し、その重要性、今後の課題等を分析 家庭用エアコンの生産額、平均単価、家電全体に占める割合を引用し分析

図表 1-16 雑誌における経済産業統計の利活用事例（その4）

統計名	新聞・雑誌名称	掲載年月日	記事名称	内容・利活用事例
商業統計	日経ビジネス	2007.05	百貨店サバイバル	<ul style="list-style-type: none"> ・競争が激化する大阪の百貨店事情を検証 ・商業統計の小売販売額の推移を大阪市北区、中央区で比較
		2007.04	席卷ドラッグストア	<ul style="list-style-type: none"> ・今や生活必需品になっているドラッグストアは2002年調査から新たな業態として加わった
		2007.02	進む消費者、追う統計	<ul style="list-style-type: none"> ・消費が盛り上っているスポットが消費統計から漏れている。消費行動の変化に統計調査が追いついていない現実がある ・アマゾン、楽天、駅ナカといった好調企業の売上は商業統計の対象外から漏れてしまっている
		2006.01	消費減速の半世紀へ	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店の店舗面積の増加傾向を説明
		2004.05	「食」の新勢力	<ul style="list-style-type: none"> ・「食」と主要市場の規模を比較するのに、商業統計を使用
		2004.03	小商圈で大きく稼ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・売り場面積当たりの商品販売額を図示。コンビニエンスストアが手本になることを説明
		2003.12	激闘！中食市場	<ul style="list-style-type: none"> ・社会変化に伴い中食市場の規模が拡大している ・中食市場の規模は商業統計の料理小売業+中食関連売上で算定するが数式には含まれない売上も多く、その確かな市場規模を算出するのは困難だ
		2003.09	ドラッグストア業界成長のメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラッグストアの店舗数、売上高を商業統計から引用
		2003.09	コンビニに絶対勝つ	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗数、販売額から業界全体の好調ぶりを説明
		2003.07	時流超流	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニの出店戦略が大きく変わり始めている ・商業統計のデータでコンビニ店舗数の増加傾向を説明
		2003.05	稼ぐ巨大店	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームセンターの躍進ぶりを店舗数、売上高の推移で説明
		2003.05	時流超流 菓子の浮き沈み、玩具で決まる	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の玩具・娯楽用品小売店が減少していることの根拠として商業統計を引用
		2003.05	新流通革命 稼ぐ巨大店	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームセンターはその動きが流通業界に大きなインパクトを与える業種である ・ホームセンターの店舗数、売上面積を引用
		2003.05	「都心一点集中」を攻める	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業事業所数は東京区部平均で減少、中央区、港区、江東区で増加しているという「都心集中」を説明
		2003.04	戦略 顧客開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・地方スーパーの平和堂を特集 ・年間商品販売額から、県内でのシェアを算出
		2003.02	楽天 第2の創業で成長維持	<ul style="list-style-type: none"> ・商業統計によると国内小売業販売額が前年同月割れするなか、楽天市場での取引総額は増加している

図表 1-16 雑誌における経済産業統計の利活用事例（その5）

統計名	新聞・雑誌名称	掲載年月日	記事名称	内容・利活用事例
商業統計	日経ビジネス	2001.07	的中率8割を誇る販売予測	・日本マクドナルドの販売予想システムは的中率8割を誇る ・GISデータを使ったシステムには国勢調査、商業統計等、各種データが埋め込まれている
		2000.10	IT経営の光と影	・情報先進企業はビジネスモデルを再構築できるのか検証 ・商業分析ツール(AIS)は人口動態や商業統計等、各種統計データを使い商圈を分析できる
		1999.12	物流を攻めろ	・商業統計を引用し、卸売業、小売業の売上高を比較。その差は巨額の-marginと複雑な物の流れ、多段階構造によるものと説明
		1999.11	田舎立地で売上高伸び率日本一 みった	・年間売上高伸び率84%で日本一になった福井県坂井町の「みった」を特集 ・みったが出店した町は商業統計で小売販売額が20億円にもみたくない規模の町である
		1999.06	景気こぼれ話	・百貨店統計の調査結果は商業統計の業態分類ごとの統計とトレンドが一致せず、消費動向を見るのに限界がある
		1998.09	敗軍の将、兵を語る	・量販店攻勢で衰退する電器店。消費者にとっても損失になると警鐘を鳴らす ・商業統計の数字を引用し、減少する電器店の現状を説明
	日経情報ストラテジー	2006.11	発見！イノベーション企業	・業界が衰退傾向にあるにもかかわらず、出店攻勢をかけている自転車販売「あさひ」を特集 ・自転車販売店の減少傾向を商業統計で説明
		2001.10	最前線 ファミリーマート	・4億円を投じてGSIを導入。商業統計や事業所統計など約3万項目の統計データや各店舗の売上データで分析ができる
		2001.10	急成長する中古品売買ビジネス	・中古小売店数の増加を商業統計で説明
		2001.09	革新企業	・商業分析ツール(AIS)は人口動態や商業統計等、各種統計データを使い商圈を分析できる
		2000.06	新世紀IT経営	・大手化粧品メーカーが導入した地理情報システムは、商業統計などの各種データを重ねて表示、分析できる
		2000.02	激戦区 日曜雑貨卸	・日用品卸売業の減少を商業統計で説明
		1998.10	営業に効くGIS	・GISは画面に人口、商業統計など外部データ、企業独自の売上や顧客情報を組み合わせて分析できる

図表 1-16 雑誌における経済産業統計の利活用事例（その6）

統計名	新聞・雑誌名称	掲載年月日	記事名称	内容・利活用事例	
商業統計	日経ITプロフェッショナル	2003.04	大型総合スーパーの業務プロセスを理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・大型総合スーパーの業務と情報システムを解説 ・総合スーパーを含む小売業の業態分類表を商業統計を基に作成している 	
	日経アーキテクチュア	2000.06	商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットショッピングが急速に拡大している。実際の店には商品を見て触って確かめたり、その場の雰囲気を楽しむ機能がより強く求められる ・商業統計の商店数、売り場面積を明示し、小規模商店が減少している現状を指摘 	
	日経ビズテック	2005.04	くよくよのラーメン	<ul style="list-style-type: none"> ・商業統計表には中華そば店という項目があるが、飲食店調査が休止のままなので最新データが存在しない 	
	日経デザイン	2004.04	このデザインがドラッグストアで勝つ	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラッグストアの絶好調ぶりを、事業所数、年間商品販売額、売り場面積といった指標で裏づけている 	
	日経レストラン		2004.02	春は賃金改定の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金改定の際、賃金構造基本統計や商業統計を参考にするのもよい
			2002.04	データは語る	<ul style="list-style-type: none"> ・外食産業の市場規模の算定に商業統計を使用
			2001.09	中食ビジネス必勝法	<ul style="list-style-type: none"> ・中食市場の市場規模を算出する際、商業統計を使用
	日経コンピュータ	2000.10	情報化先進企業の苦戦と再挑戦	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化先進企業がさらに前に進むため新たな情報化戦略に挑戦している ・商業分析ツール(AIS)は人口動態や商業統計等、各種統計データを使い商圏を分析できる 	
商業動態統計調査	日経コンピュータ	2002.12	新たな組織と手法で赤字を撲滅	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省は「商業動態統計調査システム」の開発を試行プロジェクトとして、EVMの実効性を検討中 	
企業活動基本調査	薬事日報	2007.10		<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省が発表した統計の母集団名簿に企業活動基本調査の名簿が使用されている 	
		2005.08		<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省が発表した統計の母集団名簿に企業活動基本調査の名簿が使用されている 	
		2004.08		<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省が発表した統計の母集団名簿に企業活動基本調査の名簿が使用されている 	
	日経コンピュータ	2000.07	提言 eビジネスで受託開発は増えない	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別の産業規模として、企業活動基本調査に基づく数値を引用 	

図表 1-16 雑誌における経済産業統計の利活用事例（その7）

統計名	新聞・雑誌名称	掲載年月日	記事名称	内容・利活用事例
海外事業活動基本調査	週刊東洋経済	2007.06	経常黒字の正体	・アジア全体より中国投資の収益率は低い ・海外進出企業の現地法人の売上高経常利益率を引用
		2005.08	誰のためのFTAなのか	・ASEAN4諸国の貿易における日系企業の割合を算出する際に使用
	日経ベンチャー	2006.06	2006年版中小企業白書	・中小企業のアジア進出増加傾向を、現地法人数の増加によって説明
	エコノミスト	2005.01	2005年株徹底予測	・日本の製造業の海外売上比率を引用
		2004.12	株価と企業業績	・日本の製造業の海外売上比率を引用。幅広い業種で売上を伸ばす企業が増えている
	日経ものづくり	2002.12	コスト削減策を進めれば品質トラブルは巨大化する	・コスト削減のため生じる不具合のリスクを分析 ・海外生産の増加傾向を示すため、年度別の海外生産比率を図示
	日経ビジネス	2002.10	脱日本で強くなる企業	・海外市場の重要性を分析 ・日本企業の海外現地法人売上高の推移を図示
海外現地法人四半期調査	エコノミスト	2007.03	なぜ、賃金は上がらなくなったのか	・景気拡大といわれても実感がない。なぜ、賃金が上がらないのか。3つの抑制メカニズムを検証 ・海外展開する企業が海外で雇っている労働者数を引用
		2005.12	2006年日本経済全予測	・中国に進出している日本企業の売上、そのうち現地販売シェアを引用
経済産業省設備投資調査	日経コンピュータ	2003.07	情報化投資の削減は組織の能力を損なう	・情報化関連投資額の前年度見込み比の調査結果を引用し、情報化投資の重要性を分析
	日経ビジネスアソシエ	2002.10	KEY WORD 民間設備投資	・「民間設備投資」をわかりやすく説明 ・設備投資計画対前年比伸び率（製造業）を引用し、企業が設備投資に慎重になっている現状を分析
情報処理実態調査	日経ソリューションビジネス	2007.05	IT投資で伸びる会社、沈む会社	・IT投資と企業業績の関係を分析。個別企業レベルでのIT投資の効果について定量的に実証研究する ・実証研究に用いるデータを情報処理実態調査から抽出
		2003.11	IT投資が事業収入に占める割合は上昇傾向	・企業のIT投資額の増減を引用。 ・セキュリティ対策の取り組み状況を示した図を引用

図表 1-16 雑誌における経済産業統計の利活用事例（その8）

統計名	新聞・雑誌名称	掲載年月	記事名称	内容・利活用事例
情報処理実態調査	日経コンピュータ	2004.08	中小・中堅市場はそれほど有望か	<ul style="list-style-type: none"> ・中小・中堅企業に対するIT業界の対応を分析 ・従業者規模別のIT投資額を図示
		1998.05	1998～2000年度国内コンピュータ市場展望	<ul style="list-style-type: none"> ・国内企業の情報システム予算のうち人件費の占める割合を引用
	日経ITプロフェッショナル	2003.12	広がるSCMの適用分野 業界横断のeラーニングが登場	<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理実態調査の調査結果を引用し、企業のシステム投資意欲を分析
		2002.08	ITエンジニアの雇用が消える？	<ul style="list-style-type: none"> ・ITエンジニアの雇用について分析 ・IT産業の雇用者数の上昇率を図示
	日経SYSTEMS	2004.07	時流をつかむ	<ul style="list-style-type: none"> ・システムトラブルの原因に関する調査結果を引用
総合エネルギー統計	日経エコロジー	2007.01	温暖化ガスの排出量はどのように調べているのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化ガスの排出量の集計に総合エネルギー統計が用いられていることを紹介
総合エネルギー統計	日経マイクロデバイス	2005.09	「ネットワークと環境」	<ul style="list-style-type: none"> ・総合エネルギー統計等をもとに作成した、国内エネルギー消費量を図示。家庭のCO2ガス放出が止まらない現状を説明
中小企業実態基本調査	TKC戦略経営者	2006.07	小規模企業の業況が足踏み	<ul style="list-style-type: none"> ・景気回復の裾野は広がっているが、企業の規模や地域によって回復の度合いには大きな開きがある ・1企業当たりの経常利益、設備投資額、売上高を引用
中小企業の経営指標	日経PC21	2005.03	エクセルで「会社の数字」を読む	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の実績を把握する方法を解説 ・業種別の経営指標を入手する方法として、中小企業の経営指標が毎年発表されていることを紹介

3. 経済産業統計の産業界での利活用事例

産業界（業界団体と企業）において、経済産業統計の利活用の実態を把握するため、それらでの利活用事例を、業界団体と企業へのヒアリングから把握した。

なお、産業界での利活用をみると、業界団体では、業界団体内部の調査等のために利活用する場合、業界団体の会員あるいは外部に向け統計の結果を用いる場合がある。また、企業では、自社での利活用を中心とする企業と第三者に情報提供を行うために利活用する企業、あるいは、その2つの方法での利活用が混在している企業がある。

そこで、これらの観点を考慮しつつ、業界団体と企業について、統計の利活用事例をヒアリングし、その結果をまとめた。

業界団体では、それぞれの業界団体に密接に関わる経済産業統計が利活用されている。また、業界団体では、自らの業界の概要を紹介する冊子等を作成しているケースがあり、それらでは、工業統計調査等を用いて全体の姿を概観するとともに、各業界団体と密接に関わる経済産業統計（場合によっては業界団体が自主的に行っている調査結果など）を用いて個別の状況を紹介しているケースもある。さらに、施策の効果等を業界団体として検討するためのツールの一つとして経済産業統計を活用しているようなケースもある。（図表1-17）

企業では、業界団体と同様に自社が属する業界の動向を把握するために利活用しているほか、マクロ的な経済の動向（変化）を把握しているケースがある。また、年次統計と月次統計を、利活用目的によって使い分けている点も明らかになった。さらに、金融関係など、経済予測関係を行う部署においては、直近の経済動向を把握するために活用していることから、年次よりも月次の経済産業統計の活用が活発である。（図表1-18）

具体的な利活用事例について、次ページ以降に、業界団体、企業の順に、経済産業統計ごとに整理した。

図表 1-17 業界団体等における経済産業統計の利活用事例（その1）

統計名	利活用事例	備考
<p>鋳工業指数(鋳工業生産・出荷・在庫指数、稼働率指数・生産能力指数)</p>	<p>経済動向(月次更新) HPで毎月1回、経済産業省での発表にあわせて発表。ネット上のみでの発表であるが、経済産業省の統計をみるより見やすいので利用されているようである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産・出荷・在庫の推移(製造業、化学工業(医薬品除く)) ・生産、出荷、在庫率の推移(小分類別) 	
	<p>毎月公表している冊子「鉄鋼需給の動き」に各種データを利用。この冊子は、毎月鉄鋼各社に説明のうえ、直近の鉄鋼需給動向の把握のために役立てている。また、HP上でも掲載し、鉄鋼業界のみならず、広く一般の方々に鉄鋼業への理解を深めていただくためにも利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋳工業生産・出荷・在庫指数の推移 ・産業機械別の活動指数 	
	<p>年報の発行の前段階の基礎的情報の収集、全般的な動向を把握する際に利用している。</p>	
	<p>年報の発行の前段階の基礎的情報の収集、全般的な動向を把握する際に利用している。</p>	
<p>工業統計調査</p>	<p>「グラフでみる日本の化学工業」(毎年発行)に活用 4～5千冊程度印刷、配布するとともに、HP上にもアップ。英文も作成。利用方法は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員企業の新人研修の教材 ・中・高等学校での教材(個人の教員が調達) ・国立大学の化学系の新入生への教材 ・協会職員が海外出張に行く場合に、日本の化学工業を紹介する冊子として活用 <p>データとして利用している項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷額の推移 ・従業者数の推移 ・都道府県別出荷額 <p>「工作機械統計要覧」(毎年発行)に掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所数や従業者数、出荷額を製造業全体と業種別(機械工業、工作機械工業別) <p>その他、年に1回程度、マクロ動向を把握するために結果を利用している。</p> <p>雇用調整による影響を把握する際に、工業統計の従業者数を活用</p>	

図表 1-17 業界団体等における経済産業統計の利活用事例（その2）

統計名	利活用事例	備考
経済産業省生産動態統計	<p>「日本の電機産業」(毎年発行)に活用(英訳も掲載) 5000部程度作成し、会員への配布、海外からの問い合わせに対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気・電子産業の分野別生産額、生産額の推移 ・製品別の生産台数と金額の推移 <p>その他に、日本電機工業会を紹介するパンフレットにおいても、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産動態統計の電気・電子産業の分野別生産額 <p>さらに、毎月発行している「重電・家電現況報告」においても活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月別の生産額 ・月別・年度中の品目別生産額(前年同月比、前年同期比) ・重電機器の生産額とその推移 ・家電機器の月別生産金額とその推移、前年同月比 ・品目別生産台数・金額等 	業種単位ではなく、製品単位で把握する必要があることから、生産動態統計を活用
	<p>「工作機械統計要覧」(毎年発行)に設備別に生産動態統計調査の結果を年間と、最新年次は月別に掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作機械製造業従業員数を、常用従業員数、月間実働延べ人員、指数を掲載。 <p>「工作機械需給動向 金属工作機械統計資料」(半年版、年間版を各1回発行)でも、活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械種別の生産、販売、月末在庫 <p>日本の工作機械産業を紹介する冊子にも掲載。工作機械メーカーに入社した新入社員に、工作機械産業を紹介するための冊子として活用されている。</p> <p>この他、減価償却制度の改定のための基礎資料を作成するデータとして活用。</p>	生産受注統計では受注しかわからないため、生産動態統計を活用
鉄鋼需給動態統計調査	<p>年に一度、鉄鋼消費量の推計(直近1年)を行うにあたり、関連する施設等の立地動向をおさえるデータとして利用している。</p> <p>毎月公表している冊子「鉄鋼需給の動き」に各種データを利用。この冊子は、毎月鉄鋼各社に説明のうえ、直近の鉄鋼需給動向の把握のために役立てている。また、HP上でも掲載し、鉄鋼業界のみならず、広く一般の方々に鉄鋼業への理解を深めていただくためにも利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗鋼生産量の推移 ・特殊鋼の生産、出荷の推移 	
商業動態統計調査	<p>年に一度、鉄鋼消費量の推計(直近1年)を行うにあたり、関連する施設等の立地動向をおさえるデータとして利用している。</p> <p>毎月公表している冊子「鉄鋼需給の動き」に各種データを利用。この冊子は、毎月鉄鋼各社に説明のうえ、直近の鉄鋼需給動向の把握のために役立てている。また、HP上でも掲載し、鉄鋼業界のみならず、広く一般の方々に鉄鋼業への理解を深めていただくためにも利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人消費関連指標として、小売業の販売額の前年同月比の推移 	

図表 1-17 業界団体等における経済産業統計の利活用事例（その3）

統計名	利活用事例	備考
経済産業省企業活動基本統計	年報の発行の前段階の基礎的情報の収集、全般的な動向を把握する際に利用している。	
海外事業活動基本調査	「グラフでみる日本の化学工業」(毎年発行)に活用 年間4~5千冊程度印刷、配布するとともに、HP上にもアップ。英文も作成。利用方法は以下のとおり。 ・会員企業の新人研修の教材 ・中・高等学校での教材(個人の教員が調達) ・国立大学の化学系の新生への教材 ・協会職員が海外出張に行く場合に、日本の化学工業を紹介する冊子として活用 データとして利用している項目は以下のとおり。 ・海外生産比率の推移 ・海外現地法人の売上高	
工場立地動向調査	年に一度、鉄鋼消費量の推計(直近1年)を行うにあたり、関連する施設等の立地動向をおさえるデータとして利用している。	
石油輸入調査	連盟の内部で、石油輸入の動きを把握する目的で見ている。	
非鉄金属等需給動態統計調査	年に一度、鉄鋼消費量の推計(直近1年)を行うにあたり、関連する施設等の立地動向をおさえるデータとして利用している。 毎月公表している冊子「鉄鋼需給の動き」に各種データを利用。この冊子は、毎月鉄鋼各社に説明のうえ、直近の鉄鋼需給動向の把握のために役立てている。また、HP上でも掲載し、鉄鋼業界のみならず、広く一般の方々に鉄鋼業への理解を深めていただくためにも利用している。	
石油製品需給動態統計	「今日の石油産業」(年1回)で活用。会員会社のほか、HP、関係者(国会議員、審議会委員、その他)へのDM、一般の方に配布。 ・わが国の石油製品別(燃料油)需要の推移 ・石油製品の輸入比率 ・わが国の国別原油輸入比率の推移 ・わが国の供給者別原油輸入比率の推移 ・わが国の原油輸入量とOPEC依存度・中東依存度の推移 ・石油製品別輸入構成比 ・主要石油製品の国別輸入構成比	
産業連関表	公共投資の波及効果を分析する際に用いた経験	
その他	経済産業局で作成している生産動態にデータを提供し、その結果を提供して利用している。	

図表 1-18 企業における経済産業統計の利活用事例（その1）

統計名	事業者等	利活用事例	備考
鉱工業指数 (鉱工業生産・出荷・在庫指数、製造工業生産予測指数)	鉄鋼系	社内向けに、会社がおかれている状況がわかるように、マクロの経済環境を把握するための資料を定期的に作成しており、その中で、鉱工業生産指数を活用している。このデータは、逐次更新している。月に一度経営層に情報として提供しているが、鉄鋼の他、電機関連の鉱工業生産指数なども含めている。	
	金融系	社外に対し、マクロ経済に関する情報提供を行っている。その中で、鉱工業生産指数を活用してレポートを作成している。情報提供先は、マスコミ等のほか、社内の運用部門向けに活用している。景気関連では、3ヶ月や半年といった単位で発表していることもあり、活用するのは月次データである。 ○月次の鉱工業生産、在庫指数と在庫率をグラフで示すほか、生産・出荷・在庫、在庫率の過去1年間の数値掲載。 ○電子部品・デバイスの在庫・在庫率の月次の変化 など	
	輸送用機械系	毎月、経営陣が、景況感を知るための資料として作成しているなかで、鉱工業生産指数を活用している。	
	材料系	グループ内の役員会等向けの資料として、産業動向等を示す資料を毎月作成し提出している。経済動向の定点観測である。その中で、鉱工業生産指数は業種別などの細かい区分別で活用している。	
	電機系	短期経済予測のレポート(四半期別)において、マクロ経済を説明する資料の一部として活用。 ○鉱工業生産指数、鉱工業の在庫率、電子・デバイスの在庫率 ○業種別の生産指数 短期の経済予測を行うにあたり、生産指数を活用している。なお、予測レポートは、グループ各社が、マクロ経済を理解するために活用している。	
	金融系	社外に対し、マクロ経済に関する情報提供を行っている。その中で、予測指数を活用している。	
第3次産業活動指数	金融系	社外に対し、マクロ経済に関する情報提供を行っている。その中で、予測指数を活用している。	
	輸送用機械系	中期(3年)の販売計画を作成するにあたり、その前提として環境予測を行う際に一つの指標として利用する。個人消費の変化をみるのが目的。	残業時間の変化なども消費の変化に関連してみている。

図表 1-18 企業における経済産業統計の利活用事例（その2）

統計名	事業者等	利活用事例	備考
経済産業省生産動態統計	鉄鋼系	業界団体が、毎年、消費の確定等を行っており、それらをもとに、予測値を算出している。この情報は、関係企業に同様に提供されている。 消費の確定や予測を行うにあたり、生産統計のデータを参考として活用している。	鉄鋼各社は、鉄鋼連盟のデータを活用していれば、ほぼ同様の使い方をしていることになる。
	材料系	社内向けの情報提供とともに、対外向けの調査レポートの中で、生産動態を説明する一つの資料として活用している。 ○工作機械の機種別生産額構成	生産動態統計は、自主研究（社内向けの情報提供とともに、対外的な情報発信を行う場合あり）を行う際に最もよく活用している統計の一つである。
商業統計	小売系	大型店を巡る外部環境分析を行うにあたり、個人消費の動向とともに、消費の動向を把握する点で活用している。 こうした外部環境分析については、短期的な販売計画ではなく、中長期的（3年ぐらい）な販売計画を作成する際に活用している。	外部環境分析にあたっては人口、消費、小売業の動向の3本柱をみている。
	材料系	対外向けの調査レポートの中で、コンビニエンスストア業界の現状を説明する一つの資料として活用している。 ○業態別の年間商品販売額、事業所数	
商業動態統計調査	マスコミ系	近年の販売動向に関する基本的な情報を得るために活用している。 なお、最近、小売業ではマイナス基調で推移し、一方、卸売業はプラス基調で推移していることから、これらについて、記事にできないか考えたりしている。ただし、卸売業では、消費財系と生産財系でも異なっており、ねたにはならないかもしれないと思ったりもしている。	消費動向については、企業サイドよりも、家計調査等の需要サイドからみるケースが多い。 チェーンストア協会や百貨店協会のデータを活用。
	金融系	社外に対し、マクロ経済に関する情報提供を行っている。その中で、予測指数を活用している。	
	輸送用機械系	定期的には利用しないが、個人消費の変化を把握する必要がある場合に、活用していることがある。	
	材料系	グループ内の役員会等向けの資料として、産業動向等を示す資料を毎月作成し提出している。経済動向の定点観測である。その中で、商業動態統計は、商業等の全体的な動きをとらえるため、全体で把握して活用している。	

図表 1-18 企業における経済産業統計の利活用事例（その3）

統計名	事業者等	利活用事例	備考
商業動態統計調査	小売系	大型店を巡る外部環境分析を行うにあたり、個人消費の動向とともに、消費の動向を把握する点で活用している。なお、百貨店やスーパーマーケットの業界団体が発表しているそれぞれの販売動向の動きとあわせて活用している。 こうした外部環境分析については、短期的な販売計画ではなく、中長期的(3年ぐらい)な販売計画を作成する際に活用している。	
外資系企業動向調査	材料系	社外向けに情報発信するレポートのなかで、使うことがある。	
海外事業活動基本調査	電機系	中期・短期経済予測レポートにおいて、経済動向を分析するための一つの指標として活用している。 ○産業別海外生産比率の推移	
	材料系	社外向けに情報発信するレポートのなかで、使うことがある。	
工場立地動向調査	電機系	中期・短期経済予測レポートにおいて、経済動向を分析するための一つの指標として活用している。 ○工場立地件数と資本財出荷指数(除く輸送機械)を一体的にグラフで説明	
産業連関表	金融系	波及効果、産業構造の分析を行う際に活用する。例えば、原油価格が上昇した場合に、投入構造をみて、どの産業に影響が強くなるかなどの分析に活用する。	
	輸送用機械系	自動車の波及効果(金額、雇用等)を把握する必要がある場合に利用している。	
	電機系	構造分析を定期的に行っており、電機や一般機械、建設機械等の生産性が代わった場合のシナリオ作成したうえでの産業全般への影響をみる際に活用している。	

4. 経済産業統計の利活用意向

1章の冒頭に整理したような経済産業統計のユーザーの類型化に基づき、以下を対象に、「経済産業統計の利活用促進に関する意識調査」（以下、「意識調査」と略す）を実施した。

この「意識調査」の概要については、参考資料1に、目的、調査対象と回収状況、実施時期などについて紹介している⁵。ここでは、「意識調査」の結果を用いて、経済産業統計のユーザーによる経済産業統計の利活用意向について把握、分析を行う。

①目的

経済産業省が作成する統計の利活用意向、統計に関するニーズ等を収集し、経済産業統計の利活用促進の方針検討等に活用する。

そのため、ユーザーの属性を考慮し、調査の対象ごとに調査項目や選択肢を変えている。

②調査の範囲

<調査の対象（分類）>

- 研究者
- 業界団体
- 企業（自社で利活用するほか、第3者に情報提供等を行うために利活用する企業：放送、出版、新聞、ニュース供給業等）
- 企業（自社で利活用するほか、第3者に情報提供等を行うために利活用する企業：シンクタンク、情報提供サービス等）
- その他の企業
- 一般個人（インターネットアンケートモニター、経済産業省統計ホームページ利活用者）

ただし、インターネットモニター調査は、面接・郵送調査と比べて標本に偏りがあること等が指摘される。⁶

<調査の期間>

平成19年11月30日（配布）から平成20年1月8日の間

⁵ 「意識調査」は、経済産業統計の今後の利用意向のほか、経済産業統計へのニーズや二次的利用に関する意向もあわせて調査している。「意識調査」の結果は、それぞれ該当する項目部分に掲載している。

⁶ 今回のインターネット調査のうち、インターネットアンケートモニター調査ではインターネット調査事業者の登録インターネットアンケートモニターを対象として無作為に抽出して実施している。したがって、このようなインターネットアンケートモニター制度を認識しており、かつ登録しているインターネット利用者が母集団となっている。また、インターネット調査のうち経済産業省統計ホームページ利用者については、調査期間中に経済産業省の統計ホームページを閲覧した人のうち、意識調査に関心を持った人が対象となっている。

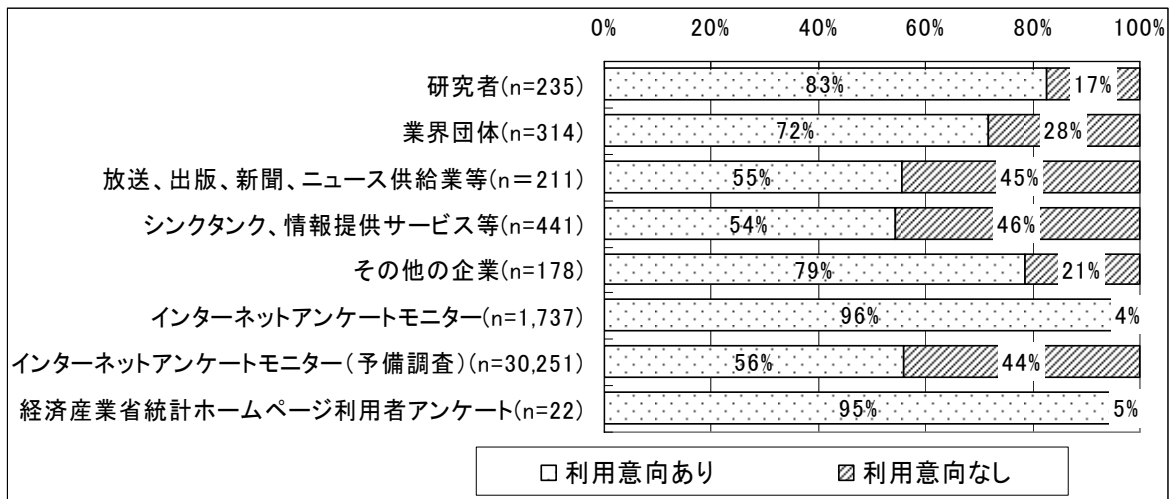
(1) 利活用意向の有無（属性別）

今後の経済産業統計の利活用意向を属性別にみると、郵送調査の結果、回答が得られた研究者の83%、その他の企業の79%、業界団体の72%、放送、出版、新聞、ニュース供給業等の55%、シンクタンク、情報提供サービス等の54%の順で、統計情報の利活用意向があった。

なお、回答が得られなかった標本について利活用意向がないと仮定すると、業界団体の47%、研究者の20%、シンクタンク、情報提供サービス等の19%、放送、出版、新聞、ニュース供給業等の17%、その他の企業の14%で利活用意向があるものと推定される。

また、インターネットモニター調査の結果、インターネットアンケートモニターの56%でなんらかの統計利活用意向があることが示された。郵送調査と同様に、回答が得られなかった標本について利活用意向がないと仮定すると、34%で利活用意向があるものと推定される。

図表 1-19 今後の利活用意向の有無（「意識調査」）



注：インターネットモニター調査は予備調査と本格調査の二段階で実施した。予備調査で利用意向のあった標本を本格調査の対象とした。インターネットアンケートモニター（本格調査）の利用意向が96%と高いのはこのためである。

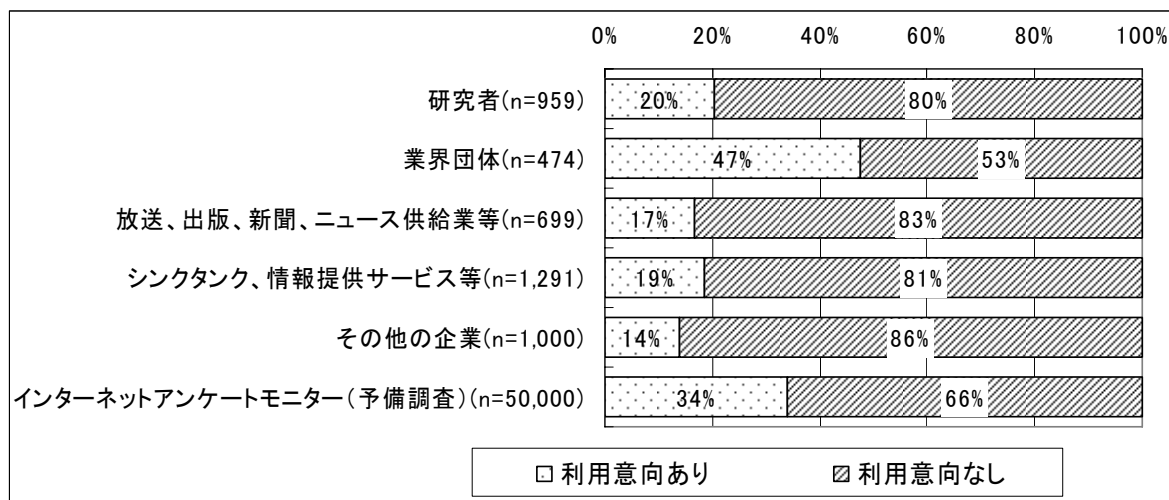
参考：回収状況

調査対象	配布数	回収数	回収率
研究者	1,000	235	24%
業界団体	500	314	63%
放送、出版、新聞、ニュース供給業等	700	211	30%
シンクタンク、情報提供サービス等	1,300	441	34%
その他の企業	1,000	178	18%
郵送調査 計	4,500	1,379	31%
インターネットアンケートモニター（本格調査）※1	16,902	1,737	10%
インターネットアンケートモニター（予備調査）※2	50,000	30,251	61%
経済産業省統計ホームページ利用者アンケート	—	22	—

※1 予備調査の結果、経済産業統計の利用意向がある回答者 16,902 人から順に調査協力依頼を送付しつつ、予定回収数 1,500 に達した時点で締め切る方式とした。

※2 登録インターネットアンケートモニター50,000 人に対し、順に調査協力依頼を送付しつつ、予定回収数 30,000 に達した時点で締め切る方式とした。

図表 1-20 今後の利活用意向の有無
 (非回収標本について利用意向なしと仮定した場合)



注:n 数は、配布数から未到着分を除いた数

なお、以下の「意識調査」の結果については、今後の利活用意向において「利用意向あり」と回答した者を対象としている。なお、対象が異なる場合は、注を設けている。

(2) 利活用目的（属性別）

属性別に利活用目的について把握を行った。なお、属性により、利活用目的に違いがあると想定したことから、それぞれの属性ごとに利活用目的の選択肢に違いがあることに注意が必要である。

まず、研究者をみると、「研究論文作成」(71%)、「一般的な経済社会動向等の把握」(62%)、「学生や後輩、生徒等に対する教材」(50%)の利活用意向が強い。

業界団体では、「業界の動向把握」(74%)を目的とする利活用意向が強い。

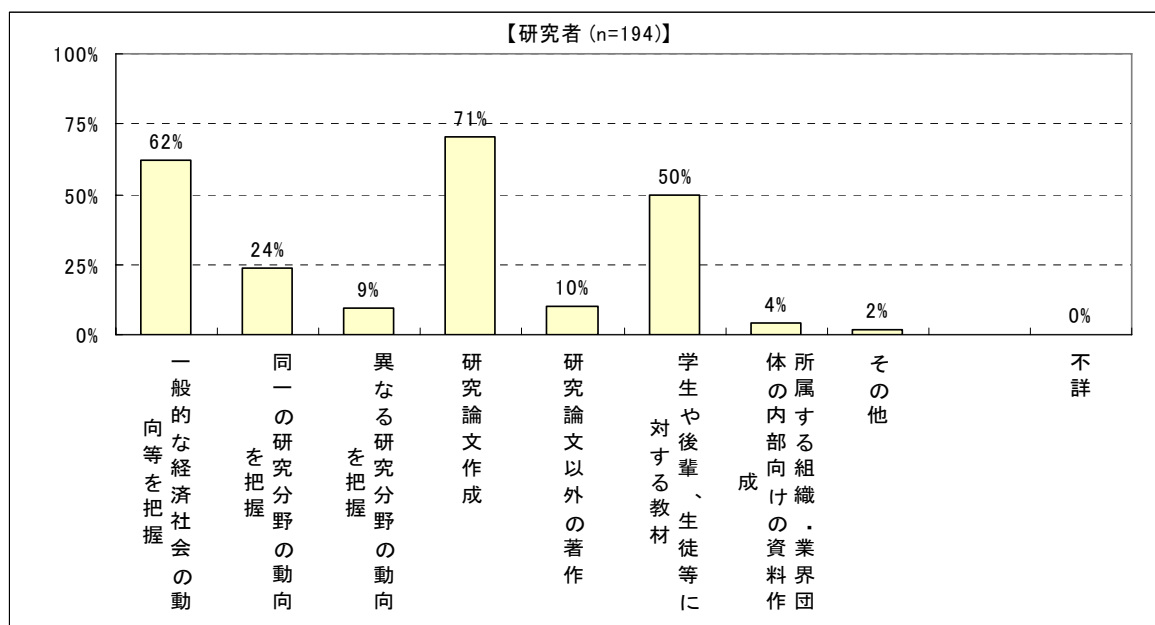
企業について、自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業である放送、出版、新聞、ニュース供給業等では、「統計結果の公表に関する報道記事や番組」目的の利活用が、利活用者の62%と最も高く、次いで「統計結果を利活用した特集記事や番組」(42%)、「経済状況等の把握」(39%)を目的とする利活用意向が強い。シンクタンク、情報提供サービス等では、「調査・研究・コンサルティング資料等」作成(72%)を目的とする利活用意向が強い。

主に自社のために利活用するその他の企業では、「一般的な経済状況の把握」(65%)、「市場動向の把握」(58%)を目的とする利活用意向が強い。

一般個人では、インターネットアンケートモニターでは、「私的な関心・興味（経済動向等の知識・情報として）」(54%)、「業務上の目的（経済動向等の知識・情報として）」(47%)を目的とする利活用意向が強い。

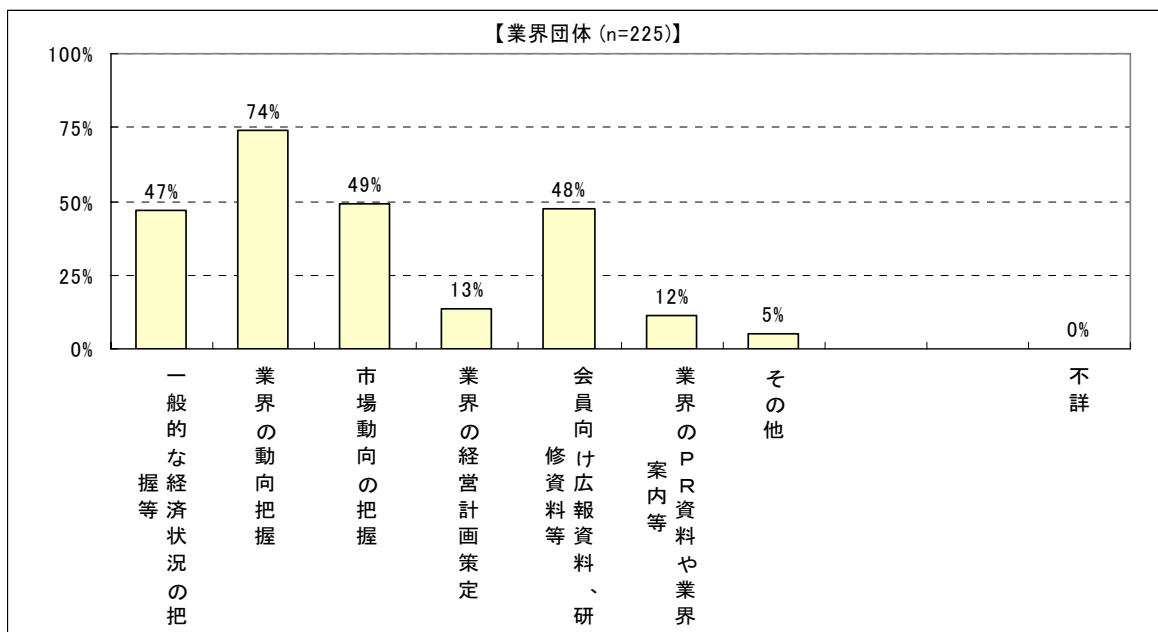
図表 1-21 統計の利活用目的 (1/4) (複数回答) (「意識調査」)

【研究者】

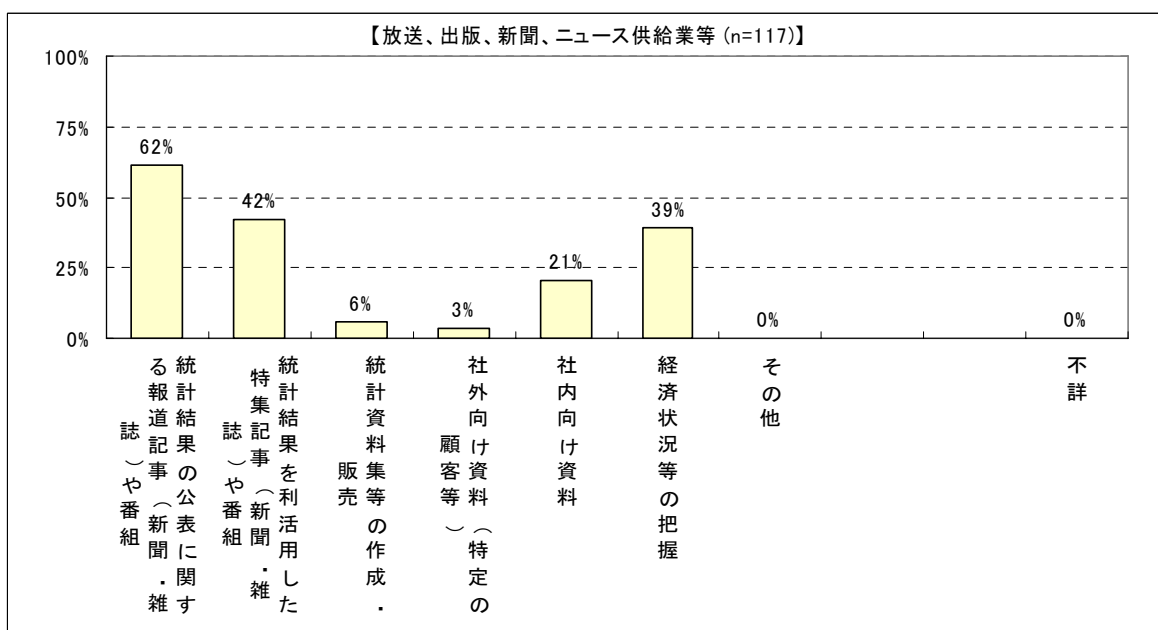


図表 1-21 統計の利活用目的 (2/4) (複数回答) (「意識調査」)

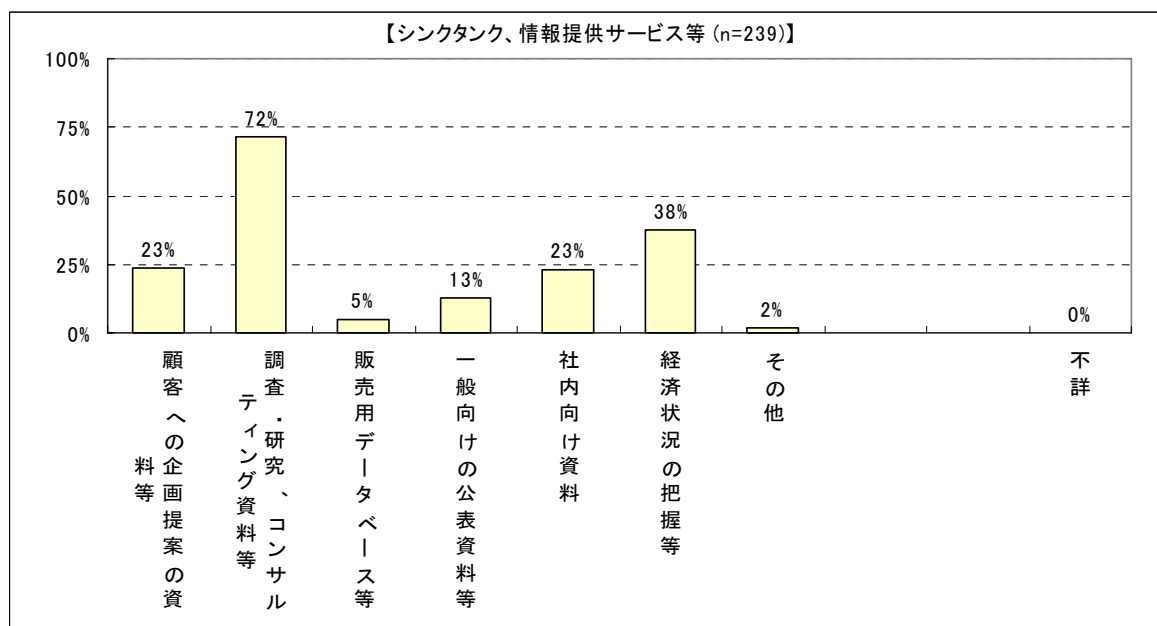
【業界団体】



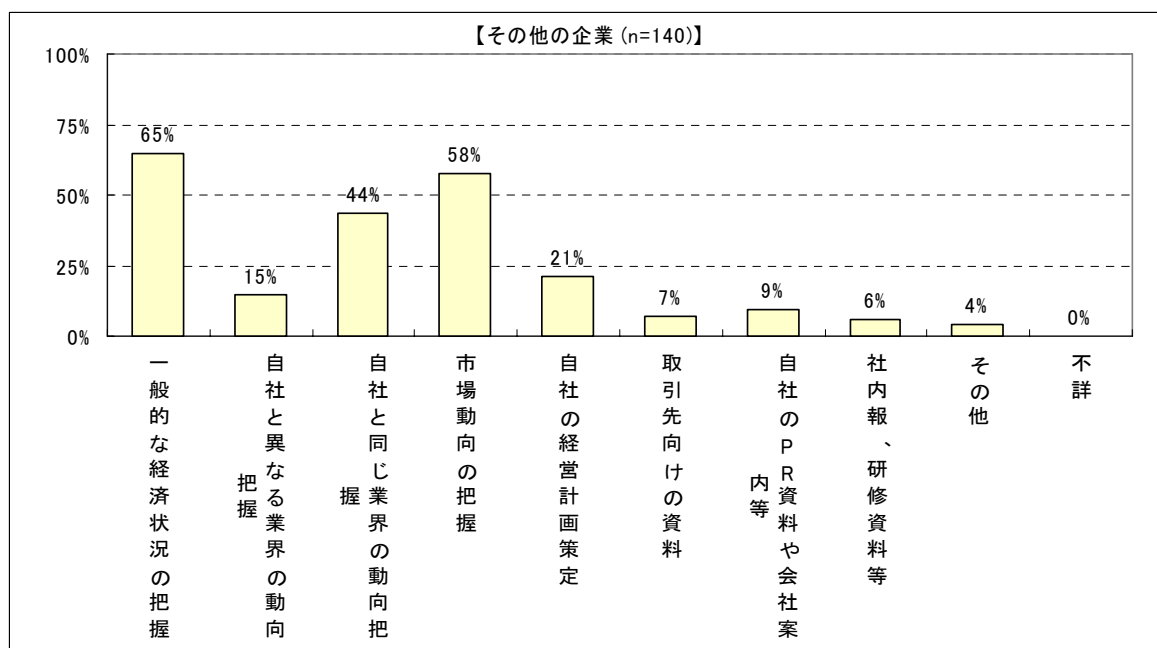
【企業 (自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】



図表 1-21 統計の利活用目的 (3/4) (複数回答) (「意識調査」)

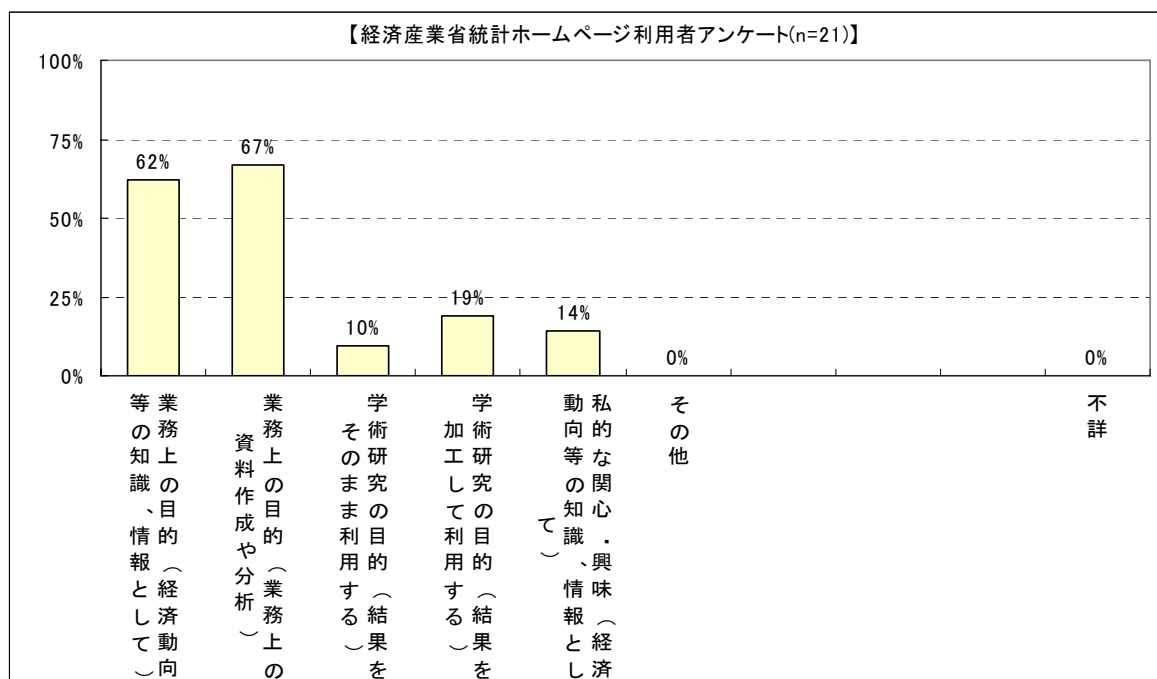
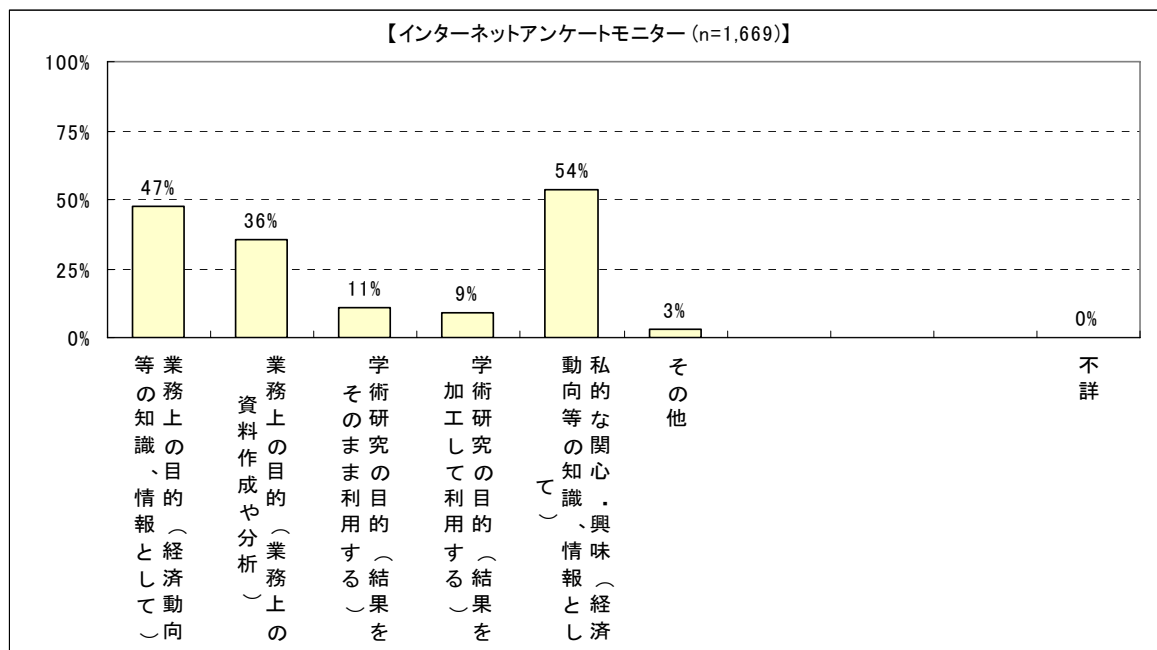


【企業 (主に、自社のために利活用する企業)】



図表 1-21 統計の利活用目的 (4/4) (複数回答) (「意識調査」)

【一般個人】



(3) 利活用したい統計（属性別）

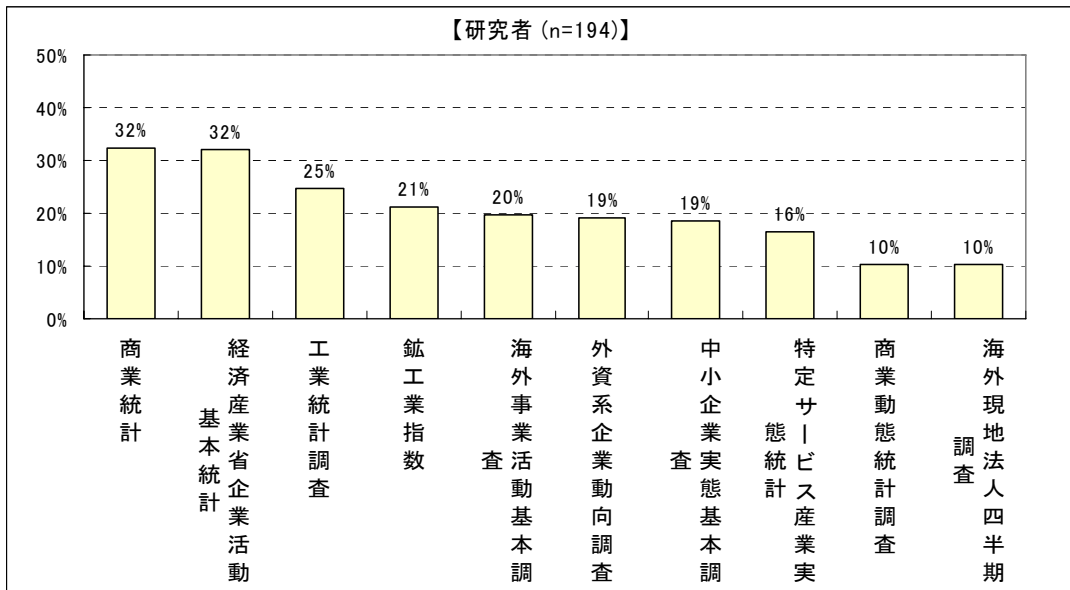
今後利活用したい統計をみると、「商業統計」「経済産業省生産動態統計」に対する利活用意向が強い。

研究者では「経済産業省企業活動基本統計」「海外事業活動基本調査」「外資系企業動向調査」「中小企業実態基本調査」等の企業データに関する利活用意向が強い。

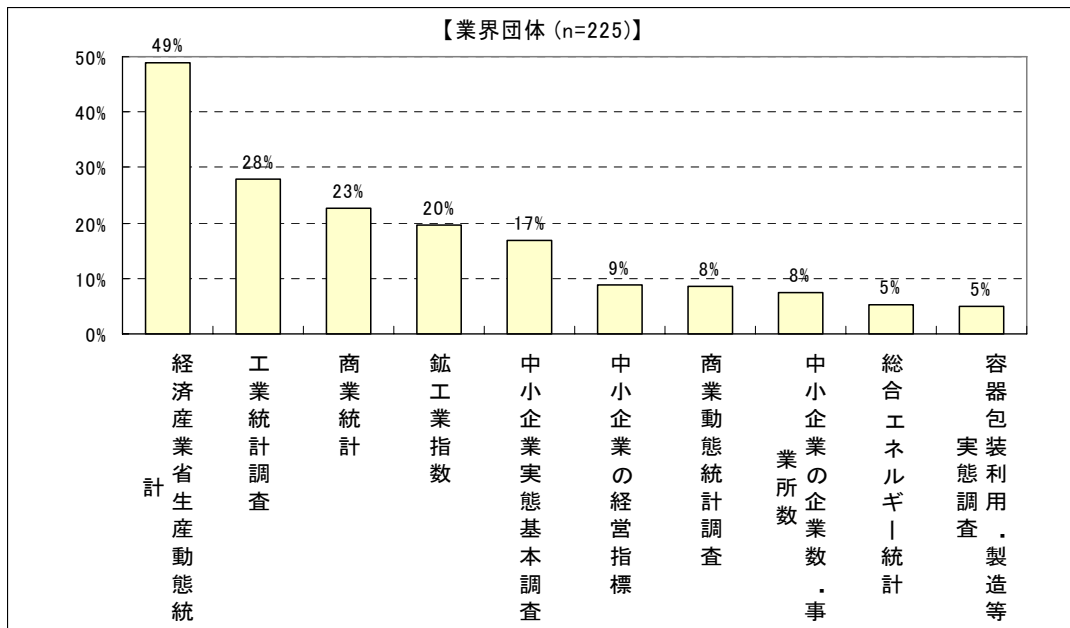
また、インターネットアンケートモニターでは、「情報処理実態調査」「特定サービス産業実態統計」の利活用意向が強く、登録インターネットアンケートモニターはIT関連分野に関心が高いであろうことと関連していることが窺える。

図表 1-22 統計別の利活用意向（1/4）（複数回答）（「意識調査」）

【研究者】

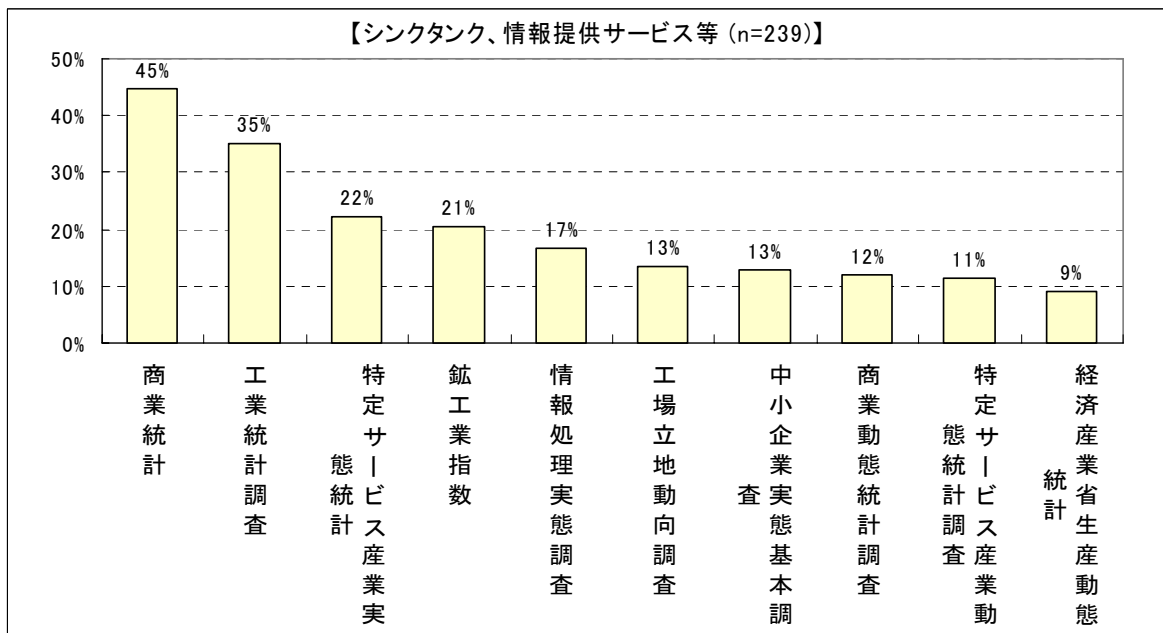
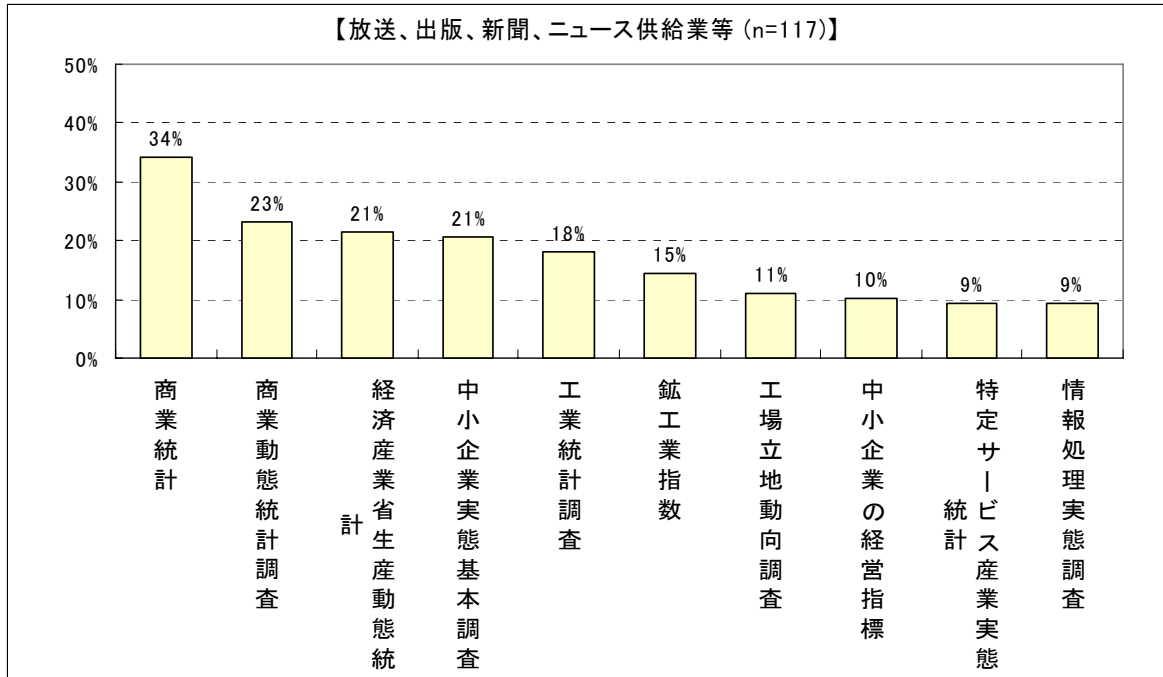


【業界団体】



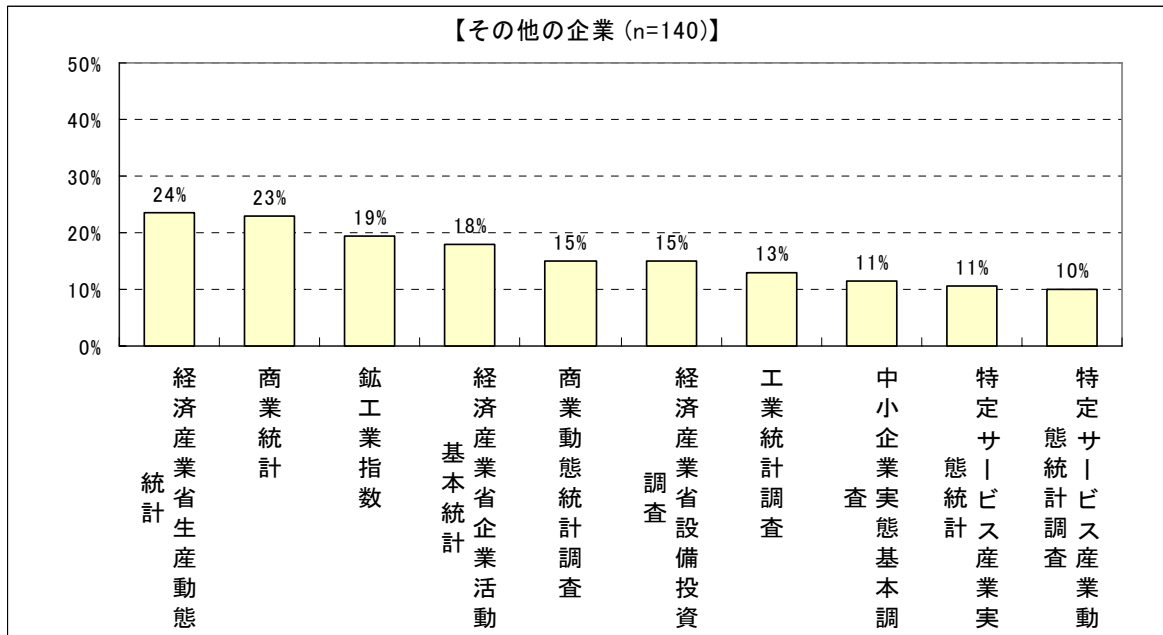
図表 1-22 統計別の利活用意向 (2/4) (複数回答) (「意識調査」)

【企業 (自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】

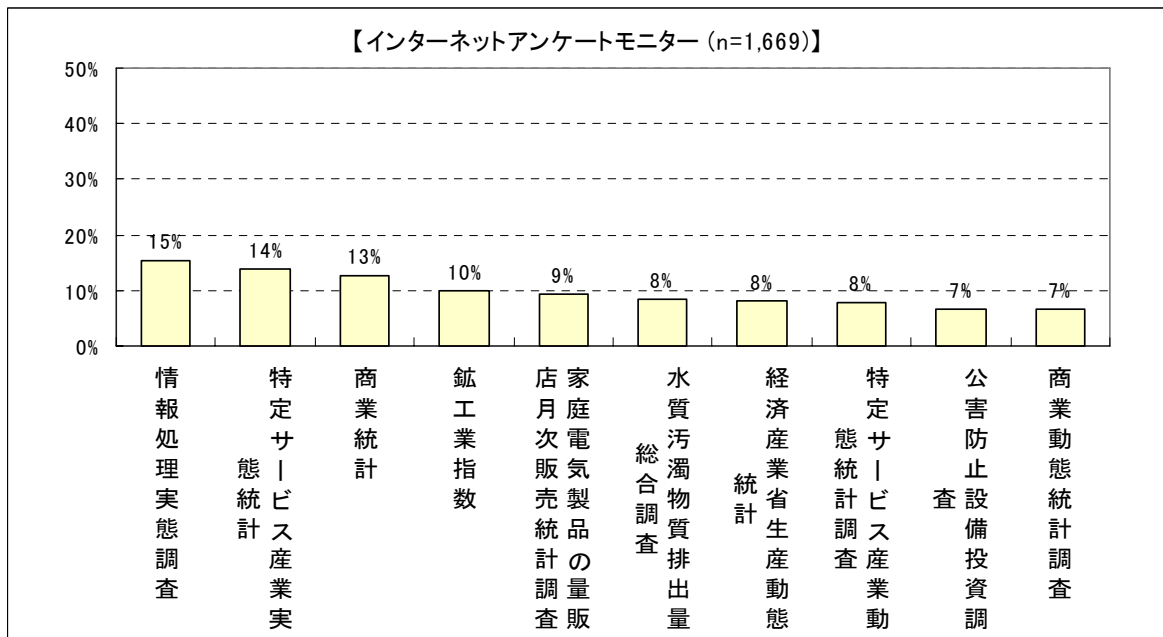


図表 1-22 統計別の利活用意向 (3/4) (複数回答) (「意識調査」)

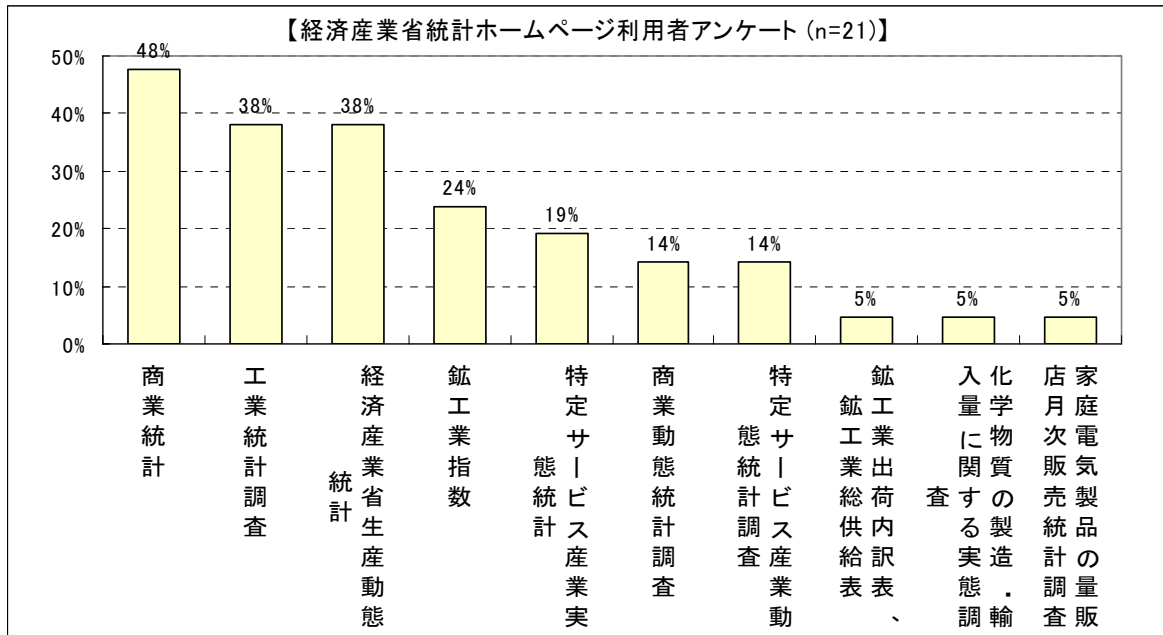
【企業 (主に、自社のために利活用する企業)】



【一般個人】



図表 1-22 統計別の利活用意向 (4/4) (複数回答) (「意識調査」)



(4) 利活用方法（属性別）

利活用目的のある統計に関する利活用方法（加工・分析など）について、具体的な例を属性別、分析・編集方法別に整理すると、以下のようになった。

地域別分析や時系列分析等の利活用方法が多い傾向にある。

【研究者】

分析・編集方法	例
地域別分析等	都道府県別の稼働率を求め、生産関数を推計する
	設備投資調査を諸外国のデータと比較したい
時系列分析等	各年の比較
	超長期のデータをもれなく継続的に収集し、トレンド分析などを行いたい。
個票データを用いた分析等	個票データを用いた回帰分析
	個票データを用いたパネルデータ分析
	企業レベル(個票)データを用いた経済パフォーマンス(生産性・効率性等)の推計。
図表化	地域特性がわかるような表やグラフの作成
その他	クロス集計、因子分析、クラスター分析
	要因分解法、オッズ比の計算
	計量分析手法を使った加工

【業界団体】

分析・編集方法	例
地域別分析等	地域の特徴を見出したい
	海外との比較
時系列分析等	月次・年次動向をグラフ化し、傾向分析している
	前年同期との比較
	年(1～12月)ないし、年度(4～3月)の累計ならびに前年比を作成
	需要予測を年次・四半期・年次で行う。予測モデルを構築

【企業（自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業）】

放送、出版、新聞、ニュース供給業等

分析・編集方法	例
地域別分析等	地域内・広域圏内のデータはあるが全国的傾向、他域との関連、全国の中のランクなどに関するデータが必要
	東北、関東、中部などブロック別、都道府県別比較をしたい。
	県内の経済・社会の実態を報道する。
	大規模工場が進出した場合の地域経済への波及効果を、投資費用と比較して論じたい。公的資金投入の是非の判断材料にしたい。
自社分析等	自社との比較をしたい
	自社戦略に対応した加工・分析をする。
	経済情勢の把握に利用し、事業報告等に盛り込みたい。

シンクタンク、情報提供サービス等

分析・編集方法	例
地域別分析等	地域別集計(町・字別)
	地域間の域際収支の把握等
	地域ごとの特化度、成長度の分析
	地域特性と地域活性産業の相関
	県内、地域内の産業を全国と比較する
時系列分析等	経緯のグラフ化
	前年前月比伸び率
	経年変化と外的要因(環境要因等)との相関分析
	月次、四半期、年次ごとの経済動向を把握するためのツールとして活用
	すべての統計は年次推移の確認による市場トレンドのバックデータとして活用
クロス集計等	各種統計において全国市区町村単位、産業分類(小分類)での時系列推移をみたい
推計等	トレンドの推計、交通との関連
図表化	図上プロット

【企業(主に、自社のために利活用する企業)】

その他の企業

分析・編集方法	例
地域別分析等	海外主要国の数字と比較(特にBRICS地域を含めた数字)
	地域経済分析に用いるので、都道府県別・地域別に加工して相対比較などを行う
	現状他に手に入る統計調査(人口メッシュデータ、スーパーマーケット名鑑他)と組み合わせて、地域別の購買力分析
	地元工業等の全国シェアの算出等
時系列分析等	時系列で状況把握を行いたい。グラフ化は必須。
	集計したデータを元に指数化し、その指数を元に当月、翌月の伸び率、実現率及び予測修正率を分析
自社分析等	当社の展開する需要分野毎の実績と業界動向の整合性、予算計画策定時の数値条件等設定根拠とする。
	統計データの推移と自社、業界の業績推移の比較分析を行いたい
	経営にかかわる各種指標(サービス業界自体の動向)の調査
相関分析等	設備投資調査を利用して売上との相関、予測
	指数について当社の経営指標との相関を調査し、将来の予測算出に利用する。
図表化	同一事業領域製品のカテゴリ別台数・金額のトレンドのウォッチ。グラフを用いてビジュアル化。
	全体の経済の状態をわかりやすく図示する。グラフによる推移、在庫、出荷バランス等
	在庫循環図作成

5. 第1章のまとめ

(1) 統計の利活用状況

1. ～4. までの経済産業統計の利活用状況の把握結果を踏まえると、経済産業省が作成する統計のユーザーとその利活用については、以下のような特徴があると考えられる。

○統計は、産業界や研究者、一般国民に広く利活用されている。

統計ユーザーについては、統計を直接利活用するユーザーとともに、新聞や雑誌・書籍、さらには、社内等で作成された報告などを通じて、広く利活用されている。当初に、統計ユーザーについての類型化を行ったが、それらのいずれかの類型に属する企業や研究者、一般で、広く利活用されていると考えられる。

○経済産業統計は、社会生活を送るうえで必要な情報の一つとしての位置づけがある。

次に、統計の利活用目的や利活用方法の実態をみると、統計ユーザーの類型化にも関連し、多種多様である。

放送、出版、新聞、ニュース供給業等では、結果の公表や結果を利活用した記事や番組における利活用、シンクタンク、情報提供サービス等では自社の業務に関連した利活用、研究者では研究論文の作成のための利活用、業界団体では業界の動向把握や会員への情報提供としての利活用、一般個人では統計結果を用いた新聞や雑誌を読むあるいは仕事上必要な知識としての利活用等となっている。

属性に応じた利活用目的等から考えると、社会生活を送るうえで、必要な情報の一つとして位置づけられており、社会的な基盤の一つとしての役割を果たしていると考えられる。

○統計の結果や概要などの提供コンテンツの検討の重要性がある。

経済産業省が統計ホームページで提供している統計へのアクセス状況をみると、統計により、「調査の概要」、調査結果における「結果の概要」や「統計表」などへのアクセスに違いが生じている。

なお、これらは、統計の特性、ホームページへの掲載方法による違いもあると想定されるが、いずれのコンテンツについても、利活用の立場でわかりやすく充実していくことが必要である。「統計表」のみを充実することではなく、「結果の概要」などの内容の一層の充実も必要である。

○今後の利活用ニーズも高く、ニーズに応じた提供が求められる。

今後の利活用意向をみると、属性により多少の違いはあるものの総じて高くなっており、なかでも、その他の企業や研究者、業界団体などで特に高くなっている。

今後の利活用意向の高さを踏まえ、引き続き、経済産業統計を、利活用のしやすさの観点から提供していくことが必要である。そのためには、利活用意向とあわせ、次章のニーズを配慮していく必要がある。

(2) ユーザー別の利活用状況

ここまで、意識調査、ヒアリング、文献検索等により、経済産業統計の利活用実態を把握してきた。それらの結果をもとに、経済産業統計のユーザー別の利活用の実態について、ユーザーの属性と区分、利活用の実態等の例示を取りまとめた。

【研究者（大学等の研究者・学生）】

目的	利活用の実態等(例示)
教材（教育的立場）	学生に対する講義資料として活用
	日本経済の実態を正確に、視覚的に把握して学生に伝えるため
教材として学ぶ(学生)	学生が、マクロの経済動向を把握するために利活用
	統計データのハンドリングを学ぶ
	卒業論文や修士論文等を執筆する際に活用
論文作成	地域経済の研究者が、地域産業の動向を把握・分析するために利活用(工業統計調査、商業統計、工場立地動向調査 など)
	経済学者が、経済モデル作成のため
	都市計画関連の研究者が、小売店舗の立地と地域の土地利活用の関係の分析に利活用(商業統計)
	税制が経済活動に与える影響を把握(地域間産業連関表・延長産業連関表)
研究活動	自身の研究が特許に結びつくかを検討(知的財産活動調査)

【業界団体】

利活用セクション等	利活用の実態等(例示)
広報関連部署	会員・一般向けに、業界の概要を紹介するための冊子を年に1回作成。英語版も作成し、海外にも情報発信。(工業統計調査、海外生産比率や現地法人の売上高、エネルギー需要の推移等)
会員への情報提供	会員に業界全体や関連する分野の需給動向を定期的(月に1回、半年に1回など)に知らせるための冊子に利活用(素材系や電機系の業界団体で、鉱工業生産・出荷・在庫指数、生産動態統計)
調査担当セクション	公共投資の波及効果を分析するために産業連関表を活用
	業界としての年間の生産見通しの推計を行うための基礎的な資料として活用(工場立地、需給動態統計、商業動態統計など)
	会員企業の経営指標と全国の動向を比較分析

【企業（自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業）】

業種等	区分	利活用の実態等(例示)
放送、出版、新聞、ニュース供給業等	マスコミ関連の記者	新聞や雑誌等の記事を作成するための基礎的な情報の一つとして活用
		統計の発表そのものを記事として提供
		主婦層向けの一面記事に向けての記事テーマの分析に活用
	雑誌編集者	定期的に経済産業統計の代表的な数値を、雑誌に掲載
	地方新聞	地域データを中心に他県との比較を重点的に、読者に伝えるために活用
ニュース供給業	ニュースの文章作成に当たり各種の統計数値を参考に活用	

業種等	区分	利活用の実態等(例示)
情報サービス業系(シンクタンク等)	シンクタンク	大型小売店の出店にともなう中心市街地の商店街への影響力についてハフモデルで分析するために活用(商業統計)
		工場の各地への立地理由の分析(工場立地動向調査)
		経営分析、観光産業の経済効果の分析
	地域シンクタンク	県内の産業動向分析(工業統計調査、商業統計、特定サービス産業実態調査など)
		地域単位での市場規模を算出(特定サービス産業実態調査)
	市場調査会社	市場トレンド把握のためのバックデータとして各統計の年次推移を把握
	経営コンサルティング	経営コンサルティングでは、企業の経営分析等のための基礎資料
		顧客への企画提案の資料作成に活用
情報通信	中堅・中小の製造業のIT投資トレンドの把握(情報処理実態調査)	

【企業（主に、自社のために利活用する企業）】

業種等	区分	利活用の実態等(例示)
金融機関	地域金融機関	地域金融機関では、地域別の経済動向等の時系列・全国シェアの分析 中小企業の動向の把握(中小企業実態基本調査)
上記以外の企業	エコノミスト	経済予測等を行うための関連情報の収集のため、月次統計の鉱工業指数や生産動態統計、商業動態統計などを活用
	経営者層	マクロな経済動向や業界動向を、調査担当セクション等が作成した社内レポートで把握
	調査担当	マクロな経済動向を経営層に情報として提供するための内部資料作成に定期的に利活用(機械系、電機系、素材系)
		社内の売上げ等に関するデータとあわせ、関連する情報を提供(機械系)
		グループ内の各社にマクロ的あるいは業界の動向を伝えるための資料作成に用いる(海外生産比率、工場立地と資本財の出荷指数 など)
		企業の経営指標について、自社との比較分析
	中長期計画担当	自社と同じ業界の動向把握。具体的には、売場面積に対する販売額の割合(小売系)
		事業展開の基礎資料(食品系)
		長期的な販売計画や生産計画を立てるために活用(素材系、機械系、小売系)
	商品企画担当者	過去のトレンド分析から今後の予測の策定
自社の経営指標との相関から将来予測算出に利活用(鉱工業指数)		
営業担当	自社商品企画の経営陣へのプレゼン資料の基礎資料の根拠として利活用(情報処理実態調査)	
	主要顧客の業界を把握するため 主要顧客の国内と海外での設備投資の動向の把握(機械系) 複数の統計調査を組み合わせる地域別の購買力の分析(商業統計など)(食品系)	

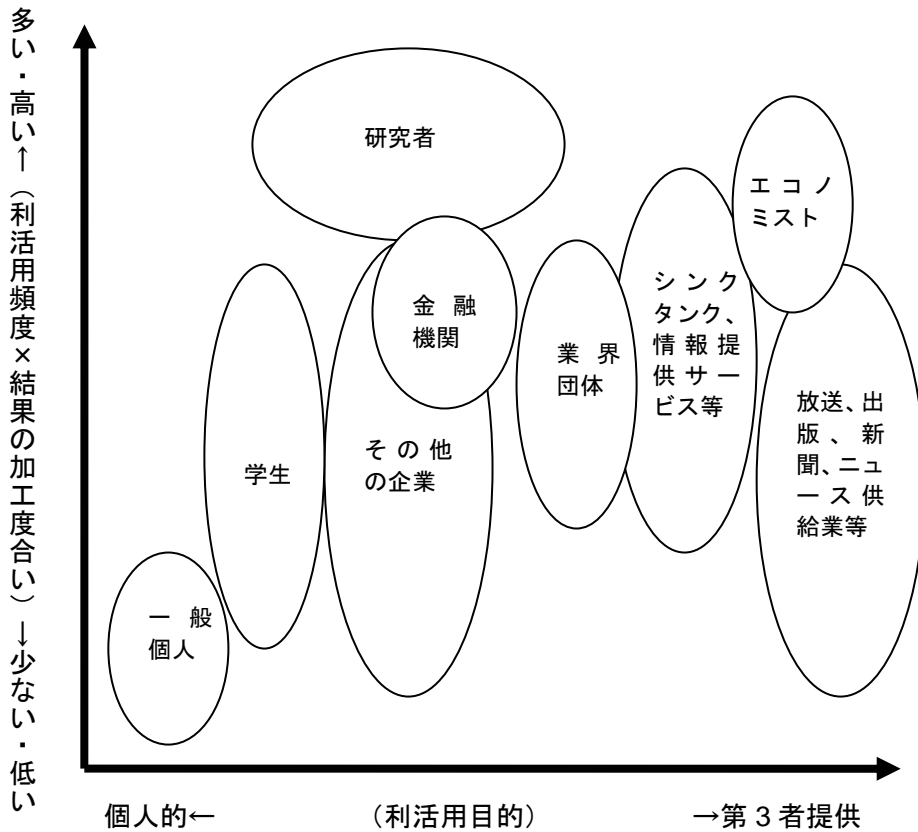
	その他	交通計画を立てる上でのデータとして活用(商業統計)
--	-----	---------------------------

【一般個人】

区分	利活用の実態等(例示)
会社員、主婦等	資産運用(株取引等)、国際経済への投資目的のための基礎情報の収集
	将来の事業投資の方向性を見極めるため、推移を把握
	情報・家電関連の統計について、自分の暮らしに関わる関心から利活用
	家電関連の統計は、環境問題に関係するから利活用
	石油価格の動向(ガソリン代の参考、少しでも低価格で購入したい など)
	石油消費を、大気汚染の観点から把握
	消費者として自己判断の材料として活用
	将来の生活支出などの計画に利活用

参考

以上のような経済産業統計の利活用状況を踏まえ、利活用目的（私的な利活用から、第三者に対する提供まで）と利活用状況（利活用頻度と統計の利活用に当たっての加工度）を軸に、ユーザーの配置を行うと以下のようなイメージになると考えられる。



第2章 ユーザーのニーズ・要望

経済産業統計に対するユーザーのニーズ・要望について、産業界（企業、業界団体）へのヒアリング、「意識調査」から把握を行った。

1. 産業界におけるニーズ

まず、産業界のニーズや要望を把握するため、製造業系を中心とした業界団体、企業を対象に、経済産業統計に対するニーズについてヒアリングにより把握を行った。

その結果、具体的なニーズとしては、統計の調査時点から結果発表までの短縮、データの更新や修正を行った場合のわかりやすさ、用語の定義等今日の経済社会環境を踏まえた表現の実施、産業分類に関する不統一や変更による影響への懸念、過去のデータのライブラリー化（過去のデータでは電子データ化されていないなどを含む）、集計区分の変化により使い勝手が悪くなることの影響、知りたい情報が得られる表章、結果の区分、統計の英訳化などがあつた。その他、統計の統廃合による影響、記入者負担に配慮した十分な結果のフィードバック、ユーザーの統計に対する意見集約機会、サービス関連の統計の充実などのニーズもあつた。

これらのニーズは、すぐに対応できる内容から、費用や時間等も必要となる内容まで多岐にわたっている。

この他、インターネットを活用したパターンオーダー型のデータ提供方法（調査実施者側であらかじめ用意しておいた集計値を、利用者が自由に組み合わせることで必要な統計表を作成する方法）に対し、結果の速報性の観点から、ニーズがあつた。

産業界における経済産業統計に対するニーズ（その1）

ニーズ項目		産業界のニーズ	ニーズに対応した具体的な例など
発表までの時間の短縮		年に1回発行する冊子において、例えば、工業統計であれば2年前のデータを掲載する状況にある。編集サイドの一部では、古すぎるので、掲載を見送った方がよいとの意見がある。	
		過去のデータをいつ発表できるか、速度が重要である。	例：企業が生産計画を立てる場合、直近のデータのみを使い、過去のデータは使わない。
		業界の自主統計は、会員企業のニーズにより、少しでも早く発表できるように工夫をしてくれている。工夫が十分ではない。業界の自主統計では、会員企業のニーズに対応して、1ヶ月以内に発表するように努力、工夫をして変更した。	例：業界の自主統計では、データの早期収集のため調査対象に事前通知を複数回実施。入力時間の短縮のため、入力フォーマットを作成し、その形式で収集。 例：生産動態統計は2ヶ月遅れで発表されている（比較的早い）が、企業にとっては、これでも遅くて利活用しにくい。
データの更新、修正について		データの更新、修正箇所が、ホームページの場合はわかりにくい。どの部分が更新、修正されたのか、わかりやすく表示して欲しい。	
		データの修正は極力避けて欲しい。統計の信頼性の低下に結びつく。	
用語の定義等が、時代にそぐわないケースがある		生産パターンの多様化、海外との生産分担、技術革新による生産方法の変化により、用語の定義や算出方法がそぐわなくなっているケースがある。	例：国内での生産の定義。国内で検査のみしても国内生産になる場合、通常の生産とわけてとらえる必要。 例：ライン方式とセル方式で、生産性の捉え方が異なる中で、生産性指数での表示について疑問を感じる。
産業分類について	産業分類の変更による影響	産業分類が変更になることにより、時系列での利活用が困難、あるいは、利活用しにくくなるケースがある。 過去のデータとの連続性を確保できなくなる恐れがある。	
	統計による産業分類の違い	経済産業統計（工業統計など）と科学技術基本調査、法人企業統計では、産業分類が異なっており、利活用しにくい。	例：売上高研究開発費比率をみる場合、工業統計では医薬品は化学に含まれるが、科学技術基本調査では医薬品は独立している。
	新しい業種業態への対応	商業では、次から次に新しい業態がでてくる。新しい業態が急成長した場合、従来の業態の市場を奪っているケースがあり、それらを見るには、新しい業態での区分のデータが必要になる。 変化の激しい業種等において、柔軟に分類を追加、変更することも重要である。	例：商業販売統計（商業動態統計）などでは、ドラッグストアやホームセンターなどの新しい業態への対応が遅い。新しい業態が伸びることで、従来の業態への影響等を把握できない。

産業界における経済産業統計に対するニーズ（その2）

ニーズ項目		産業界のニーズ	ニーズに対応した具体的な例など
データについて	古い年次のデータが電子化されていない	データ入手は、ホームページからダウンロードして利活用する機会が多くなった。しかし、過去のデータを得ようとすると、電子化されていない場合がある。	
	過去データのライブラリー化	電子化されたデータであっても、新しいデータが発表されると、数年前のデータがホームページ上から削除されてしまうことがある。過去のデータに関するライブラリー化を望む。	
集計区分が粗くなることの影響		データ区分が粗くなることで、必要なデータを入手できなくなった。	例：生産動態統計では、生産金額が一定規模未満となるとその他に編入されてしまう。過去には売上高がわかっても、現在の売上高が不明になる。
表章について	地域データが少ない	地域別にデータを把握できる統計が限られている。地域別にデータを収集するニーズがある。	例：生産動態統計
	秘匿データ	表章が細くなると、秘匿データ（いわゆる「X」）が増えて使いにくくなるケースがある。	
	必要な表章がされていない	利活用したい表章が行われていないために、把握したくてもデータを把握できないことがある。	例：生産動態統計のモーターについて、容量別集計はあるが用途別集計がない。
調査対象について		調査対象が一定規模以上の事業所となっている統計がある。目的に応じて必要があれば小規模事業者であっても把握すべきである。	例：生産動態統計では、50人以上の事業所のみを対象としている
統計結果の加工について	季節調整	集計結果について、季節調整等を行っている場合がある。これについては、元のデータを示し、利活用者が選択できるようにすべきである。	例：業界の中であれば、得られた結果を使いやすいように加工するので、季節調整等を行わず、生の情報を得られる方がよい場合がある。
統計書の英訳		統計の結果を利活用する場合に、英訳で掲載する場合がある。その場合、自分たちで翻訳することは用語等の問題で難しいことがある。よって、日本語で表示している部分については、翻訳して欲しい。	
		統計書により、同一の日本語であっても英訳が異なるケースがある。英訳について、同一の意味であれば統一してほしい。	

産業界における経済産業統計に対するニーズ（その3）

ニーズ項目	産業界のニーズ	ニーズに対応した具体的な例など
統計書の存廃について	必要な統計が廃止されてしまった例がある。	例：設備統計が1990年代後半に廃止された。しかし、設備の本来の姿を把握する上では代替できない統計であった。
	以前は、商業統計で把握ができていた飲食店の売上等の統計がなくなってしまった。（現状では、サービス業基本調査で把握が一定程度可能）	例：国内の飲食店の動向を把握しようとしたが、商業統計で調査対象から外れてしまい、把握できなくなった。
結果のフィードバックが不十分	企業の負担により収集された結果の企業へのフィードバックが不十分である。そのために、企業の協力（回答）も得にくくなる悪循環になっている。企業は、本当に役立つデータと感じれば、協力もするはずである。	
統計作成機関とユーザー間の情報交換が少なくなった	以前は、統計作成機関とユーザー（業界団体や企業等）との情報交換の機会があり、統計に関するニーズや要望等を意見交換した。現在、そうした機会がなくなる、あるいは、減っている。	
サービス関連の統計の整備	サービス分野のデータの整備が十分ではない。	
その他	産業において、サービス分野のウェイトが高まるとともに、その実態がなかなかわかりにくい面があること、サービス関連の需要状況がわかる経済産業統計があると良い。	

2. 今後の利活用意向からみたニーズ

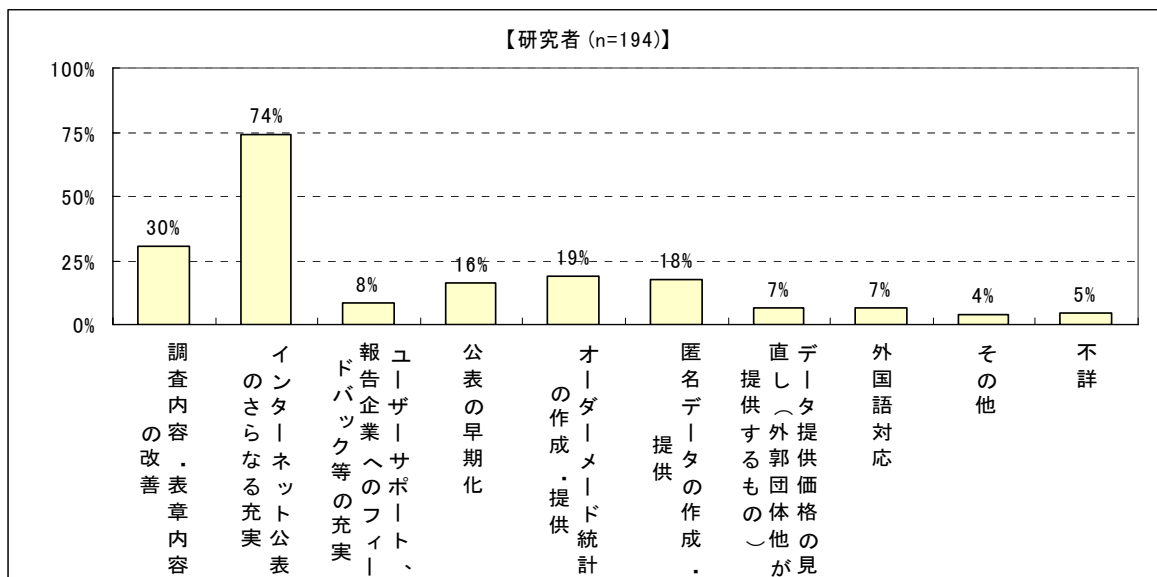
(1) ニーズの概要

本調査で実施した「意識調査」により、経済産業省が作成している統計に対するニーズを聞いたところ、いずれのユーザーにおいても、「インターネット公表のさらなる充実」への要請が最も強くなっている。次いで、「調査内容・表章内容の改善」と「公表の早期化」が続いており、属性によって順番が異なっている。

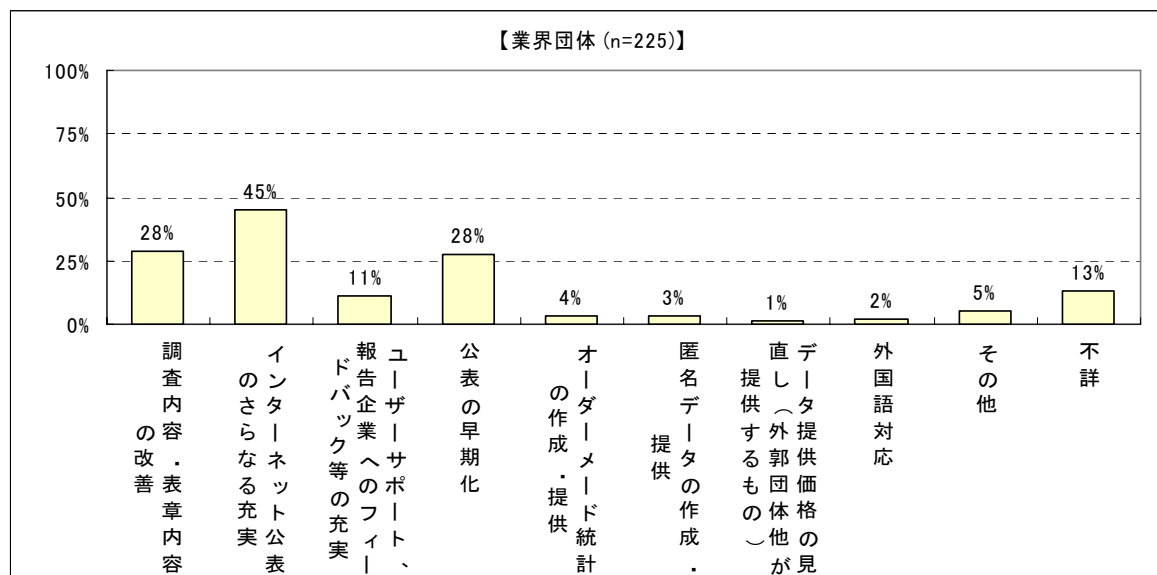
属性別にみても、大きな違いはみられないものの、研究者の場合、「公表の早期化」へのニーズは低い。これは、研究者は早くというよりもじっくり分析して活用し、論文等を作成するために主に活用し、業界団体や企業では結果を少しでも早く取得し、何らかの対応を行うために主に活用するといった、利活用目的や利活用内容の違いを反映した結果と推察される。一般個人の結果もほぼ同様ではあるが、「調査内容・表章内容の改善」よりも「公表の早期化」のニーズの方が高くなっている。

図表2-1 ニーズの概要 (1/3) (複数回答) (「意識調査」)

【研究者】

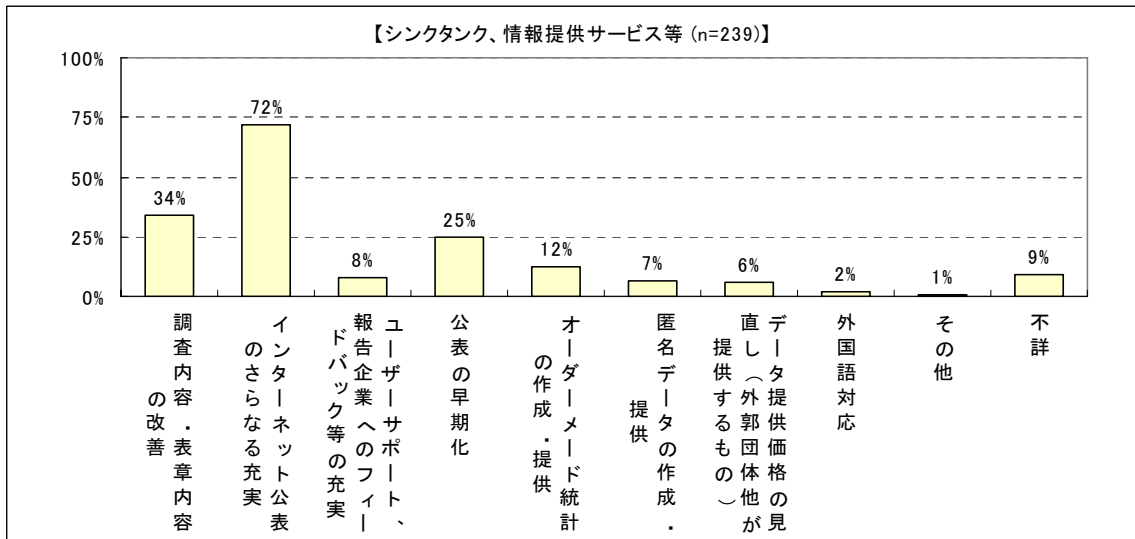
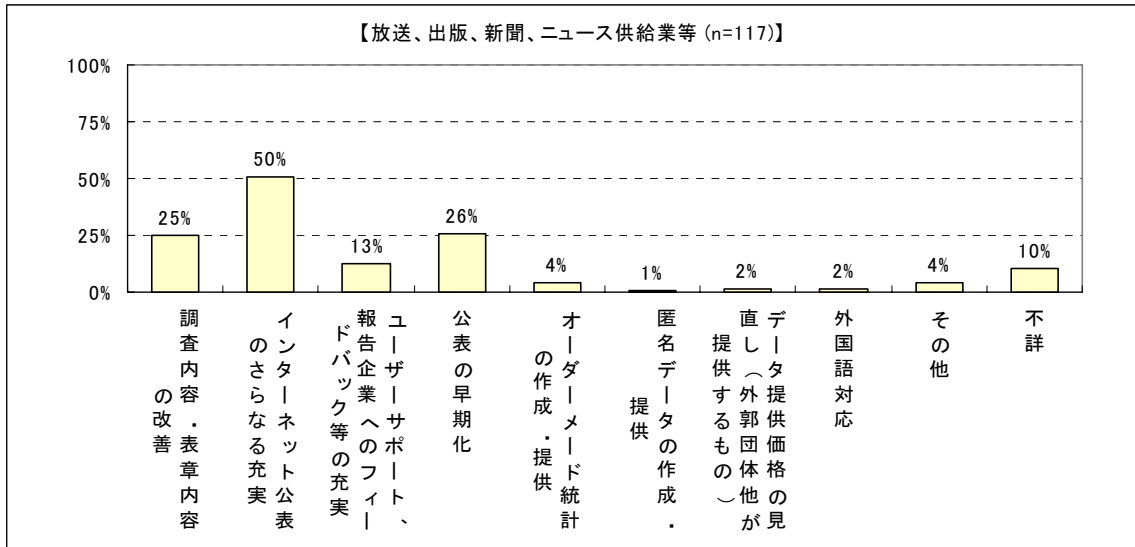


【業界団体】

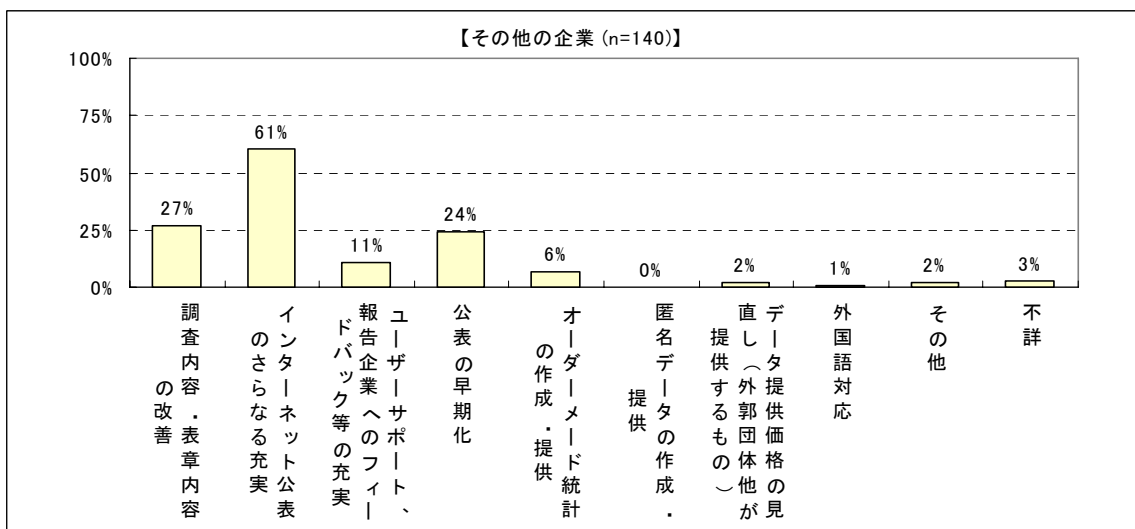


図表 2-1 ニーズの概要 (2/3) (複数回答) (「意識調査」)

【企業 (自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】

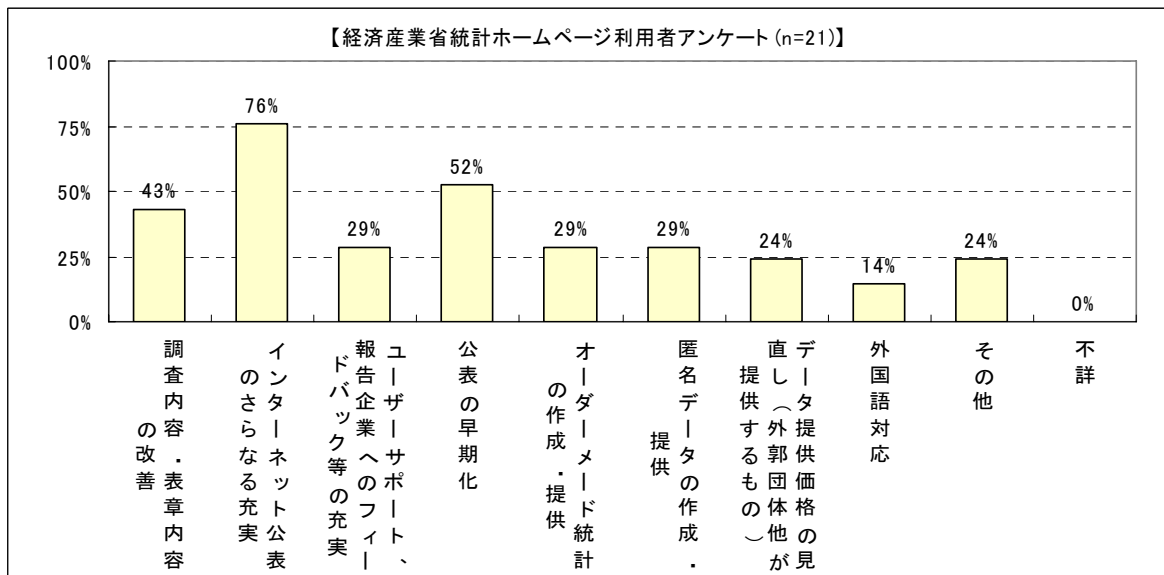
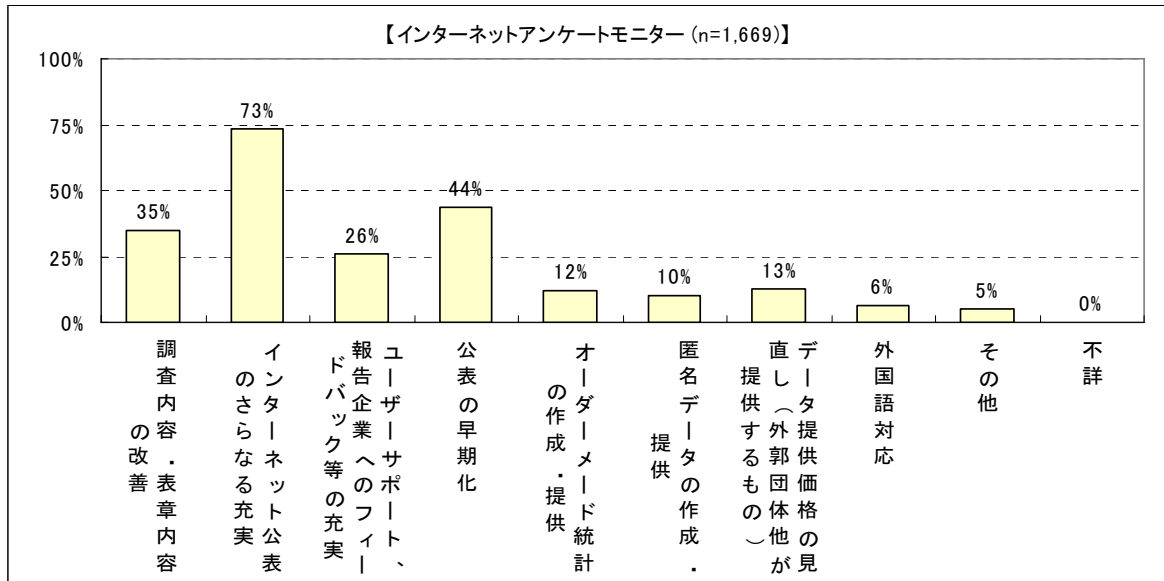


【企業 (主に、自社のために利活用する企業)】



図表 2-1 ニーズの概要 (3/3) (複数回答) (「意識調査」)

【一般個人】



(2) 具体的なニーズ

前節「(1) ニーズの概要」では、ニーズの大項目を把握した。

ここでは、選択肢としてあった大項目のうち、「インターネット公表のさらなる充実」、「調査内容・表章内容の改善」、「ユーザーサポート、報告企業へのフィードバック等の充実」について、それぞれの具体的な内訳項目について把握した。

①インターネット公表に対するニーズ

ニーズの大項目において、最もニーズが多かった「インターネット公表のさらなる充実」に関する内訳項目をみると、「過去データのライブラリー化」と「必要な情報の探しやすさ（検索機能、デザイン、構成等）」に対する要請がある。

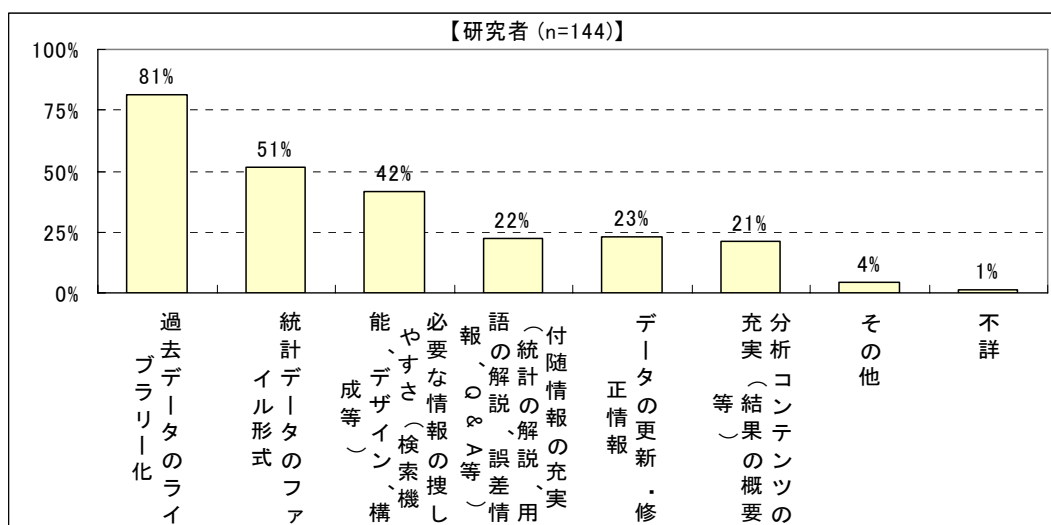
属性別にみると、放送、出版、新聞、ニュース供給業等は、「必要な情報の探しやすさ（検索機能、デザイン、構成等）」に対する要請があり、研究者やシンクタンク、情報提供サービス等では「過去データのライブラリー化」に対する要請があるという傾向が見られる。

図表 2-2 インターネット公表に対するニーズ (1/3) (複数回答)

(統計ニーズの概要において、「インターネット公表のさらなる充実」を選択した回答者のみ回答)

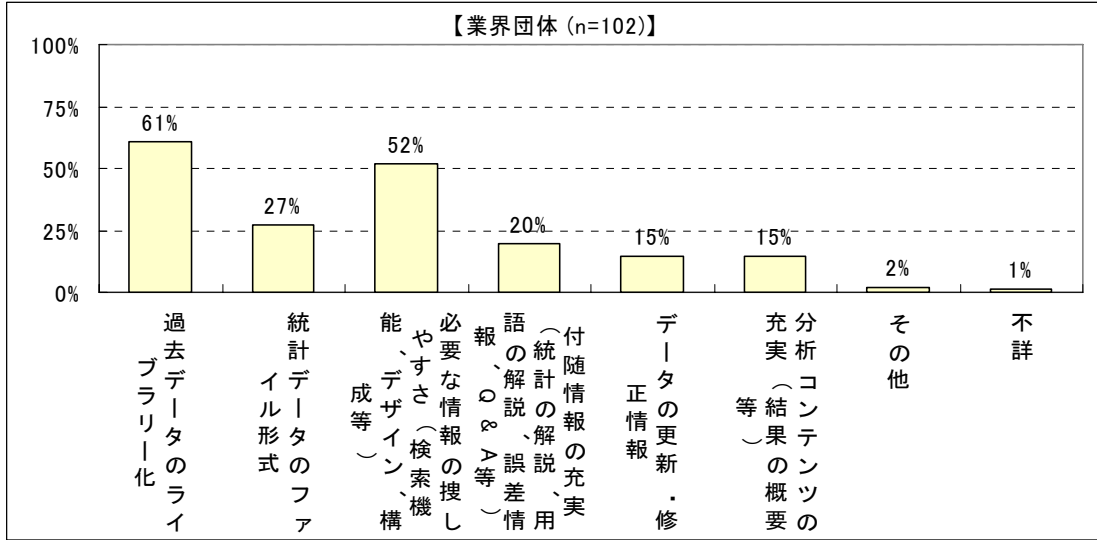
(「意識調査」)

【研究者】

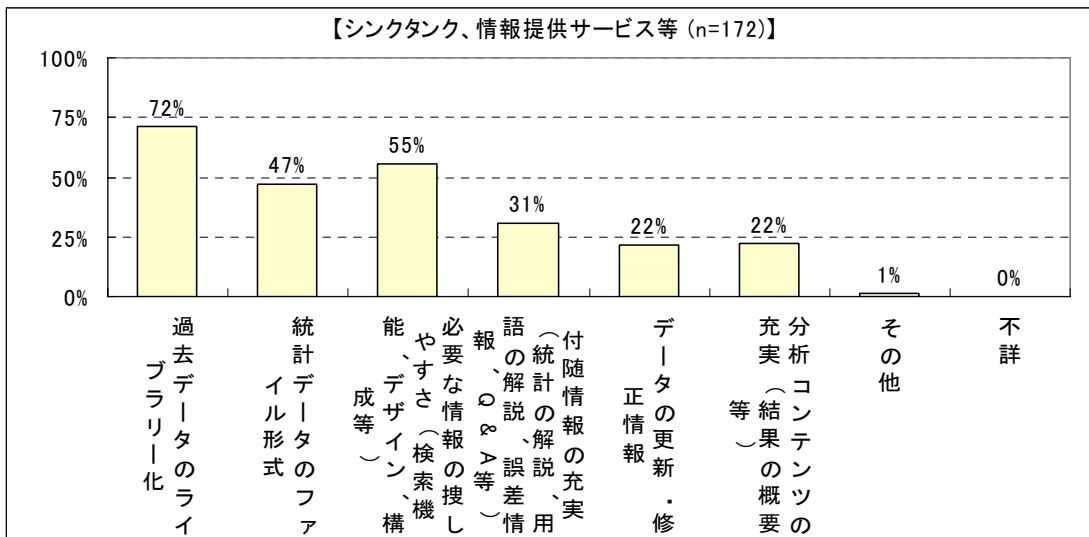
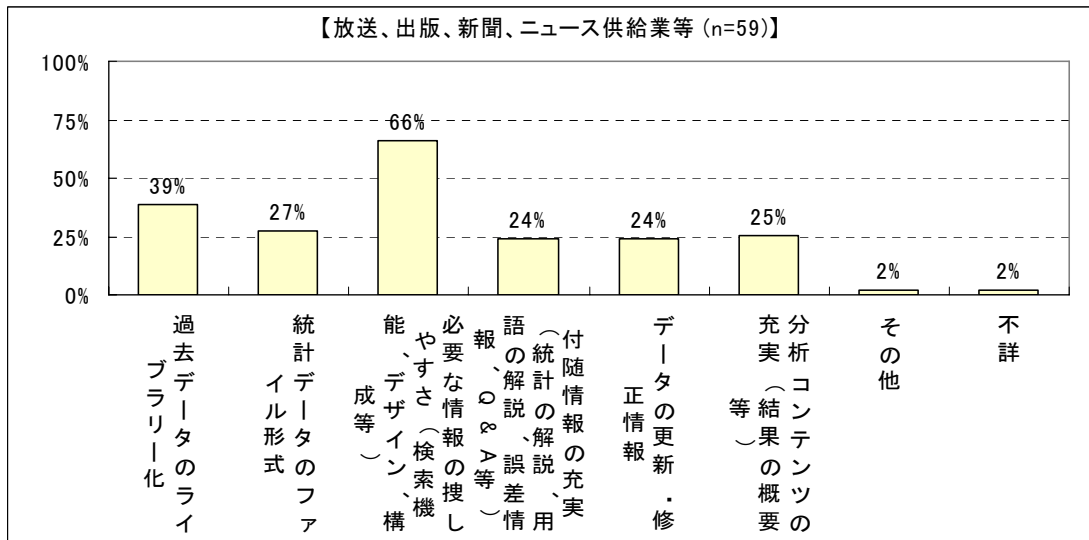


図表 2-2 インターネット公表に対するニーズ (2/3) (複数回答)
 (統計ニーズの概要において、「インターネット公表のさらなる充実」を選択した回答者のみ回答)
 (「意識調査」)

【業界団体】

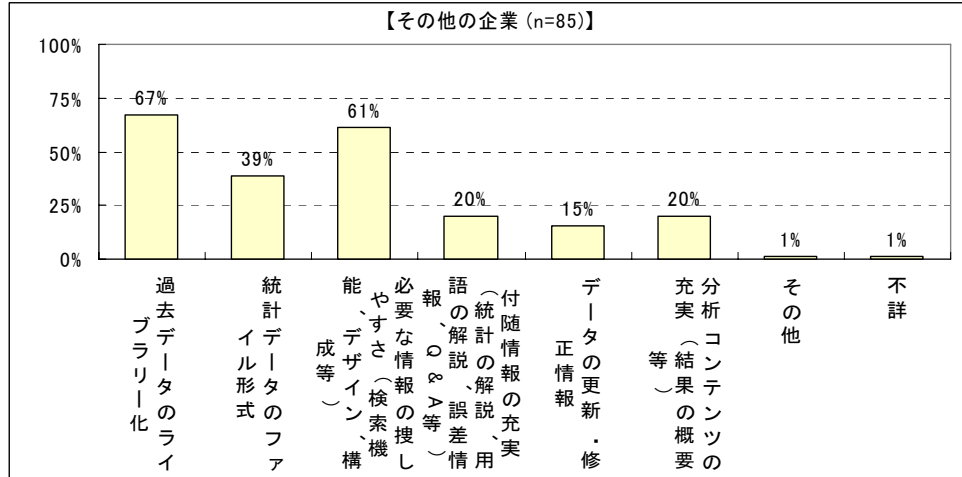


【企業 (自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】

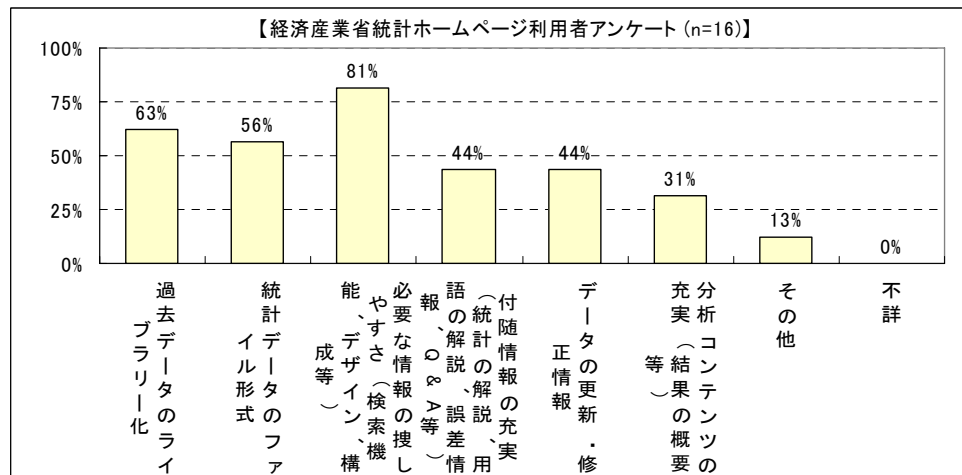
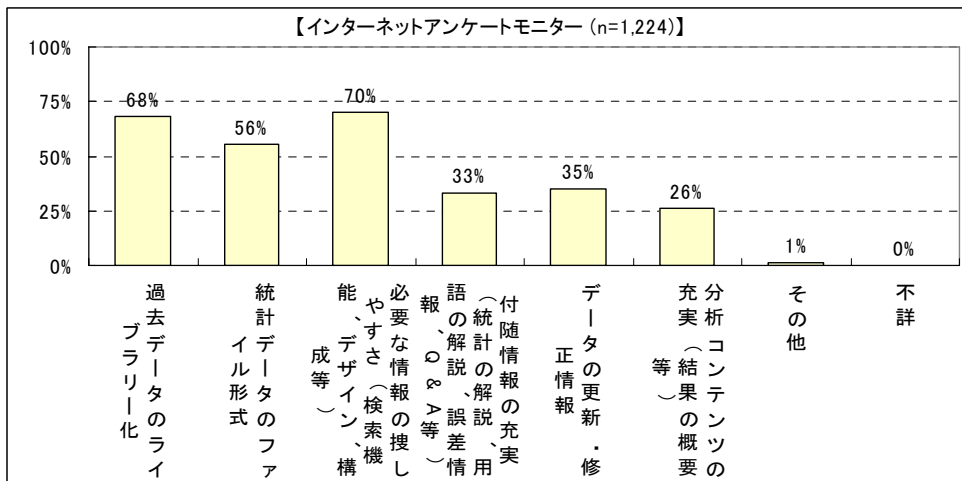


図表 2-2 インターネット公表に対するニーズ (3/3) (複数回答)
 (統計ニーズの概要において、「インターネット公表のさらなる充実」を選択した回答者のみ回答)
 (「意識調査」)

【企業 (主に、自社のために利活用する企業)】



【一般個人】



注: 統計ニーズの概要において、「インターネット公表のさらなる充実」を選択した回答者のみを対象にした設問。

②調査内容・表章内容の改善

ニーズの大項目において、2番目に回答が多かった「調査内容・表章内容の改善」に関する内訳項目をみると、「地域別の表章（地域別表章がない）」、「地域区分の細分化（地域別表章があるが区分が粗い）」、「時系列データの提供（自治体合併、産業分類改定への対応等）」、「調査対象の拡充（小規模事業者が除外されている）」、「希望する集計事項・表章がない」といった要請が大きい。

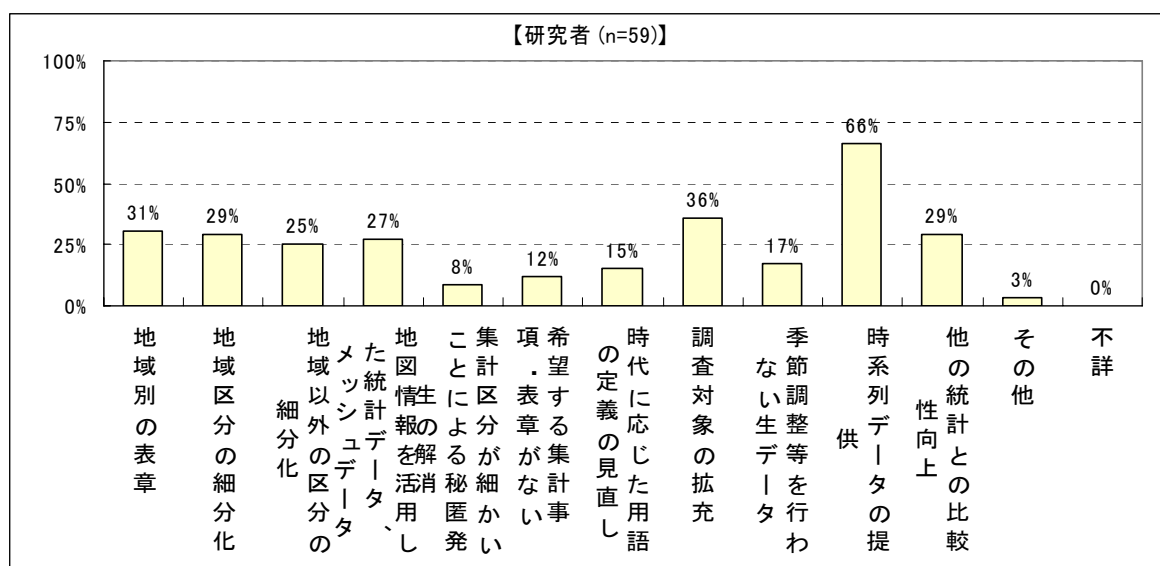
属性別にみると、シンクタンク、情報提供サービス等やその他の企業では、「地域別の表章（地域別表章がない）」に対する要請が大きく、放送、出版、新聞、ニュース供給業等や業界団体では、「地域区分の細分化（地域別表章があるが区分が粗い）」に対する要請が大きい。

研究者やシンクタンク、情報提供サービス等では「時系列データの提供（自治体合併、産業分類改定への対応等）」への要請もある。

「調査対象の拡充（小規模事業者が除外されている）」は、特に業界団体において強い。その他の企業においては「希望する集計事項・表章がない」という意見も多い。

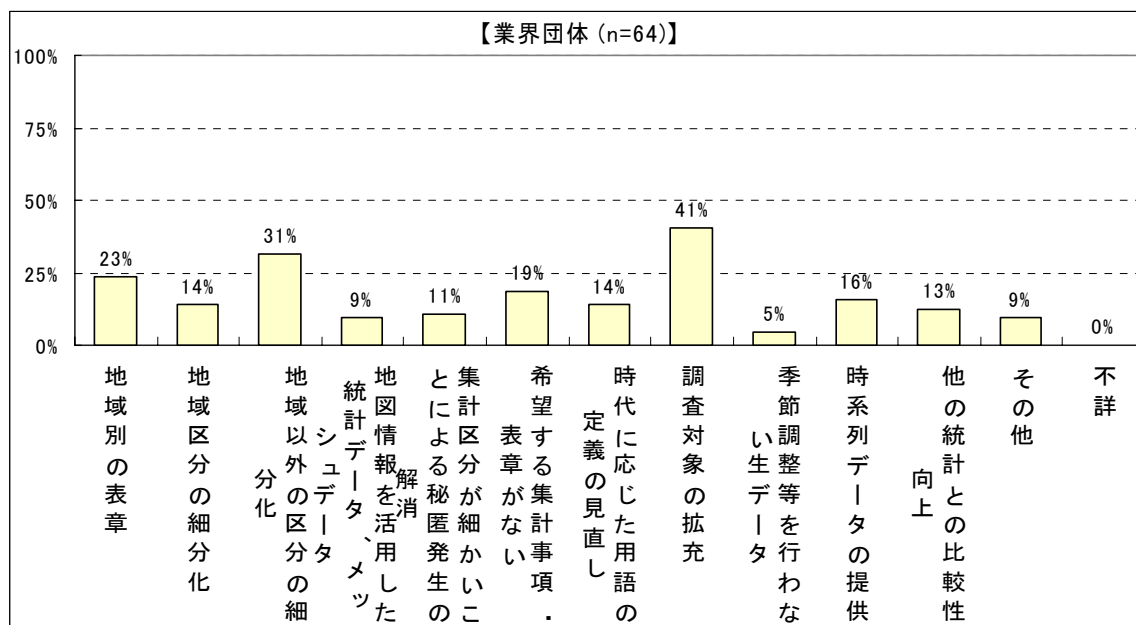
図表 2-3 調査内容・表章内容に対するニーズ（1/4）（複数回答）
（統計ニーズの概要において、「調査内容・表章内容の改善」を選択した回答者のみ回答）
（「意識調査」）

【研究者】

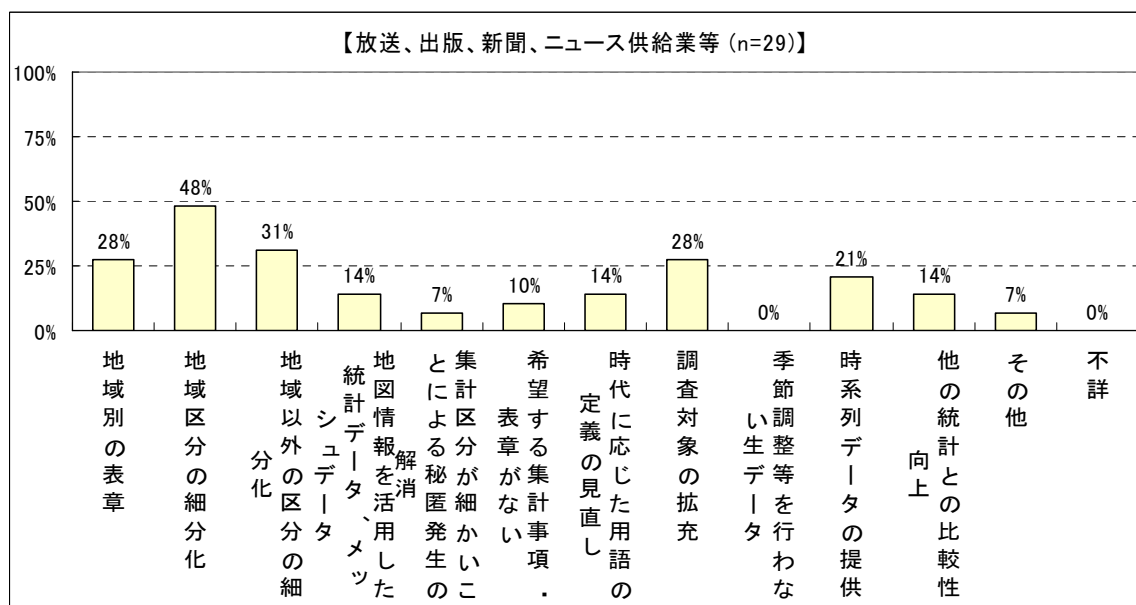


図表 2-3 調査内容・表章内容に対するニーズ (2/4) (複数回答)
 (統計ニーズの概要において、「調査内容・表章内容の改善」を選択した回答者のみ回答)
 (「意識調査」)

【業界団体】

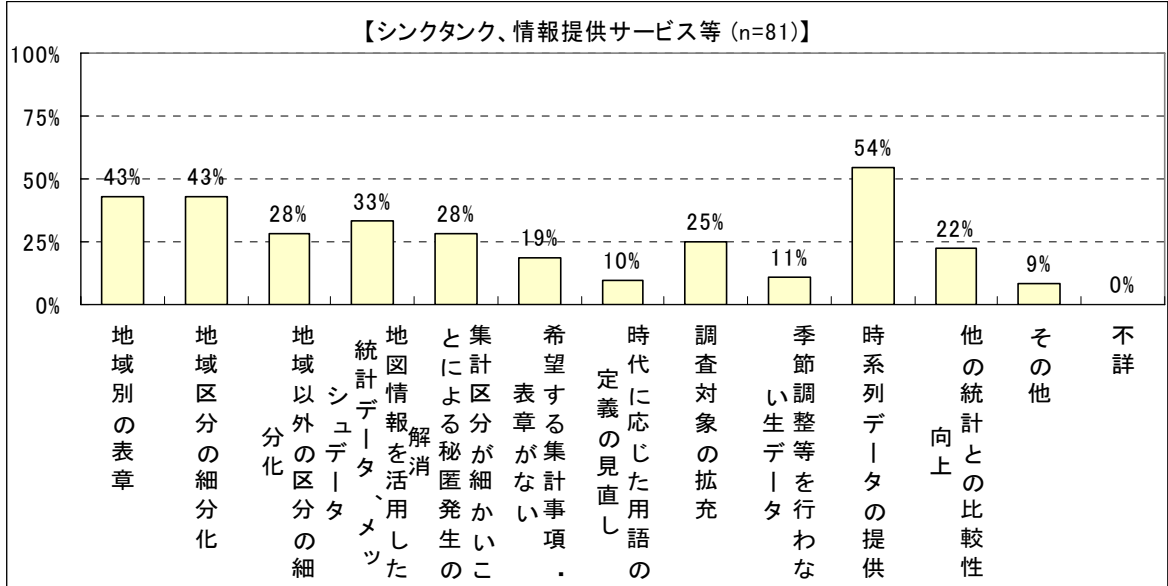


【企業 (自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】

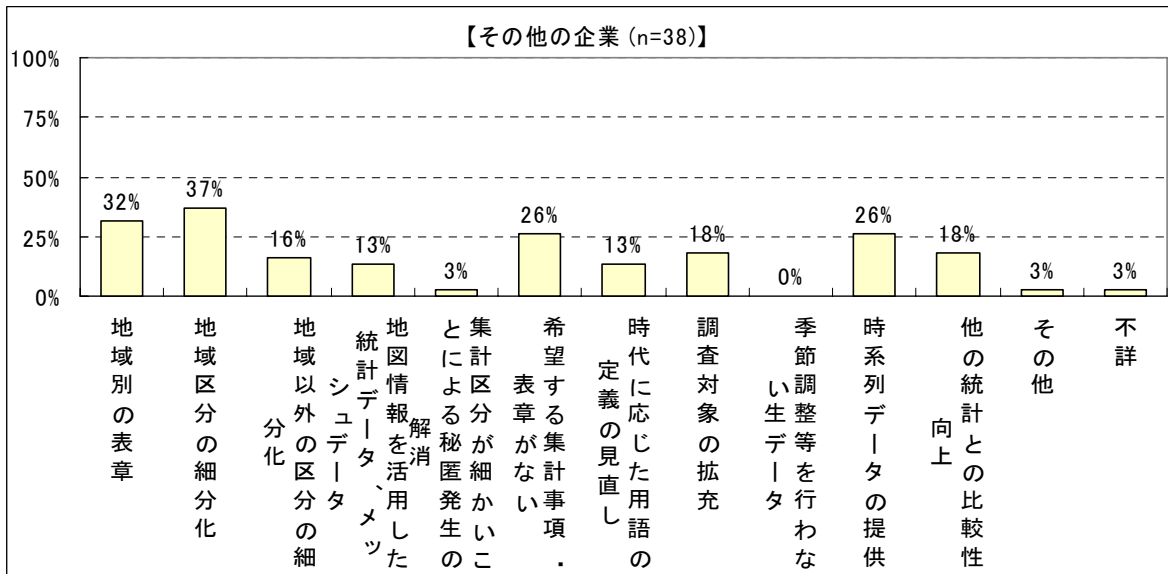


図表 2-3 調査内容・表章内容に対するニーズ (3/4) (複数回答)
 (統計ニーズの概要において、「調査内容・表章内容の改善」を選択した回答者のみ回答)
 (「意識調査」)

【企業 (自社で利活用するほか、第3者に情報提供等を行うために利活用する企業)】

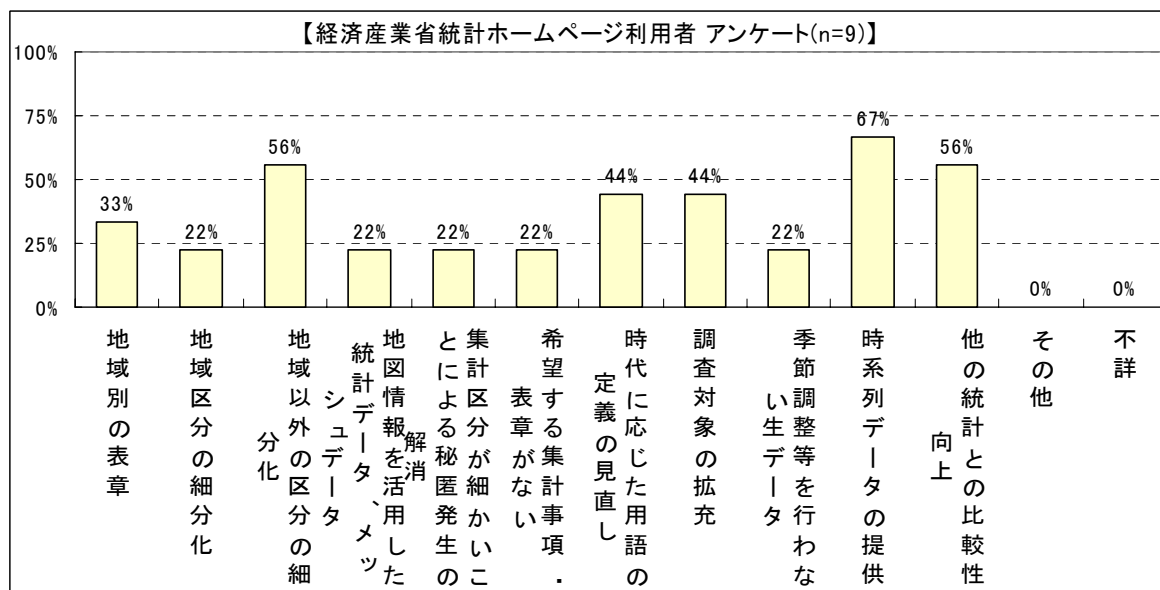
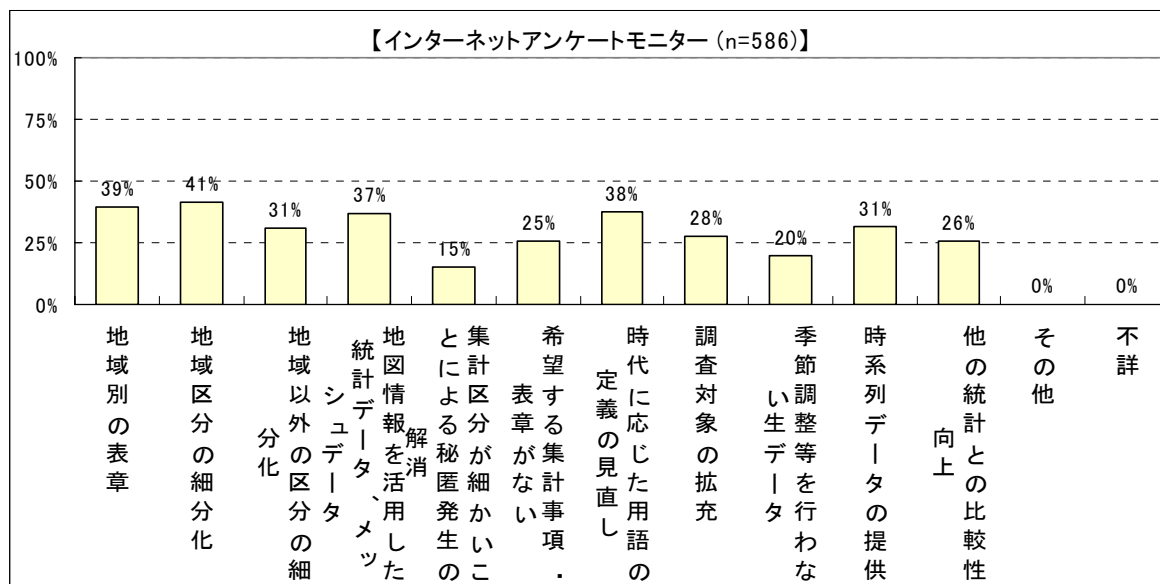


【企業 (主に、自社のために利活用する企業)】



図表 2-3 調査内容・表章内容に対するニーズ (4/4) (複数回答)
 (統計ニーズの概要において、「調査内容・表章内容の改善」を選択した回答者のみ回答)
 (「意識調査」)

【一般個人】



注: 統計ニーズの概要において、「調査内容・表章内容の改善」を選択した回答者のみを対象にした設問。

③ユーザーサポート、報告企業へのフィードバック等の充実

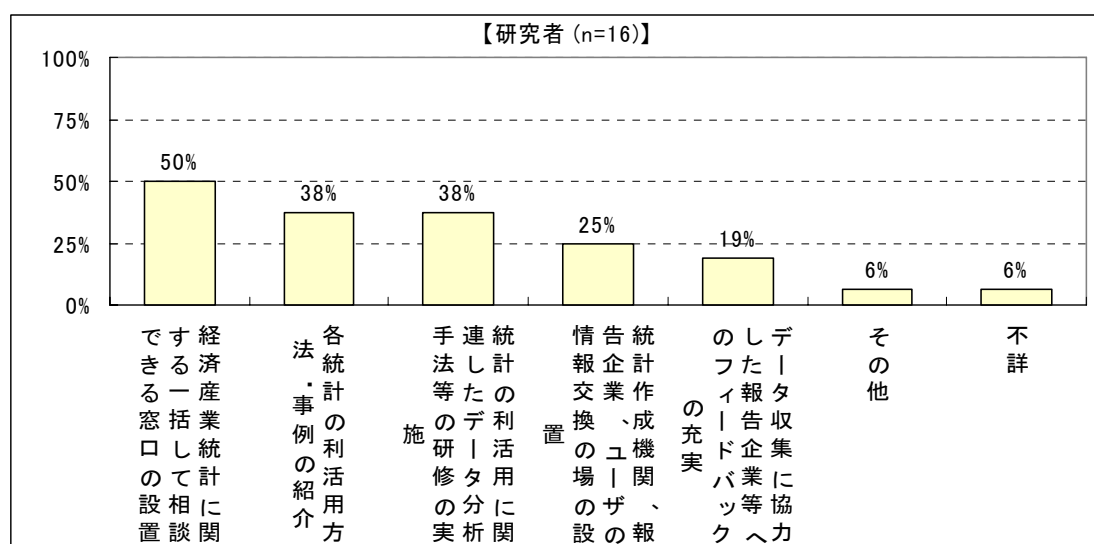
ニーズの大項目における「ユーザーサポート、報告企業へのフィードバック等の充実」に関する詳細なニーズをみると、研究者を除き、「各統計の利活用方法・事例の紹介」、「データ収集に協力した報告企業等へのフィードバックの充実」に対する要請が強い。

放送、出版、新聞、ニュース供給業等では特に「データ収集に協力した報告企業等へのフィードバックの充実」への要請が強い。

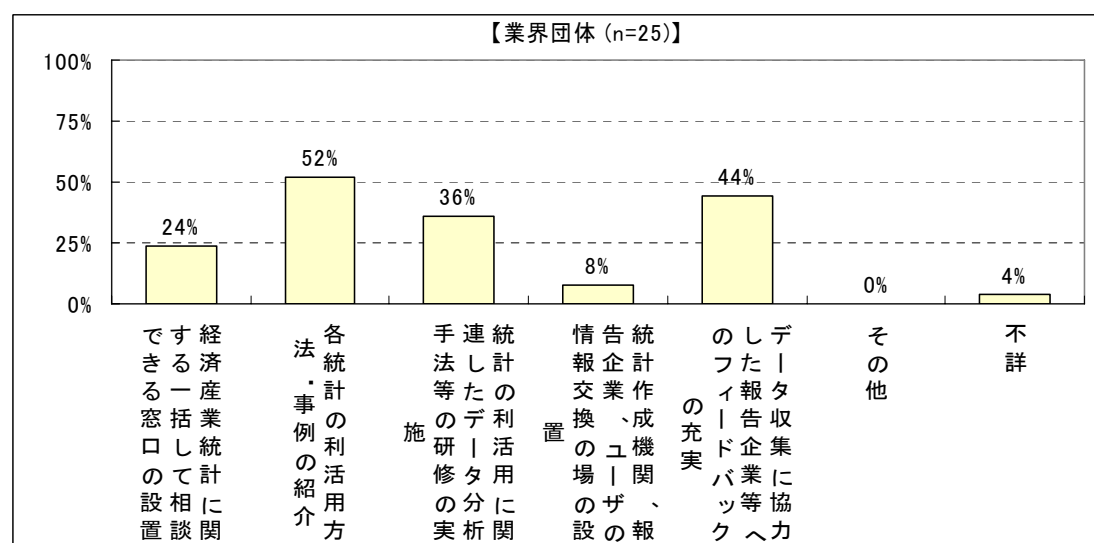
研究者は傾向が異なり、「経済産業統計に関する一括して相談できる窓口の設置」や「統計の利活用に関連したデータ分析手法等の研修の実施」といったユーザーサポートへの期待が大きい。

図表 2-4 ユーザーサポート・報告企業へのフィードバック等に対するニーズ (1/3)
(統計ニーズの概要において、「ユーザーサポート、報告企業へのフィードバック等の充実」を選択した回答者のみ回答) (「意識調査」)

【研究者】

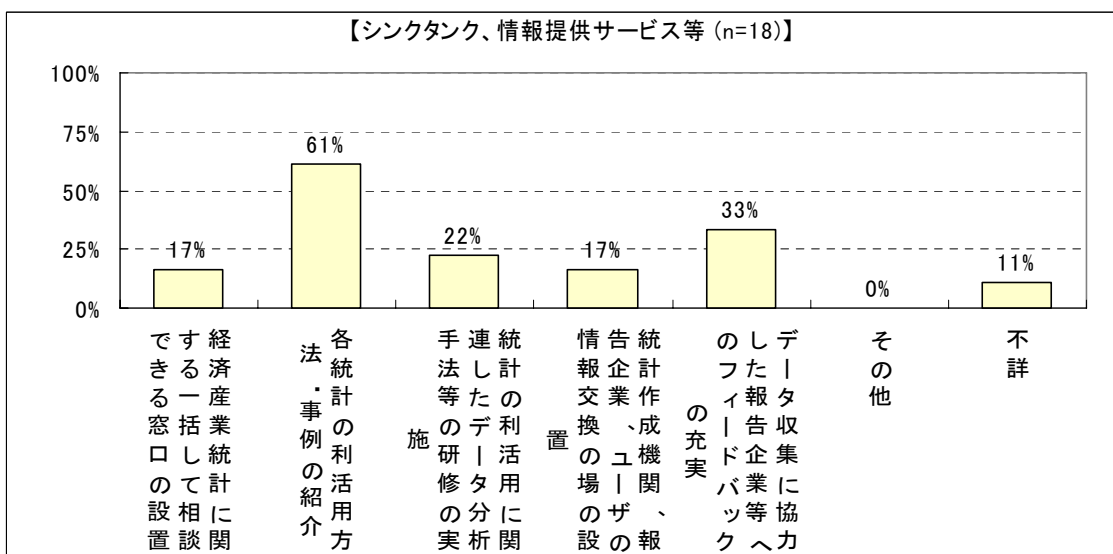
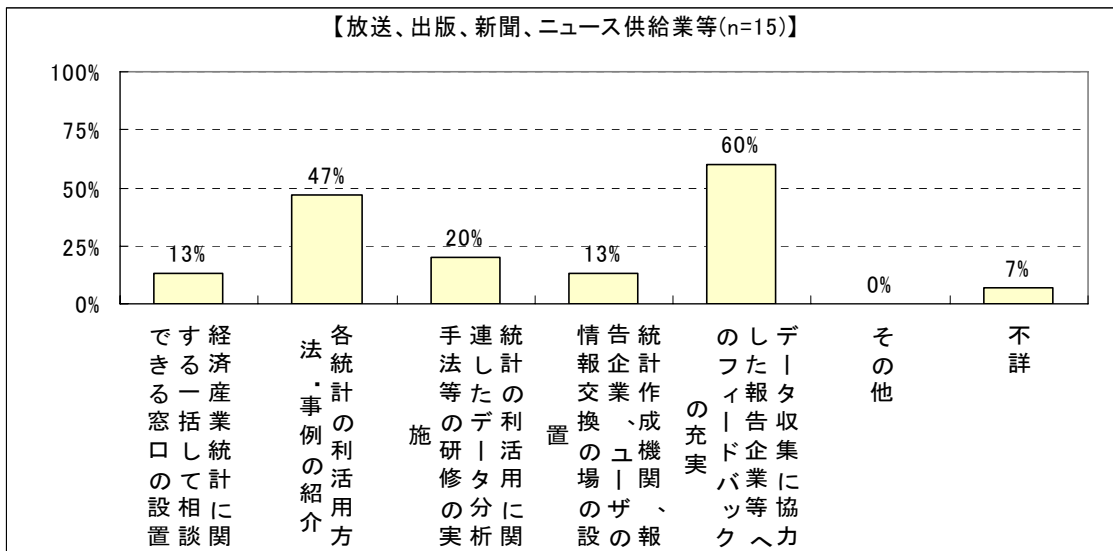


【業界団体】

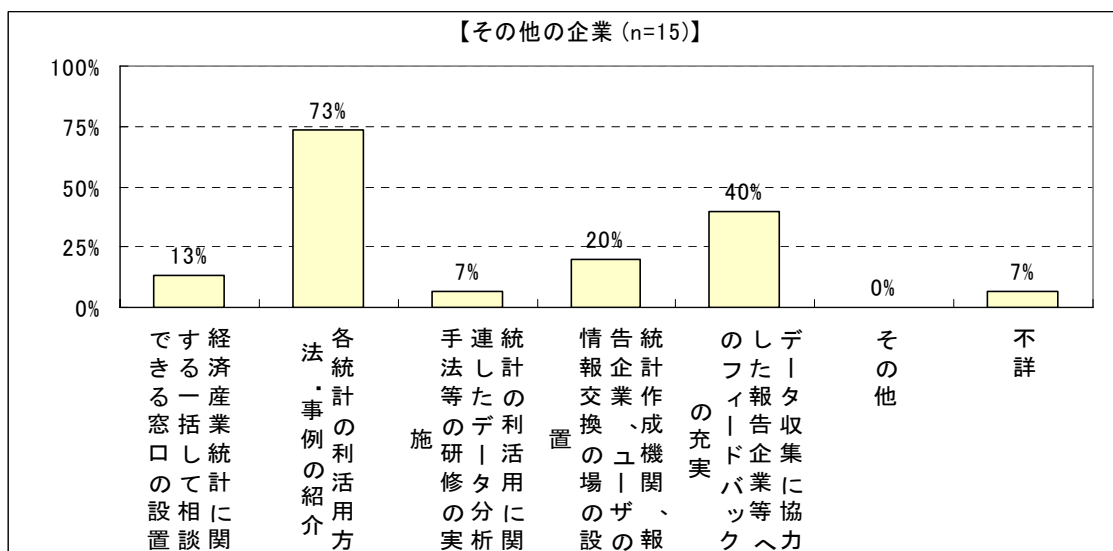


図表 2-4 ユーザーサポート・報告企業へのフィードバック等に対するニーズ (2/3)
 (統計ニーズの概要において、「ユーザーサポート、報告企業へのフィードバック等の充実」を選択した回答者のみ回答) (「意識調査」)

【企業 (自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】

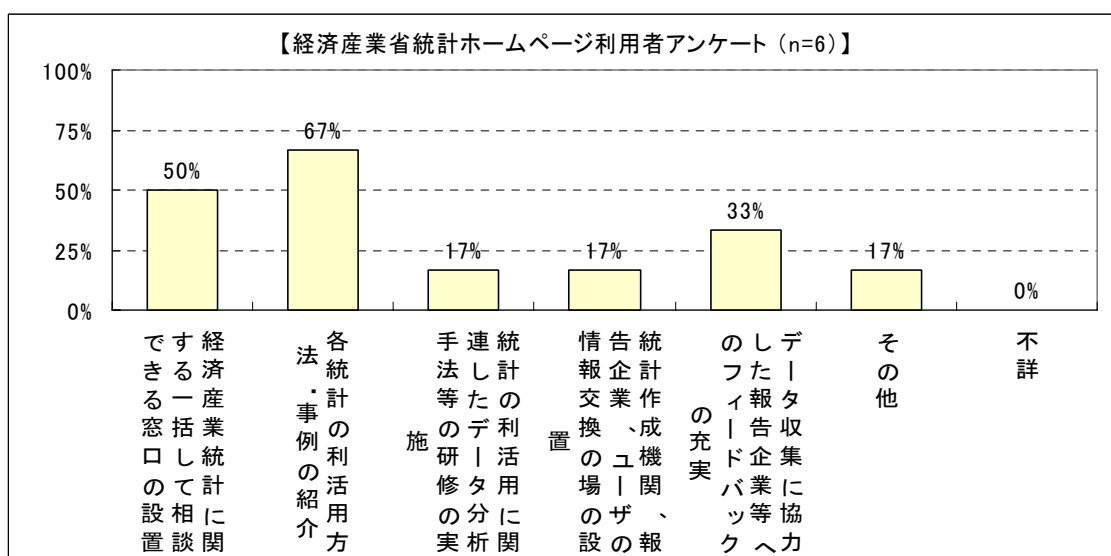
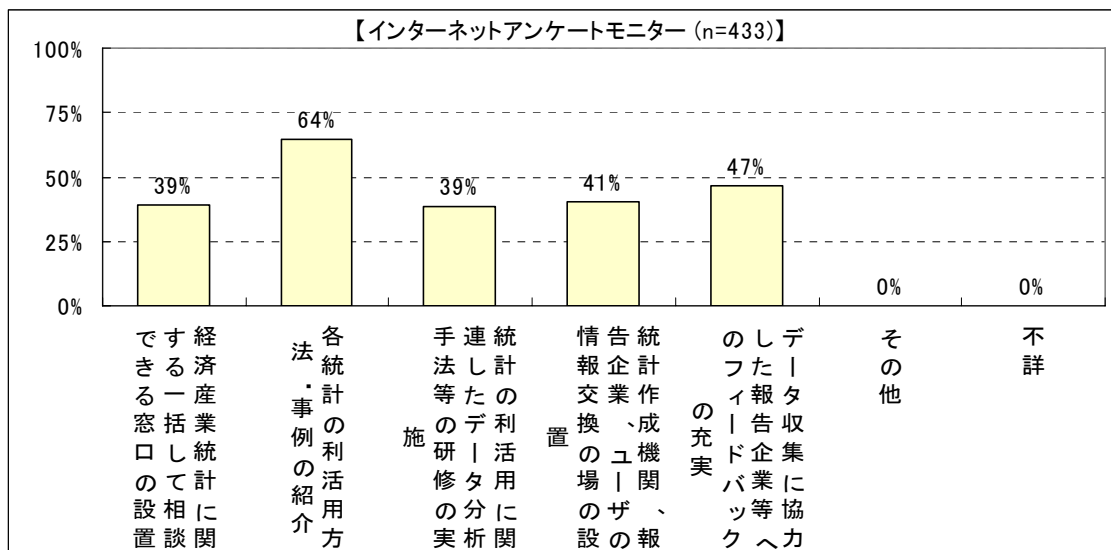


【企業 (主に、自社のために利活用する企業)】



図表 2-4 ユーザーサポート・報告企業へのフィードバック等に対するニーズ (3/3)
 (統計ニーズの概要において、「ユーザーサポート、報告企業へのフィードバック等の充実」を選択した回答者のみ回答) (「意識調査」)

【一般個人】



注: 統計ニーズの概要において、「ユーザーサポート、報告企業へのフィードバック等の充実」を選択した回答者のみを対象にした設問。

(3) ニーズに関する自由意見

①経済産業統計に対するニーズ

「意識調査」における経済産業統計に対する自由意見を、属性別、ニーズの種類別に取りまとめると以下のとおりである。

研究者では、データ提供価格、調査の方法や結果の公表方法等についての意見があった。業界団体では、公表の早期化や項目の変更等に関する意見があった。企業では公表の早期化や項目の細分化、調査対象者への配慮に対する要請があった。

【研究者】

公表の早期化	財務諸表分析を行うために1つの指標として利用させていただくために、比較するためにもタイムリーであってほしい。
オーダーメイド集計の作成・提供	利用者がその利用目的に沿って資料を加工できるように。
匿名データの作成・提供	個票データが充実すれば、より研究も発展すると考えられる。 統計結果から抽出された匿名データを活用することができれば、定量分析に事例分析を併せた効果的な分析・考察が可能となる
	現在の個票データの「目的外利用申請」は面倒でもあり、条件も厳しすぎる。 時系列での匿名データの提供
データ提供価格	「政府刊行物センター」等で統計書を探したが、値段が5000円を超すようなものが多く、なかなか手が出なかった。統計データの電子化を行い、経済産業省HP等で無償で利用できるようにしてほしい。
外国語対応	外国語に対応する、例えば分野の分類やカテゴリーの英訳など
	訳語(英語)の標準化の為、英文内容の充実を希望 邦文と同時に英文でも図表を提供してもらえればありがたい
その他	統計欄ヘストレートにアクセスしようと思うが、概要、目的等々“もう分かっている”という説明項目が沢山並びすぎていて、画面が非常に煩雑
	調査の位置付けが、地域の自治体職員の日々の仕事への付加的業務ととらえられ、モチベーションが低下する場合すらあるようだ。調査員の訓練が必要
	多分野にまたがるデータの作成は各省庁が協力体制を構築して、今後は力を注いでいただきたい。
	継続的なデータの整理は必須だと思う。また、過去データも含め、可能な限りネットでの公開を希望する。
	表形式のソフトを利用したファイルにしてほしい

【業界団体】

公表の早期化	迅速な公表を希望するが速報、確報、訂正(補正版)など、煩雑な発表は再考願いたい
	公表を6ヶ月程早める。
	1年遅れの公表は遅すぎる
	業界団体が発表する月例統計より早期に公表しないとニュース性(注目度)が低い。
	4月に年間補正、6月末に年報修正となり2度の修正が入る。4月の年間補正で確定値(それが無理なら5月頃)を1回で公表するようにしてもらいたい。
項目の変更等	毎年のように項目削除云々となるのは非生産的。
	統計品目もイノベーションがあり、変わっていく品目もあるが、また1～2年経過すると増加する、というように波がある品目について注視願いたい
	(生産動態について)中小企業が中心となる商業も多い。現在の政策の元となる数値でもありますので、「年間100億円以下」の見直し基準について、再考いただきたい。
オーダーメイド集計の作成・提供	自由に集計できるようにしてほしい。例えば、小売業の売り場面積規模、業態区分の定義が実態にあっていないと考えるため。
外国語対応	訳語(英語)の標準化の為、英文内容の充実を希望
その他	地域ごとのデータの完全公開
	昔の統計は生産統計だけでなく、流通統計から消費統計まであって、様々な分析が可能であった。現在は生産統計だけで全体が網羅されていない。

【企業（自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業）】

放送、出版、新聞、ニュース供給業等

公表の早期化	2～3ヶ月ほどで公表できるスピードが欲しい
	公表時期があまりに遅く、経済の変化についていけない。
項目の細分化	生産品目をさらに細かく。
調査対象者への考慮	協力者へのフィードバックを優先した上で公開を期待する
	調査対象業種・企業の絞り込み
その他	過去データの充実
	電子文書形式のソフトを利用したファイルよりもHTMLでの表示

シンクタンク、情報提供サービス等

公表の早期化	リアルタイムの営業に活用したい
	足元の経済状況がもっと早くわかるために改善してほしい
	半年周期や年周期のデータの公表をもっと早くしてほしい。
	海外事業活動基本調査の公表を1年程度前倒してほしい
オーダーメード集計の作成・提供	オーダーメード統計は早期に充実化して欲しい。
	調査対象の基本項目(いわゆるフェイスシート)の公表・充実を希望。
匿名データの作成・提供	個票レベルのデータを使用することができるような仕組みを作っていただきたい。
	小県の市町村データは、ほとんど非公表となってしまう。政策・活性化のためには、こうしたデータの把握が必要である。
その他	3年間隔で公表される商業統計や特サ実態調査は直近の動きをとらえにくい
	JOISの検索料金高すぎる
	画面遷移数少ない状態で目的の資料にたどりつけるような工夫
	電子データはプリントアウトして調査・分析できるように電子文書形式、表形式の両方の形式で作成してほしい
	オーダーメード統計、匿名データとも、学術・研究、教育目的だけでなく、商業目的においてもできる限り提供可となることを期待している。

【企業（主に、自社のために利活用する企業）】

公表の早期化	可能な限りの最新情報の掲載、もしくは更新頻度の増加。
	年度の上期・下期へ臨む参考資料として活用したい
	遅くとも半年遅れで最新のデータが欲しい
	速報値がおおむね2ヶ月程度遅れる。もっと早く少なくとも翌月迄に公表してもらいたい。
	インターネットを活かした即時性、更新情報の適宜発信(登録者へのメール等)
項目の細分化	自己の業種に関連している事項は詳細に知りたい。
調査対象者への考慮	類似内容の調査が各省庁から寄せられることが業務に支障をきたしており、一本化してほしい。
オーダーメード集計の作成・提供	webサイトからのオーダーメード統計
新規調査への期待	コンプライアンスに関する調査の充実
その他	データの地域別集計が簡単に確認できること、地図上で検索できたり、メッシュデータがマッピングできるなど
	鉱工業以外のデータは調査範囲が広い上、母数となる対象も粗い印象を受けるためデータとして活用しにくい。

②独自の実施を検討している統計等

「意識調査」では、現在作成されている統計で、把握できていないところを補うために独自に実施しようと考えている統計については、以下のような回答が得られた。

特定の産業や企業に対する調査、削除された特定品目の調査を検討している例が見られ、業界団体では、会員に対する調査の実施も検討している例がある。

【研究者】

企業に対する調査	コーポレートガバナンスに関するアンケート調査
	成果主義賃金導入効果測定のアンケート調査
	名称:食品系地域企業調査 周期:随時 対象:関係企業など 利活用方法:具体的売上などの分析項目、論文等に使用
家計(消費者)に対する調査	名称:消費者のもつ潜在購入意識調査 周期:1年 対象:大学生 方法:「レトロブーム」というが、根底の意識の中に便利さ、ブランド性などの問題があるはず。そこをどういふ具体的な引き出しによって見出せるかをさぐる。
その他	情報セキュリティ対策・BCP策定等の研究を行っており、これらの統計がまだ整備されていないので、現在独自にアンケート等を行っている。
	介護休業制度、育児休業制度などの調査
	サービス産業(業種)の生産性統計

【業界団体】

特定の産業に関する調査	総合エネルギー統計は年次ベースのデータであるが、より短期(半期・四半期・月次)のデータが入手できないか調査している。
削除された特定品目の調査	以前の品目見直しで廃止された統計 例)ゴム製品統計 「商業機会の受注」「環境装置の生産・受注」「エコスラグの生産」等、その他、生産動態から落ちた製品などの調査。
会員に対する調査	会員会社における業界・市場の動向把握と経営計画策定用の資料とする為、都道府県別、ないしは地域別出荷台数、品目内を細分化(出荷別、設置形式別等)した出荷台数等を調査。
	中小零細企業の集まりなので、従業員20人以下等の小規模企業の生産状況調査

【企業(自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)

放送、出版、新聞、ニュース供給業等

特定の産業に関わる調査	地域別商業実態の迅速な調査・公表。
	各ブロックごとの卸の数量。

シンクタンク、情報提供サービス等

企業に対する調査	主要企業等へのヒアリング調査、県内企業等へのアンケート調査、県内消費者等へのアンケート調査
	県内実態を把握するため、アンケート・ヒアリングを繰り返し行っている。
	商業統計・商業販売統計:年間販売額の増減について、ヒアリング調査やアンケート調査による確認を検討している。
家計(消費者)に対する調査	市販POSデータを利用したマイニングによる消費者ニーズ(変化動向)調査
	経済産業省ではないが、県レベルでの「家計調査」を、県庁所在地以外の地域の世帯を入れて対象世帯を増やし、逆に品目数を減らして実施。
その他	市区町村単位の公的資金投入額(国、県、市あわせていくらの公的資金が特定の一地域に投入されているのか)
	市区町村単位の産業連関(域際収支の把握)

【企業（主に、自社のために利活用する企業）】

その他の企業

世界に関わる調査	国内統計に限られるので利用限度は少ない。世界統計に関しては調査会社より購入している。
その他	少子化により増加している消費は何か ITトレンド、課題、IDCの傾向

③経済産業統計等への全体的な意見や要望等

「意識調査」では、経済産業統計あるいは政府統計全体に対する意見や要望としては以下のような意見が得られた。

研究者からは、公表の方法や統計の整理、統計の継続性等について意見や要望があげられている。

業界団体からは、調査の方法や公表の方法（例えば、早期化）、統計の継続性や正確性について意見や要望があげられた。

企業からは、調査の方法（地域表章や海外関連）や公表の方法、統計の正確性や継続性について意見や要望があげられた。

【研究者】

公表の方法について	国際比較等を重視して開示していただけるとありがたい
	過去の統計データのデジタル化(電子ファイル)も進めて欲しい。
統計の整理について	省を越えた横断的な統計整備が必要だと思います。
	小さな政府をめざして必要最小限の体制にしていきたい。
	時代に合致した統計資料の提供を考えて、いらぬ統計は廃止し、新たに加える統計を提案し、活性化した調査を行うべき。
統計の継続性について	時系列データを取りたいために、質問項目に関して出来るだけ継続性があるものにしてもらいたい。
オーダーメイド集計等について	個票データの利用が簡便になるとありがたい。費用は多くかかってもかまわない。
	データ利用に有償、無償とあるのは理解しがたい。
	オーダーメイド集計は次善の策であり、匿名データでの提供が望ましい。費用については研究費から支出できる範囲であれば多少かかってもやむをえないと考えている。
その他	誰もが使えるように、プレゼンテーション用の統計を様々なテンプレートのように創っていただきたい。簡明でありながら本質をついたものであってほしい。
	政府統計はまさに「公共財」なので出来る限り無償でデータが利用できるようにして欲しい。

【業界団体】

調査の方法について	商業統計の調査年度を短縮する。
	商業統計については、大企業だけでなく、中小企業も調査公表してほしい
	構造的変化が激化、実態と相当乖離した分類に現状はなっている。調査票の分類を見直す必要があるのではないか。
公表の方法について	公表の早期化が最優先の要望である。
	特サビ動態統計の速報値、確報値は10日程しか変わらない。どちらか不要ではないか。
	業種、品目など、扱う数(金額)が小さくなると削除や統合されてしまうのは如何なものか。 業界としてのニーズの高い統計が廃止等が実施され、集計結果として意味を持たない項目が発生してしまっている
統計の整理について	統計一覧にある統計が全て必要とされているのか疑問。統計はデータを提出する側、経産省相方に多くの労力(費用)をもたらすので内容や利用状況を精査して、利用者のニーズを第一に本当に必要な統計のみを残し、その充実を図って欲しい。
統計の継続性について	種々問題から、廃止・統合が予定される調査項目・統計があるかと思われる。しかし、業界団体ではどうしても調査できない異業種の動向を入手するためには、経済産業省の実施される統計はどれもが貴重。
統計の正確性について	他統計(協会実施の調査)との間の数字の整合性をはかって欲しい。
記入者負担について	他省の統計も含めて、各社において統計業務対応に時間が取られてはいけなやかと感じる。
オーダーメイド集計等について	内容がどんなものかにもよりますが、お金を出してまでは考えていません。

【企業（自社で利活用するほか、第3者に情報提供等を行うために利活用する企業）

放送、出版、新聞、ニュース供給業等

調査の方法について	商業統計が5年に1度になってしまったが3年に1度に戻していただくことを強く希望する。
公表の方法について	発表時期の統一(局によって違う)
統計の整理について	無駄な統計が多すぎる。税金の有効活用を望む。
	業種の分類や調査自体のニーズが時代に合わなくなっているものが散見される。逆に新たにニーズが発生している統計もある。業界団体や調査会社などから意見を求めてみてはどうか。
統計の継続性について	過去実施した統計項目で、現在消去されている項目の復活を望む。
	中小企業の経営指標の復活(業種細分類で)
オーダーメイド集計等について	一部の利用者のために国の費用が使われることは望ましくない。十分に課金すべき。

シンクタンク、情報提供サービス等

調査の方法について	都道府県データの充実が必要。(都道府県データ自体を増やす。同データの質を高める)
	産業全般における市町村統計は、今後の地域政策において重要性増す。
	製造小売等業態の多様化が進んでおり、それが公式統計では把握しにくい。
	数年に1回の統計でなく毎年行われることより利用頻度が上がると思います
公表の方法について	本省でHPに載せるデータは都道府県別として欲しい。市区町村別も積極的にHPへ載せて欲しい。
	HP上での検索のしやすさ、過去のデータの蓄積等の面で、一層使い勝手のよいものにして頂きたい。
	速報など公表するスピードを上げてほしい
統計の整理について	統計は省ごとではなくまとめておいてほしい
	ほとんど誰も活用していない無駄な統計が多いのでそれらを廃止し、人員削減すべき
統計の正確性について	企業の機密の関係で、データの正確性は気になるが、色々なデータをオープンにすることは重要。
	地域間の物流調査データの正確性の向上(データの変動が大きく信頼性がない)
	他省庁の統計データとの整合性
その他	統計の発信者と受信者には情報の非対称性が生じるため、統計データに大幅な変動があった際には、詳細な解説を行うなど、分析コンテンツの充実を図っていただきたい。(主にGDP統計を念頭)
	市町村合併で過去のデータの地域区分を整理して今後利用しやすい形に整備してもらいたい。
	商業統計は、実施年が事業所企業統計か国勢調査と同じだと便利です。(または3年毎の定期的な実施)

【企業（主に、自社のために利活用する企業）】

その他の企業

調査の方法について	国内企業の海外進出が進む中海外事業のデータの充実が必要
	海外の統計資料値と比較した国内統計値の公表
統計の正確性について	信用し得るデータであることの提示が必要
記入者負担について	アンケートのご依頼が多すぎるため、負担になっている。同内容のものも多く、特に数値を回答するために資料の調査を要するものについては、極力減らして欲しい。
オーダーメイド集計等について	目的が学術研究、教育に限られるのであれば、使えない統計資料作成の為、こういったアンケートが増えるのは迷惑。
	基礎データは、今後も無料であってほしいが、カスタムデータ、別の軸での再集計などはチャージしてもいいと思う。
	行政庁にオーダーメイド統計をお願いするのは手続き上大変な印象がある。民間を含め、「こういう目的ならこういう統計がある」ということをHPに示してくれることが望ましい。

3. 経済産業省の統計ホームページのリニューアルへの評価等

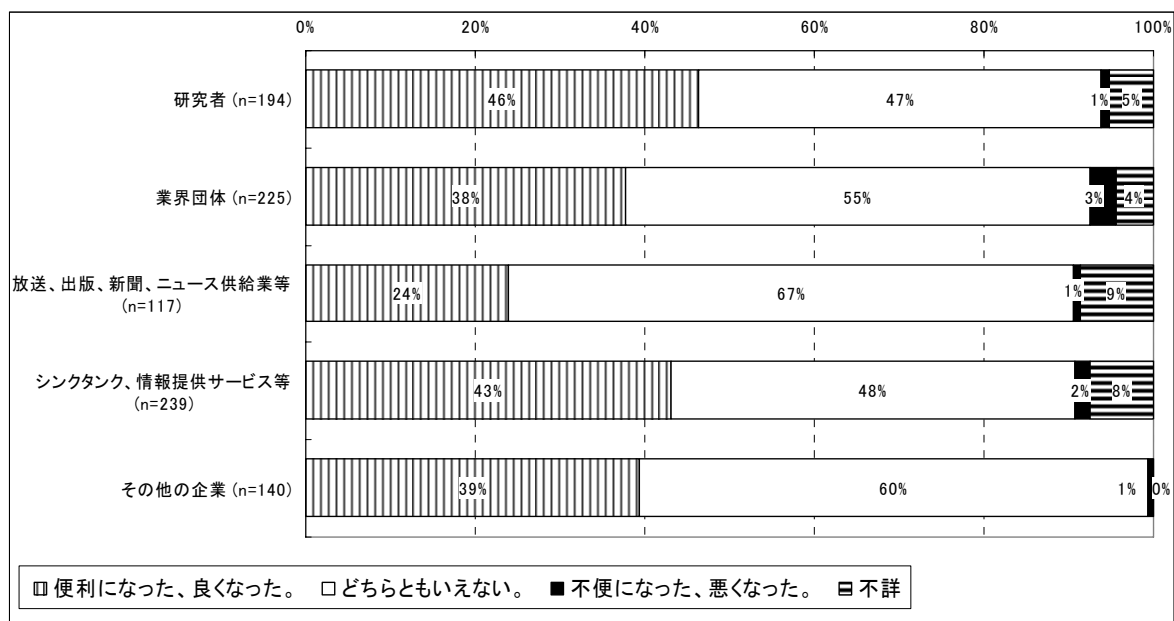
(1) リニューアルに対する評価

経済産業省の統計ホームページは、平成19年10月1日から新しいページにリニューアルされた。具体的には、統計ごとに調査の概要、調査の結果などへのリンクがまとめられた個別統計のトップページが整備された。

このリニューアルに対する評価をについて、調査を行った。

まず郵送調査の結果、平成19年10月に実施された経済産業省の統計ホームページのリニューアルについて、「どちらともいえない」という意見が概ね半数を占めたが、「便利になった、良くなった」と「不便になった、悪くなった」を比較すると、圧倒的に、「便利になった、良くなった」の回答が多くなっている。

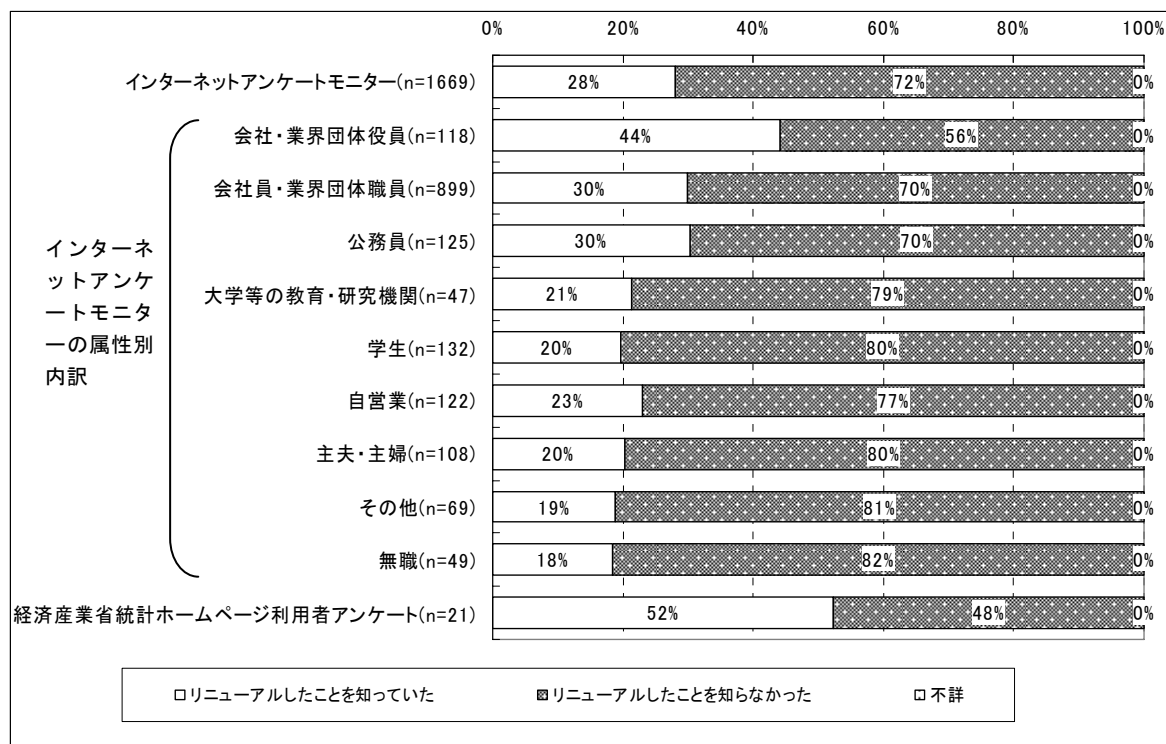
図表2-5 今回のホームページリニューアルに対する意見（（「意識調査」のうち郵送調査）



郵送調査の結果、「どちらともいえない」という回答が少なからず発生したため、インターネットアンケートモニター調査（以下、インターネット調査）および経済産業省統計ホームページ上での調査（以下、統計ホームページ上での調査）については、選択肢を変更し、「リニューアルしたことを知っていたかどうか」で選択肢をわけ、知っていた者については、郵送調査と同様に「便利になった、良くなった」「不便になった、悪くなった」「どちらともいえない」の三択とし、知らなかった者について、「見やすいと思う」「見づらいと思う」「どちらともいえない」の三択とした。

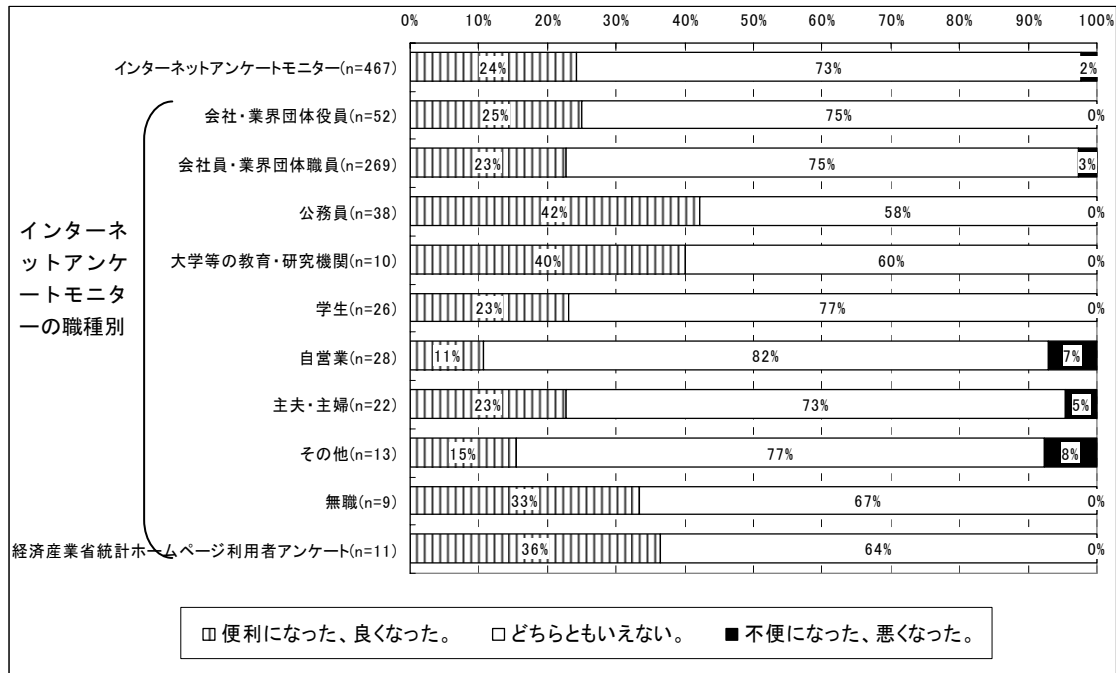
インターネット調査、統計ホームページ上での調査の結果について、まずリニューアルしたことを知っていたかどうかは、インターネットアンケートモニターでは28%で知っていた、経済産業省統計ホームページ利用者アンケートの52%で知っていたという結果となった。

図表 2-6 今回のホームページリニューアルを知っていたかどうか（インターネット調査、統計ホームページ上での調査）（「意識調査」）



リニューアルしたことを知っていた者の印象は、郵送調査と同様に、「どちらともいえない」という回答が最も多く、次いで「便利になった、良くなった」という回答が多く、「不便になった、悪くなった」という回答は少なかった。「便利になった、良くなった」と「不便になった、悪くなった」を比べると、「便利になった、良くなった」という回答が圧倒的に多くなっている。

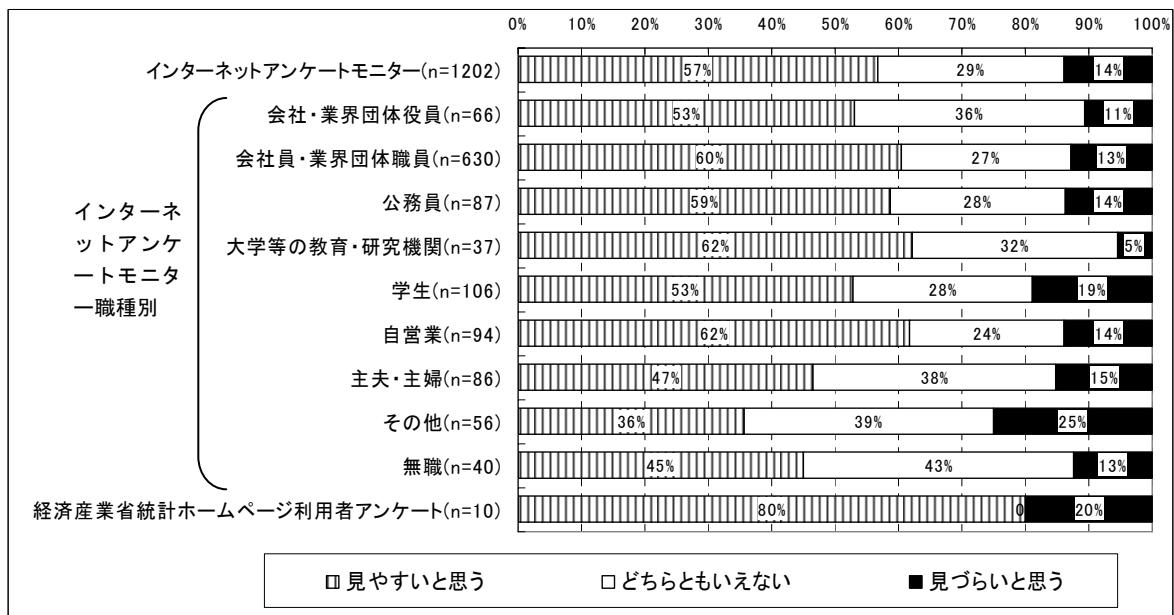
図表 2-7 今回のホームページリニューアルを知っていた者の意見（インターネット調査、統計ホームページ上での調査）（「意識調査」）



注：「リニューアルしたことを知っていた」を選択した回答者のみを対象とした結果。

他方、リニューアルしたことを知らなかった者の印象は、概ね半数以上で「見やすいと思う」という回答が得られた。上記のとおり、改善すべき点があることは窺えるものの、比較的、好印象が得られているものと思われる。

図表 2-8 今回のホームページリニューアルを知らなかった者の意見（インターネット調査、統計ホームページ上での調査）（「意識調査」）



注：「リニューアルしたことを知らなかった」を選択した回答者のみを対象とした結果。

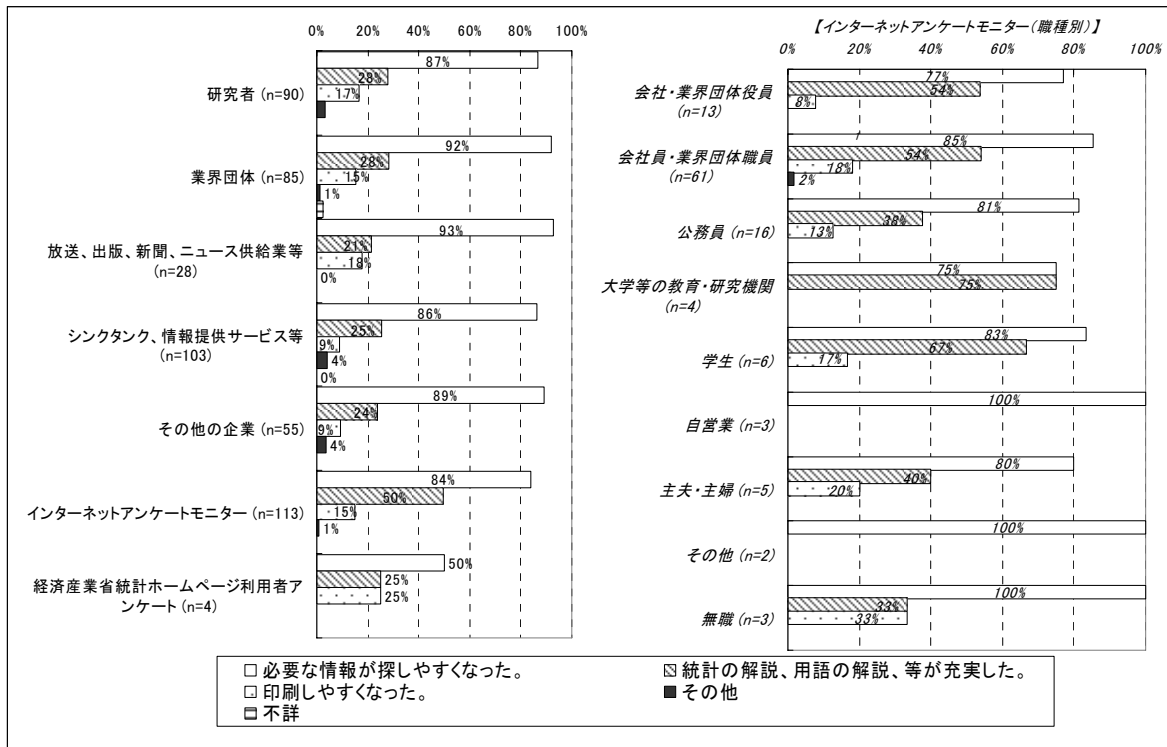
(2) リニューアル後のホームページの見やすい点

「便利になった、良くなった」と回答した理由をみると、「必要な情報が探しやすくなった」という点が圧倒的に多く、次いで、「統計の解説、用語の解説、等が充実した」の順になっている。

属性別にみると、一般個人のインターネットアンケートモニターでは、「統計の解説、用語の解説、等が充実した」が、他の属性と比較して非常に多くなっている。インターネットアンケートモニターは、他の属性と比較して相対的に統計を活用する経験が少ないと考えると、一般個人のニーズに応じたリニューアルができたと考えられる。

利活用者からは、経済産業省の統計ホームページのリニューアルについて、改善がみられたと一定の評価が得られており、経済産業統計の一層の利活用促進に向けた取組みであったと考えられる。

図表 2-9 今回のホームページリニューアルが見やすいと思う点（複数回答）（「意識調査」）



注：ホームページのリニューアルに、「便利になった、良くなった」を選択した回答者のみを対象とした設問。

4. 第2章のまとめ

以上の経済産業統計に対するユーザーのニーズや要望に関する把握結果を踏まえ、ユーザーのニーズ等について取りまとめると次のような点を重視していくことが必要と考えられる。

なお、これらはユーザー側からの要望であるため、実現のためには一定のコスト（費用、時間等）をかけなければならないもの等、制約があるため、現実的に全ての要望に直ちに答えられるものではないが、対応が可能な部分については速やかな対応を行う必要がある。

ところで、ユーザーの属性により、ニーズの強さは異なっており、その点に留意しておく必要がある。

○インターネット公表の一層の充実

経済産業統計の利活用においても、ホームページから利活用するユーザーが多いこと、「意識調査」におけるニーズの結果を踏まえ、インターネット公表の一層の充実を図ることが重要である。

平成19年10月に行った経済産業省の統計に関するホームページのリニューアルは、利活用者からリニューアルにより改善がみられたとの一定の評価が得られている。しかし、過去データのライブラリー化や必要な情報の探しやすさ（検索機能、デザイン、構成等）については、必ずしも完全ではない部分も残されている。特に、過去データのライブラリー化は、一定の時間と費用がかかることことから、容易でない部分もあると想定されるが、利活用者の利便性の向上のためには利活用ニーズの高い統計（例えば、統計表に対するアクセス数、「意識調査」における利活用意向の高い統計などを参考とするなど）についての対処を検討することが重要である。

○ニーズに対応した集計事項・表章への対応の検討

「意識調査」によれば、調査内容・表章内容の改善に関連し、企業から「希望する集計事項・表章」がないといったニーズがでてきている。また、業界団体や企業へのヒアリングにおいても、希望する表章がないなどのニーズがあった。

表章は、標本設計やデータの匿名化、コストなど、様々な要因と関連するものではあるが、ユーザーのニーズを踏まえ、検討を継続的に行っていくことは重要である。表章に対するユーザーニーズは、統計ごとに異なるとみられることから、個別の統計ごとに、適宜、表章の見直しをユーザーニーズの観点から行っていくことが重要である。

○地域別の表章や地域区分に対するニーズへの対応の検討が必要

「意識調査」によれば、調査内容・表章内容の改善に関連し、特に地域別の表章や地域区分の細分化へのニーズは、属性によらず高くなっている。

また、業界団体や企業へのヒアリングによるニーズ把握においても、地域区分の細分化に対するニーズはみられた。

しかし、地域別表章や地域区分の細分化すると、統計の調査方法の拡大化（例えば、標本調査から全数調査へなど）、データの匿名化（その地域に1事業所・企業しかないものは「x」表記）等、精度に関連するほか、調査の実施にかかるコスト等にも影響する可能性が高い。

そこで、地域別表章等、地域データに対するユーザーニーズを踏まえ、個別の統計ごとに地域表章（すでに行っている場合は、地域区分の細分化など）の可能性を探ることも重要である。

○統計の公表の早期化への対応

経済の動向をより早く把握し、将来を予測する、あるいは、経営判断に用いるといった場面では、最新の統計データを早期に把握したいといったニーズが産業界を中心に特に強くなっている。

業界団体が独自に行っているデータ収集（業界団体の場合は、加入している企業等からのデータの収集・加工・公表）では、記入者への事前の強力な協力要請、電子化、督促の充実などを行うことで、少しでも早く情報を把握することに工夫を行ってきている。しかしながら、公表の早期化には、記入者の協力が不可欠なことから、その観点から、早期化は困難ではないかとの見方もある。

統計の公表の早期化には、記入者の協力、実施体制の充実、公表手段の工夫など、様々な要因が関連するが、ユーザーのニーズに対応するため、少しでも早期に公表できるような工夫、工程の見直しなどを、随時行っていくことが重要である。

なお、公表の早期化については、精度（統計の質）との関連もあり、例えば、速報と確報の2段階とする方法で対応することも一つであるが、そのたびに結果が変わることは問題であるとの指摘もある。

○統計の公表に関する情報発信の充実とユーザーとの情報交換の仕組みづくりの検討

統計によって、利活用の状況に大きな違いがある。それは統計の特性による部分が大いと思われるが、統計のそのものの存在や利活用方法等が、十分に知られていないことが一因としてあると考えられる。

作成した統計の結果（速報を含む）の公表、その結果を活用したわかりやすい分析結果とその解説などに関する情報発信の質や頻度を、一層高めていくことが必要と考える。そのためにも、内部の人材育成のほか、統計の結果や分析結果などを新聞や雑誌の記事に積極的に掲載していくための取組なども重要である。

また、ユーザーニーズを的確に把握していく観点からも、ユーザーと統計に関する意見交換（調査対象や調査項目、表章、公表の時期、公表方法など）を適宜行う機会を設けるなどの仕組みづくりを検討する必要がある。

○報告企業へのフィードバック等に関連した記入者への対応

経済産業統計では、企業や事業所の記入者の協力があることが前提となっており、その状況により、統計の精度が左右されるところがある。こうした課題に対し、記入者負担の軽減や記入した結果のより積極的なフィードバックが必要ではないかといった声がある。

一方で、記入者と統計を利活用するユーザーとは、企業の中でも部署が全く違い、統計に対する意識も大きく異なっており、結果をフィードバックすることが記入者への協力を高めることには結びつかないといった声もある。

記入者負担は重要な課題の一つであることから、引き続き検討していくが重要である。いずれにしても結果のフィードバックの内容や方法等を検討する必要があり、例えば、

統計を定期的に利活用している企業内の部署（例えば、調査関連セクション等）と連携し、記入者への協力を呼びかけるなど、利活用者の協力を得て進めていくことも考えられる。

ここまで把握してきたユーザーの統計に対するニーズとそれに対する対応可能性について、とりまとめると、次ページの表のとおりである。

参考:ユーザーニーズとその対応可能性

ニーズ項目		問題点・課題	可能性
公表の早期化		○記入者への督促の強化、情報収集方法の工夫、データの審査・処理・集計方法の一層の迅速化が必要 ○早期化においては、精度との関連性への考慮が必要	△
データの更新、修正について		○データの審査・処理・集計作業の正確性の向上	○
用語の定義等の見直し		○経済社会の変化に対応した用語の定義等の見直し。それにともない過去データとの整合性についてもあわせて検討が必要	△
産業分類について	産業分類の変更への対応	○産業分類が変更した場合に、例えば、過去の分類での表章を行うなど、継続性への配慮が必要。但し、過去の産業分類での表章を、ずっと行うことは容易でない	△
	統計による産業分類の違いへの対応	○他省庁を含め、検討が必要となり、政府横断的な調整が必要	△
	新しい業種業態への対応	○ユーザーニーズの把握とともに、変化する業種業態への対応の必要性についての検討が必要	△
データについて	古い年次のデータの電子化	○電子化のコストの捻出が必要 ○利活用ニーズの高い統計、年次等からの実施	△
	過去データのライブラリー化	○電子化されているデータのHP上でのライブラリー化(過去のデータを容易に入手できる形式)を実施 ○古い年次のデータの電子化が前提	○
集計区分の細分化		○標本数の拡張が必要になる場合は、コストや調査方法等にも影響	△
表章について	地域区分の表章の作成	○標本数の拡張が必要な場合は、コストや調査方法等にも影響	△
	秘匿データ発生への対応	○標本数の拡張で対応可能な場合は、コストや調査方法等に影響 ○母集団そのものが少ない場合は、対応が困難であり、表章の変更が必要	△
	必要な表章作成への対応	○ユーザーニーズを把握し、表章が可能な項目については、提供方法と合わせて検討	○
調査対象について		○調査対象の変更、特に拡大は、コストや調査方法等に影響	△
統計表におけるデータ加工		○過去からの連続性等を考慮しつつ、加工したデータと加工前データの提供の検討	△
統計書の英訳		○随時実施することが可能だが、人的、金銭的、時間的なコストへの対応が必要	○
統計書の存廃の検討		○ユーザーニーズを反映した存廃の検討	△
統計結果のフィードバックの充実		○適切な統計結果のフィードバック方法の検討をまず行うことが必要	△
統計作成機関とユーザー間の情報交換の充実		○検討するが、ユーザーの範囲等、情報交換のできる範囲が限定される可能性	△
サービス関連の統計の整備		○政府全体で検討が進められている	○

第3章 統計の二次的利用について

1. 二次的利用の概要

統計の高度な二次的利用として、オーダーメイド集計と匿名データの2つがある。まず、これらの概要について取りまとめる。

(1) オーダーメイド集計とは

オーダーメイド集計は、調査実施者等が個別のオーダーを受けて調査票を用いた集計を行い、集計結果のみ依頼者に提供するものをいう。なお、調査票の調査項目にないデータはわからない。また、学術研究の発展に資する目的で、利用することができる。

[長所]

- 利活用者の要望に応じて個別に対応するため、通常作成されている統計表では集計事項となっていない調査項目について特別集計を行う等、目的に沿ったデータを得やすい。
- 秘匿が多くなる調査項目でも、集計すれば利活用可能な場合がある。
- 匿名データと比較すると、統計的知識が必ずしも必要がない。
- 匿名データと比較すると、提供者側にとって、秘密の保護がなされているか確認する必要はあるものの、その労力（費用、時間）は小さい。

[短所]

- 利活用者の要望に対して即時に対応することが困難である。
- 目的に沿ったデータを得やすいが、全ての要望に応えられるわけではない。
- 集計のための仕様を考える必要がある。その内容によっては、オーダーメイド集計の申請窓口で、仕様の調整を図る必要が生じることもある。
- 個別対応となるため、調査実施側が対応するために多大な労力（費用・時間）を要する。

(2) 匿名データとは

匿名データは、学術研究の発展に資する目的で、利用することができる。

匿名データとは、調査票から地域区分や世帯番号、大企業などでは売上高や資本金などの個体の識別子を消去するなどの加工を行い、個体の識別を不可能にしたデータのことである。

このため、匿名データでは、大企業の場合は売上高などが「x」（秘匿）だらけになり、使うことに適さなくなることも生じる。

経済産業省が作成する統計の多くは、「事業所・企業」を対象とした統計である。「事業所・企業」の場合、世帯と比較して、名称、所在地等の識別子を消去したとしても、調査票の回答内容から特定されてしまう可能性が高いという特徴がある。このため、経済産業省が作成している統計では、匿名データの提供が可能と考えられる統計は、企業の特特定が困難な中小企業に関する統計、一部の世帯等を対象とした統計など、一部に限定されると予想される。

[長所]

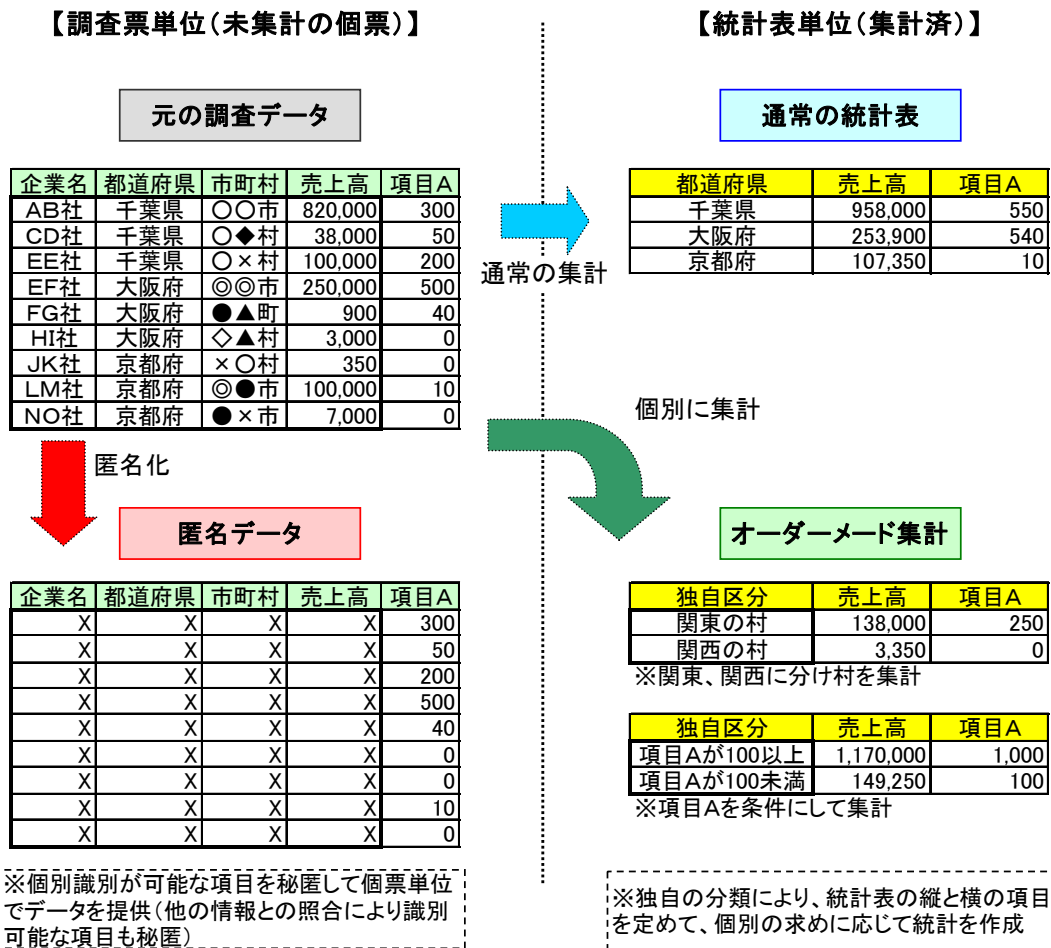
- 利用者が、自ら希望する特別集計を行うことができ、目的に沿ったデータを得やすい。
- 個票による計量分析が可能である。
- 提供可能な匿名データを一度作成すれば、提供するたびに提供者側に発生する労力（費用・時間）は小さい。

[短所]

- データの秘匿が重要である事業所・企業統計が多く、経済産業統計では、匿名データの作成・提供ができる統計に限られる。
- 統計的知識が必要であり、自ら集計作業を行う必要がある。
- 目的に沿ったデータを得やすいが、すべての要望に応えられるわけではない。
- 最初に匿名データを作成するための提供者側の労力（費用・時間）が大きい。また、秘密の保護がなされているか、提供者側は十分な確認が必要である。

なお、通常の統計表とオーダーメイド集計、匿名データの違い（図表3-1）、オーダーメイド集計と匿名データの想定される流れ（図表3-2）を、それぞれ図示すると以下のとおりである。

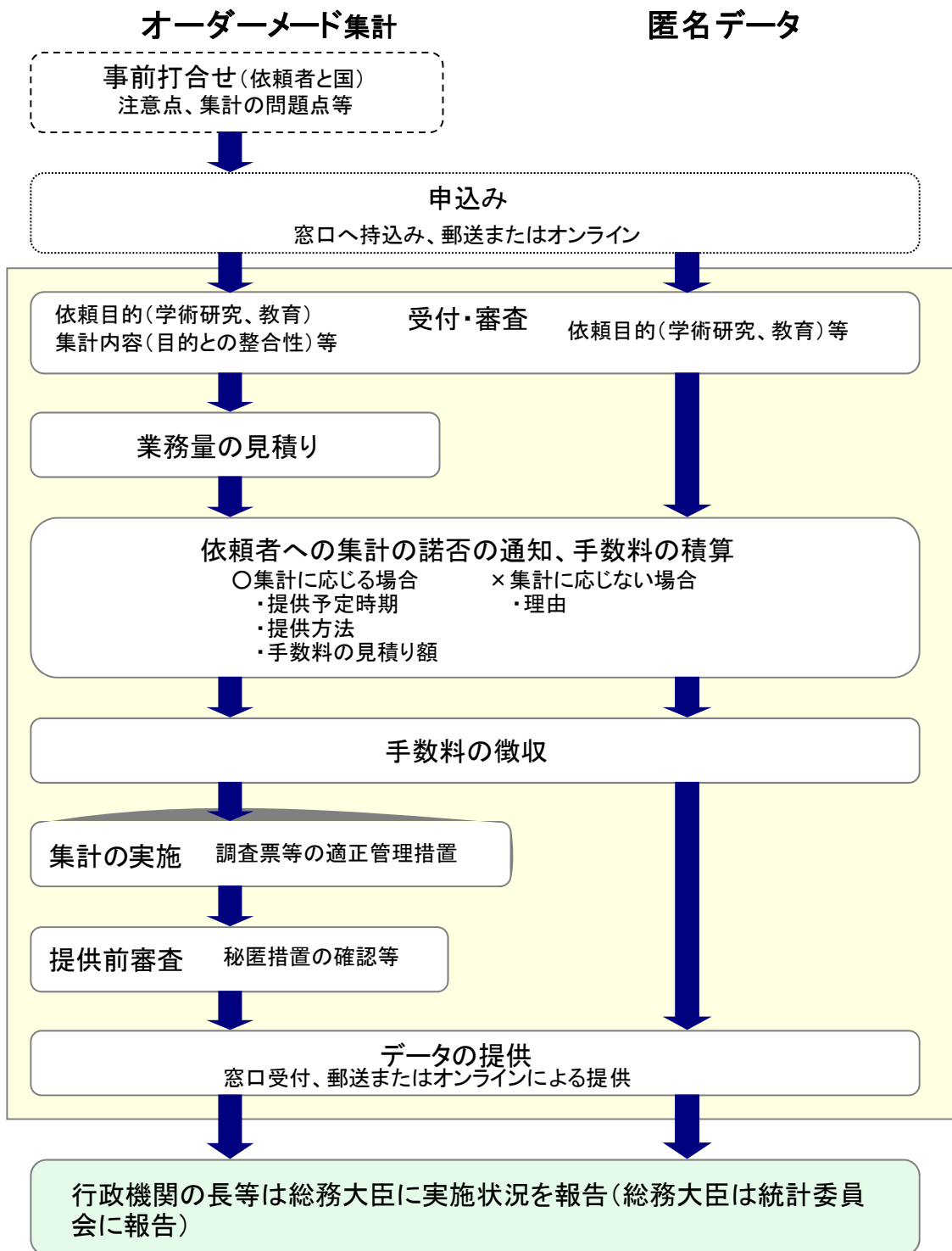
図表3-1 通常の統計表とオーダーメイド集計、匿名データの違い



区分	高度な加工	高度な利用	利用者の加工	費用
通常の統計表	×	×	不要	不要
オーダーメイド集計	×	○	不要	加工費+提供費
匿名データ	○	○	必要	提供費

※高度な加工: 計量分析などの高度な分析ができるかどうか
 ※高度な利用: 目的に応じたデータを得やすいかどうか

図表3-2 オーダーメイド集計と匿名データについて想定されている流れ



(参考1) 統計データの二次的利用に関するこれまでの議論

統計データの二次的利用については、これまでに以下の会議・研究会等において議論、検討がなされ、新統計法に位置づけられた経緯がある。

ア 統計行政の新たな展開方向(各府省統計主管部局長等会議 平成15年6月)

各府省が協力して今後5年から10年を見込んだ統計行政の進むべき新たな展開方向についての検討結果として示された。統計データの二次的利用については、以下の方向性が示されている。

[オーダーメイド集計について]

- 利用者のニーズに即して統計データを整備していくことは重要な課題。
- しかしながら、多様化したニーズのすべてをあらかじめ想定することは困難であり、また、想定し得る統計表をあらかじめ作成することは費用対効果の上でも必ずしも適当ではない。
- このため、個別的な統計利用者の要請にこたえる一方策として、オーダーメイドの統計を行うということが考えられる。
- そこで、官民を問わず、多様な個別的集計ニーズに応えるため、秘密の保護を前提に、オーダーメイド集計が可能になるような仕組みを検討する。

[匿名標本データの作成・利用について]

- 官民を問わず、統計利用者自らが統計調査の結果データを集計・分析するという統計データの利用ニーズに応えるため、匿名標本データの作成・利用について、秘密の保護を前提に、匿名標本データに対する社会的コンセンサスの必要性、法令上の諸問題等に関するこれまでの検討結果を吟味した上で、実用化に向けて検討する。

イ 政府統計の構造改革に向けて(内閣府経済社会統計整備推進委員会 平成17年6月)

既存統計の抜本的見直しや統計制度の充実についての一つの具体案として、内閣府に設置された経済社会統計整備推進委員会が取りまとめた提言。統計データの二次的利用については、以下の方向性が示されている。

- 各種リソースの制約が強まる中で、国が保有する各種の統計情報は、報告者の秘密保護を前提としつつ、可能な限り各利用者の多様なニーズに応じた形で利用されるべき。
- 多様化する統計利用者のニーズをあらかじめ想定することは困難。
- 国自らが対応を行わなくても、統計の利用者が自由にさまざまな角度から高度な分析を行えるようになれば、機動的な対応が求められる政策立案の基礎資料の作成に役立つほか、研究者等が創意に満ちた分析を行うことで社会や学術の発展に寄与すると考えられる。
- 諸外国では、オーダーメイド集計やそれらを支える統計データアーカイブ等と組み合わせられて、統計情報の多様かつ高度な利用に役立っている。
- わが国においても、関係府省によるこれまでの検討結果を踏まえて、集計体制や費用の負担・徴収のあり方等具体的な仕組みの検討を加速させる必要がある。

ウ 統計法制度に関する研究会(総務省 平成 16 年 11 月～平成 18 年 5 月)

統計調査の民間委託の一層の推進、統計データの二次的利用の促進等の課題について、専門的かつ多角的な視点から検討を行うために開催された研究会。統計データの二次的利用については、以下の方向性が示されている。

- 統計データの利用促進の観点から見た場合、現行制度では、行政機関等との関連性を有する研究の一環でなければ調査票の使用が認められないこと、調査実施者自身が特別集計を行う場合でも総務大臣の個別の承認及び公示という厳格な手続きを経る必要があることが問題。

[オーダーメイド集計について]

- オーダーメイド集計については、依頼者自身は調査票を使用することはなく秘密の保護が確実であることから利用を広範に認め、学術研究目的や教育目的等、一定程度の公益性が認められる場合にはオーダーを容認することが適当。
- 研究の成果等が論文等の形で公表され社会に還元されるのであれば、営利企業や大学院生等による利用であっても「学術研究目的」による利用に該当するとして、利用を認めることが考えられる。
- 可能な限り国民のニーズに応えられるよう、調査実施者に対し実施の努力義務を課することが適当。
- 公平性の観点から、依頼者から事務作業量に応じた手数料を徴収することが適当。

[匿名標本データの提供について]

- 調査票から個体識別性を除去した匿名標本データについては、匿名化のための措置が講じられていることから使用を広範に認め、学術研究目的や教育目的等、一定程度の公益性が認められる場合にはデータの提供を容認することが適当。
- 個票ベースのデータであることにかんがみ、使用を認める場合には、データの管理体制が十分であるか等について慎重に審査を行うことが必要。
- 匿名標本データの匿名性については、行政機関個人情報保護法における個人識別性の考え方を参考に、統計審議会等第三者機関による専門的技術的観点からの審査を経た上で判断することが適当。
- 調査実施者に対し、当該統計の性質上作成が困難な場合を除き、匿名標本データの作成・提供の努力義務を課することが適当。

エ 統計制度改革検討委員会(内閣府 平成 17 年 9 月～平成 18 年 6 月)

「イ」を取りまとめた経済社会統計整備推進委員会に引き続き、統計法制度の抜本的な見直しについて検討すること等を任務として開催された。統計データの二次的利用については、以下の方針が示されている。

- 統計調査に応じて情報を提供した調査対象者に秘密の保護等に関する器具を抱かせることのないような仕組みとした上で、利用目的を行政利用に限定することなく学術研究目的も含めて統計データの二次的利用が一層促進されるよう、新たな法制度の中で明確に位置づけて必要な規律を整備する。
- 総務省「統計法制度に関する研究会（上記ウ）」における検討の内容と、本報告の提言との整合を図りつつ、全体として一つの法制度として機能するよう、政府において今後の立案作業を進めることを期待する。

オ 新統計法(平成 19 年法律第 53 号)

上記ア～エの議論等を踏まえ、改正された統計法では、統計データの利用促進と秘密の保護に関して第三十二条～第四十三条に規定がなされた。その概要は、以下の通りとなっている。

- 委託に応じた集計による統計の提供や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

(参考) 新統計法における調査票情報の高度利用等に関する内容

※新統計法より抜粋

第三章 調査票情報等の利用及び提供

(調査票情報の二次利用)

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

- 2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等）に納めなければならない。

- 2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。
- 3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。
- 4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

2. 二次的利用への意向

(1) オーダーメイド集計

①利活用意向の有無・目的

ア ユーザーのニーズ

二次的利用意向を有すると考えられる研究者や企業、業界団体を対象に、オーダーメイド集計に対する利活用意向のヒアリングを行った。

その結果、想定されるニーズ、利活用にあたっての課題や要望としては、以下のような点が指摘された。

○想定されるニーズ

- ・目的外利用申請の準備段階として、統計の集計等として実施したいと考えている内容について簡略に検討したいときには、有用な仕組みと考えられる。
- ・各統計について、パネルデータの整備や標準産業分類の変更の反映等、継続的にデータのメンテナンスがされるのであれば、オーダーメイド集計を用いた時系列分析等のニーズは高いと考えられる。
- ・総和や平均等の推定値だけでなく、利活用者が指定する指標値（例えば、商品回転率などの経営指標等）を集計してもらえるのであれば、利活用の幅が広がると考えられる。

○課題・要望

- ・研究目的に利用するには、試行錯誤が可能な仕組みであることが重要である。従って、申請をしてから1～2週間程度で結果が得られるようにして欲しい。結果が得られるまでの期間が長いと、他の分析に関するアイデアが生まれて、申請をキャンセルしたくなる場合も考えられる。
- ・費用の面では、1表当たり1000円～3000円程度でないと試行錯誤に耐えるほどの利活用は難しい。また、1表当たりの料金だけでなく、「1ヶ月間の定額制」などの料金体系がある方が利活用しやすいと考えられる。
- ・大学の研究室予算等は限られており、予算規模との関連からいえば、かなり低額でないと利活用はしにくい可能性がある。
- ・オーダーメイド集計の依頼にあたり、依頼のたびに費用が発生する場合、企業内や業界団体内での決済を受ける手間の方が大変になる場合もある。そのようになれば、低額であっても利活用しづらい。
- ・企業が統計表を活用しようとする場合、ニーズが発生してから利活用までの時間が短く、すぐに結果を求める場合が多い。そのため、結果が得られるまでに依頼してから数週間もかかる場合、ニーズに対応できず、結果として利活用しにくい。

イ オーダーメイド集計の利活用意向

「意識調査」によると、経済産業統計を利活用する統計情報利活用者の半分程度（インターネットアンケートモニター、経済産業省統計ホームページ利用者を除く）でオーダーメイド集計の利活用意向がある。ただし、利活用意向者の多くは「無償であれば利用したい」との回答である。

利活用意向は、特に研究者（69%）、シンクタンク、情報提供サービス等（64%）で強く、これらの利活用意向者は実費負担があっても利活用したい意向者の割合が高い。

なお、インターネットアンケートモニターは利活用意向が高いものの、「無償であれば利用したい」が特に高くなっており、実費負担がある場合の利活用意向は低くなっている。

図表 3-3 オーダーメイド集計の利活用意向（「意識調査」）

	合計	利用したい	無償であれば利用したい	受付・提供作業に要する人件費、提供媒体に係る費用の実費負担があっても利用したい	上記に加え、統計の作成等の作業に要する人件費等の費用負担があっても利用したい	上記に加え、利用目的（商業目的等）に応じた課金があっても利用したい	有償、無償にかかわらず、利用したいとは思わない	不詳
研究者 (n=194)	100.0%	69.1%	33.5%	22.7%	8.2%	4.6%	25.3%	5.7%
業界団体 (n=225)	100.0%	44.4%	32.9%	9.8%	0.9%	0.9%	40.0%	15.6%
放送、出版、新聞、ニュース供給業等 (n=117)	100.0%	48.7%	43.6%	1.7%	1.7%	1.7%	38.5%	12.8%
シンクタンク、情報提供サービス等 (n=239)	100.0%	64.4%	44.4%	15.1%	2.9%	2.1%	26.8%	8.8%
その他の企業 (n=140)	100.0%	54.3%	48.6%	5.0%	0.7%	0.0%	44.3%	1.4%
インターネットアンケートモニター (n=1,669)	100.0%	83.8%	74.2%	6.4%	1.7%	1.4%	16.2%	0.0%
経済産業省統計ホームページ利用者 アンケート (n=21)	100.0%	76.2%	66.7%	4.8%	4.8%	0.0%	23.8%	0.0%

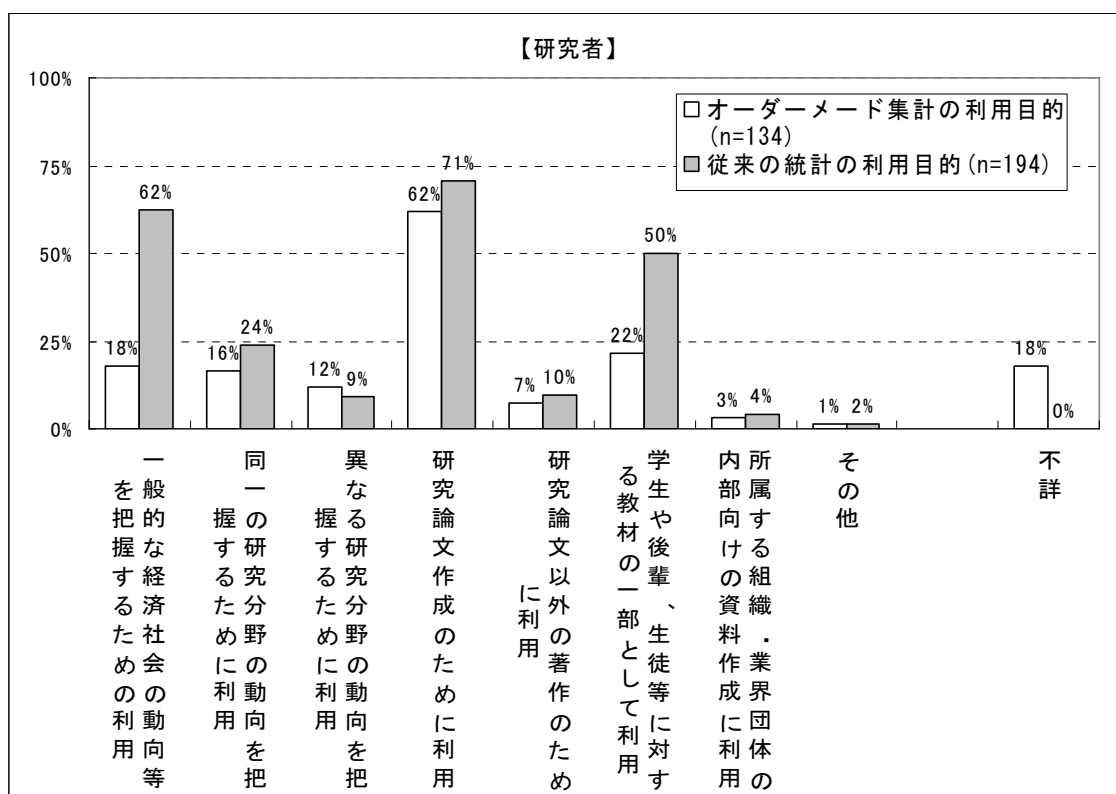
ウ オーダーメイド集計の利活用目的

「意識調査」でオーダーメイド集計の利活用目的をみると、研究者や放送、出版、新聞、ニュース供給業等、その他の企業において従来の統計の利活用目的と比べて「一般的な経済状況の把握」目的での利活用意向が少ない。

他方、研究者では「研究論文作成のために利用」を目的とする意向、業界団体では「市場動向の把握」や「会員向け広報資料、研修資料等」の作成を目的とする意向、放送、出版、新聞、ニュース供給業等では、「統計結果の公表に関する報道記事や番組」を目的とする意向、その他の企業では「自社と同じ業界の動向把握」を目的とする意向が、それぞれ比較的大きい。

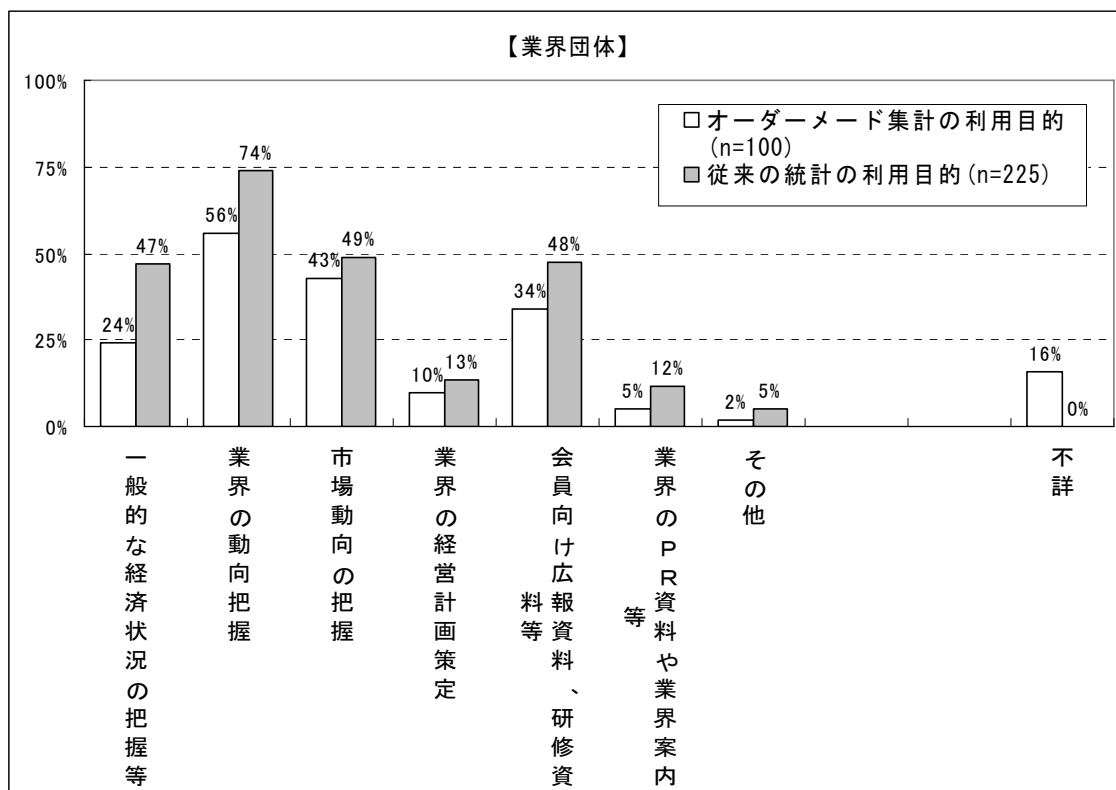
図表3-4 オーダーメイド集計の利活用目的(1/4)(複数回答) (「意識調査」)

【研究者】

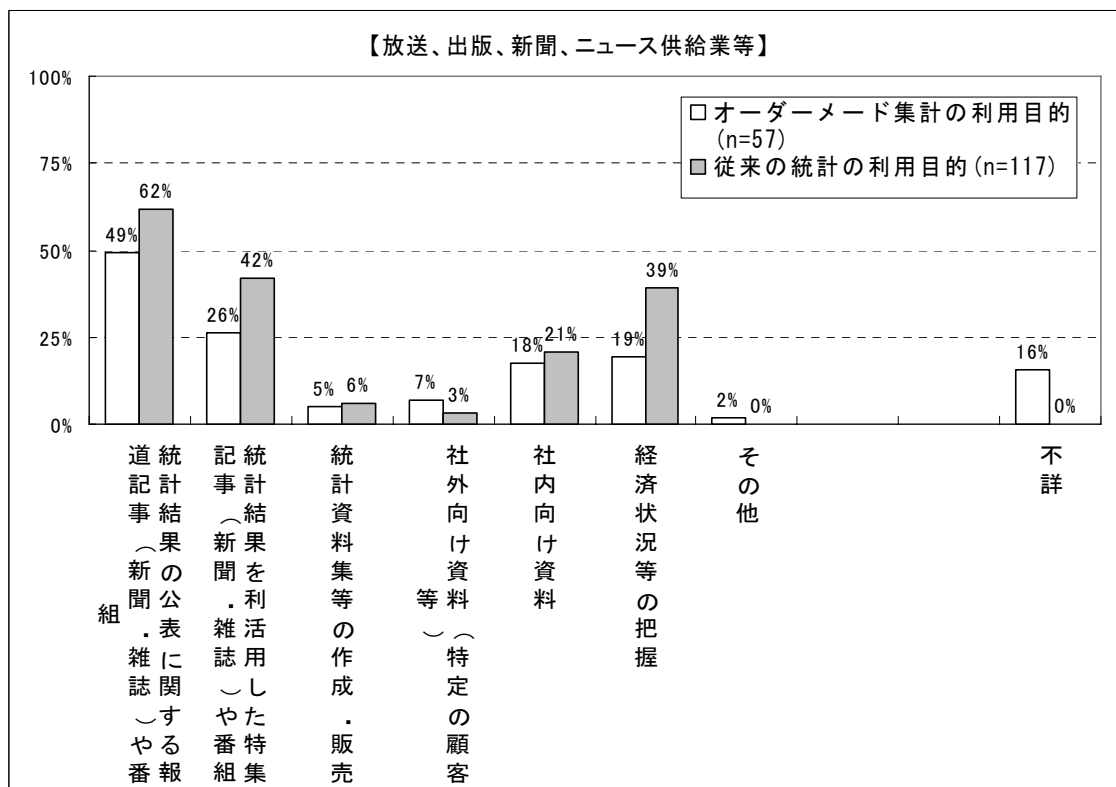


図表3-4 オーダーメイド集計の利活用目的(2/4)(複数回答)「意識調査」

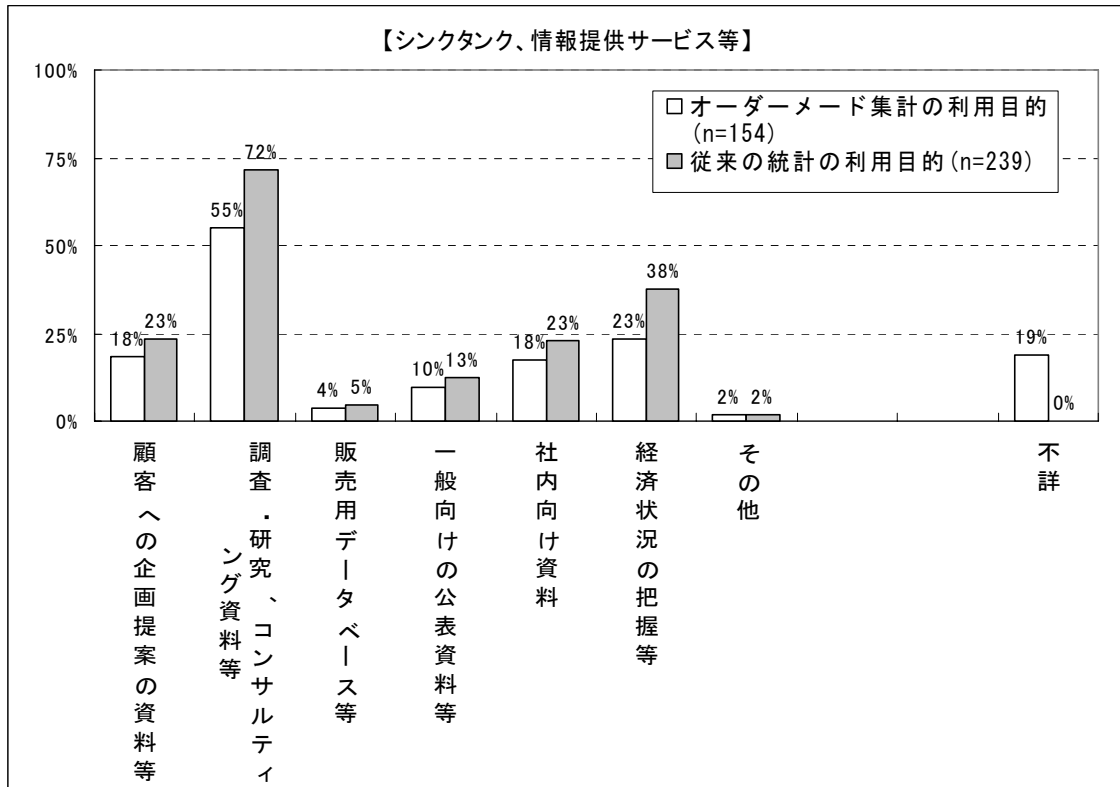
【業界団体】



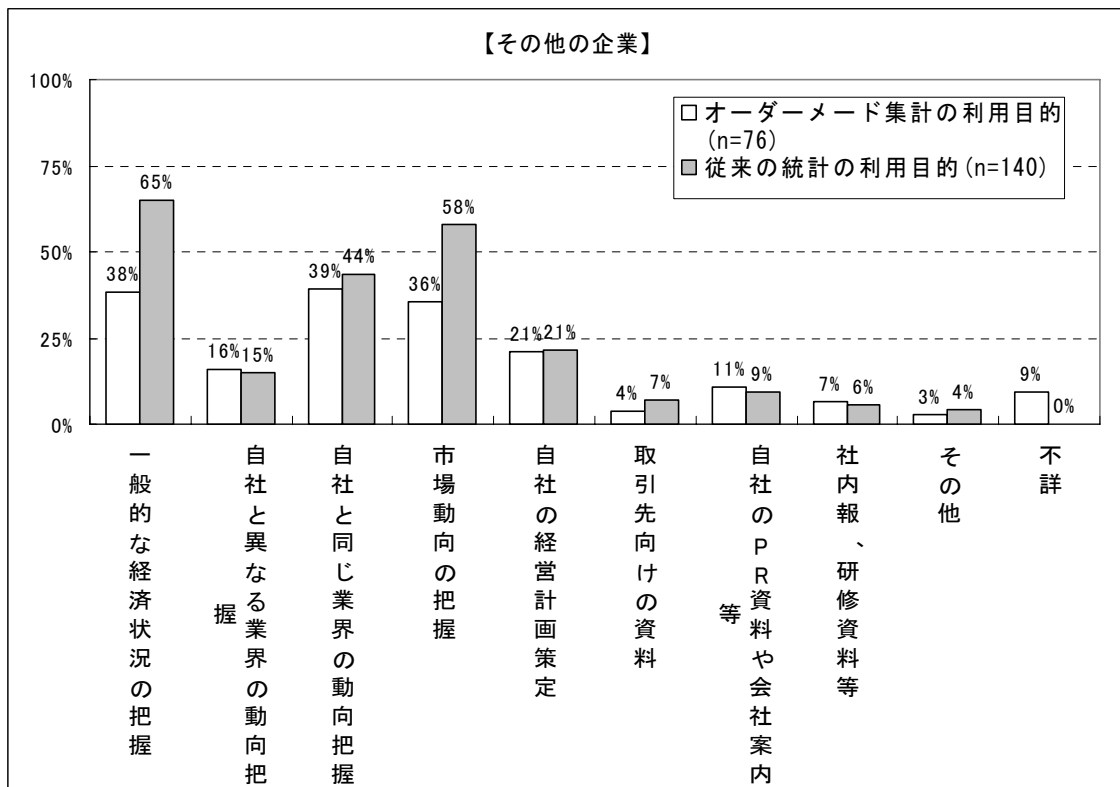
【企業(自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】



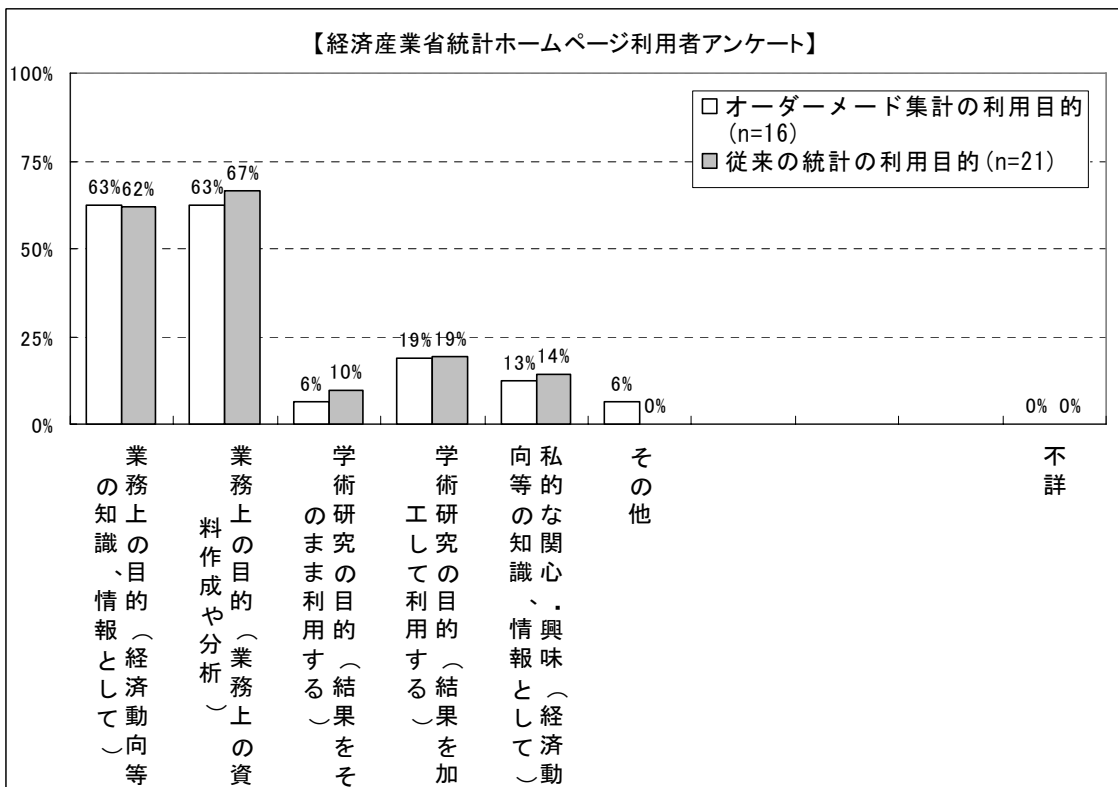
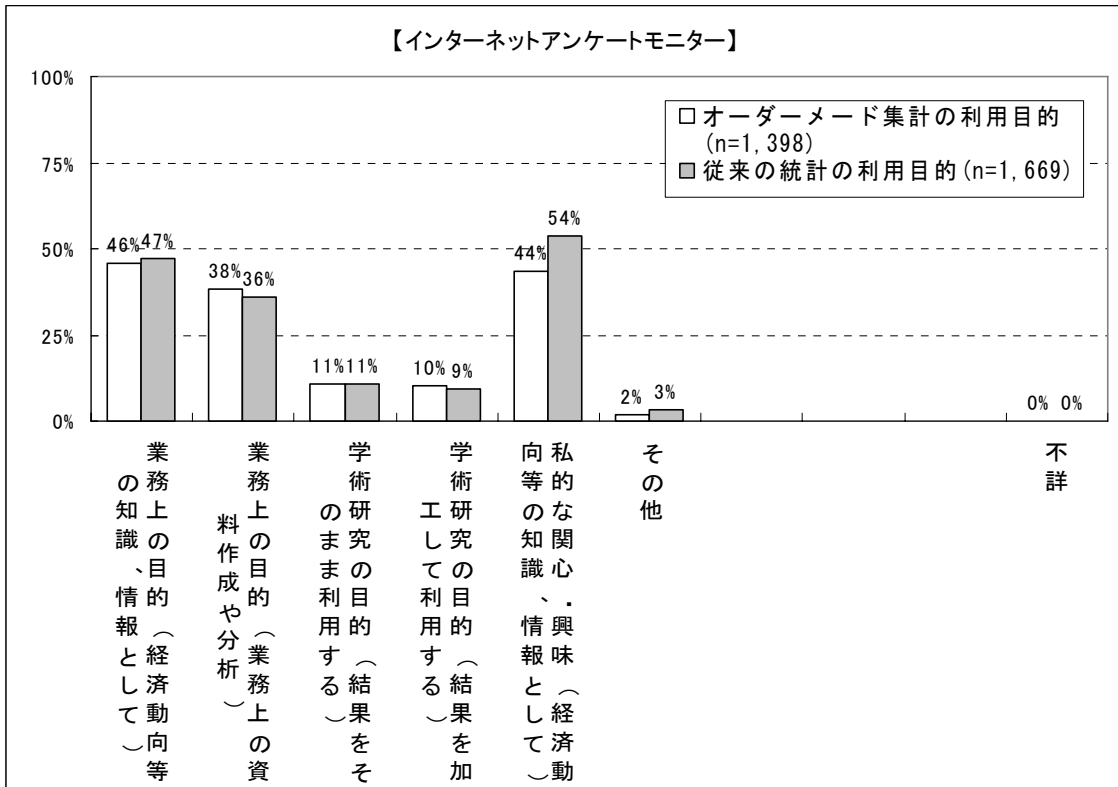
図表3-4 オーダーメイド集計の利活用目的(3/4)(複数回答)〔意識調査〕
 【企業(自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】



【企業(主に、自社のために利活用する企業)】



図表3-4 オーダーメイド集計の利活用目的(4/4)(複数回答)〔意識調査〕
【一般個人】



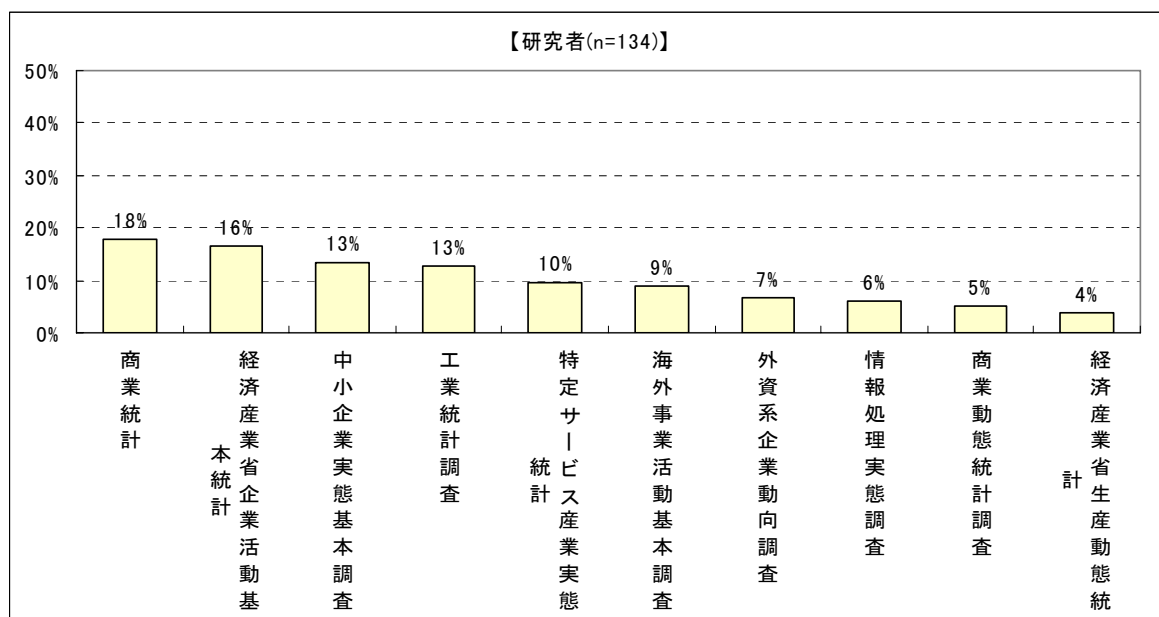
注:オーダーメイド集計の利用目的は、オーダーメイド集計の利活用ニーズがある回答者のみを対象とした結果。

エ オーダーメイド集計として利活用したい統計

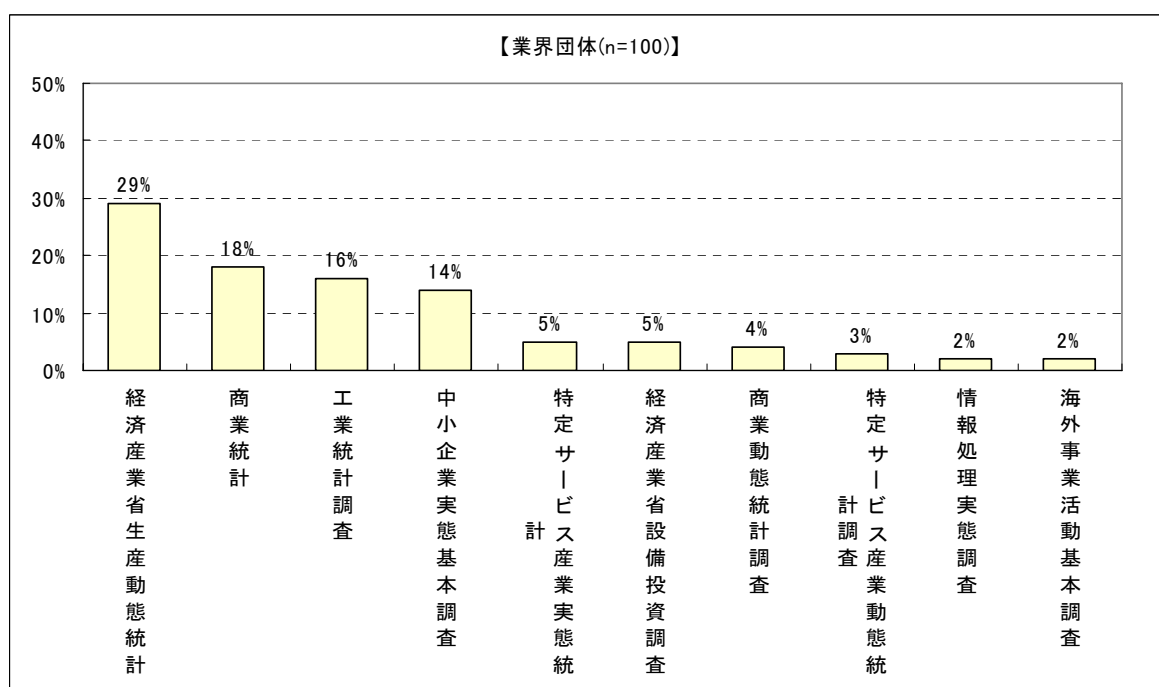
「意識調査」によると、オーダーメイド集計として利活用したい統計は、従来の統計利活用の意向と同様に「商業統計」「経済産業省生産動態統計」を利活用したい意向が大きい。

図表3-5 オーダーメイド集計として利活用したい統計上位10位(1/4)(複数回答)
(「意識調査」)

【研究者】

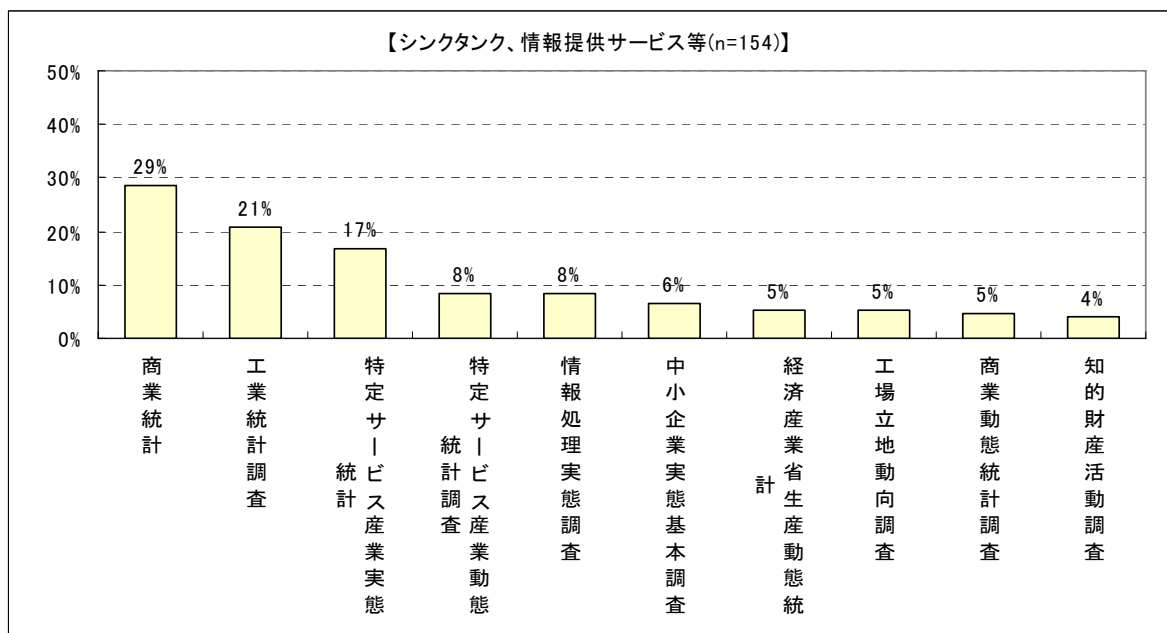
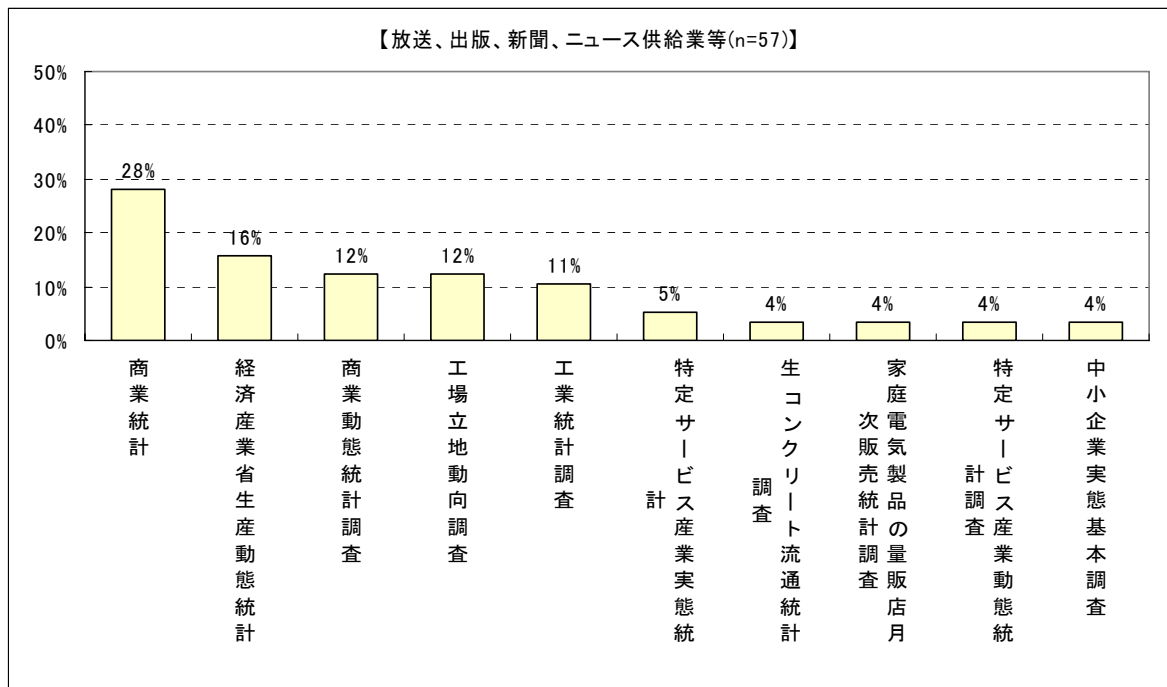


【業界団体】



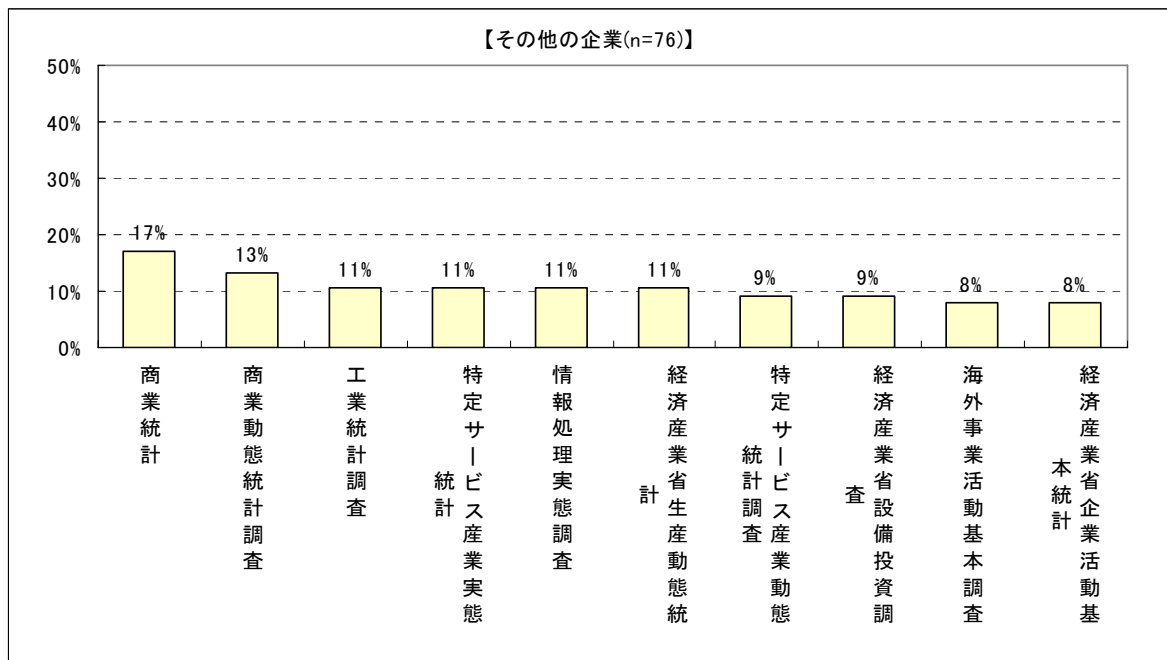
図表3-5 オーダーメイド集計として利活用したい統計上位10位(2/4)(複数回答)
(「意識調査」)

【企業(自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】

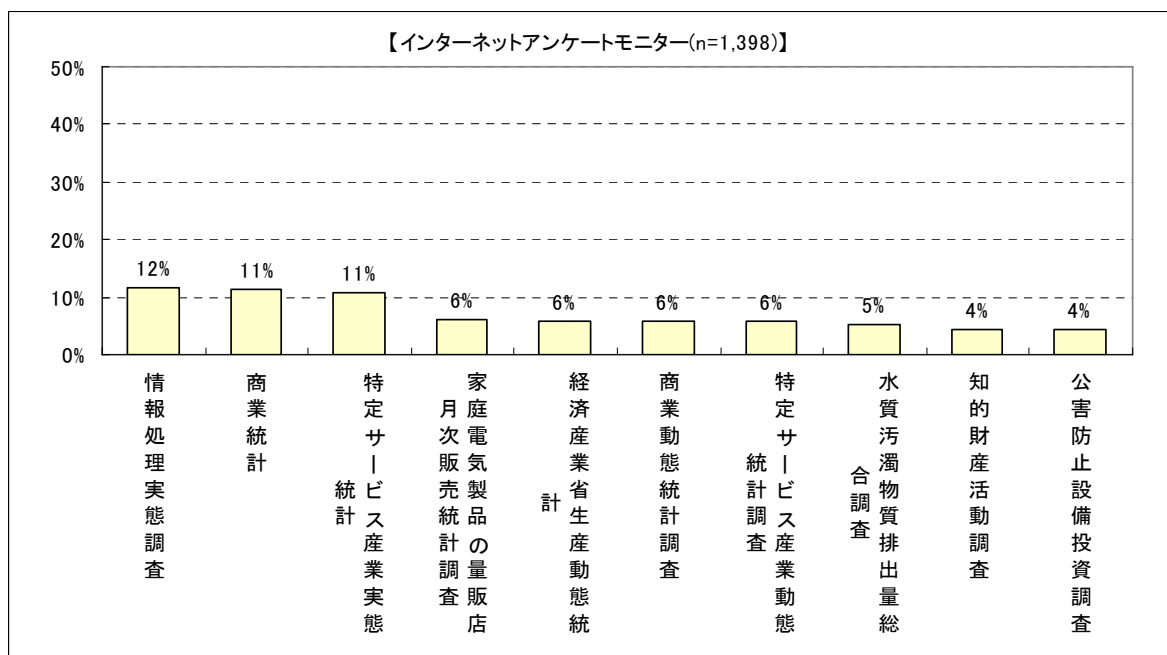


図表3-5 オーダーメイド集計として利活用したい統計上位10位(3/4)(複数回答)
 (「意識調査」)

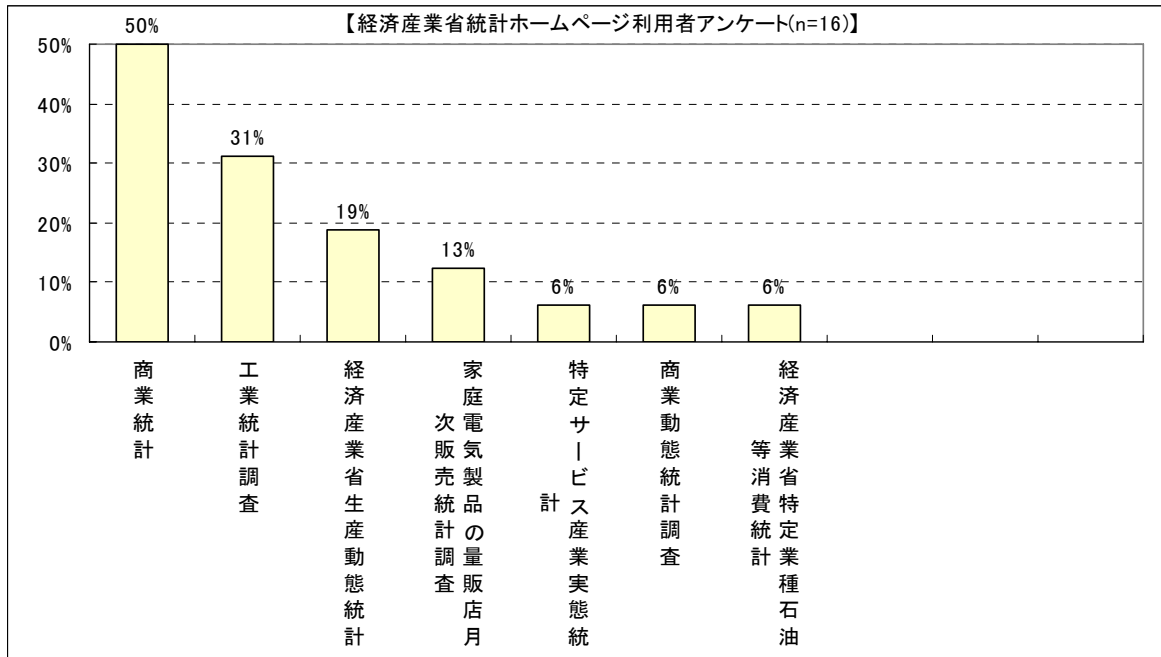
【企業(主に、自社のために利活用する企業)】



【一般個人】



図表3-5 オーダーメイド集計として利活用したい統計上位10位(4/4)(複数回答)
(「意識調査」)



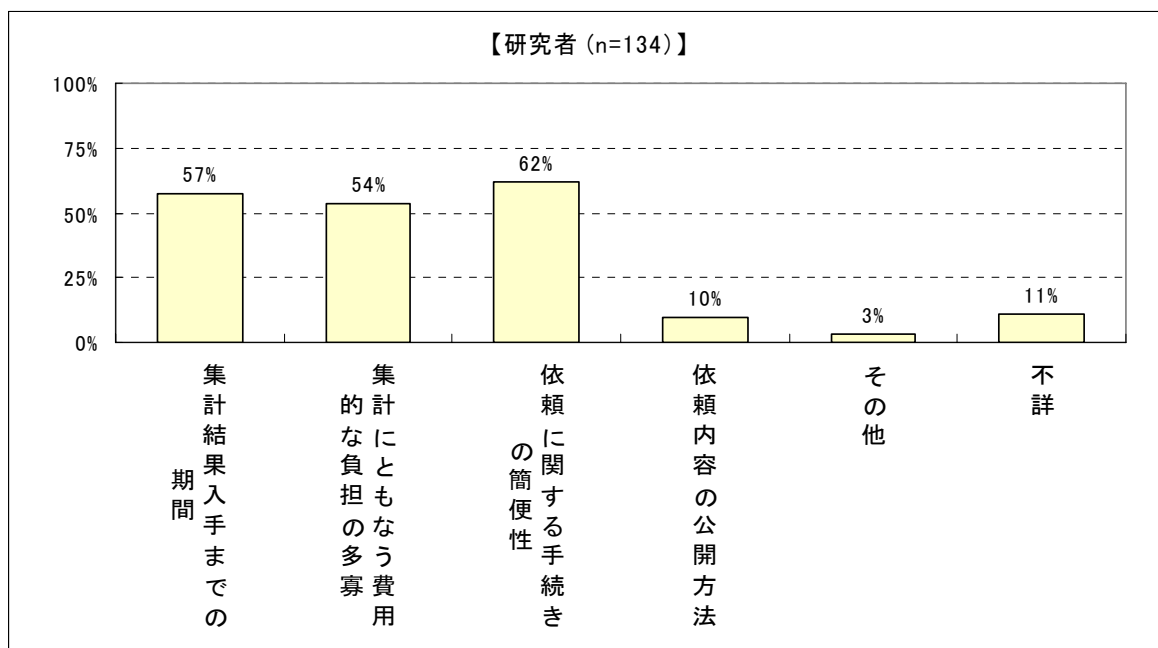
注:オーダーメイド集計の利活用ニーズがある回答者のみを対象とした結果。

②利活用にあたっての重要事項

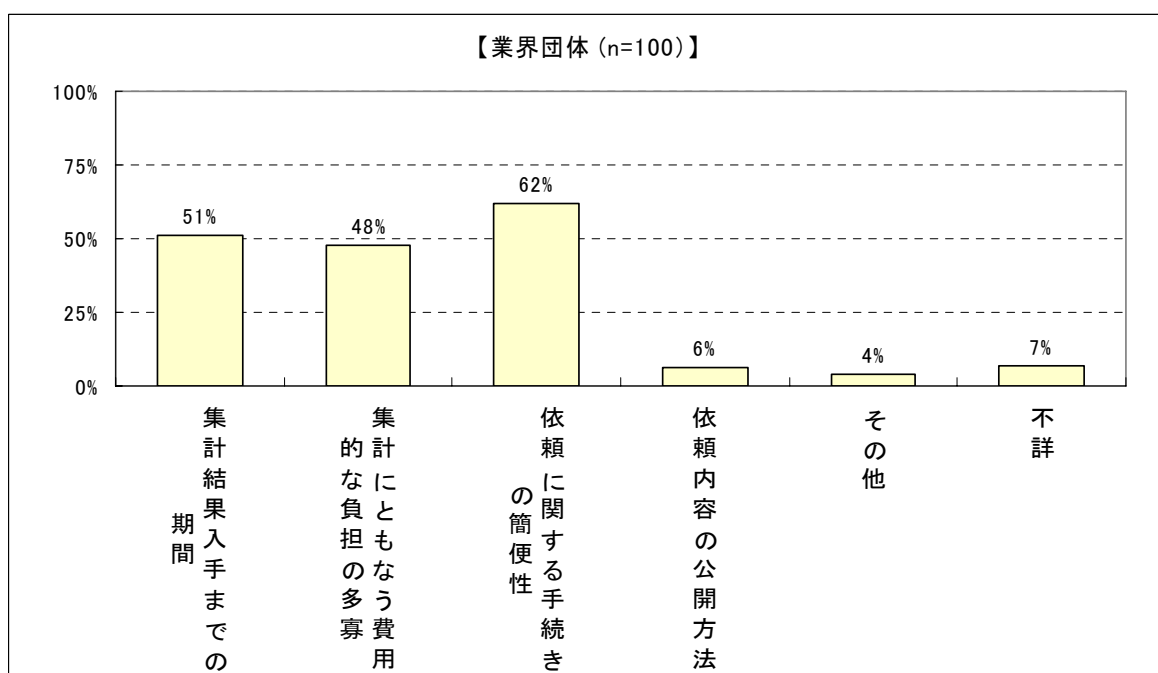
オーダーメイド集計の利活用にあたって重要な事項をみると、「集計結果入手までの期間」もしくは、「依頼に関する手続きの簡便性」、「集計にともなう費用的な負担の多寡」の三点となっている。

図表3-6 オーダーメイド集計の利活用にあたっての重要事項（1/4）（複数回答）
（「意識調査」）

【研究者】

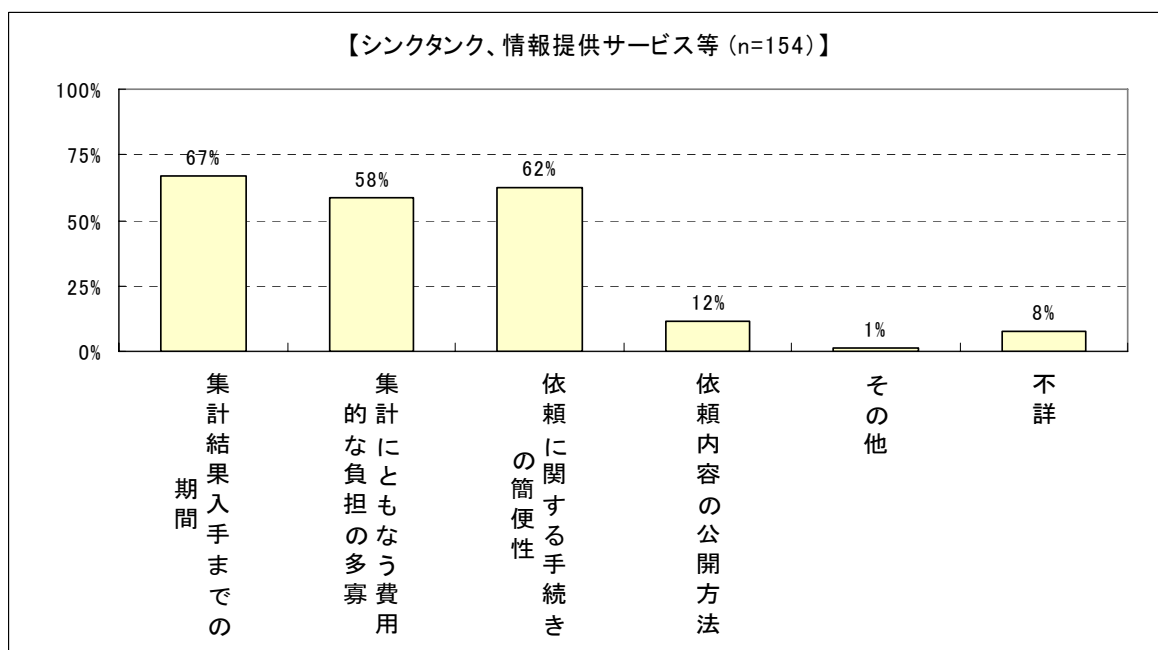
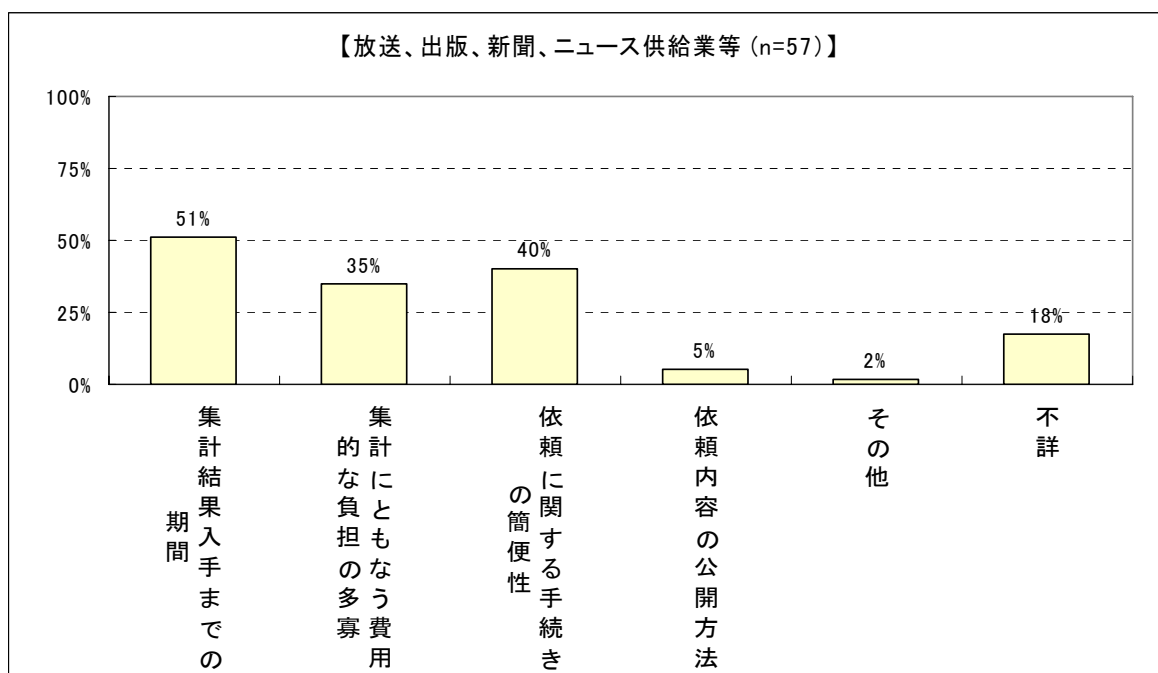


【業界団体】



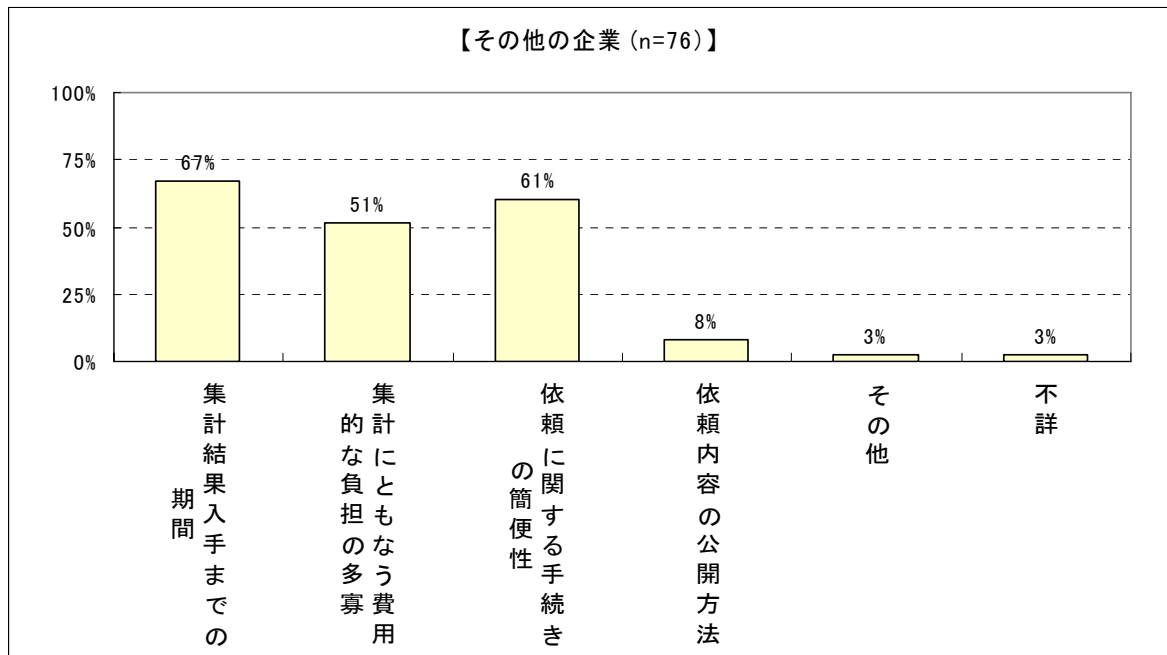
図表3-6 オーダーメイド集計の利活用にあたっての重要事項(2/4)(複数回答)
(「意識調査」)

【企業(自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】

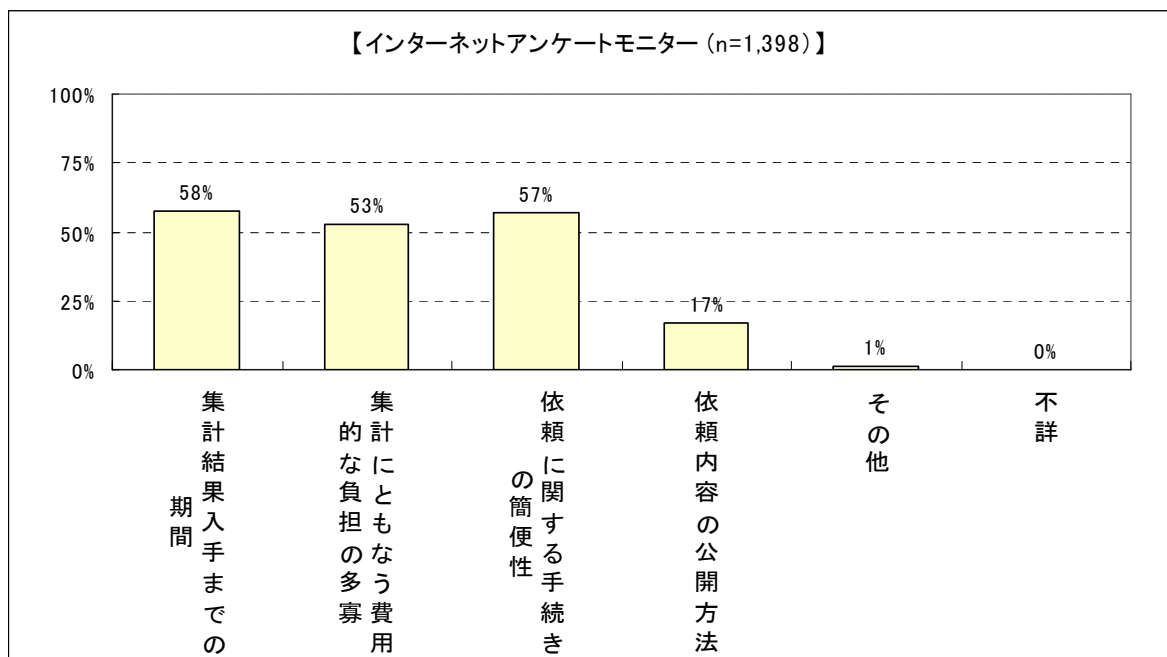


図表3-6 オーダーメイド集計の利活用にあたっての重要事項 (3/4) (複数回答)
 (「意識調査」)

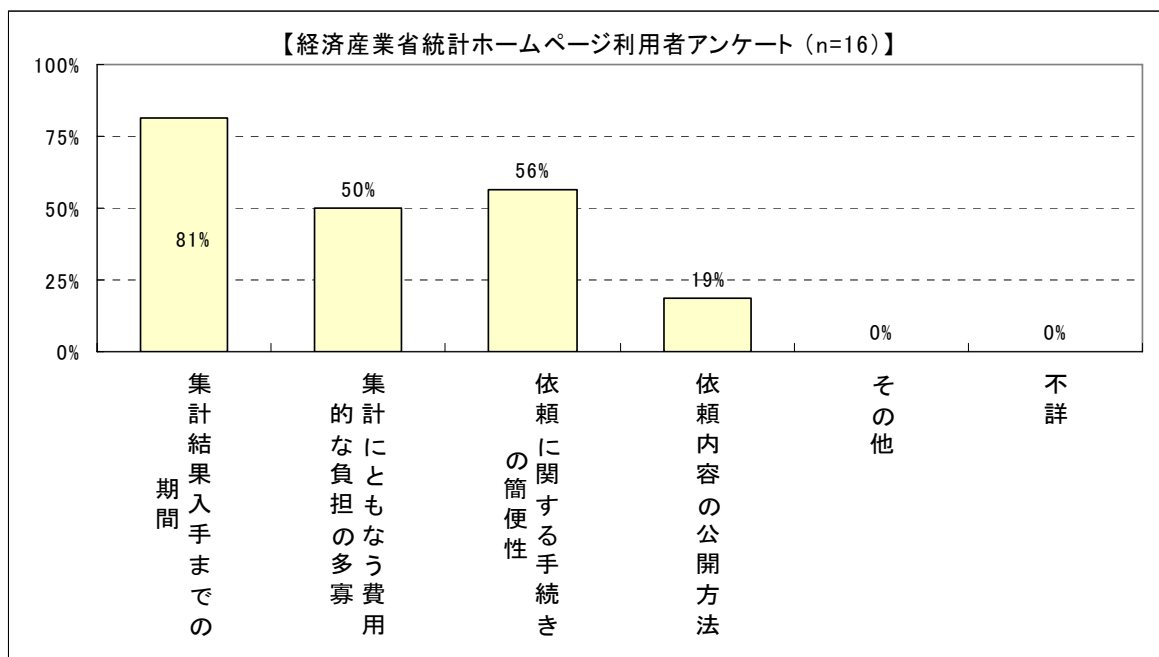
【企業 (主に、自社のために利活用する企業)】



【一般個人】



図表3-6 オーダーメイド集計の利活用にあたっての重要事項(4/4)(複数回答)
(「意識調査」)



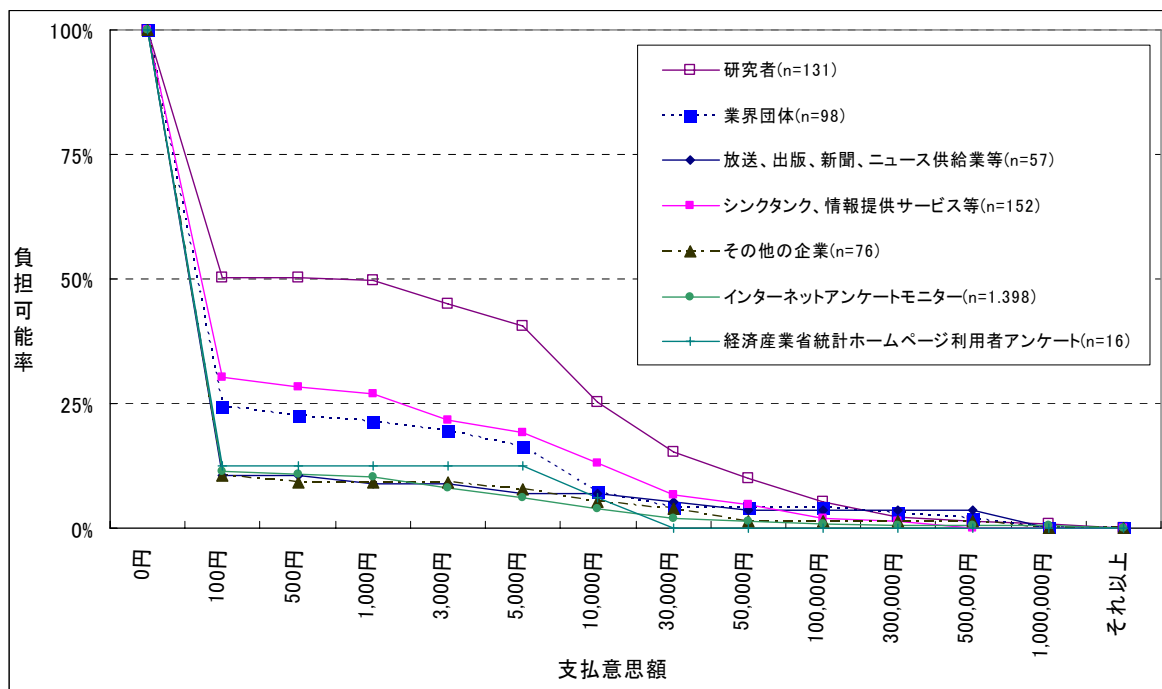
注:オーダーメイド集計の利活用ニーズがある回答者のみを対象とした結果。

③コスト負担

オーダーメイド集計を利活用する場合に、1回あたりの手数料に関するコスト負担意識では、前述のとおり利活用意向者のうち多くが無償を前提とする意向である。

なお、1表あたり費用では、研究者は、その他の属性と比較して負担可能率が高くなっている。

図表3-7 オーダーメイド集計に対するコスト負担意識（「意識調査」）



注：オーダーメイド集計の利活用ニーズがある回答者のみを対象とした結果、但し、コスト負担の不詳を除いている。(a)1表あたり費用に(b)表数を乗じた総額を集計した。(b)表数は、「1. 1表」、「2. 2~4表」、「3. 5~9表」、「4. 10表以上」、不詳をそれぞれ1表、3表、7表、10表、5表と換算した。負担可能率とは、コスト負担可能と回答した標本の割合である。例えば、選択肢から500円を選択した標本については、0円、100円、500円ではコスト負担可能として集計し、1,000円以上ではコスト負担不可能として集計した。また、集計にあたってのこの金額を、支払意思額と表記した。

(2) 匿名データ

①利活用意向の有無・目的

ア ユーザーのニーズ

二次的利用意向を有すると考えられる研究者や企業、業界団体を対象に、匿名データに対する利活用意向のヒアリングを行った。

その結果、想定されるニーズ、利活用にあたっての課題や要望としては、以下のような点が指摘された。

○想定されるニーズ

- ・大学院生などにマイクロデータの取り扱いを教育するためには、匿名データは大変有用と考えられる。
- ・秘匿のためにある程度集約される等の処理がされたデータであっても、どのような処理がされているかが明確であれば、大学院生が論文を書くためには有用と考えられる。
- ・仮に秘匿のために大企業の情報が欠落したとしても、中小企業の研究をしている研究者にとっては歓迎される。
- ・企業では、利活用ニーズが発生してからすぐ結果を入手したいので、依頼してから入手できるまでに週や月単位の期間を要する場合、利活用できない。
- ・同一のデータを利活用するニーズが、定期的に発生することが見込まれるデータがあれば、入手して利活用することも考えられる。

○課題・要望

- ・利用申請を行ってから、1～2ヶ月程度で取得出来るような仕組みにして欲しい。大学院生が利活用する場合には、研究期間が限られるため、あまり時間がかかる仕組みだと、利活用しにくくなってしまう。
- ・統計の記入者サイドから考えると、匿名データの提供にあたっては、データの秘匿性について十分に配慮することを期待する。

イ 匿名データの利活用意向

「意識調査」によると、匿名データを利活用する意向は、「利用したい」が研究者と経済産業省統計ホームページ利用者アンケートでは62%と最も高く、業界団体では30%と最も低くなっており（インターネットアンケートモニターを除く）、オーダーメイド集計の利活用意向と比べるとやや低い。

「無償であれば利用したい」との回答が多いこと、研究者（62%）、シンクタンク、情報提供サービス等（49%）で利活用意向が強いこと、これらの利活用意向者は実費負担があっても利用したい割合が高いことはいずれもオーダーメイド集計と同様である。

図表 3-8 匿名データの利活用意向（「意識調査」）

	合計	利用したい	利用したい			有償、無償にかかわらず、利用したいとは思わない	不詳
			無償であれば利用したい	受付・提供作業に要する人件費、提供媒体に係る費用の実費負担があっても利用したい	上記に加え、利用目的（商業目的等）に応じた課金があっても利用したい		
研究者 (n=194)	100.0%	61.9%	28.4%	26.8%	6.7%	28.4%	9.8%
業界団体 (n=225)	100.0%	30.2%	25.3%	4.0%	0.9%	50.2%	19.6%
放送、出版、新聞、ニュース供給業等(n=117)	100.0%	34.2%	30.8%	1.7%	1.7%	47.0%	18.8%
シンクタンク、情報提供サービス等 (n=239)	100.0%	48.5%	33.1%	12.1%	3.3%	40.2%	11.3%
その他の企業 (n=140)	100.0%	40.0%	37.9%	2.1%	0.0%	57.9%	2.1%
インターネットアンケートモニター (n=1,669)	100.0%	71.5%	64.4%	5.4%	1.7%	28.5%	0.0%
経済産業省統計ホームページ利用者アンケート (n=21)	100.0%	61.9%	42.9%	19.0%	0.0%	38.1%	0.0%

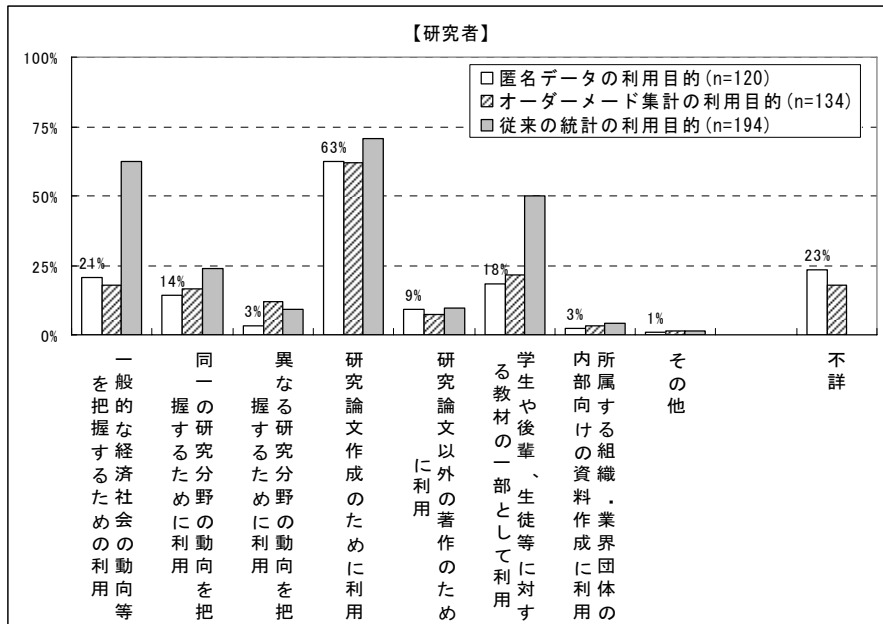
ウ 匿名データの利活用目的

匿名データの利活用目的をみると、研究者、放送、出版、新聞、ニュース供給業等、その他の企業において、今後の既存統計の利活用目的と比べて「一般的な経済状況の把握」目的での意向が少ない。

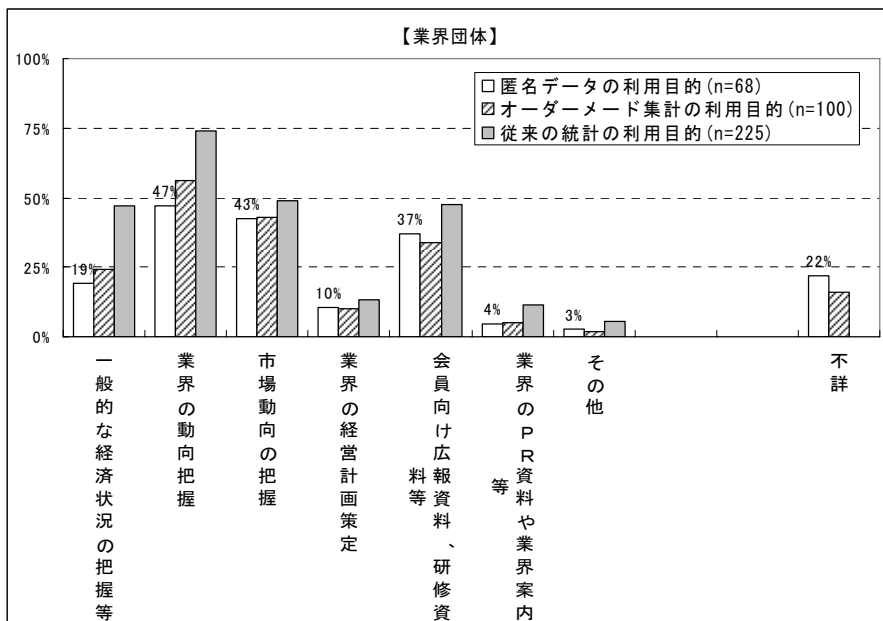
他方、研究者では「研究論文作成のために利用」を目的とする意向、業界団体では「業界の動向把握」や「市場動向の把握」、「会員向け広報資料・研修資料等」を目的とする意向、放送、出版、新聞、ニュース供給業等では「統計結果の公表に関する報道記事や番組」を目的とする意向、その他の企業では「自社と同じ業界の動向把握」を目的とする意向が、それぞれ比較的大きい。

図表 3-9 匿名データの利活用目的 (1/3) (複数回答) (「意識調査」)

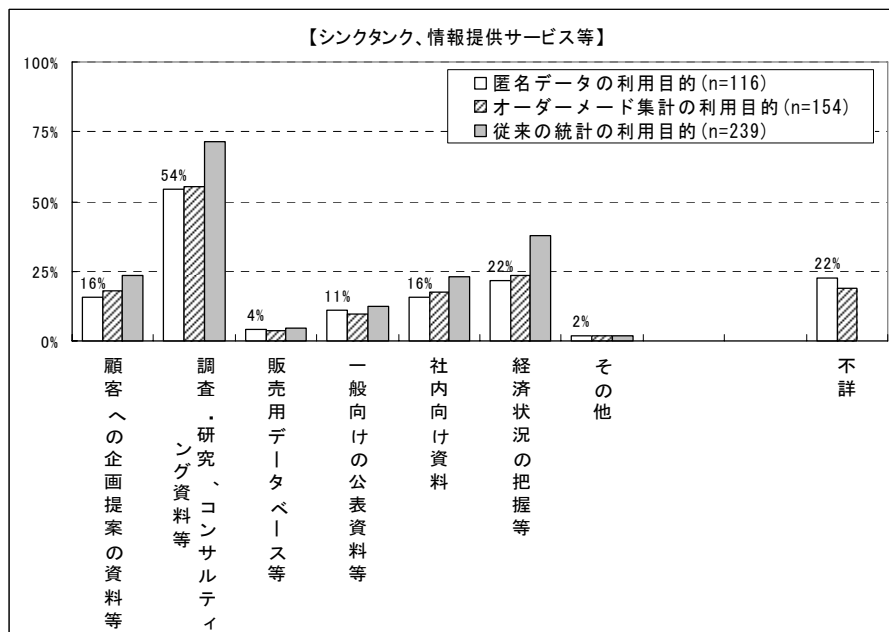
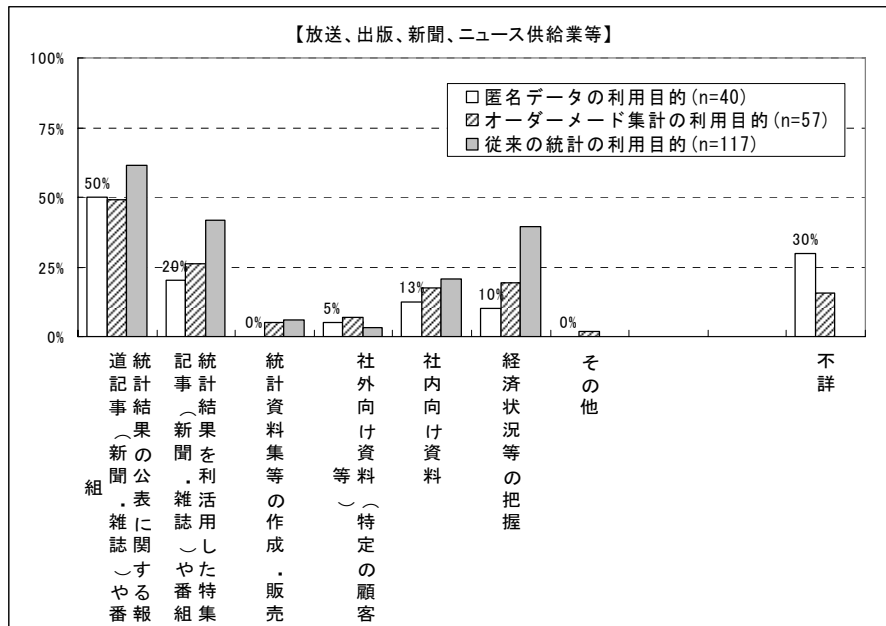
【研究者】



【業界団体】

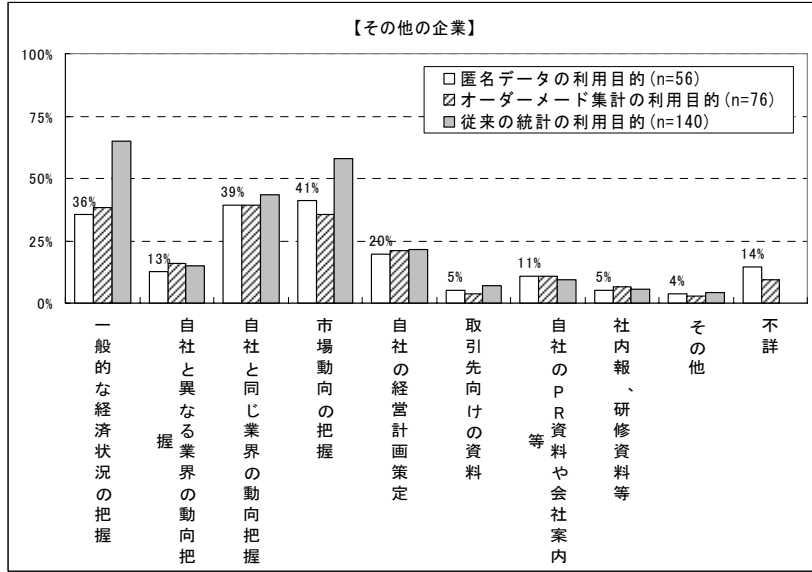


図表3-9 匿名データの利活用目的(2/3)(複数回答) (「意識調査」)
 【企業(自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】

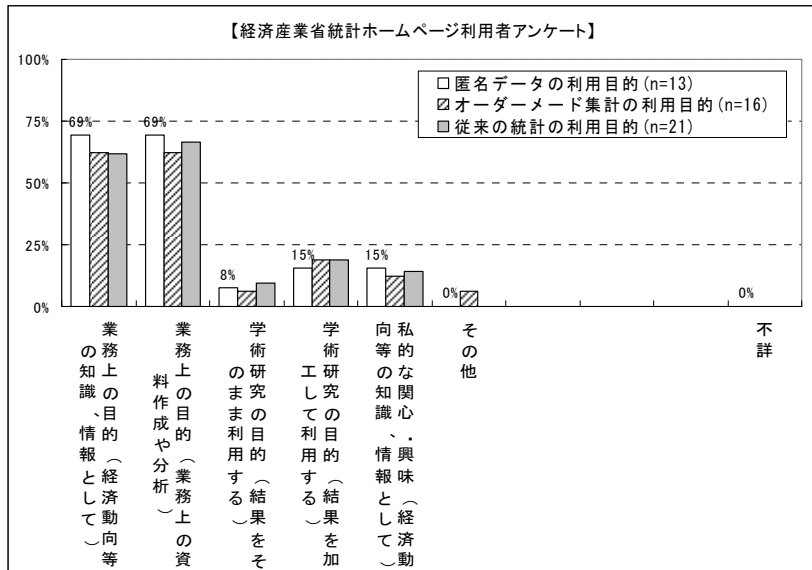
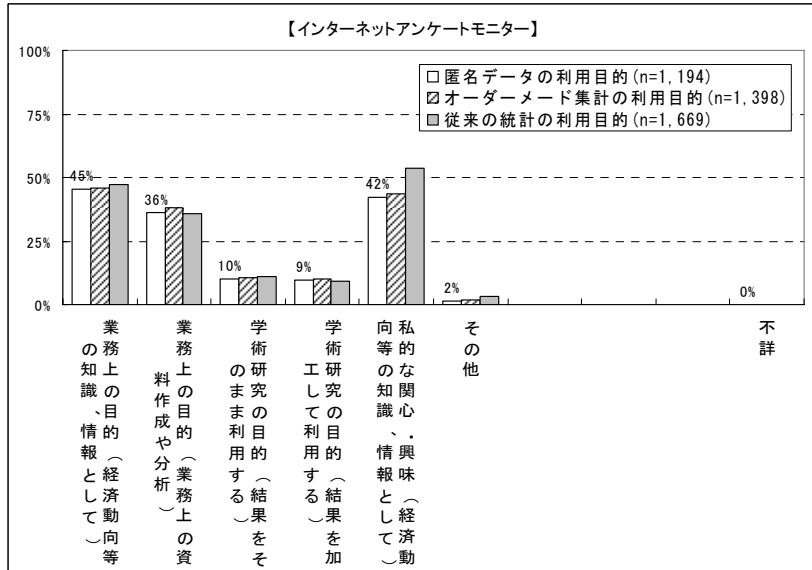


図表3-9 匿名データの利活用目的 (3/3) (複数回答) (「意識調査」)

【企業 (主に、自社のために利活用する企業)】



【一般個人】



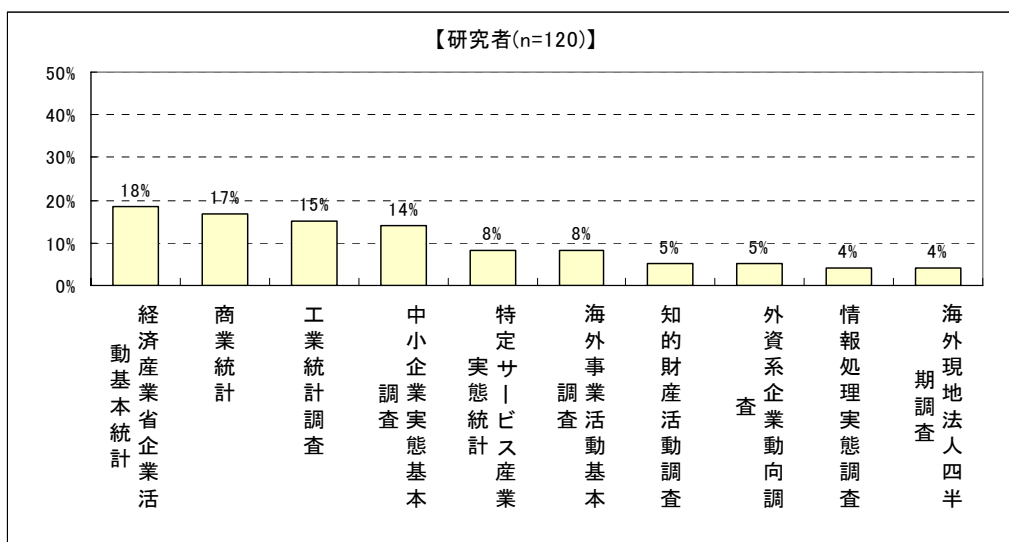
注: 匿名データの利用目的は、匿名データの利活用ニーズがある回答者のみを対象とした結果。

エ 匿名データを活用したい統計

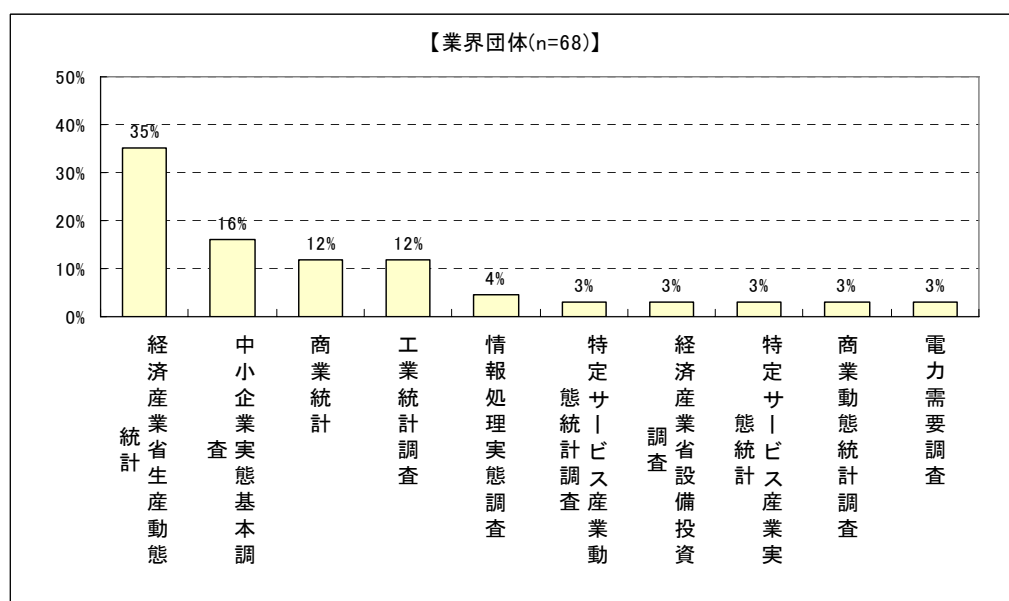
匿名データを活用したい統計について、属性別に上位二つの統計をみると、研究者では「経済産業省企業活動基本調査」と「商業統計」、業界団体では「経済産業省生産動態統計」と「中小企業実態基本調査」、放送、出版、新聞、ニュース供給業等では「商業統計」と「経済産業省生産動態統計」、シンクタンク、情報提供サービス等では「商業統計」と「工業統計調査」、その他の企業では「商業統計」と「経済産業省生産動態統計」、インターネットアンケートモニターでは「特定サービス産業実態統計」と「商業統計」となっている。

多くの属性において、「商業統計」は上位にきており、今後の利活用意向の高い統計、オーダーメイド集計での利活用意向とも合致した結果となっている。

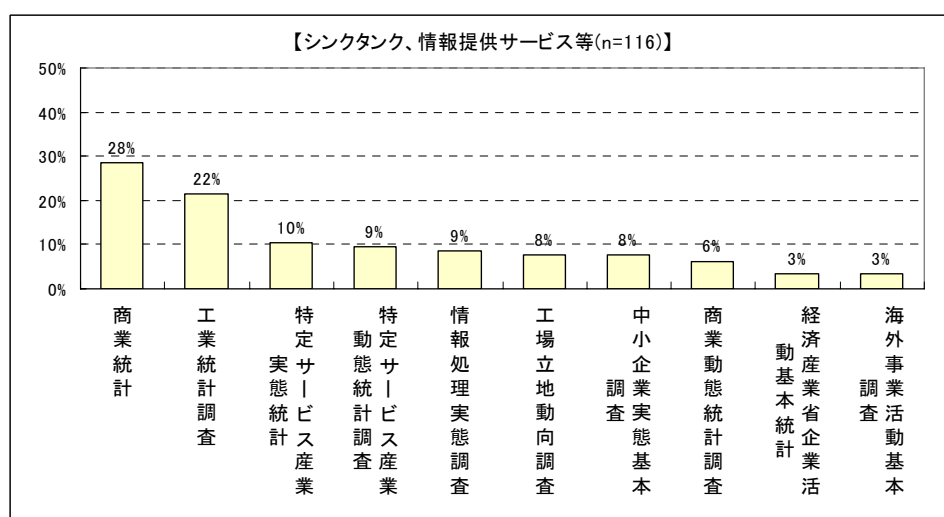
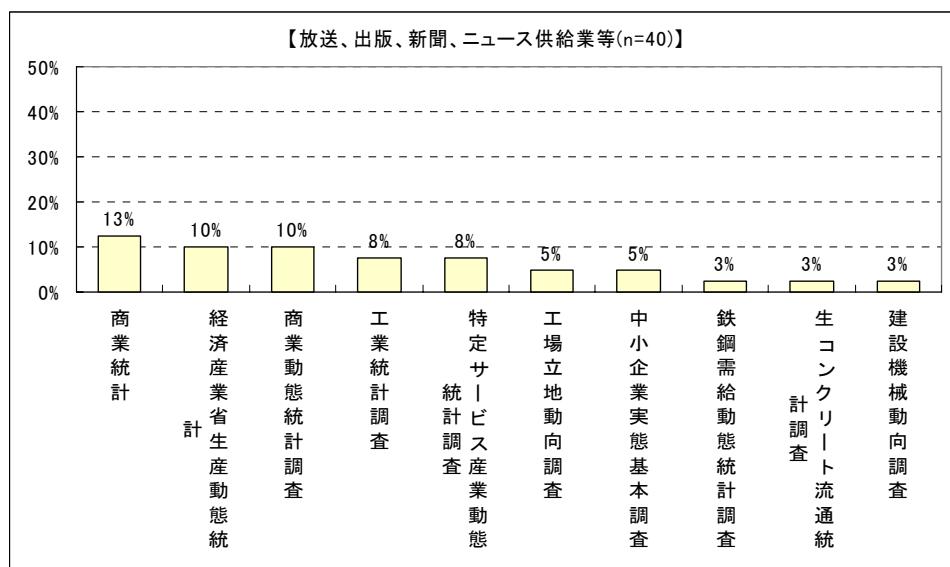
図表3-10 匿名データを活用したい統計上位10位(1/3)(複数回答)(「意識調査」)
【研究者】



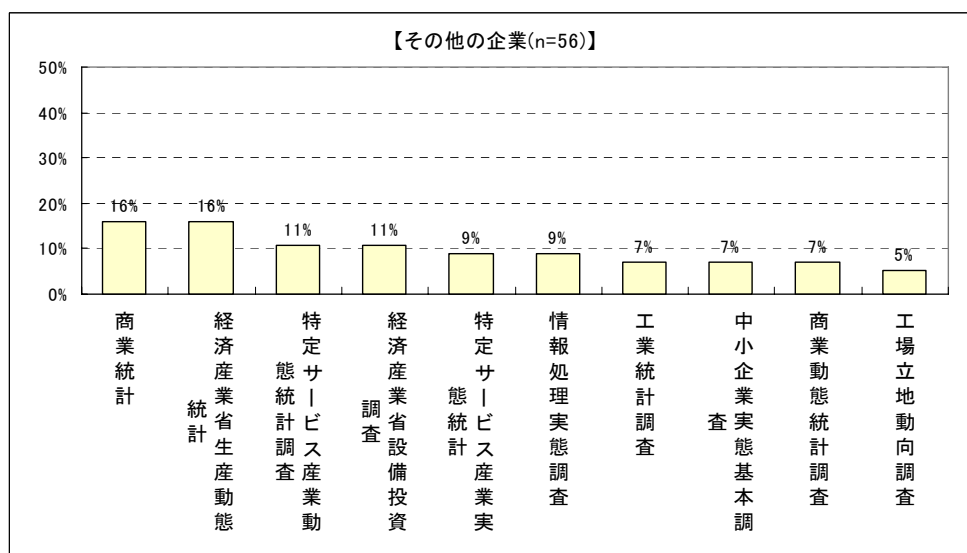
【業界団体】



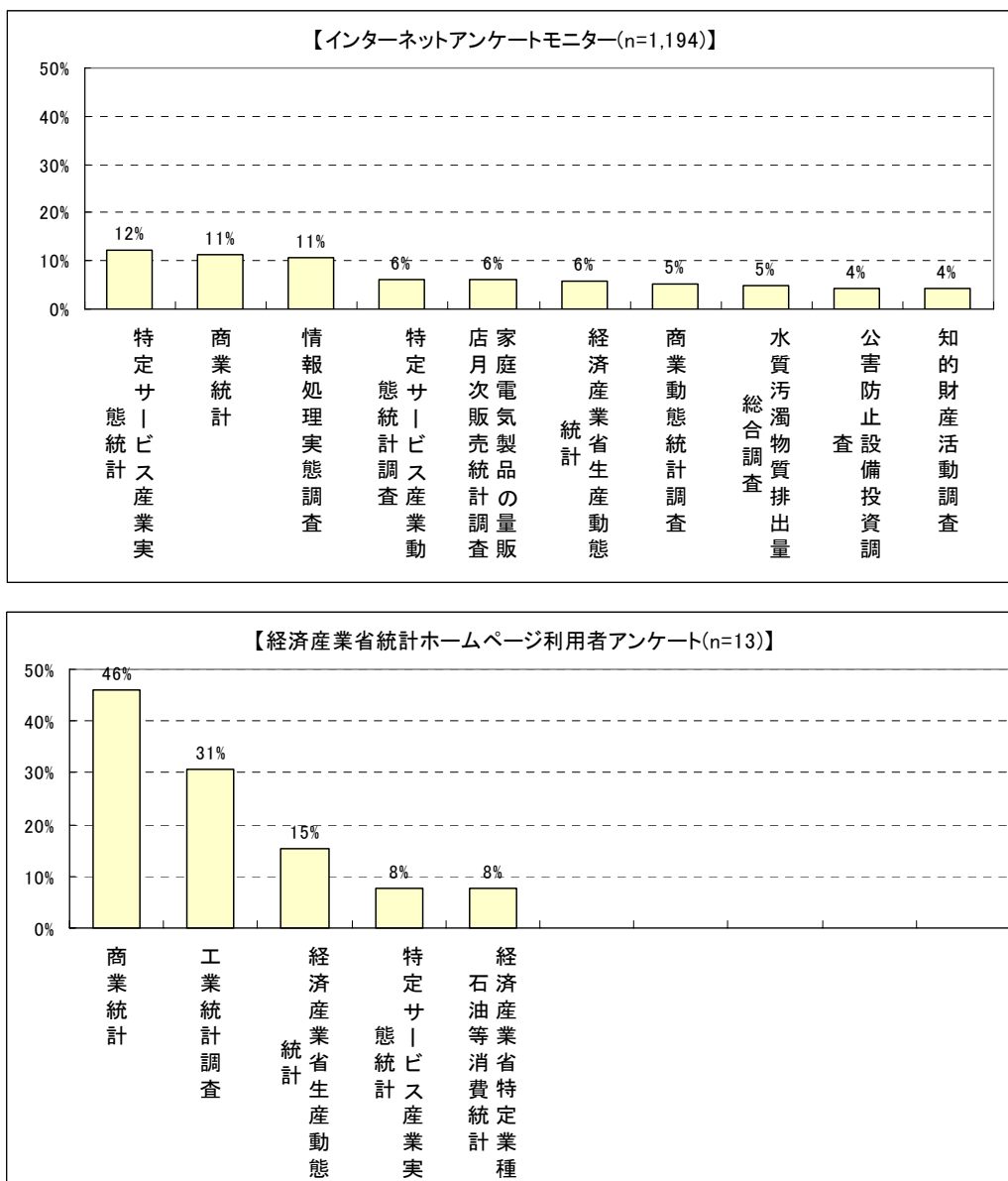
図表3-10 匿名データを活用したい統計上位10位(2/3)(複数回答)「意識調査」
【企業(自社で活用するほか、第三者に情報提供等を行うために活用する企業)】



【企業(主に、自社のために活用する企業)】



図表3-10 匿名データを活用したい統計上位10位(3/3)(複数回答)「意識調査」
【一般個人】



注: 匿名データの利活用ニーズがある回答者のみを対象とした結果。

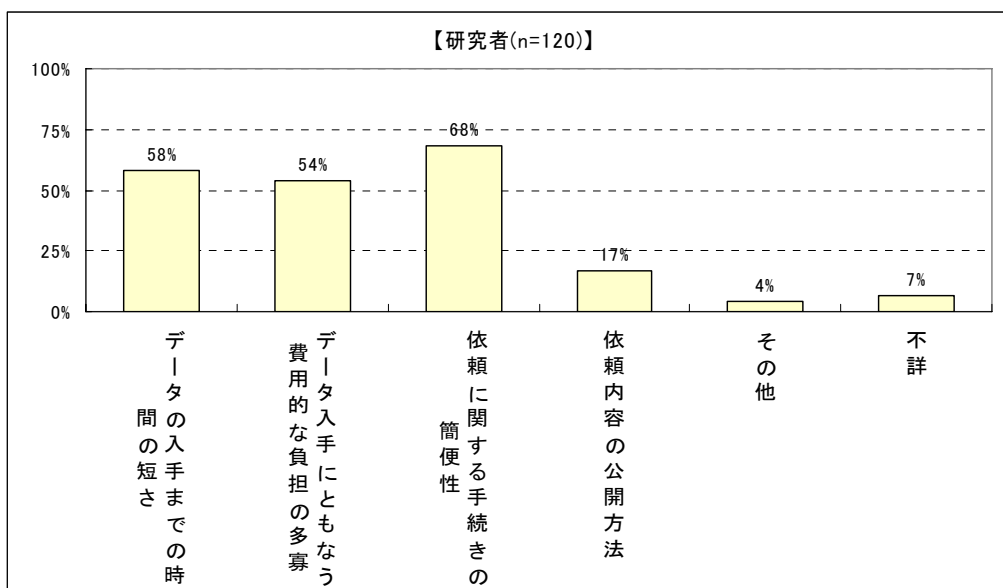
②利活用にあたっての重視する事項

匿名データの利活用にあたり重視する事項をみると、オーダーメイド集計と同様、「データ入手までの時間の短さ」、もしくは、「依頼に関する手続きの簡便性」、「データ入手にともなう費用的な負担の多寡」が上位になっている。

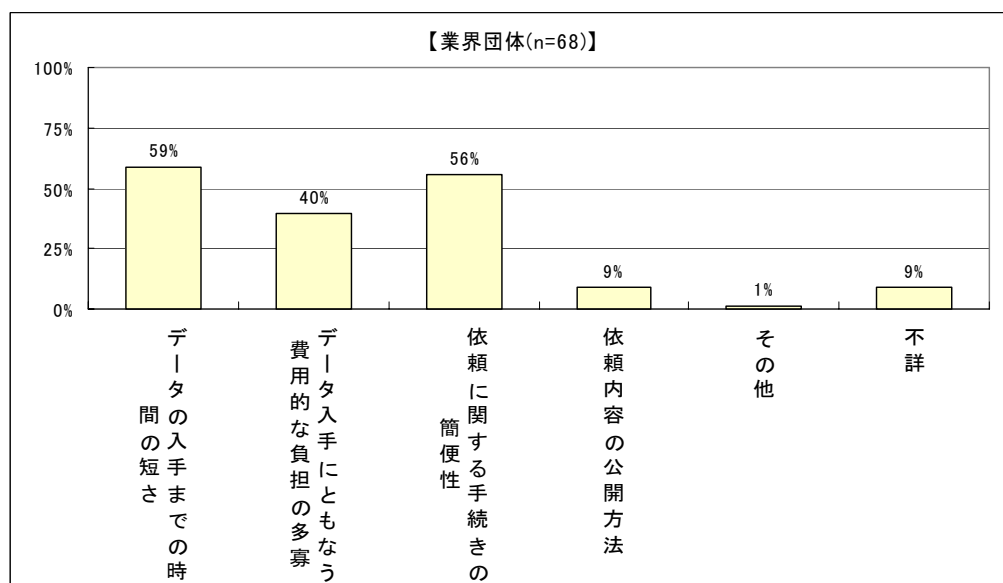
なお、シンクタンク、情報提供サービス等では、「データ入手にともなう費用的な負担の多寡」に対する意識が強い。

図表3-11 匿名データの利活用にあたって重視する事項（1/3）（複数回答）（「意識調査」）

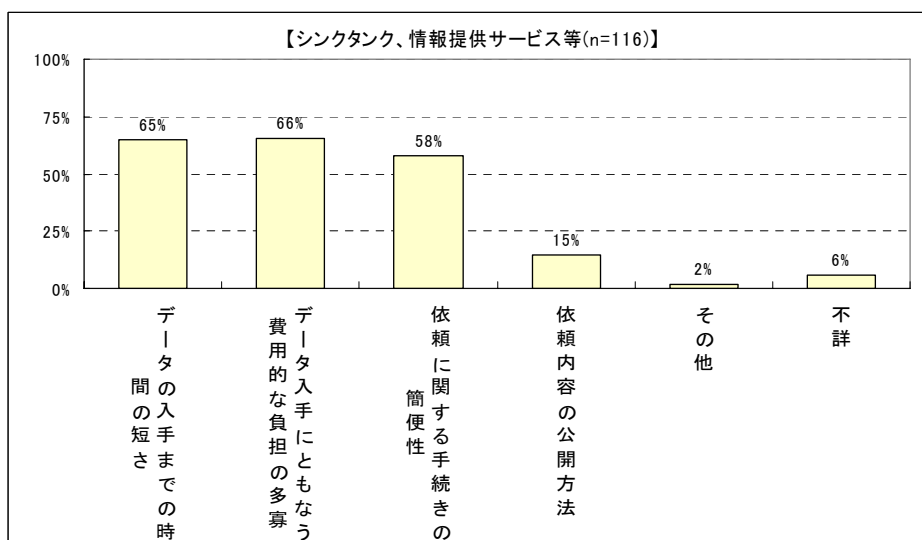
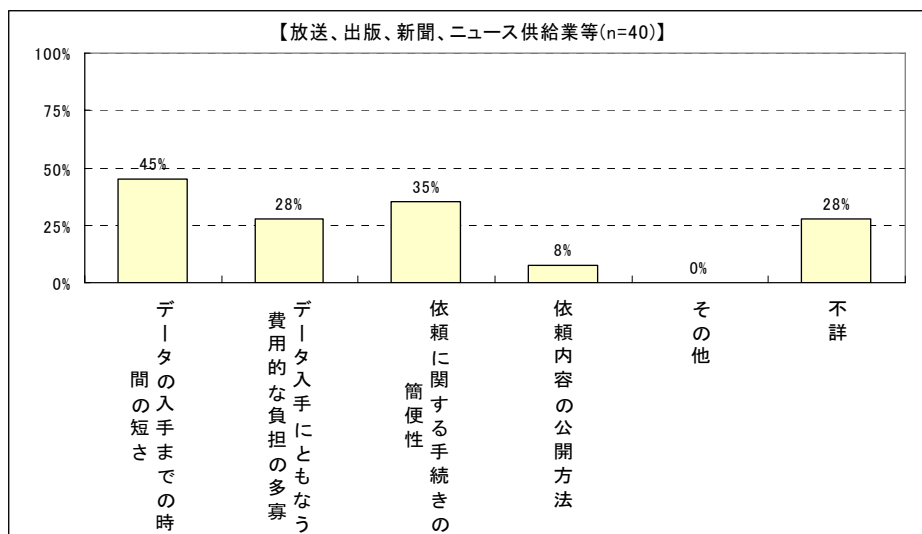
【研究者】



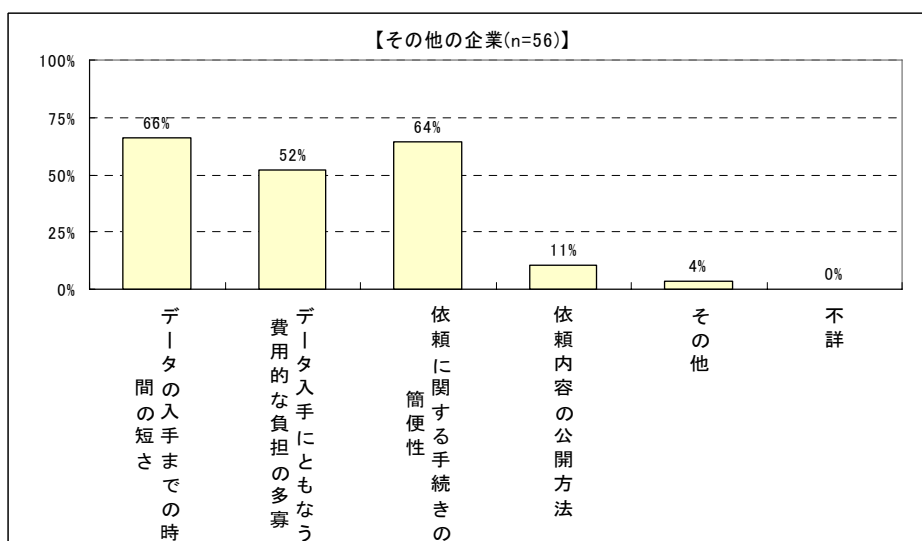
【業界団体】



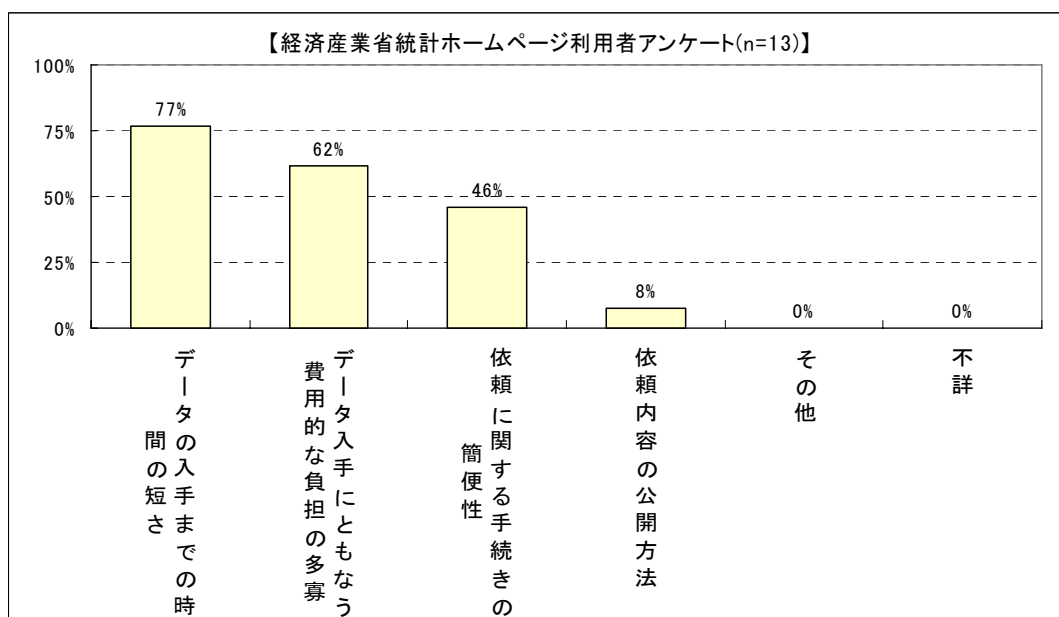
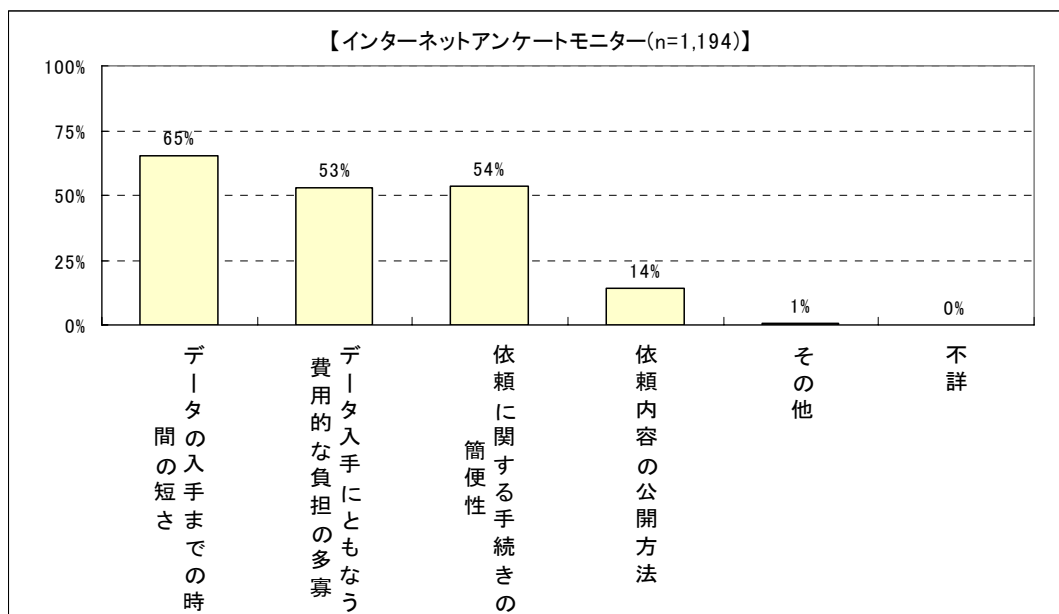
図表3-11 匿名データの利活用にあたって重視する事項(2/3)(複数回答)「意識調査」
【企業(自社で利活用するほか、第三者に情報提供等を行うために利活用する企業)】



【企業(主に、自社のために利活用する企業)】



図表3-11 匿名データの利活用にあたって重視する事項(3/3)(複数回答) (「意識調査」)
【一般個人】



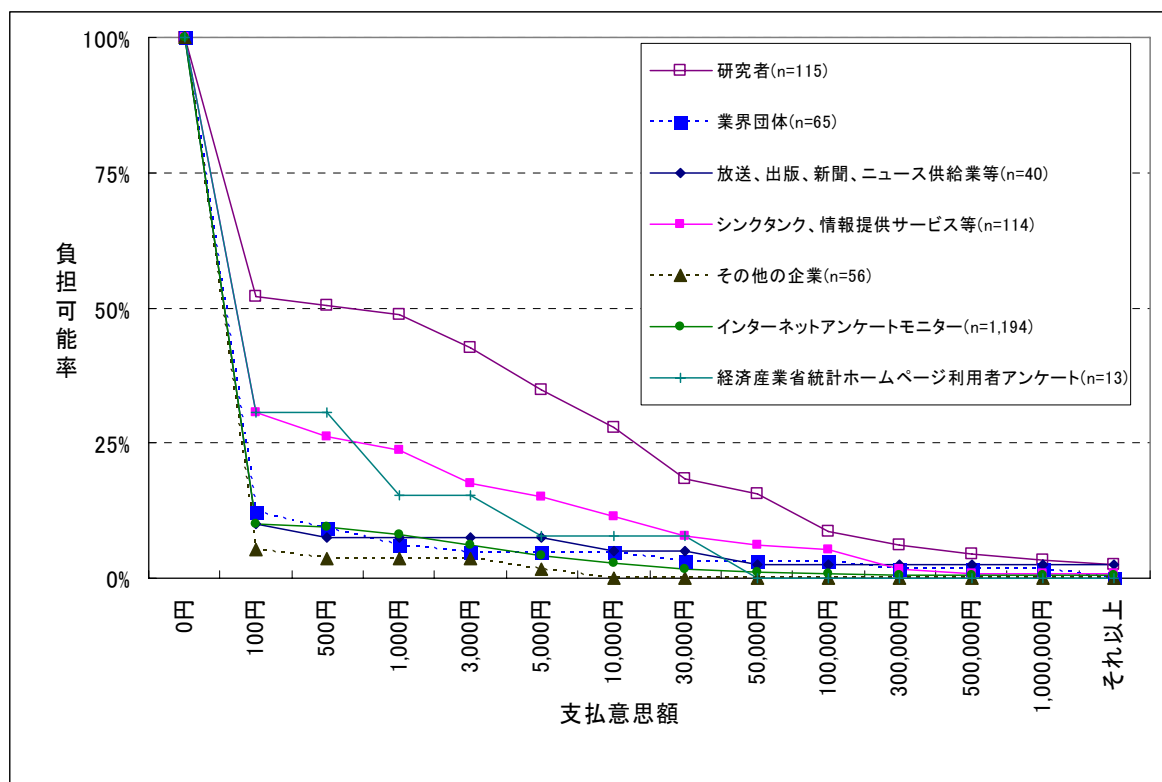
注:匿名データの利活用ニーズがある回答者のみを対象とした結果。

③コスト負担

匿名データの利活用について、1つの統計にかかる手数料に関するコスト負担の意識をみると、前述のとおり利活用意向者のうち多くが無償を前提とする意向である。

なお、オーダーメート集計と同様に、研究者は、その他の属性と比較して負担可能率が高くなっている。

図表 3-12 匿名データに対する依頼 1 回（1つの統計）当たりのコスト負担（「意識調査」）



注：匿名データの利活用意向がある回答者のみを対象とした結果、但し、コスト負担の不詳を除いている。負担可能率とは、コスト負担可能と回答した標本の割合である。例えば、選択肢から 500 円を選択した標本については、0 円、100 円、500 円ではコスト負担可能として集計し、1,000 円以上ではコスト負担不可能として集計した。また、集計にあたってのこの金額を、支払意思額と表記した。

3. 第3章のまとめ

ニーズ等からみて、二次的利用であるオーダーメイド集計と匿名データのいずれについても、利活用ニーズが見られた。ただし、費用負担を伴った場合の利活用意向はさほど強くないと考えられる（ただし、費用負担がかなり高くても利活用したいというニーズも一定程度存在すると考えられる）。

また、属性別に見ると、産業界よりも研究者の方が二次的利用意向は強くなっている。これは、統計ニーズにおける公表の早期化に対するニーズが、研究者よりも産業界の方が強いことと関連していると推察される。産業界では、時間軸を研究者よりも重視し、かつ、早期であることが重要であることから、注文から入手まで一定の時間がかかると想定される二次的利用への利活用意向が低くなっていると考えられる。

こうした二次的利用に対する利活用意向があることを踏まえ、ユーザーのニーズからみた二次的利用への対応方向についてまとめると次のとおりとなる。なお、二次的利用については、一定の説明を行った上でその意向等を把握したものの、回答者によっては十分に理解されていない可能性があることに留意しておく必要がある（また、ユーザーのニーズからみた二次的利用への対応方向以外には、制度の周知、実施する官側の体制の構築等も今後の重要な課題である。）。

○二次的利用における集計結果入手までの提供期間の短縮化と手続きの簡便化が重要

二次的利用を促進するうえでは、「意識調査」からも、集計結果入手までの提供期間の短縮化と手続きの簡便化の実現が重要である。

このため、二次的利用の提供方法等について詳細な設計を行うにあたっては、この二つの点について、ユーザーニーズを十分に把握しながら、時間短縮と手続きの簡便化を重視して検討することが重要である。

なお、この二つの点は、多くの公的サービスの提供におけるユーザーニーズと類似していると推察される。

○二次的利用における費用負担についての理解の促進

二次的利用にあたっての手数料の徴収については、現状では、十分な理解は得られておらず、有料であれば利活用しないといった意向が少なくない。

しかし、今日の公的サービスの提供に関する流れ等を考えると、少なくとも実費に相当する手数料を徴収せず、無料で二次的利用を行うことは難しい。

そのため、二次的利用の推進にあたっては、手数料の徴収について、ユーザーに十分理解が得られるように、その必要性、金額の妥当性について、情報を十分に提供、発信していくことが必要である。

○二次的利用にあたってニーズが高い統計からの優先化の検討

二次的利用意向の高い統計は、オーダーメイド集計や匿名データで概ね同様であり、今後の利活用意向とも同様の傾向が得られている。

二次的利用への対応が、全ての経済産業統計について同時期に着手することが困難と考えられる場合、本調査で得られた二次的利用意向の高い統計から優先的に取り組むなどの対応が考えられる。

第4章 統計の利活用における著作権に関する問題点の整理

1. 現状と問題認識

(1) 現状

- ・ 経済産業省をはじめ各府省が公表している統計は、一般的には出典を明らかにした上で利活用されている。
- ・ 刊行物の各種統計資料等については、公益法人等が関係府省に対して利活用に関する申請等を行うことにより刊行されている。ただし、これらの手続等については各府省の間で異なっている。

(2) 問題認識

- ・ 既存の著作物を利用する場合、出典を明記するだけで、著作権法上の引用として取扱うことが可能という認識は、著作権法上問題（著作権侵害）となる可能性がある。
- ・ 統計の高度な二次的利用であるオーダーメイド集計等が、高い創造性を有する場合、著作物となる可能性があり、利活用の方法によっては、著作権の保護の関係から問題が生じる可能性がある。
- ・ 統計における著作権の取扱いによっては著作権侵害と主張されるリスクがあるため、今後の統計の利活用に影響を与える可能性がある。

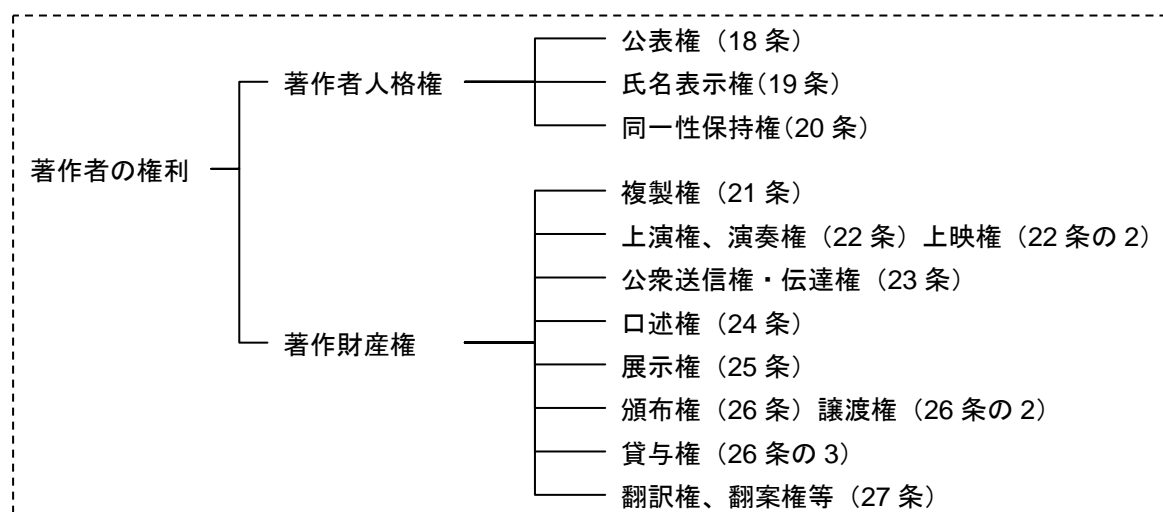
2. 著作権とは

統計及びその関連に著作権があるか否かを議論する前段として、著作権法における著作権の扱いについて、まず整理を行う。

(1) 著作権法の構成と著作物の要件について

著作権は知的財産権であり、著作権法によって規定されている。著作権法では、作者の権利として著作権（著作財産権）とともに、作者の人格を保護する著作者人格権を規定している。

参考 著作者の権利の構成



出典：三山裕三『著作権法詳説』レクシスネクシス・ジャパン、2007年

著作権は、著作物を印刷（複製）したり、要約（翻案）したりすることができる権利である。

著作物については、第二条で定義され、第十条一項において具体的に掲げられている。また、二次的著作物（第十一条）、編集著作物（第十二条）、データベースの著作物（第十二条の二）についても、それぞれ規定している。

著作物と認められる要件については、二条一項により、以下の4点が挙げられる。

○思想又は感情の表現であること

…単なる事実やデータは著作物ではない

○創作性があること

…ありふれたものや典型的なものは著作物ではない

○外部に表現されていること

…アイデアは著作物ではない

○文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

編集著作物については、編集物であり、素材の選択または配列に創作性を有するものと規定している。⁷

また、データベースは、収集されたデータがコンピュータで検索可能な状態に構成されたものをいうが、データベースが著作物であるためには、収集された情報が選択、体系的に分類され、適切なキーワードにより検索可能な状態に構成されていることが必要となる。

参考 関係する著作権法の条項（一部抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二 著作者 著作物を創作する者をいう。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

参考 関係する著作権法の条項（一部抜粋）

（著作物の例示）

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

⁷ 編集著作物が著作物とは別に規定されていることについて、「12条1項は、著作物の創作性について他と異なる取扱いをする趣旨ではなく、確認的に設けられているにすぎないと理解すべき」（田村善之『著作権法概説 第2版』有斐閣、2001年）との見解がある一方、「編集著作物は、通常の著作物と比較すれば、よりアイデア保護的側面のあることは否定できず」（中山信弘『著作権法』有斐閣、2007年）との指摘もある。編集著作物が思想又は感情の表現かどうかという点について、たとえば、「読む人にとってどういう順番が分かりやすいだろうか」などと考えながら、素材の選択、配列を行い表現すると、それは「思想・感情の表現」といえると考えられることもある。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

(二次的著作物)

第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(編集著作物)

第十二条 編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(データベースの著作物)

第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

一方、人格権については、第十八条以降で規定されており、公表権（公衆に提示、提供する権利等）、氏名表示権（著作物の作成者として氏名を表示する／表示しない権利等）、同一性保持権（他者の変更、削除等の改変を受けない権利等）等のことをいう。

著作権については譲渡することが可能であるが、著作者人格権については、一身専属性のものであり、譲渡することはできないとされている。⁸

(2) 著作物の利用

著作物は、権利として保護されているが、一定の要件を満たせば、著作権者に許諾を得なくても引用して利用することが可能である。一方、正当な利用方法で利用しなければ、著作権の侵害と解される。

⁸ 著作者人格権を譲渡することができない旨は、著作権法に明記されている（五十九条）。著作権の放棄について「著作者人格権の全てを、財産権と同様な意味で放棄可能とする解釈は採りえないであろう。」（中山信弘『著作権法』有斐閣、2007年）としているが、実務との相違が指摘されており、特に著作者人格権の不行使特約の締結について、「未だ司法の確定的な判断はなく、」「今後は、放棄の態様に応じた検討が必要である。」（同上）としている。

①引用が認められる4つの要件

著作権がある著作物を利用する方法として、引用がある（第三十二条一項）。引用は、著作権者に許諾を得ることなく、著作物を利用できると規定されている。

判例等により一般化している、引用が認められうる要件：

- 公表された著作物であること
- 公正な慣行に合致すること
- 報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われていること
- 明瞭区別性…引用部分には「」を付けるなど
- 主従関係…質・量ともに、引用する著作物が主体で、引用される著作物が従であること。

なお、これらの要件に加え、第四十八条で規定されている出所の明示も必要である。

ただし、現状では上記要件を満たした引用は少ないことが指摘されている。たとえば、自身が創作した部分と引用の部分が混ざった状態になっている場合や、引用部分の方が自身が創作した部分より多く、主従が逆転している場合、引用としての利用と認められない。

また、引用に類似する著作物の利用方法として、転載があり、第三十二条二項において規定されている。国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料等の著作物について、「転載」が可能とされている。一般的な引用の場合に比べて、広く著作物を利用することが許されている。したがって、たとえば主従関係を満たさないような大量の転載も可能と考えられる。

参考 関係する著作権法の条項（一部抜粋）

（引用）

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合

二 第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用する場合

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第

三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

(3) 著作権の侵害

①著作権侵害となる要件

他人の著作物をそのまま、あるいは改変して利用することは著作権の侵害となるが、侵害であるかどうかは、一般的に依拠と類似性という要件が問題となる。

依拠性については、ある作品が独自に創作されたものかどうか、という基準である。ある人が、既存の著作物を見ながら同じ著作物を創作した場合、あるいは既存の著作物があることを認識した上で同じ著作物を創作した場合、依拠性が肯定される。

類似性については、ある作品から既存の著作物の表現上の本質的特徴を直接感得できるかどうか、という基準である。

②著作権侵害となるとき罰則

著作権等を侵害した場合、侵害した者等は著作権法第百十九条から百二十四条までに定められた罰則を受けることになる。

参考 関係する著作権法の条項（一部抜粋）

第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第百十三条第三項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）

二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

三 第百十三条第一項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

四 第百十三条第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

第百二十条 第六十条又は第百一条の三の規定に違反した者は、五百万円以下の罰金に処す

る。

第二百十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。)若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行つた者

三 営利を目的として、第百十三条第三項の規定により著作権者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 営利を目的として、第百十三条第五項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

第二百十一条 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物(原著作物の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者名として表示した二次的著作物の複製物を含む。)を頒布した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百十一条の二 次の各号に掲げる商業用レコード(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。)を含む。)を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもつて所持した者(当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後において当該複製、頒布又は所持を行つた者を除く。)は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者が、レコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

二 国外において商業用レコードの製作を業とする者が、実演家等保護条約の締約国の国民、世界貿易機関の加盟国の国民又はレコード保護条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。)であるレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

第二百十二条 第四十八条又は第百二条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第二百二十三条 第一百十九条、第二百十条の二第三号及び第四号、第二百一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができる。ただし、第一百八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

第二百二十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第一百十九条第一項若しくは第二項第三号若しくは第四号又は第二百二十二条の二第一項三億円以下の罰金刑

二 第一百十九条第二項第一号若しくは第二号又は第二百十条から第二百二十二条まで 各本条の罰金刑

2 法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

3 第一項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴又は告訴の取消しは、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

4 第一項の規定により第一百十九条第一項若しくは第二項又は第二百二十二条の二第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3. 統計が著作権法の対象となる場合の課題

(1) 統計が著作権法の対象となる可能性の検討

統計あるいはその関連の著作権が争点となった判例がないため、そもそも統計が著作権の対象となるかについて検討する必要がある。

そこで、まず類似する判例を参考にしながら、次に著作物（又は編集著作物、データベースの著作物）と認められる要件に沿って統計の著作物性について整理する。

①統計に類似する著作物についての判例

- ・判例（「タウンページデータベース事件」）によると、分類体系に独自の工夫が施されており、創作性を有するものは、編集著作物と認められている。
- ・統計表においても、表頭・表側といわれる部分の分類体系に独自の工夫が施されていれば、編集著作物に該当する可能性があると考えられる。
- ・判例（「学習用日本地図事件」）によると、情報の取捨選択や表現方法に創作性があるものは、地図または学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物と認められる。
- ・統計表あるいはそれを加工して作成される図・グラフにおいても、情報の取捨選択や表現方法に創作性があれば、地図または学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物と認められる可能性があると考えられる。

参考 編集著作物に関する判例1「タウンページデータベース事件」

この事件では、原告NTTが作成した「タウンページデータベース」および「職業別電話帳（タウンページ）」が、それぞれ、データベースの著作物及び編集著作物に該当するかが争われた事件である。

後者の、「職業別電話帳（タウンページ）」の編集著作物性について、判旨は、「タウンページの職業分類は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように編集されたものであり、原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められないから、そのような職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したタウンページは、素材の配列によって創作性を有する編集著作物であるといえることができる」としてこれを肯定している。

なお、判旨は、「編集著作物を構成する素材の収集に費やす労力や負担については、編集著作物の創作性の根拠にはならない」と判示している。

知的所有権問題研究会 編『最新 著作権関係 判例と実務』民事法研究会

注：東京地方裁判所平成12年3月17日判決、結論は差止請求につき認容、損害賠償請求につき一部認容

参考 編集著作物に関する判例 2 「松本清張小説リスト事件」

判旨は「小説の映画化に関する事項に関し、題名、封切年、製作会社名、監督名、脚本作成者名、主な出演者名を、また、小説のテレビドラマ化に関する事項に関し、題名、放送年月日、番組名、放送局名、制作会社名、監督名、脚本作成者名、主な出演者名、視聴率を、それぞれ項目として選択し、その順序に従って配列して、右の該当事実を整理・編集することは、従来の事実情報資料においても採られていたものであって、原告リストがこの点において何らかの独自性、新規性を有するものとは認めることができず、また、題名、監督名、脚本作成者名、主な出演者名等の各事項における個々の事実情報の選択・配列の点においても、原告リストが著作物として保護すべき創作性を有するものとは認められない」として編集著作物性を否定した。

なお、編集物は、素材の選択・配列の創作性もさることながら、その収集自体にも多大な労力やコストを費やすこともあり、裁判でもこの点の主張がなされることが多く、この事件でも同旨の主張がなされていた。

しかし、判旨は、「素材それ自体の価値や素材の収集の労力は、著作権法によって保護されるものではないから、仮に原告が事実情報の収集に相当の労を費やし、その保有する情報に高い価値を認め得るとしても、そのことをもって原作リストの著作物性を認めることはできない」として、素材収集の困難性等は、編集物の著作物性の判断に影響を与えない旨判示している。

知的所有権問題研究会 編『最新 著作権関係 判例と実務』民事法研究会

注：東京地方裁判所平成 11 年 2 月 25 日判決、結論はいずれも棄却(確定)

参考 地図または学術的な性質を有する図面、図表、模型 その他の図形の著作物に関する判例「学習用日本地図事件」

地図が上記のような制限を受けるとしても、「一面それは学問的図面として地図製作者の学識、見識等が表示されていなくてはならないものであることは容易にこれを了解することができる」とし、地図意載せるべき情報の取捨選択について「その全てにつき同様であるということは人間の個性の相違のあるごとく絶対ある得ないことであるし、又地図を著作する人の学識、見識、経験、個性等によってはかなりの程度まで異なってきて、一流の地図製作者の作成した地図は、学識、経験のない人の到底製作し得ないほど優れたものとなるのである」と判示して、そのような情報の取捨選択や表現方法につき創作性を認め、著作物性を肯定した。

知的所有権問題研究会 編『最新 著作権関係 判例と実務』民事法研究会

注：大阪地方裁判所昭和 26 年 10 月 18 日判決

(参考) 過去の研究会での著作権に関する検討状況

なお、過去の統計に関する研究会においては、統計を著作権法の対象範囲と想定して議論している。

有識者からは、政府が統計データの著作権を行使することは、公共財としての性格を鑑みると難しいのではないかと、統計データベンダが行ったデータの配列の変更、加工・修正したりした成果物に対する著作権の扱いを検討する必要があるとの意見があった。一方で、統計データベンダの成果物には著作権は発生しないとの見解を持つ有識者もあり、ユーザーの統計データ利用を促進するように、政府は著作権等について明文化するべきだとの指摘もあった。

【研究会からの提言】

データそのものには著作権は発生しないが、図表には著作権が発生するという意見もある。情報技術の発展を踏まえ、政府の統計データがどちらに該当するかはケースバイケースで判断されるべきであるが、統計データベンダ等による加工データの提供等に係る著作権の在り方を政府全体として検討する必要がある。また、著作権の有無にかかわらず、政府の統計データに基づいて統計データベンダが作成したデータをユーザーが使用する際の、許諾等の扱いについて検討・整理し、サイト及び刊行物等に明記することとする。

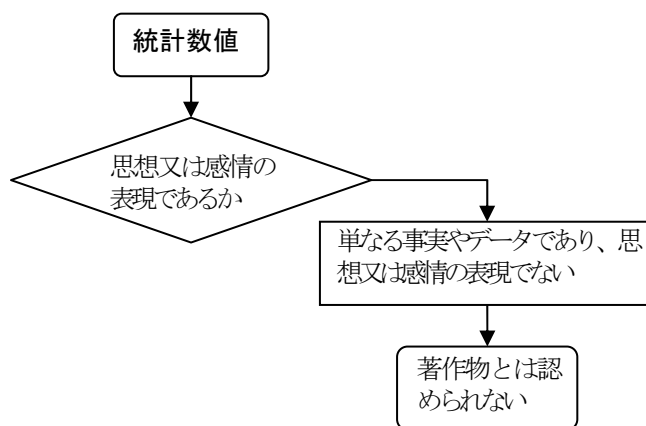
『統計データの公表・提供に関する実態調査及びあり方に関する研究に係る報告書』

②著作物性の要件についての検討

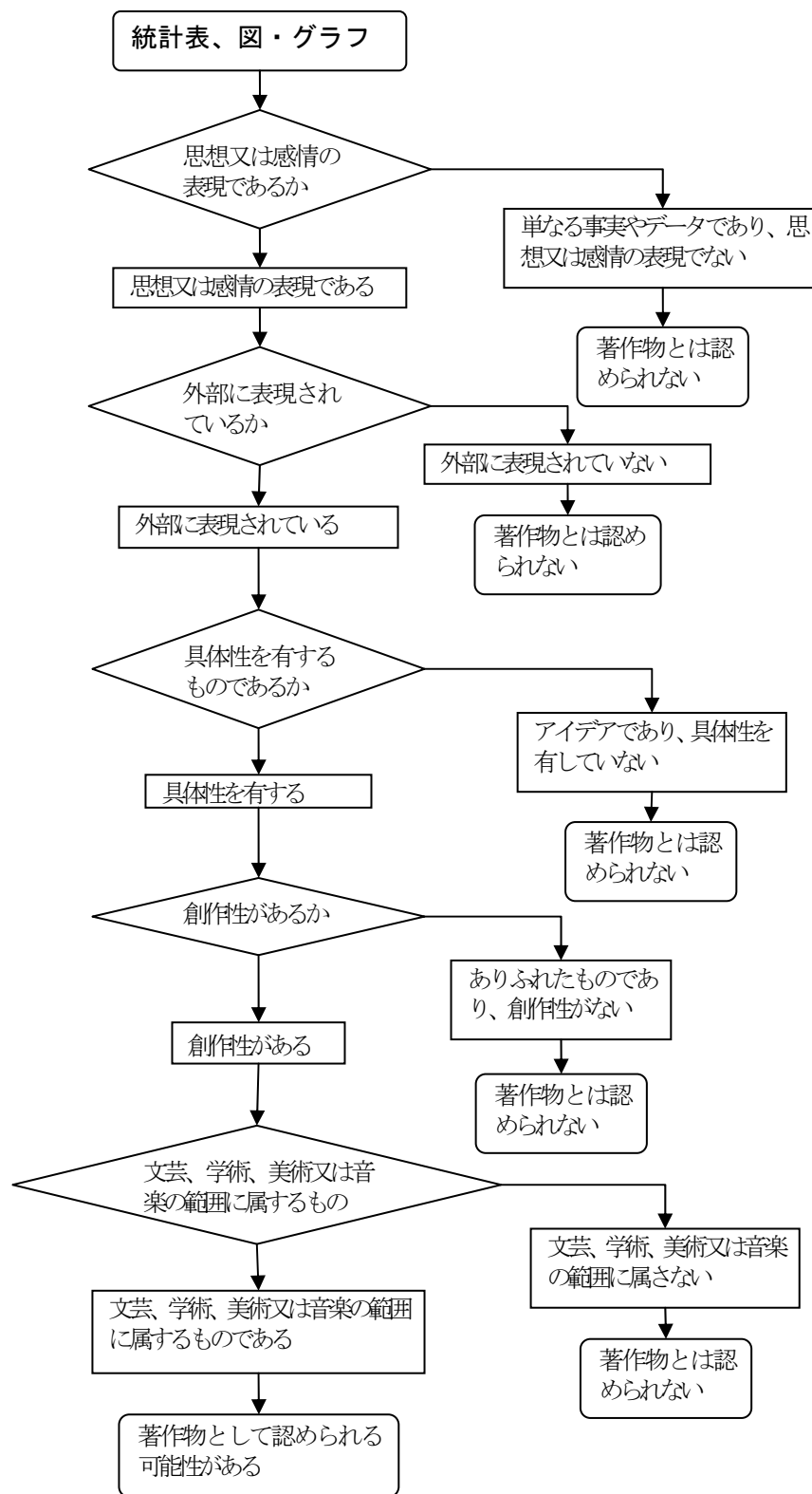
統計数値は、単なる事実やデータであり、思想又は感情の表現ではないので、著作物ではない。

統計表や図・グラフは、思想又は感情の表現であり、創造性を有し、外部に表現されていて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであれば、著作物と認められる可能性がある。あるいは、素材の選択又は配列に創造性を有していれば、編集著作物と認められる可能性がある。

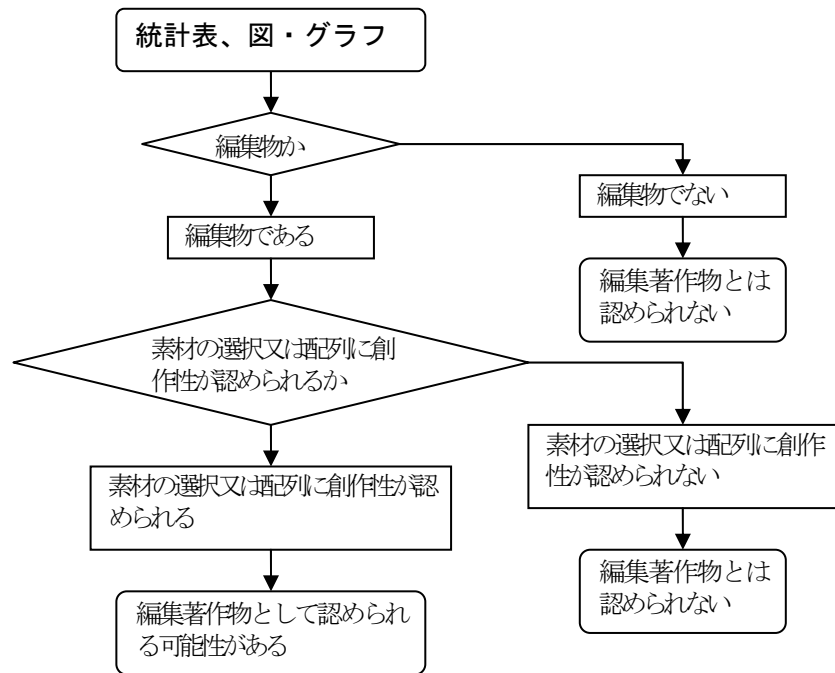
図表 4-1 統計数値の著作物性に関するフロー



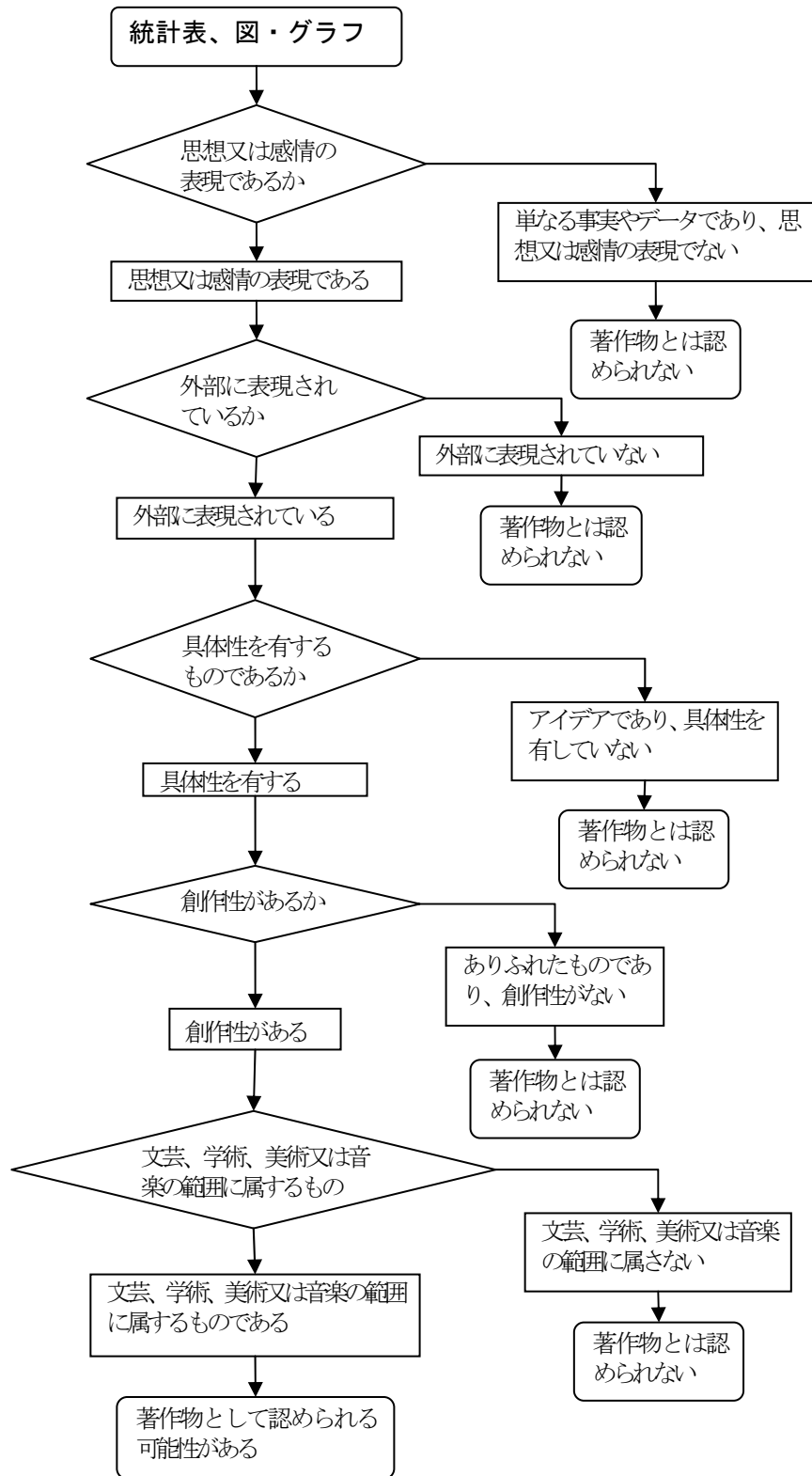
図表 4-2 統計表、図・グラフの著作物性に関するフロー
 (その1: 著作物の可能性について)



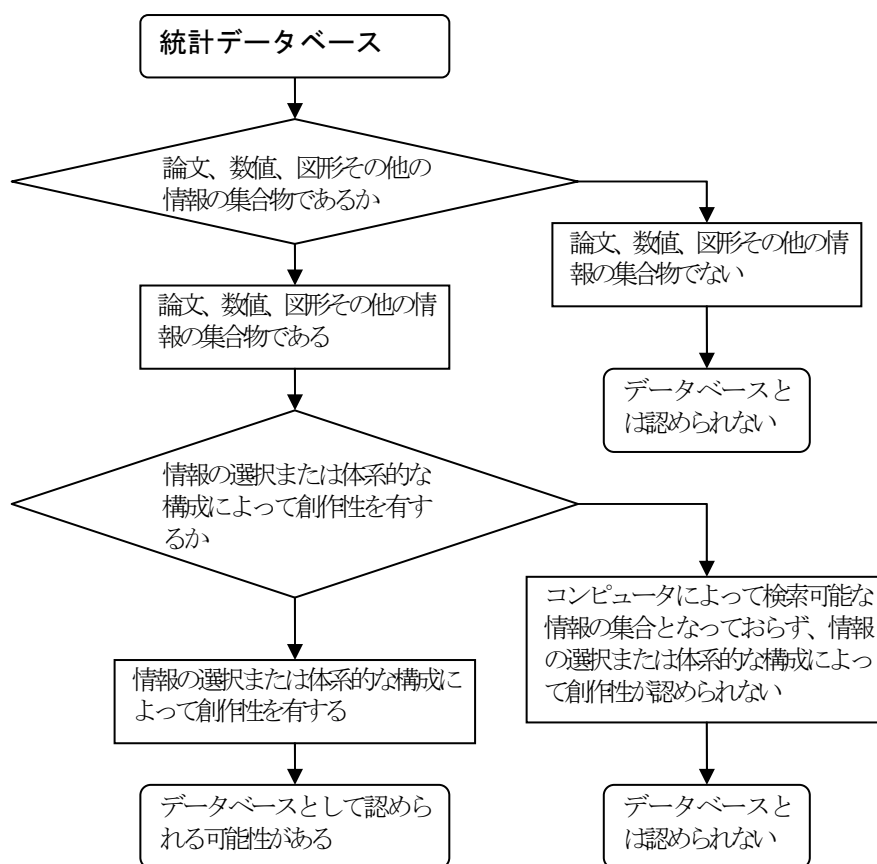
図表 4-3 統計表、図・グラフの編集著作物に関するフロー
(その2: 編集著作物の可能性について)



図表 4-4 統計の文章の著作物性に関するフロー



図表 4-5 データベースに関するフロー



(2) 統計が著作権法の対象となる場合の検討課題

①統計の利活用における著作権との関連性

統計を活用して、表あるいはグラフ・図等を作成した場合、さらに、二次的利用を行った場合、また民間が独自の調査により表あるいはグラフ・図等を作成した場合に、著作物性が認められる可能性のあるケースをまとめると以下のようである。

統計数値		・統計数値は著作物性を有しない
統計表	国が作成した統計表を利活用して加工等を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・統計表は、表頭・表側が、都道府県別、標準産業分類に基づく産業別など、既存のルールに基づくものではなく、<u>創作性を有するものであれば編集著作物となる可能性がある。</u> ・また、情報の選択・配列に創作性を有し、その表現方法にも創作性を有する統計表であれば、<u>著作物となる可能性もある。</u>
	二次的利用 (オーダーメイド集計、匿名データ等)	<p><オーダーメイド集計></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利活用者が示した仕様書に基づいた表が、ありふれた選択または配列ではなく、<u>創作性を有するものであれば、編集著作物となる可能性がある。</u> ・また、情報の選択・配列に創作性を有し、その表現方法にも創作性を有する統計表であれば、<u>著作物となる可能性もある。</u> ・利活用者と国等が相談、もしくは国等が一部助言の上、確定した仕様書に基づいた表が、ありふれた選択または配列ではなく、創作性を有するものであれば、<u>編集著作物となる可能性がある。</u>その場合、オーダーメイド集計利活用者と国等が<u>共同著作</u>となる。一方、利活用者が提出した仕様を基に集計作業に当たった作業者は共同著作とはならない。 <p><匿名データ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・匿名データの利活用者が作成した表の表頭・表側がありふれた選択または配列ではなく、<u>創作性を有するものであれば、編集著作物となる可能性がある。</u>
	民間が独自の調査により統計表を作成した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・統計表は、表頭・表側が、都道府県別、標準産業分類に基づく産業別など、既存のルールに基づくものではなく、<u>創作性を有するものであれば編集著作物となる可能性がある。</u> ・また、情報の選択・配列に創作性を有し、その表現方法にも創作性を有する統計表であれば、<u>著作物となる可能性もある。</u>
グラフ・図	国が作成した統計表を利活用して加工等を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・統計表から作成されたグラフ・図が、情報の選択・配列に創作性を有し、経年推移をあらわす折れ線グラフや構成比を表す円グラフ等、ありふれた形状のものではなく、その表現方法にも創作性を有するものであれば、<u>著作物となる可能性がある。</u>
	二次的利用 (オーダーメイド集計、匿名データ等)の結果を用いた場合	<p><オーダーメイド集計></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利活用者が示した仕様書に基づいたグラフ・図が、情報の選択・配列に創作性を有し、経年推移をあらわす折れ線グラフや構成比を表す円グラフ等、ありふれた形状のものではなく、その表現方法にも創作性を有するものであれば、<u>著作物となる可能性がある。</u> ・利活用者と国等が相談、もしくは国等が一部助言の上、確定した仕様書に基づいたグラフ・図が、情報の選択・配列に創作性を有し、その表現方法にも創作性を有するものであれば、<u>著作物となる可能性がある。</u>その場合、オーダーメイド集計利活用者と国等が<u>共同著作</u>となる。

	民間が独自の調査により作成した統計表を加工した場合	・統計表から作成されたグラフ・図が、情報の選択・配列に創作性を有し、経年推移をあらわす折れ線グラフや構成比を表す円グラフ等、ありふれた形状のものではなく、その表現方法にも創作性を有するものであれば、 <u>著作物となる可能性がある</u> 。
--	---------------------------	---

参考 研究会での関連意見

- ・国が作成した統計の数値は、客観的な値であり、著作権はないと考えられる。
- ・多くの表・グラフには創作性は認められず、著作権はない可能性が高い。
- ・一部、著作権が認められるかどうかは、二次的利用の場合と同じ議論となる。
- ・アイデアなのか、創作的な表現なのかで著作物かどうか判断される。内容の具体性が高まることで表現になるとも考えられる。
- ・オーダーメイド集計では、集計の仕様の示し方が具体的であれば表現と言える場合もあると考えられる。
- ・仕様が表現とみなせた場合、仕様を考えたのは利活用者であるから、利活用者に権利が属することになる。
- ・同じ仕様であっても、例えば、時点等が異なるデータを使用して集計した結果は著作権の侵害になるのかどうかは、学問的にも難しい問題であり、一概には言えない。分類「体系」に創作性を認めるかどうかによっても判断が分かれる。

②統計の利活用において想定される著作権法上の課題

特に二次的利用において著作権が認められる可能性がある場合、統計の利活用促進の観点から、以下のような課題が想定される。

○仕様を示したオーダーメイド集計利活用に著作権が帰属すると、第3者はその都度、著作者の許可を得る必要があり、利活用に影響を与える可能性がある。

(例) 創作性を有する素材の選択または配列に従った表頭・表側により、他の地域に当てはめて集計するためには、第3者は仕様の著作者の許可を得る必要がある。

○仕様を示したオーダーメイド集計利活用に著作権が帰属すると、オーダーメイド集計利活用の仕様を、国が他の統計に活用する場合、著作者の許可を得る必要がある。

(例) 創作性を有する素材の選択又は配列に従った表頭・表側により、別の統計に当てはめて集計するためには、国は仕様の著作者の許可を得る必要がある。

参考 研究会での関連意見

- ・利活用に著作権が帰属すると、他の人が同じような表を作ろうと思っても作れない、あるいは国が同じような表を、別の何かで使いたいと思っても自由に使えないということが考えられる。
- ・対応策としてオーダーメイド集計を利活用するものに対して、その仕様を示した段階で、これによってできあがる著作物について著作権を主張しないようにしてもらい、あるいは譲渡してもらいことが考えられる。
- ・あらかじめ著作権を行使しない、人格権を行使しないという一文を入れてもらってオーダーメイド集計を依頼してもらうことは法的に可能。
- ・オーダーメイド集計等二次的利用の費用が高いか安いかによって利活用の権利意識が異なる可能性がある。
- ・オーダーメイド集計の利活用の立場に立つと、「あらかじめ著作権を行使しない、あるいは、人格権を行使しない」と事前に設定した場合、その方法が、おかしいということで、行政側を訴えることがあり得るかもしれない。

4. 著作権に対応した必要な対策等

(1) 基本的な考え方

著作権への対応を検討するにあたり、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」への転換を踏まえ、経済産業統計に関する基本的な考え方として、以下の考え方のもと、必要な対策を検討する必要がある。

- ・ 広く国民による統計の利活用を促進するため、その妨げとなる可能性のある要因を可能な限り減らしておく。
- ・ 一方で、著作物には著作権があり、作者には著作者人格権があるので、個人の権利としてこれらの知的財産を考慮する。
- ・ ただし、著作権が発生しているかどうかは事前に判断することはできず、司法（裁判所）が判断することになるので、それを前提とした制度設計を行う。
- ・ また、著作権の管理が煩雑になると管理コストが増大するため、効率的な管理方法を確立する。

なお、以上のような考え方から、統計に関する著作権への対応を検討するにあたり、以下の点を留意しておくことが必要である。

- ・ オーダーメイド集計や匿名データ等の二次的利用については、法律上は学術研究の発展に資する場合に認められていることとなっており、利用目的は学術研究の発展に資するものの他の目的も同時に含まれている場合の実務上の扱いについては、現在別途議論が進められているところである。

(2) 個人の財産権に関する契約による対応について

統計の利活用に関して、特に二次的利用においては著作権が発生する可能性がある。

そこで、著作権が認められる場合（著作権の有無は、最終的には、個々のケースについて、裁判により検討、決定されることになる）に備え、申請の際の書面等において、利活用者と国が双方の同意の下、著作権の取扱いについてあらかじめ規定することが望ましい。⁹

その方法としては、①利活用者に著作権を残したうえで、国が自由利用する、②利活用者と国の共同著作権として利用する、③利活用者から国へ譲渡するなどが考えられる。

①利活用者に著作権を残し、国が自由利用する¹⁰

著作権は利活用者に残し、国は利活用者との契約により、国が自由利用する範囲を決定する。実務上は、オーダーメイド集計等の利活用申請の際に、国の自由利用の範囲を提示した

⁹ 利用者と国の契約により対応する。

¹⁰ オーダーメイド集計では、統計を利用したい人が実費を支払い、統計の作成を依頼する。金銭的負担が、利用者側にある点でバイドール法と異なる。そのため従来、政府の委託研究を通じて得られる知的財産権については、国に100%帰属することとなっていたが、日本版バイドール法により、委託研究開発に係る知的財産権について、受託者が定められた条件を約する場合、100%受託者に帰属させることを可能となった。しかし日本版バイドール法が適用される委託研究について、費用を負担しているのは政府である。

同意書に署名してもらおう。

<メリット>

- 統計の充実：国は、契約の範囲内で提供する統計の質・量を充実させることができる。
- 個人の財産権保護：個人の知的財産権を保護することができる。

<デメリット>

- 第三者への使用許諾：国が自由利用することを許された著作物を、場合によっては第三者が利活用することに対して、利活用者から許諾を得なければならない可能性がある。
- 著作権管理：ひとつずつの成果物について、著作権者がバラバラとなり、管理コストがかさむことが考えられる。
- 著作権の譲渡：著作権者から、上記事項等について契約により事前に許諾を得ていたとしても、著作権者が著作権を第三者に譲渡する場合、その契約までは引き継げないことが考えられる。

参考 関係する著作権法の条項（抜粋）

（共同著作物の著作者人格権の行使）

第六十四条 共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

- 2 共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。
- 3 共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる。
- 4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（共有著作権の行使）

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

- 2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。
- 3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。
- 4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

②利活用者と国で著作権を共有¹¹し、著作者全員の合意のもと、国が利用する

国は、利活用者と著作権を共有し、利活用者との契約により、双方が利活用する範囲を決定する。実務上は、オーダーメイド集計等の利用申請の際に、共有著作権とする旨、及び双方の利用の範囲を提示した同意書に署名してもらおう。

<メリット>

- 個人の財産権保護：個人の知的財産権を保護することができる。

¹¹ 国と利用者が共同で創作している場合は共同著作物となり、著作権は共有状態になるが、利用者が単独で創作した場合、国が持ち分を事後的に承継することで、著作権が共有状態となる。

○統計の充実：国は、契約の範囲内で提供する統計の質・量を充実させることができる。

<デメリット>

- 第三者への使用許諾：国が自由利用することを許された著作物を、場合によっては第三者が利活用することに対して、共同著作者全員から許諾を得なければならないことが考えられる。
- 著作権管理：ひとつずつの成果物について、共同著作者がバラバラとなり、管理コストがかさむことが考えられる。
- 著作権の譲渡：著作権者から、上記事項等について契約により事前に許諾を得ていたとしても、著作権者が著作権を第三者に譲渡する場合、その契約までは引き継げないことが考えられる。

③著作権を国へ譲渡してもらおう¹²

利活用者との契約により、譲渡の対象となる権利の範囲を決定する。実務上はオーダーメイド集計等の利用申請の際に国へ著作権を譲渡する旨の同意書に署名してもらう。

場合によっては、著作者がその統計を自ら出版等することを可能とするために、国が著作者に使用許諾（ライセンス）を与えることも考えられる。

<メリット>

- 統計の充実：譲渡の対象となった権利の範囲で、国が自由に利用し、統計の質・量を充実させることができる。
- 著作権管理：著作権を、一律国へ譲渡してもらうことにより、著作物の管理を効率化する。
- 第三者への使用許諾：譲渡の対象となった権利の範囲で、国が第三者への利用許諾等ができる。

<デメリット>

- 個人の財産権保護：財産権の一部しか著作者に残らない。
- 著作者人格権：著作者人格権まで譲渡することはできないと著作権法に明記されており、著作者人格権から問題が発生する可能性がある。¹³
- 他の制度との関連：現在行われている目的外利用により作成された表・グラフの著作権は実態として利用申請者にあるとされており、今後の制度との齟齬が生じる可能性がある。（後述）

¹² 譲渡をすると、著作物を作成した著作者と著作権を有する著作権者が一致しない状態となる。著作者が著作権を国へ包括的に譲渡した場合には、国が学術研究目的の利用を行うと否とにかかわらず、著作物の利用について著作権に基づく主張はできないと考えられる。

¹³ 著作権に関する契約をなす際に、人格権に関しても、氏名表記に関する取り決め、及び、必要な改変を国が行うことを許諾することなどの条項を盛り込むなどの手当をしておくことが妥当と考えられる。また、実務上、著作者人格権の不行使特約を契約条項に挿入する場合が多く見られ、このような人格権に対する対処をすることで、著作者人格権から問題が発生する可能性は抑制されると考えられる。解釈論上、芸術的な著作物とは異なり、統計表のようなものは人格的要素が低いものと考えられるので、実際に、著作者人格権の侵害となるケースは相対的には多くないと想定される。

参考 関係する著作権法の条項（抜粋）

（著作物の利用の許諾）

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

（参考）著作権を放棄してもらおう¹⁴

国も利活用者も、著作物に対する著作権を有しない。実務上は、オーダーメイド集計等の利用申請の際に、著作権を放棄する旨を提示した同意書に署名してもらおう。

<メリット>

○統計の充実：著作物が個人に帰属せず、誰もが自由に使用しうる状態となるため、統計の利活用が促進される。

<デメリット>

- 個人の財産権保護：財産権が著作者に残らない。
- 著作者人格権：著作者人格権まで放棄させることはできないという考えが一般的であり、著作者人格権から問題が発生する可能性がある。
- 統計の不当利用：誰もが自由に使えるため、作成し・発表された表が、学術研究目的以外の目的で利活用することに対し、制限をかけられないことが考えられる。
- 他の制度との関連：現在行われている目的外利用により作成された表・グラフの著作権は実態として利用申請者にあるとされており、今後の制度との齟齬が生じる可能性がある。（後述）

（3）その他留意すべき課題等

その他、二次的利用に関連して、国が検討しておくべき課題としては、以下のようなケースも考えられる。

①民間作成の統計と国のオーダーメイド集計との関係

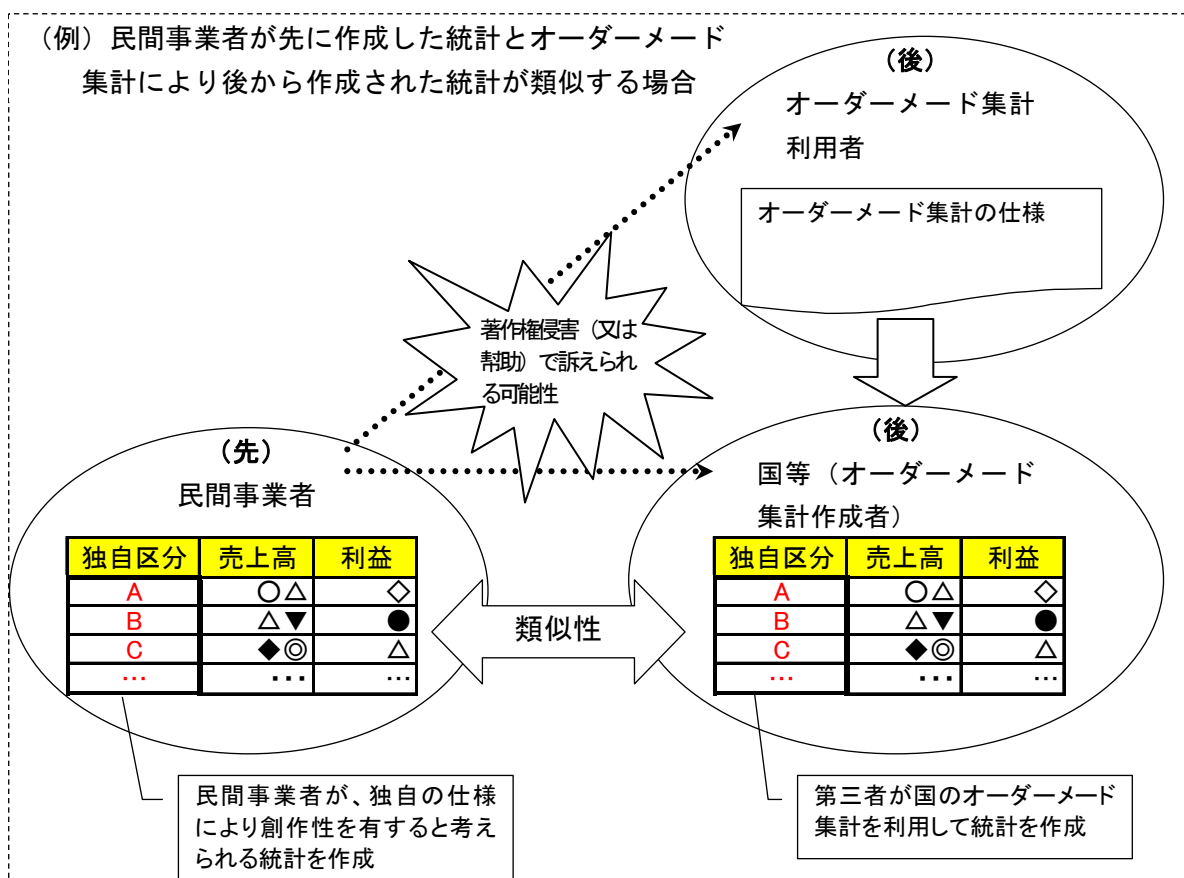
民間データベースベンダーや民間調査会社等が独自に表を作成し、その表が著作物性を有する可能性が高い場合、それに類似した表をオーダーメイド集計によって作成すると、国は、著作権侵害またはその幫助で提訴されるリスクがある。

ただし、類似性が認められたとしても、依拠性が肯定されなければ著作権侵害またはその幫助とはならない。統計表といった編集著作物は、一般の著作物に比べ選択の幅が限られており、誰がやってもある程度似通ったものになることから、既存の統計表と似ているというだけで、依拠性が安易に肯定されるということはない。

そこで、国が二次的利用を受ける際には、二次的利用者が示した仕様が、既存の著作物に依拠し、かつ類似していないこと、また問題が発生したとしても、それは利活用者の責

¹⁴ 著作者が著作権（財産権）を放棄すると、著作物は著作者に帰属しないことになり、公有（パブリックドメイン）の状態になる。したがって、その著作物をだれもが自由に利用することが可能になると考えられる。

任になる旨を事前に明示的に確認しておくことが必要となると考えられる。



②従来からの目的外使用と新しい利用方法との関係

また、新統計法第三十三条で定められている調査票情報の提供による利用との著作権上の関係性も整理しておく必要がある。(現在も、目的外使用という形で運用が行われている。)

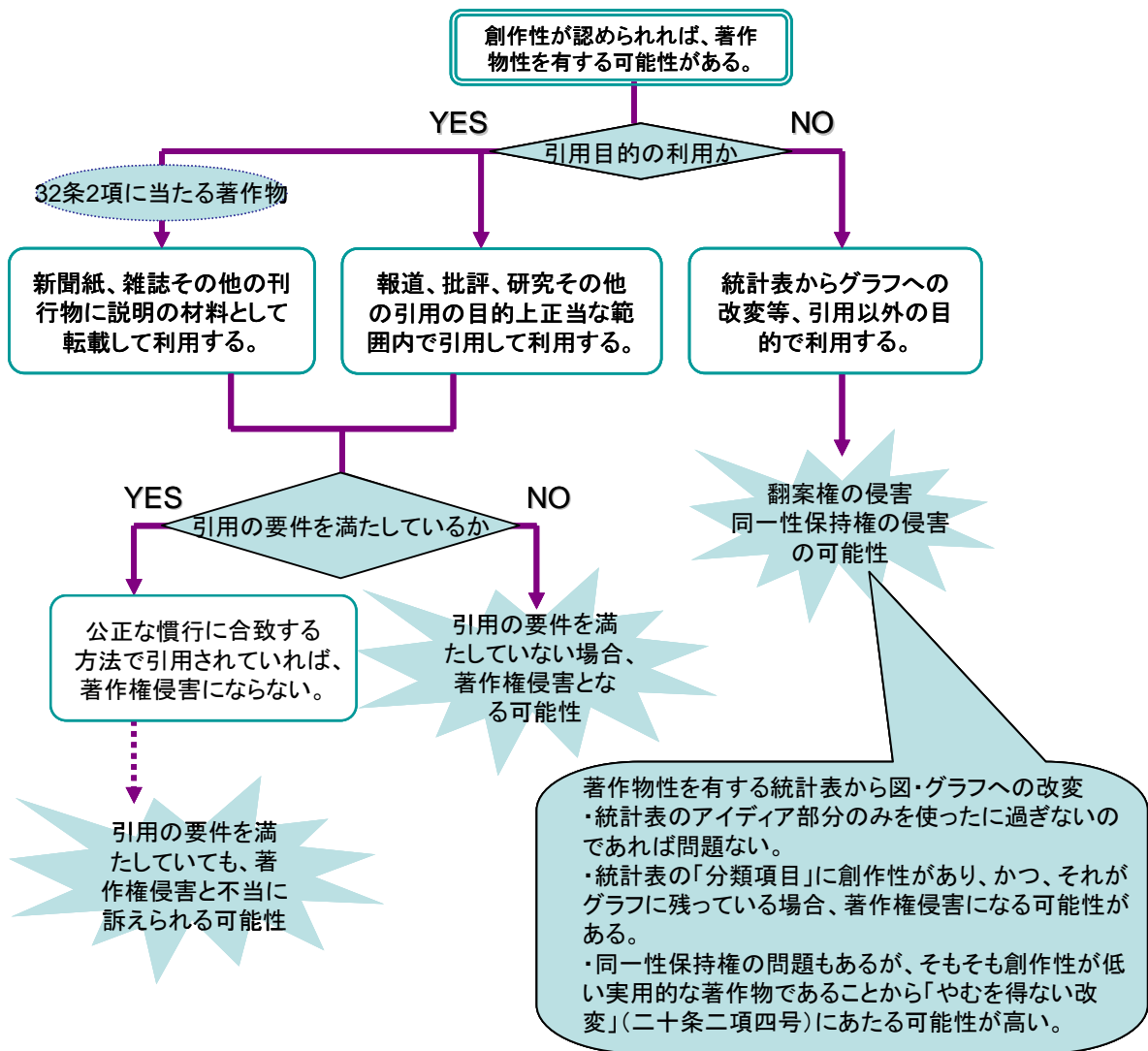
新統計法第三十三条に基づく利用と、オーダーメイド集計や匿名データの利用の間で著作権の扱いに齟齬があると様々な問題が生じる可能性がある。

新統計法第三十三条に基づく利用では、統計調査の際に収集した個別の調査票を第三者が取扱うことは、統計法では原則禁じられているが、研究・分析のために目的外使用申請を行い総務大臣に承認されると、個票などを利用した研究・分析などを行うことができる。

③利活用の方法別による著作権との関係

統計が著作物性を有する可能性がある場合、その利活用の方法別に著作権侵害となる可能性について整理すると、以下のように考えられる。

図表 4-6 著作物の利活用方法別にみた著作権法上のリスク



5. 第4章のまとめ

経済産業統計の著作権については、統計数値は、単なる事実やデータであり思想又は感情の表現ではないので著作物ではないが、統計表や図・グラフは、創作性を有するなど一定の要件を満たせば、著作物と認められる可能性がある。ただし、統計表や図・グラフの多くはありふれた表現になっており、著作物性が認められるケースは基本的には極めて稀であると考えられる。また、著作物性の有無は、最終的には個々のケースについて司法（裁判所）が判断することになる。

しかしながら、特にオーダーメイド集計などの高度な二次的利用において、利活用の際に著作権が発生する可能性があり、仮に著作権が発生した場合には統計の利活用に影響を与える恐れもあることから、対応策の検討が必要である。

基本的な考え方としては、特に著作権が発生する可能性が高い二次的利用において、著作権が認められる場合に備え、申請の際の書面等において利活用者と国が双方の同意の下、著作権の取扱いについてあらかじめ規定することが望ましい。ただし、具体的な方法については、今後早急に検討する必要がある。その際には、知的財産保護と利活用促進の両方への配慮、目的外使用との整合性の確保も重要である。

また、その他の著作権に関する課題についても引き続き検討を行うことが有益であると考えられる。

まとめ

(1) 経済産業統計に対するニーズについて

経済産業統計に対するニーズとしては、公表の早期化、データの更新・修正への対応、用語の定義等の見直し、産業分類に関連したニーズ（産業分類の変更への対応、統計による産業分類の違いへの対応、新しい業種業態への対応）、データに関連したニーズ（古い年次のデータの電子化、過去データのライブラリー化）、集計区分の細分化、表章に関するニーズ（地域区分の表章の作成、秘匿データ発生への対応、必要な表章作成への対応）、調査対象の検討、統計結果の加工に関するニーズ、統計書の英訳、統計書の存廃の検討、統計結果のフィードバックの充実、統計作成機関とユーザー間の情報交換の充実、サービス関連の統計の整備といった、様々なニーズが指摘された。

これらのニーズについては、比較的対応が容易なものから、時間や費用を必要とするもの、記者の負担等に結びつくものなど、様々なものがあるため対応可能性は異なっているが、可能なものから早期に対応する必要がある。

(2) 二次的利用について

オーダーメイド集計や匿名データへのニーズをみると、全体として一定のニーズがあり、属性別にみると、産業界よりも大学等の研究者の方が、利活用意向が強くなっている。その要因としては、産業界の方が、研究者よりも、ニーズが発生してから、入手するまでに要する時間の短さを重視するためであった。

また、二次的利用を促進する上では、集計結果の入手までの提供期間の短縮、入手のための手続きの簡便化、データ入手に伴う費用的な負担の多寡が重要との結果も得られた。加えて、二次的利用に関する費用負担は必ずしも高くない状況にある。

こうした二次的利用に対するニーズ等を踏まえると、今後については、

- ・二次的利用のための手続きなどの方法、実施体制、費用負担などの検討
- ・二次的利用に関する仕組み（依頼から結果の入手等までの流れ）、手続きなどの方法、費用負担等のユーザーへの適切な情報提供
- ・いくつかの統計による試験的なオーダーメイド集計や匿名データの作成・検証

が重要となる。

(3) 著作権について

統計（二次的利用を含む）を利活用する中で、利活用に著作権が生じ、結果として、他者の利活用に影響を与えるケースが生じる可能性があるため、対応策を整理しておく必要がある。ただし、今回の検討においても、統計の利活用において著作権が発生するケースは基本的には稀であると考えられる。

しかし、実際に著作権が発生するか否かについては、事前には明確とならないため、著作権が発生する可能性があることを踏まえ検討を行う必要がある。

そこで、著作権については特に二次的利用の際に利活用者と国等がどのような合意を行うべきなのか早急に検討を行うことが必要になる。その際には、知的財産の保護と統計の利活用の促進の両方に配慮することが重要であるほか、目的外使用などとの整合性の確保も課題である。

参考資料 1 意識調査の取りまとめ

(1) 目的

- ・経済産業省が作成する統計の利活用意向、統計に関するニーズ等を収集し、経済産業統計の利活用促進の方針検討等に活用する。

(2) 調査対象

- ・経済産業統計ユーザーと想定される企業、業界団体、研究者等

調査対象	出典名簿	配布数
研究者	研究開発支援総合ディレクトリ※1	1,000
業界団体	全国各種団体名鑑 2006 年版※2	500
放送、出版、新聞、ニュース供給業等	帝国データバンク※3	700
シンクタンク、情報提供サービス等	帝国データバンク※4・シンクタンク情報※5	1,300
その他の企業	帝国データバンク※6	1,000
インターネットアンケートモニター（予備調査）	（インターネット調査）※7	50,000
インターネットアンケートモニター（本格調査）	（インターネット調査）※8	16,902
経済産業省統計ホームページ利用者アンケート	（ホームページ上での調査）※9	—

※1 (独)科学技術振興機構。研究分野が「理論経済学」「経済統計学」「応用経済学」「経済政策」「財政学・金融論」「経営学」「商学」「会計学」であるもの。

※2 (株)シバ刊。「経済団体連合」(うち中小企業団体)、「産業経済全般」、「財務・金融」、「商工業」を対象とした。

※3 127101 巻取紙使用の新聞業、27102 枚葉紙使用の新聞業、27103 発行のみの新聞業、27201 出版業(上場企業のみ)、81 放送業(上場企業のみ)、85401 ニュース供給業。業種分類は帝国データバンクによる。

※4 85231 情報提供サービス。業種分類は帝国データバンクによる。

※5 (財)総合研究開発機構による。

※6 放送、出版、新聞、ニュース供給業等、シンクタンク、情報提供サービス等を除く。なお、上場企業を中心に選定した。

※7 インターネット調査事業者の登録インターネットアンケートモニターを対象として無作為に抽出して実施。回答者の属性と経済産業統計の利活用意向のみを調査。個々の登録インターネットアンケートモニターに順に調査協力依頼を送付しつつ、予定回収数に達した時点で締め切る方式としたため、配布数は目安である。

※8 予備調査の結果、経済産業統計の利活用意向がある回答者から無作為に抽出して実施。個々の登録インターネットアンケートモニターに順に調査協力依頼を送付しつつ、予定回収数に達した時点で締め切る方式としたため、配布数は目安である。

※9 調査期間中の統計ホームページ利用者数が配布数に相当すると考えられる。

(3) 調査項目

- ・ 回答者の属性（問 1～4）
- ・ 経済産業統計の利用意向について（問 5～6）
- ・ 経済産業省の統計ホームページについて（問 7）
- ・ 経済産業統計に対するニーズについて（問 8～9）
- ・ オーダーメイド集計の利用意向について（問 10）
- ・ 匿名データの利用意向について（問 11）
- ・ 今後必要な経済産業統計等について（問 12）

※対象別に 8 種の調査票を使用。種類によって各問の選択肢が異なる他、一部は問番号が異なる。インターネットアンケートモニター調査（予備調査）は上記の問 5 まで。

(4) 実施方法と実施時期

調査対象	実施方法	調査時期
研究者	郵送調査	H19/11/30（配布）～H20/1/8
業界団体	郵送調査	〃
放送、出版、新聞、ニュース供給業等	郵送調査	〃
シンクタンク、情報提供サービス等	郵送調査	〃
その他の企業	郵送調査	〃
インターネットアンケートモニター（予備調査）	インターネット調査	H19/12/3～H19/12/5
インターネットアンケートモニター（本格調査）	インターネット調査	H19/12/21～H19/12/23
経済産業省統計ホームページ利用者アンケート	ホームページ上での調査	H19/12/19～H20/1/18（1ヶ月）

(5) 回収状況

調査対象	配布数	回収数	回収率
研究者	1,000	235	24%
業界団体	500	314	63%
放送、出版、新聞、ニュース供給業等	700	211	30%
シンクタンク、情報提供サービス等	1,300	441	34%
その他の企業	1,000	178	18%
郵送調査 計	4,500	1,379	31%
インターネットアンケートモニター（予備調査）※1	50,000	30,251	61%
インターネットアンケートモニター（本格調査）※2	16,902	1,737	10%
経済産業省統計ホームページ利用者アンケート	—	22	—

※1 登録インターネットアンケートモニター50,000 人に対し、順に調査協力依頼を送付しつつ、予定回収数 30,000 に達した時点で締め切る方式とした。

※2 予備調査の結果、経済産業統計の利活用意向がある回答者 16,902 人から順に調査協力依頼を送付しつつ、予定回収数 1,500 に達した時点で締め切る方式とした。

参考資料2 経済産業省の統計の利活用形態について

(1) データの有償サービス（一部加工）

サービス内容（書籍名）	価格等	経済産業省の統計の利活用状況等
東洋経済新報社「地域経済総覧」(CD-ROMつき)	年1回 10500円	経済産業省の統計データ（工業統計、商業統計）のほか、他省庁の統計データの数値、及び、一部データの加工・分析 ・工業統計、商業統計、特定サービス産業実態調査、商業販売統計
矢野恒太記念会編「日本国勢図会」	年1回 2700円	経済産業省の統計データのほか、各種統計等を集めてデータ集として発売 (別紙)
朝日新聞社編「民力」	年1回 5600円	経済産業省の統計データのほか、各種統計等を集めてデータ集、地域の紹介等から構成
朝日新聞社編「朝日データ年鑑」	年1回 2100円	2001年以降休刊
日経 NEEDS 地域情報	電子データとしての提供（HP）	経済産業省の商業統計データと工業統計データをデータベースとして提供
アイ・エヌ情報センター「INDB 経済統計 Finder」等	電子データとしての提供（HP、CD-ROM）	経済産業省の商業統計データ、工業統計データ、生産動態統計データ等をデータベースとして提供

資料：各書籍、HPより収集して（株）三菱総合研究所作成

(2) データを他のデータと加工して提供等の有償サービス

企業名	サービス内容	経済産業省の統計の利活用状況等
技研商事インターナショナル(株)	商 圏 分 析 レ ポ ー ト (52500 円) 商圏分析レポートライト	商業統計(メッシュデータ含む)の活用
サイトー商業立地研究所	リアルメッシュ統計 2005	商業統計(メッシュデータ)も活用して独自の収集データにより秘匿データなしで提供
株式会社エムズプランニング	商圏分析サービス	商業統計のデータの提供(ユーザーニーズに応じて)と商圏分析
有限会社アシスト	商圏情報サービス、分析サービス	商業統計のメッシュデータを活用した各種情報提供
株式会社日本能率協会総合研究所	商圏分析サービス	商業統計のデータ提供サービスを含んでいる
国際航業株式会社	地図データベース PAREA	商業統計等を GIS データ(町丁目別、メッシュ別)上に加工して提供
ゼンリン	地図データベース MAPiZM	商業統計等を GIS データ(町丁目別、メッシュ別)上に加工して提供

資料：各社の HP より収集して(株)三菱総合研究所作成

参考資料3 「オーダーメイド集計」の海外における取組事例

海外での取組については、総務省における「統計データの二次利用促進に関する研究会」（廣松座長）及び経済産業研究所「統計データの公表・提供に関する実態調査及び在り方に関する研究委員会報告書」等を参考に海外における二次的利用への取り組み状況について整理すると以下のようなものである。

【アメリカ】

国の統計関連セクション（センサス局）では、かなり以前からマイクロデータの提供として人口住宅センサスの抽出データの提供が行われていたようである。そのほか、経済系のデータについても、研究利用が行いやすいように加工され提供されている。マイクロデータの提供にあたっての開示方針や秘匿方法等について、センサス局の職員から構成される委員会で検討を行っている。

利用条件については、用途及び利用方法を問わない部分と、研究利用の申請等を行なうことが必要な場合とがある。なお、経済関係のデータの場合には、一定の基準をクリアしなければならないこととなっているようである。利用料金はダウンロードの場合は無料となっている。

センサス局以外に、大学内の研究機関においても、参加加盟している機関等を対象にデータを提供しているケースがある。

【カナダ】

カナダ統計局においてデータ提供が行われており、人口センサス等から作成した匿名標本データは、1970年代から提供が行われており、1960年代にはオーダーメイド集計での対応が行われていた。1990年代後半には、労働や雇用関連、賃金などのマイクロデータも提供されるようになっている。

データの提供条件については、データによって、高等教育機関のスタッフや学生、委員会等への研究計画書の提出など、異なる対応方法となっている。

利用料金はデータ等により一律ではないが、いずれも有料となっている。

【ドイツ】

ドイツ連邦統計局が関与して、データの提供が行われている。1970年代初めには、マイクロデータが学術目的として提供され、その後、1980年の連邦統計法の改正を踏まえて、一部のデータから作成した匿名データの提供が開始されている。

大学や学校等を対象とした匿名データと一般向けの匿名データ、さらに、科学的利用向けのファイルがある。利用条件としての大きな制約は見られないものの、データの種類により対象が異なっていると思われる。

なお、ドイツ連邦統計局のほか、特定の研究機関による提供も行われているが、学術研究目的が利用条件となっている。

【イギリス】

イギリスでは、大学内に設置されている機関においてデータの提供が行われている。早いものでは、1960年代から行なわれ、社会科学や人文科学に関するデータの提供が行

われていたようである。また、1990年代には、センサスから作成された匿名標本データについて、個人版と世帯版が提供され、より詳細なデータを利用する場合は、特定の施設内での利用が認められていたケースもある。主には、学術研究目的あるいは非営利目的といった利用条件があったが、商業目的の利用者も、ある一定の条件をクリアすれば利用できるようになっている。

国の統計関連セクションに関連した動きでは、企業活動にかかわるデータの提供が行われている。このデータを利用できる条件は、中央政府の職員が調査及び分析のために利用する場合、地方政府及び他の政府団体の職員の場合、政府と契約した者などとなっている。また、公的に権限を与えられた外部団体や政府機関で働く契約者の場合は、特に秘匿データの利用が認められているようである。

なお、オーダーメイド集計による提供と匿名データとしての提供があり、オーダーメイド集計では、利用するデータの種類により、承認がでてからデータの提供までの期間について明確化されており、使い勝手がよくなっている。

なお、個別の詳細については、以下に、「統計データの二次利用促進に関する研究会」の資料を参考として掲載しておく。

参考：「統計データの二次利用促進に関する研究会」資料

国名	アメリカ	
データアーカイブ機関等（主な提供データの名称）	ICPSR The Inter-university Consortium for Political and Social Research	TheDataWeb U.S. Census Bureau と Centers for Disease Control のコラボレーション
機関又はデータの概要	University of Michigan 内の ISR(Institute for Social Research)の一機関。 4つの運営部門(Collection Development, Collection Delivery, Educational Resources, Data Security and Preservation)を設置。 ICPSR は 12 人の Governing Council(任期 4 年)で運営されている。	オンライン・データライブラリのネットワークで、「DataFerrett」という専用のシステムを用いてデータにアクセスする。 「DataFerrett」のセンサス局の開発担当は DSD(Demographic Surveys division)の Survey Modernization Programming Branch
運営経費の負担（スポンサー）	会費（550 以上の大学等機関）、補助金、奨励金	U.S. Census Bureau と Centers for Disease Control か「DataFerrett」の開発には当初労働統計局(BLS:Bureau of Labor Statistics)が、後オーストラリア統計局(ABS)が資金援助していると思われる。
マイクロデータ提供開始時期又はアーカイブ設立時期	1962 年	DataWeb そのものについては不明だが、「DataFerrett」の初期バージョンにあたる「Ferrett」については 1997 年に U.S CensusBureau と BLS により共同開発した。開発経費がかかるため、現在のシステムはオーストラリア統計局(ABS)と共同開発。
提供されるマイクロデータ	6300 の研究調査における 50 万ファイルを保管。学問の分野は政治学、社会学、人口統計学、経済学、歴史、教育、老人学、刑事裁判、公衆衛生、外交政策、保健・医療、教育、保育研究、法律と薬物乱用などあらゆる領域に及ぶ。	1990 年と 2000 年の人口住宅センサスの PUMS のほか、ACS, AHS, BRFSS, CES, CPS, NAMCS, MORT, NHANES, NHIS, NHAMCS, FHWAR, SIPP, SPD の 13 種類 *但し public use data のみ
マイクロデータ提供に関する審議機関（開示方針、秘匿方法等の検討・決定機関）	College and university Institutional Review Boards (IRBs)	センサス局内の統計開示評価委員会(Disclosure Review Board)
秘匿方法	ICPSR が寄託データの秘匿処理をすることはない。しかし、秘匿すべき情報が存在していないか、ICPSR のスタッフがチェックを行う。(ICPSR はデータ作成者に対して寄託前に調査対象の識別子をデータからすべて削除することを推奨している。)	下記の手法を用いている。 <ul style="list-style-type: none"> • Removal of direct identifers • Setting geographical population thresholds • Data swapping • Grobal recoding • Rounding • Top Coding • Age detail
利用条件・手続	データの利用の際には ICPSR に加盟している必要がある。加盟のための条件は以下の通り <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等教育施設、高等教育施設を伴う団体、教育団体組織 2. ICPSR の細則に従うと認められる組織や団体 	DataFerrett(Federated Electronic Research, Review, Extract, and Tabulation Tool)という専用のブラウザをダウンロードし、インストールしておく必要がある。(無料) E-mail Address の登録 (login の際に必要) *login 画面に E-mail アドレスを入力し「public use data only」というチェックボックスにチェックをして login する。

国名	アメリカ	
提供形態	HP 上から FTP によるダウンロード Diskettes-3-1/2"diskette(PC or Macintosh) Zip disks-100 or 250 megabyte(PC or Macintosh) CD-ROMs-formatted to the ISO 9660 standard Tapes 8 mm cartridge tape in standard UNIX formats: tar,dd, or cpio 4 mm cartridge tape in standard UNIX formats: tar,dd, or cpio 3480 cartridge tape,38000 bits per inch(BPI),ANSI or IBM labeled 9-track round tape,6250 BPI,ANSI or IBM labeled	DataFerrett を通したオンライン上でのダウンロード DataFerrett 上でのクロス集計表の作成、地図上でのデータの加工なども可能
提供フォーマット	SAS SPSS Stata	SAS SPSS Stata EXCEL タブ区切り、カンマ区切り
マイクロデータの 利用料金	ICPSR 加盟者の加盟資格により年会費が異なる 2004-2005 年会費 Category A \$12,730 Category B \$7,960 Category S \$3,980 Category C \$2,000 Category F \$15,000 Category N \$15,000 参加加盟資格 Category A 社会科学及び関連分野の大学院を持つ大学及び研究機関（研究員 60 名以上） Category B 社会科学及び関連分野の大学院を持たない大学（学生数 2500 人以上） Category S 社会科学及び関連分野の大学院を持たない大学（学生数 2500 人未満） Category C 発展途上国の機関 Category F Category N	無料
データの寄託元 寄託手続き	大学等の民間の研究機関(者)、政府機関 Guide to Social Science Data Preparation and Archiving (3rd edition)	U.S. Census Bureau, Bureau of Labor Statistics, Centers for Disease Control 等の政府機関
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書（事業報告書）	http://www.icpsr.umich.edu/ http://www.icpsr.umich.edu/org/mission.html	http://www.icpsr.umich.edu/org/mission.html
アーカイブ スタッフ	Staff Directory ICPSR における管理スタッフは 100 名以上	センサス及び ACS 以外のアーカイブは DSD が所属する ADDP(Associate director for Demographic Program)内で実施されていると思われるが詳細は不明。

国名	アメリカ	
データアーカイブ機関等 (主な提供データの名称)	センサス局 (U.S. Census Bureau) [PUMS(Public Use Microdata Sample)]	センサス局 (U.S. Census Bureau) CES (the Center for Economic Studies) & RDC (the Research Data Centers)
機関又はデータの概要	人口住宅センサスから作成した匿名標本データ	CES (Center for Economic Studies)はセンサス局の一部門で、そのネットワークとなる RDC (Research Data Centers)は全米に9箇所ある。
運営経費の負担 (スポンサー)	センサス局	運営費についてはセンサス局 (CES) とRDC パートナーである academia 又は非営利団体が負担しているが、研究者にも使用料として応分の負担を求めている。(ただし、研究のスポンサーとなってもらえる機関の斡旋も行うため、標準的な料金として調整され、追加に発生するのは特別に新たなデータセットを作成したり、データのリンケージなどに伴うものだけとなる場合もある。)
マイクロデータ提供開始時期又はアーカイブ設立時期	1963 年 1960 年人口住宅センサスデータの0.1%抽出データが最初	1983 年にセンサス局に the Center for Economic Statistics を設置したのが、RDC の始まり。その後、1998 年に RDC の拡大計画が実施され、現在に至る
提供されるマイクロデータ	現在提供されているのは2000年人口住宅センサスの1%と5%のPUMS。 5%PUMSは詳細な地域属性(地域区分はPublic Use Microdata Area(PUMA)でcountyレベル。最低10万人以上の単位でさらに分割。) 1%PUMSは詳細な項目区分(地域区分はSuper-Public Use Microdata Areaで複数のPUMAを包含する最小40万人以上の地域。)	オンサイト利用施設として、人口調査系データのみならず、DataFerrett や PUMS で公開できない経済系データや研究利用しやすく加工された43のリサーチデータを用意している。
マイクロデータ提供に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法等の検討・決定機関)	統計開示評価委員会(Disclosure Review Board) (発足当初はマイクロデータ検討委員会(Micro data Review Panel)) 統計開示評価委員はセンサス局のあらゆる部門から召集された十人程度の職員で構成される。構成員の職位はアシスタントディレクションチーフやブランチチーフ、当該調査担当者などである。	同左
秘匿方法	Data swapping(スワッピング) Top coding(トップ・コーディング) Geographic population thresholds(地理的人口境界) Age perturbation(年齢攪乱(10人以上世帯を対象)) Detail for categorical variables (is collapsed)(変数の詳細分類(の統合))	オンサイト利用施設であるため、原則としてPUMではない個票データを扱えるが、センサス局職員と外部の研究者では利用できる個票データの範囲が異なる。 例えば、外部の研究者には経済センサスのデータを利用する際には、調査によって得られたデータか、IRS(内国歳入庁)の税務データによって補定されたデータかわからないようになっており、企業名等の情報も削除している。

国名	アメリカ	
利用条件・手続	使途及び使用方法を問わない。	<p>マイクロデータを扱うCES又はRDCの施設を利用する際には、連邦政府職員として、現に雇用される必要があるため、連邦政府職員としての雇用についての宣誓とともに、Title13に関する教育訓練を受け、守秘義務履行の宣誓と宣誓供述書の署名による特別宣誓資格(SSS: Special Sworn Status)を得て、初めて可能となる。</p> <p>研究利用の申請には研究内容、研究に利用するデータのほかに、センサス局にとってのメリットを記した提案書を出す必要がある。なお、利用するデータがIRSのデータが入っている経済関係データの場合、IRSの基準をクリアしなければならない。施設に入るに当たっては、研究者の背景(どこの(会社の)人か、どこかと契約して調査しているのか)など、非常に細かく調べられ、センサスバッチの着用も義務付けられている。</p>
提供形態	HP 上から FTP によるダウンロード(州別) CD 等のメディアの販売。	オンサイトによる提供
提供フォーマット	「dat 形式」	不詳
マイクロデータの利用料金	無料(FTP 方式によるダウンロード) CD 等の媒体は有料	無料
データの寄託元 寄託手続き	センサス局自身	センサス局自身 研究者によるデータの持ち込みも、所定の手続を行うことで可能。
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書(事業報告書)	http://www.census.gov/main/www/access.html	<p>http://www.ces.census.gov/index.php/ces/1.00/cmshome http://www.ces.census.gov/dialog.php/ces/1.00/oumission Research at the Center for Economic Studies and the Research Data Centers: 2005 http://www.ces.census.gov/index.php/ces/1.00/cmdownloads</p>
アーカイブ スタッフ		<p>※上記年次報告書に P59～60 にスタッフについての記述あり CENTER FOR ECONOMIC STUDIES (CES) STAFF LISTING 2005</p>

国名	カナダ	
データアーカイブ機関等 (主な提供データの名称)	カナダ統計局 (Statistics Canada) [PUMFs (Public Use Microdata Files)]	カナダ統計局 (Statistics Canada) DLI (Data Liberation Initiative)
機関又はデータの概要	人口センサス等から作成した匿名標本データ	<ul style="list-style-type: none"> ・発足時 Social Science Federation of Canada (SSFC)、Canadian Association of Research Libraries(CARL)、Canadian Association of Public Data Users(CAPDU)、カナダ統計局と他の政府機関の協和的なプログラムとして発足 (5年間のみ) ・現在 カナダ統計局内の Library and Information Centre
運営経費の負担 (スポンサー)	1986年より、Canadian Association of Public Data Users (CAPDU). と Canadian Association of Research Libraries (CARL)、そしてカナダ統計局の5つの部門が PUMFs の作成と普及に係る費用を負担	上記の組織と考えられる
マイクロデータ提供開始時期又はアーカイブ設立時期	1973年 1971年 Census から PUMFs を作成したのが最初 (1960年代にはオーダーメイド集計で対応していた)	1996年 2月に大蔵委員会 (Treasury Board) より承認を受け、同年3月に連邦政府機関 (Science and Technology Strategy) となる
提供されるマイクロデータ	センサスをはじめとする22種類のデータ (2006/09/21 現在) PUMFs (1%) データはおよそ4分類に大別 ①HEALTH ②SOCIAL (うちセンサスは個人・家庭・世帯に区分される) ③LABOUR ④EDUCATION	Data Base . . . 14種類 Geographic Files . . . 9種類 Census (PUMFs) . . . 3種類 Other Micro Data Files (PUMFs) . . . 79種類
マイクロデータ提供に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法等の検討・決定機関)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Privacy Impact Assessment (個人情報影響評価プログラム) ・ Data Access and Control Service Division (アクセス・コントロール管理部門) ・ Confidential and Legislation Committee (所管の4機関において秘匿の技術問題や、守秘性についての推断) 	左記と同様と考えられる
秘匿方法	<ul style="list-style-type: none"> ①Top, Bottom Cording (トップ、ボトムコーディング) Variable Categories Wider (大分類化) Removing Some of the Variables from Some Respondents (変数削除) Removing Some of the Respondents from the File (データ削除) ②Adding Random Noise to the Microdata (ノイズ導入) Data Swapping (スワッピング) Replacing Small Groups with Average Values(平均化) Deleting information from Some Respondents and Replacing it with Imputed Values (補定) 	左記と同様と考えられる

国名	カナダ	
利用条件・手続	<p>マイクロデータ提供委員会 (Microdata Release Committee)の承認を得たあとに一般に販売される。PUMF s ・完全な個票の場合のいずれもライセンス合意が必要</p> <p>ただし、完全な個票の利用は統計局職員扱いとなり、契約書にも明記されている</p> <p>※○PUMF s ライセンス契約書 (MICRODATA Licence AGREEMENT)</p> <p>(オンサイト契約書は RDC を参照) 提供に関しては RDC を通じて行われる</p>	<p>年間ライセンス料を支払う高等教育機関のスタッフと学生</p> <p>学術研究に目的は限られており、利用目的を明確にしなければならない</p>
提供形態	<p>CD-ROM による購入</p> <p>DLI の支援により、オンライン提供もされている</p>	<p>Web 上でダウンロード</p> <p>FTP (またはファイル転送プロトコル)</p> <p>CD-ROM による購入</p>
提供フォーマット	—	—
マイクロデータの 利用料金	<p>ファイルごとに料金を徴収する (1000~3000 ドル程度)</p> <p>一括購入の際に割引があることもある</p> <p>教育機関についてはカナダ統計局のマイクロデータファイルを 50%引きで購入できる</p> <p>(現在の価格は不明)</p>	<p>規模の大きな機関 (27 機関) については、年間 12,000 ドル</p> <p>(the Canadian Association of Research Libraries [CARL])</p> <p>その他の機関については年間 3,000 ドル</p> <p>(Canadian Association of Small University Libraries [CASUL]等の機関)</p>
データの寄託元 寄託手続き	カナダ統計局自身	カナダ統計局自身
当該サイトのト ップページ Mission Statement 年次報告書 (事業 報告書)	<p>http://www.statcan.ca/start.html</p> <p>http://www.statcan.ca/english/Talon/talonflashtext.htm</p>	<p>http://www.statcan.ca/english/Dli/statcan.htm</p>
アーカイブ スタッフ	不明	<p>http://www.statcan.ca/english/Dli/statcan.htm</p>

国名	カナダ	
データアーカイブ 機関等（主な提供デ ータの名称）	カナダ統計局 (Statistics Canada) RDC (Research Data Center)	カナダ統計局 (Statistics Canada) Remote Data Access
機関又はデータの 概要	○カナダ国内に14箇所のRDCを設置 連邦政府の分析要望に応えるために、 Federal Data Access Centre がオタワ大学 に設立された。他の大学にはオタワ大学への専 用の接続端末がある。 ○位置付け The university-based centres are, essentially, extensions of Statistics Canada offices (大学に設置されたセンターは、実質的に統計 局の一部とみなされる)	カナダ統計局のリモート集計方式で、許可され た研究者が集計用のプログラムをインターネ ットを通じてカナダ統計局に送付し、結果を送 り返してもらうオンライン・サービス。
運営経費の負担 (スポンサー)	カナダ統計局と大学間コンソーシアムと Social Sciences and Humanities Research Council (SSHRC) により成る機関	カナダ統計局
マイクロデータ提供 開始時期又はアー カイブ設立時期	1998年	2002年4月に試験的プロジェクトとして発足
提供されるマイクロ データ	Canadian Community Health Survey (CCHS) Ethnic Diversity Survey (EDS) Longitudinal Survey of Immigrants to Canada (LSIC) National Longitudinal Survey of Children and Youth (NLSCY) National Population Health Survey (NPHS) Program for International Student Assessment (PISA) Survey of Labour and Income Dynamics (SLID) Workplace and Employee Survey (WES) Youth in Transition Survey (YITS) Other Surveys 主に完全な個票を提供	1998年 Adult Education and Training Survey 2000年 Program for International Assessment 2000年 Youth in Transition Survey (現在の状況)
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法 等の検討・決定機関)	・ Data Access and Control Service Division (ア クセス・コントロール管理部門) 秘匿処理に関しては、前項参照	同左
秘匿方法	オンサイトでは原則として秘匿を施していな いマイクロデータ (契約時は連邦職員として扱われ、宣誓の義務 を負う) PUMFの秘匿方法については前項を参照	秘匿されているが、利用者に結果を返送する際 に、結果に特定因子が無いかを統計局で確認 (見つければ結果表に秘匿を施す)

国名	カナダ	
利用条件・手続	<p>SSHRC とカナダ統計局管轄の委員会に必要事項を記述した研究計画を提出 研究開始前に SSHRC へアクセスし an internal-use number と a password を受領</p> <p>①Direct Access プロジェクト申請が承認されれば、連邦政府の職員として扱われ、データアクセスが可能となり、結果も統計局に提出する義務を負う（1か月のオンライン接続料は 3500 ドル）</p> <p>②Indirect Access カナダ統計局と利害関係のある連邦政府の 'Memorandum of Understanding' (覚書) が必要となる。特定の研究機関の合成ファイルが格納されているワークステーションにアクセスをする。結果も研究機関へ提出する義務を負う（1か月の間接的オンライン接続料は 5500 ドル）</p> <p>○完全個票研究契約書 (MICRODATA RESEARCH CONTRACT) ⇒オンサイト利用限定</p>	<p>電子媒体にて研究計画書を提出 承認を受けた後、利用者は擬似データを使用してプログラムテストを行う (SAS, SPSS, STATA and WESVAR)</p> <p>テスト完了後、オンラインにてプログラムをカナダ統計局へ送付して、結果を受け取る (必要に応じて秘匿処理を施されるが、利用者には通知される)</p>
提供形態	データセンターの端末で利用 (上記の利用法参照)	
提供フォーマット	-	-
マイクロデータの利用料金	<p>(上記の利用法参照)</p> <p>①Direct Access 1か月のオンライン接続料は 3500 ドル</p> <p>②Indirect Access 1ヶ月の間接的オンライン接続料は 5500 ドル</p> <p>※PUMF s の提供も行っている</p>	<p>利用後 3～6ヶ月間が経過してから、少額の請求がある (金額は不明)</p>
データの寄託元 寄託手続き	カナダ統計局 (統計局よりオタワ大学に一括してデータを預けられる)	カナダ統計局 (統計局でプログラム受理、集計を行う)
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書 (事業報告書)	-	-
アーカイブ スタッフ	カナダ国内の RDC 関係大学の職員	カナダ国内の RDC 関係大学の職員

国名	ドイツ	
データアーカイブ機関等（主な提供データの名称）	ドイツ連邦統計局 (Federal Statistical Office Germany : Statistisches Bundesamt Deutschland) PUFs (Public Use Files)	ドイツ連邦統計局 (Federal Statistical Office Germany : Statistisches Bundesamt Deutschland) RDC (Research Data Centres)
機関又はデータの概要	PUFs はマイクロセンサス等から作成した匿名データ。 SUFs はより秘匿の緩い科学研究目的の汎用ファイルとして作成される。 (提供機関) ①連邦統計局 ②州統計局	連邦統計局及び各州統計局に設置されているマイクロデータ利用研究所
運営経費の負担（スポンサー）	①内務省所管（連邦統計局） ②首相直轄（州統計局）	同左
マイクロデータ提供開始時期又はアーカイブ設立時期	1971年 マイクロセンサスからマイクロデータが学術目的に提供 1980年 連邦統計法改正（絶対的な匿名化措置）→PUFsの提供開始 1987年 連邦統計法改正(事実上の匿名化措置)→匿名化の技術的・具体的検討 1997年 事実上の匿名化データ（Scientific Use Files）の提供開始	2001年に連邦統計局内に最初のRDCが設置される 次いで、2002年に各州統計局にRDC設置
提供されるマイクロデータ	・絶対的秘匿データ（Absolutely anonymised microdata） Public Use Files（PUFs） Campus Files（CF）・・・for Universities and Schools（free） ・事実上の匿名化データ（Defact anonymised microdata） Scientific Use Files（SUFs） 上記のファイルを1利用者のために、特別に作成することもある	PUFs・CF・SUFsの提供のほかに、以下の方法によりデータ（或いは結果）を提供 ・Visiting Resercher Desktop（オンサイト利用） ・Controlled Remote Data Processing（リモート集計） ・Special Data Processing（オーダーメイド集計）
マイクロデータ提供に関する審議機関（開示方針、秘匿方法等の検討・決定機関）	現在は不明 1988～91年にかけて「事実上の匿名化」の具体的検討が連邦・州統計局、データ保護コミッショナー、マンハイム大学及びマンハイム社会調査方法論分析センター（ZUMA）にてなされた	同左
秘匿方法	Measures to anonymise microdata ・Perturbation（攪乱） ・Arbitrary arrangement of data records（データ記録の任意調整） ・Distribution of obsolete data（古いデータ配布） ・Omitting（削除） ・Presenting in less detail（詳細排除） （秘匿プロジェクトにZUMAも参加）	

国名	ドイツ	
利用条件・手続	<p>PUF s と SUF s は個人の PC で利用可能（データは有料）</p> <p>Campus Files (CF) は学校等を対象とし、RDCにて無料提供している</p> <p>(CF は PUF s の一種だが、秘匿方法の違いは不明。学生が自由に利用できることを考えると、PUF s 以上に強い秘匿処理が施されていると思われる)</p> <p>1987 年の「連邦統計法」制定より、データへのアクセスが始まった</p>	<p>①オンサイトについて、以前は「1ドル職員」(One-Dollar-Man) 制度があり、1ドルが任命費として臨時職員（公務員）化する</p> <p>その後、RDC で「デスクトップ客員研究員」制度が確立され、秘匿の緩い個票を利用。期間中は施設内で固有パスワードを使い、データ保存も出来る（臨時職員であるかは明確ではないが、宣誓を行う）</p> <p>②リモートは SAS, SPSS、Stata 用プログラムを RDC へ提出</p> <p>③オーダーメイドは RDC へデータ処理を全面依頼</p> <p>いずれも結果表のみを受け取る</p>
提供形態	RDC にて行われる (詳細は右記参照)	CD-ROM オンライン (CF はオンラインのみで提供)
提供フォーマット	-	-
マイクロデータの利用料金	RDC にて行われる (詳細は右記参照)	料金は不明だが、PUF s であってもライセンスと購入料金がかかる (CF のみ無料で提供され、ライセンスも必要ない)
データの寄託元 寄託手続き	連邦・州統計局	同左
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書（事業報告書）	http://www.destatis.de/cgi-bin/e_wwwwais	-
アーカイブ スタッフ	-	-
機関又はデータの概要	マンハイム調査分析センター	<p>institute of the Cologne Association ケルン協会内の組織</p> <p>1987 年に計量歴史社会調査データのアーカイブを独立した機関として、設立された。 (設立以前はケルン大学の附属機関として活動)</p>
運営経費の負担 (スポンサー)	<p>1974 年にマンハイムに設立。当初の予算の出典は不明。</p> <p>1985 年より Z A ・ I Z と共に連合組織 G E S I S となり、連邦政府と 11 の州より予算を得ている。</p>	<p>1960 年の発足時はケルン大学の組織として、大学より予算を得ていたが、現在は大学の組織から独立し、I Z ・ Z U M A と共に連合組織として G E S I S より予算を得ている。</p> <p>連合化以前より、Z U M A と Z A のスタッフは主としてケルン大学出身であり、相互の関係は密接。</p>

国名	ドイツ	
データアーカイブ機関等（主な提供データの名称）	ZUMA Centre for Survey Research and Methodology	ZA Central Archive for Empirical Social Research, University Cologne
マイクロデータ提供開始時期又はアーカイブ設立時期	1989年より連邦統計情報システム（STATIS-BUND）によりマイクロセンサスの提供を開始 そのほか所得・支出調査、家計パネル調査、行動調査等	1960年より、調査データ保管・整理・保管を始めた、欧州最古のアーカイブ機関。 肥大化を防ぐために、1969年に「情報センター（IZ）」を独立機関として設立した。
提供されるマイクロデータ	マイクロセンサスの1%抽出中の70~80%のリサンプリングデータ その他、科学調査や雇用統計も1%リサンプリングで提供されている 「事実上の秘匿」により、病院統計、建物・住宅センサス、道路交通事故統計なども提供されている	Face-to-Face Interviews Mail Surveys Telephone Surveys Online Surveys
マイクロデータ提供に関する審議機関（開示方針、秘匿方法等の検討・決定機関）	不明	不明
秘匿方法	Measures to anonymise microdata ・ Perturbation（攪乱） ・ Arbitrary arrangement of data records（データ記録の任意調整） ・ Distribution of obsolete data（古いデータ配布） ・ Omitting（削除） ・ Presenting in less detail（詳細排除） 過去の統計局の「秘匿プロジェクト」に ZUMA も参加していたため、同様と考えられる。	ZA は秘匿化業務を行わず、ZUMA の匿名標本を保管すると考えられる。
利用条件・手続	学術研究のため	同左
提供形態	オンライン CD-ROM	オンライン CD-ROM
提供フォーマット	—	—
マイクロデータの利用料金	科学目的で1サンプル130マルクで提供	German General Social Survey (ALLBUS) を実施し、社会科学の学界へ無料で調査データを公開している 基本的に ZUMA メンバーは無料
データの寄託元 寄託手続き	連邦統計局	ZUMA の実施した調査 民間の調査機関の調査 （一部統計局の調査も含む）

国名	ドイツ	
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書（事業報告書）	—	—
アーカイブ スタッフ	http://www.gesis.org/en/staff/zuma/zuma_mitarbeiter.htm	http://www.gesis.org/en/staff/za/za_staff.htm http://www.gesis.org/en/staff/iz/iz_mitarbeiter.shm

国名	イギリス	
データアーカイブ機関等（主な提供データの名称）	UKDA The U K Data Archive	CCSR (Cathie Marsh Centre for Census and Survey Research) [SARs (Samples of Anonymised Records)]
機関又はデータの概要	エセックス(ESSEX)大学内に設置 2003年1月より ESRC と JISC の共同出資で国家的なデータアーカイブ・提供センターである the Economic and Social Data Service (ESDS)がサービスを開始した。なお、ESDS は主要4アーカイブ機関と協働してデータの保存・提供のサービスを実施するが、ESDS のあらゆる方針と運営に関する責任は UKDA が負っている	マンチェスター(Manchester)大学内に設置 1992年に ESRC の助成を受けて、Census Microdata Unit(CMU), the Centre for Census and Survey Research(CCSR)として発足、1995年に創立者の Cathie Marsh 教授の名を冠し、発展的に改組。 ESDS においては「ESDS Government」の主導的な役割(UKDA は支援)を果す
運営経費の負担（スポンサー）	現在は the Economic and Social Research Council (ESRC)と the Joint Information Systems Committee (JISC) of the Higher Education Funding Councils が共同出資。 (注)英国の学術研究機関への予算の提供は、教育雇用省ルート上の HEFC(Higher Education Funding Council)と科学技術庁系統の ESRC があり、大学の教育関係予算は前者から、研究予算は後者から提供され、かつては Archive の運営も後者から提供されたが	the Economic and Social Research Council (ESRC)の助成を受けて発足 (現在も助成を受けているどうかは不明)
マイクロデータ提供開始時期又はアーカイブ設立時期	1967年	1992年4月
提供されるマイクロデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科学・人文科学に関する 5000 以上のサーベイデータを提供。 ・1980年頃から政府統計データを収集(標本調査が中心。ただし、2001年センサスの世帯 SAR である SL-HSAR も)は「ESDS Government」の中で提供(CCSR が主導、UKDA 支援)。なお、アーカイブ機関側で SARs データのように変数の追加は行っていない。(注)SL-HSAR(Special Licence Household Sample of Anonymised Records)は完全な秘匿ではないが詳細な情報が得られる特別仕様の世帯 SAR(2001年のみ)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1991年と2001年のセンサスから作成された匿名標本データ(Samples of Anonymised Record)を提供。個人と世帯の2種類 SAR があり、年次により仕様が異なる。(ただし、2001年世帯 SAR は UKDA で提供)。このほか、5%抽出の 2001年 SAM(the 2001 Small Area Microdata file)は2006年より提供を開始。なお、より詳細な世帯・個人データの CAMS (Controlled Access Microdata Samples)は ONS の施設内で利用可。 ・2%(3%)個人 SAR は約 110(175)万レコードで、センサスにおける全個人項目と一部の世帯項目を含み、地域区分は 278 区分(北アイルランドを加え UK 全体で 288)。 ・1%世帯 SAR('01 は SL-HSAR)は約 20 万レコード(世帯員数約 50 万人)で、全世帯項目と CMU が追加した世帯・家族の変数を含み、地域区分は 12 区分('01 は区分なし)。 ・5%SAM は約 300 万人の個人レコードで、地域は地方自治体レベルと詳細であるが、個人 SAR に比べ個人項目の情報は少ない。

国名	イギリス	
<p>マイクロデータ提供に関する審議機関(開示方針、秘匿方法等の検討・決定機関)</p>	<p>隔週ごとに開催される収集検討委員会(ARC: The Acquisitions Review Committee)が具体的な基準に照らして寄託データ提案書の審査を行う。</p>	<p>CAPRI (Confidentiality and Privacy) ・データ収集、提供、分析における秘密保護に関する研究を行うチーム。現在の CAPRI は、Dr. Kingsley Purdam が主導し、マンチェスター大学中に構成員がいる。 マイクロデータや小地域集計データの開示リスクのレベルを立証する革新的な方法を開発し、ONS のセンサスや標本調査の開示リスクの評価に多大なる貢献を果すとともに、2005 年 5 月の国際シンポジウムも成功裏に開催</p>
<p>秘匿方法</p>	<p>SL(Special Licence)形式(完全な秘匿ではないが詳細な情報が得られる特別仕様のデータ)の提供は、現在 ONS によって進められており、SL-HSAR のほか、Annual Population Survey、Labour Force Survey でも実施している</p>	<p>センサスマイクロデータ提供に先立ち、ESRC に設置された故 Cathie Marsh 教授を委員長とする WG で、「SAR によって秘密が露見する危険性は無視できる」(’91)と結論。 【5つの秘密保護措置】 ①低い抽出率(世帯 1%,個人 2%) ②データの圧縮(suppression)・・・希少・固有事例の除去(統合) ③top coding 又は分類の統合(年齢、就業時間、産業、職業、教育など) ④地域情報の制限(個人は広域地方自治体を、世帯は Register General がベース) ⑤露見リスク評価研究(Eu からの資金援助を受けてモデルの開発に従事)</p>
<p>利用条件・手続</p>	<p>①イギリス国内における学術研究機関の研究生・学生、政府機関の従事者は、インターネット上の Athens 認証システムにログインすることによって、UKDA に保管されているサーベイデータを利用することが可能。 ②商業目的の利用者であっても、Athens の User ID を保有していれば、データを取得可能なお、2001 年 SL-HSAR 等の利用には UKDA 経由で ONS から Special Licence の取得が必要。 政府機関も UKDA を通じて他の政府機関のデータをしばしば利用している。</p>	<p>①1991 SARs、2001 SARs 及び 2001 SAM (Licenced) (1)イギリス国内において非営利かつ学術目的で利用する研究者・学生は、Athens の User ID とパスワードを取得した上で、Census Registration Service(CRS)に登録。 (2)非学術目的で利用する者は、End User Licence Agreement に記入し、署名した上で、契約書を郵送する。 ②個人 CAMS Census Research Access Board(CRAB)の審査を受けた後に、CRAB の推薦を受けて、ONS のマイクロデータ公開委員会(Microdata Release Panel),The General Register Office for Scotland(GROS)及び The Northern Ireland Statistics and Research Agency(NISRA)によって審議されたのちに、利用可能。 (注)国外の者は、従来、英国の研究機関又は高等教育機関の研究者となる以外は利用不可であったが、ONS は 3%個人 SAR と 5%SAM データに限り、利用を承認</p>

国名	イギリス	
提供形態	①UKDA の Web 上でダウンロード ②Nesstar Webview ③FTP による転送 ④CD-ROM の購入	①1991 年 SARs(個人、世帯) および 2001 年個人 SARs (1)Web 上でダウンロード (2)Nesstar の利用 (3)NSDstat の利用 (4)CD-ROM の購入(30 ポンド) ②個人 CAMS 利用申請が許可された場合に、ONS 内で利用可能
提供フォーマット	SPSS Stata SAS タブ区切り (tab delimited) のファイル形式	SPSS Stata SAS カンマ区切りファイル 等
マイクロデータの利 用料金	①非営利目的でデータを取得する利用者については、無料でダウンロード可能・営利目的でデータを利用する場合は、データセット 1 つにつき 500 ポンドの手数料が発生 SPSS Stata SAS タブ区切り (tab delimited) のファイル形式 ②CD-ROM にかんする料金については、メディア代が 7.50 ポンド。handling fee が 2.50 ポンド、郵送代がイギリス国内で 3 ポンド (イギリス以外のヨーロッパ諸国では 4 ポンド、それ以外では 5 ポンド) ③税率 17.5% の付加価値税 (Value Added Tax) が課せられるが、(1)教育目的で使用する研究生と学生、(2)VAT number を付与されている EU 諸国の利用者、(3)EU 外部の利用者、④部局内の目的 (departmental purpose) で利用するエセックス大学の大学関係者は、税金を免除されている。	①1991 年 SARs(個人、世帯) および 2001 年個人 SARs(Licenced) (1)学術目的で利用する教育機関の研究者、学生は、センサスデータを無料で取得することが可能 (CD-ROM を購入する場合には、30 ポンドの経費がかかる。 (2)商業目的の利用者については、データセット 1 つにつき 1000 ポンドの経費を要する。 (3)地方政府、保健機関、中央政府と慈善団体の従事者については、同 500 ポンド。 (2)と(3)については、さらに付加価値税 (VAT) が課税される。 ②個人 CAMS については、1 日あたり 52 ポンド +VAT の経費が生じる。
データの寄託元 寄託手続き	大学等の民間の研究機関(者)、政府機関 UKDA の acquisitions team は、ESDS の援助の下で、調査のあらゆる段階でデータ作成者や寄託者の支援に専念している。(データ作成者への支援と寄託手続は下記のとおり。) Advice for data creators - introduction Depositing data - introduction	現在は国家統計局 (ONS: the Office for National Statistics) 以前は人口センサス調査局 (the Office of Population Censuses and Surveys)
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書 (事業報告書)	http://www.data-archive.ac.uk/ http://www.data-archive.ac.uk/about/about.asp Data Management	http://www.ccsr.ac.uk/
アーカイブ スタッフ	UKDA Staff (UKDA と ESDS の Director は同一人物)	Staff Member

国名	イギリス	
データアーカイブ 機関等（主な提供 データの名称）	CeLSIUS (Centre for Longitudinal Study Information and User Support) [LSデータ(Longitudinal Study Data)]	ONS (the Office for National Statistics) IDBR (Inter-Departmental Business Register)
機関又はデータの 概要	ロンドン(LONDON)大学内に設置 CeLSIUSはロンドン大学のLSHTM (the London School of Hygiene and Tropical Medicine) の人口研究センター(Centre for Population Studies)内に設置された	ビジネスレジスター部門 (Business Register Unit) IDBR は関係部局間で使用できるビジネス・レ ジスター
運営経費の負担 (スポンサー)	ESRC と JISC の人口センサスプログラムによる 共同出資(同プログラムは 2006 年 7 月 31 日ま で)。	
マイクロデータ提供 開始時期又はアー カイブ設立時期	2001 年 12 月(CeLSIUS の発足) ・ LS データの提供は 1982 年よりロンドンシ ティ大学社会統計研究部門(SSRU: the Social Statistics Research Unit)の LS Support Programme を通じて、その後 1998 年 10 月より ロンドン大学の Centre for Longitudinal Studies、 さらに CeLSIUS に引き継	-
提供されるマイクロ データ	・ LS データ(Longitudinal Study Data)は、リン ケージされた 1%抽出 (約 50 万) のセンサス個 票データ(England,Wales)である。1974 年当初 は、職業別死亡データの妥当性や長期的な出生デ ータの欠如という問題に対処するために作成さ れたが、以降、様々な研究課題を処理する ために用いられてきた。(スコットランドの LS は現在作成中) 特定の 4 つの誕生 (月) 日に生まれた人を LS サ ンプルとして、1971 年のセンサス、以降のセン サスや他の登録情報とのリンケージによってサ ンプルの追加や既存サンプルへのイベント情報 (死亡、サンプルとなっている母の出産、移住、 癌患者登録など) の追加が行われる。	IDBR (Inter-Departmental Business Register) は統計目的のビジネスレジスターである。ONS や他の官庁に企業を対象とした標本調査のサ ンプルフレームの提供するとともに、企業活動 の分析の主たるデータ源となっている。 ・ IDBR を用いた標準的な分析 - Disclosive data - Local Authorities (disclosive data) - Non-disclosive data - Samples (disclosive data)
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方 法等の検討・決定 機関)	LSRB (the ONS LS Research Board) Criteria for the approval of applications to use the LS data	Micro Data Release Panel (MRP) データの秘匿方針は National Statistics Code of Practice (Protocol on Data Access and Confidentiality)に基づく。
秘匿方法	個人レベルのデータは決して提供されない。 公表の際は、公開リスクを減じ、研究とデータが 適切に説明され、かつ、利用されていることを保 証するため「final outputs clearance」という手 続がある。主な基準は、 ・ 表章結果は 1 セル当たり最低 3 標本の合算値 とすること。 ・ LS について正しく表現されていること。標準 的な記載例は利用可。 ・ 表や数値には適当な場所に、「原典: ONS Longitudinal Study」と付記。 ・ LS に含まれるデータはイングランドとウェ ールズのみであると結果を正しく評価。	

国名	イギリス	
利用条件・手続	<p>【学術機関の利用者の場合】(学術機関以外はONSのLS課に直接コンタクト)</p> <p>①自分の研究の論点を明確にしておく</p> <p>②LSデータが自分の研究にマッチするかHPで確認</p> <p>③CeLSIUSの職員にコンタクトを取り、研究課題、研究期間について相談</p> <p>④オンライン・トレーニングを実施</p> <p>⑤秘匿(Confidentiality)に関する契約書(ONS LS Licence Agreement)を読む</p> <p>⑥研究計画書(Application form A)のe-mailで送信(又は郵送)</p> <p>⑦CeLSIUS職員の指示に従い、Data Dictionaryを用いて、データや変数の抽出・加工の申請書(Application form B)を作成、ONS LS Research Board(LSRB)に提出</p> <p>⑧LSRBによるLSデータ利用承認後、契約書(ONS LS Licence Agreement)の提出</p> <p>⑨当該研究を担当するCeLSIUS職員から合算データか、分析の実行結果を受領(中間結果は推奨暗号化ソフトのSafeGuard PrivateCryptを用いて暗号化して提供)</p> <p>⑩発表しようとする際は、事前にLSRBからfinal outputs clearanceを取得しなければならない。また、CeLSIUSとONSに対する謝辞を明記。</p>	<p>【IDBRを利用できる者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央政府の職員 - 調査及び分析のため情報を利用可。 ・地方政府及び他の政府団体の職員 - 一部のdisclosive dataを利用可。 ・政府と契約した者 - 契約で特定の調査及び分析のため情報(を利用可)。 ・一般大衆 - disclosiveでないものであれば、分析のため情報を利用可。 <p>【disclosive dataの利用】</p> <p>公的に権限を与えられた外部の団体や政府機関で働いている契約者のみで、下記の確認書に署名が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①データはONSと合意した目的に対してのみ利用されること。 ②データの安全性が確保されていること。 ③ONSの許可なく第3者にデータを開示(disclose)しないこと。 ④違法開示に対しては法的制裁が科されること。
提供形態	<p>オーダーメイド集計(通常、ONS(又はCeLSIUS)が集計した統計表や摘要表(合算したデータを含む)などが利用申請者に渡される。ただし、1、2の簡易な表であれば最小の公的手続のみでCeLSIUSが対応することもある。なお、Multi-level Modellingの実行など何らかの事情があれば、ONSに直接出向いて同データを用いた分析も可能・・・オンサイト利用)。</p> <p>LSデータの公式の利用窓口として、下記の二つがあり、両者は緊密に連携し、利用者のサポートを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CeLSIUS・・・大学等の学術機関向け ・ONSのLS Unit (LS課)・・・上記以外の機関向け 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な分析であれば、下記の期間内にオーダーメイド集計結果(又は匿名化されたデータ)として提供される。 - Disclosive data・・・Micro Data Release Panel (MRP)の承認の確認から、2週間以内 - Local Authorities (disclosive data)・・・作業の確認をしてから、2週間以内 - Non-disclosive data・・・作業の確認をしてから、2週間以内 - Samples (disclosive data)・・・作業の確認をしてから、4週間以内
提供フォーマット	(原データは提供されず、結果表や合算データが提供される)	ハードコピー ディスク CD (Disclosive dataはe-mailとfaxでの送付は不可)

国名	イギリス	
マイクロデータの利 用料金	イギリス国内の学術機関における教職員・学生に 関しては、無料で提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーダーメイド集計の利用料金(ONS が請求) - Disclosive data £60/hour(必要に応じ付加価値税も加算) - Local Authorities (disclosive data) £150/district(同上) - Non-disclosive data £60/hour(同上) - Samples (disclosive data) £60/hour(同上)
データの寄託元 寄託手続き	(データはONS がDB で保管している。CeLSIUS のスタッフは唯一 DB にアクセスし、 データ抽出を行える。)	<p>IDBR の主たるソースは三つあり、430 万企業 中の 210 万企業をカバー。</p> <p>①付加価値税(VAT: Value Added Tax)システム の商業者・・・HMRC※1 より毎日提供</p> <p>②源泉徴収(PAYe: Pay As You Earn)システムの 雇い主・・・HMRC より四半期毎に提供</p> <p>③Companies House※2に登録された法人企業 このほか ONS Business Register Survey 等の 調査でこれらの行政記録を補う</p>
当該サイトのトッ プページ Mission Statement 年次報告書 (事業 報告書)	http://www.celsius.lshmt.ac.uk/	<p>http://www.statistics.gov.uk/ http://www.statistics.gov.uk/CCI/nugget.asp?ID=981&Pos=&ColRank=1&Rank=374</p>
アーカイブ スタッフ	http://www.celsius.lshmt.ac.uk/staff.html	<p>連絡先 mailto:carl.roberts@ons.gov.uk mailto:IDBRDAS@ons.gov.uk</p>

【参考引用文献等】

- ①「2004 年度 統計データアーカイブに関する調査 研究報告書」(平成 17 年 3 月(財)統計研究会 総務省統計局委託研究)の「各国データアーカイブについての比較表」
 - ②「講座マイクロ統計分析①統計調査制度とマイクロ統計の開示」(松田芳郎、濱砂敬郎、森博美編著 日本評論社 2000 年)
 - ③各国統計局、統計データアーカイブ機関のホームページ(2006 年 9 月時点)
- (注)本資料は①を基に、②及び③から得た情報を付加して作成したものであるため、各資料における把握時点、情報量の違いにより、掲載内容が統一されず、必ずしも整合的でない可能性がある。

参考資料4 データ提供の形態について

統計の結果をユーザーに提供する方法のひとつとして、パターンオーダー型のデータ提供方法がある。これは、オーダーメイド集計とは異なり、あらかじめ用意された集計値の範囲で、ユーザーが必要とする結果を得る方法である。

【パターンオーダー型のデータ提供方法】

調査実施者側であらかじめ用意しておいた集計値を、利活用者が自由に組み合わせることで必要な統計表を作成する方法。

なお、全てのニーズに対応することは困難であるため、提供する機能について、一定程度限定して、対応する必要がある（例えば以下のような内容）。

- ア 表頭・表側の区分を変更した統計表を作成する
- イ 表頭・表側の組合せを変更した統計表を作成する
- ウ クロス集計等、表頭・表側の区分をより詳細にした統計表を作成する

【長所】

- ・「集計値をあらかじめ用意しておく」ため、利活用者の要望に応じて個別に集計を行う必要がなく、簡便に対応が可能である。
- ・「集計値をあらかじめ用意しておく」ため、情報システムを構築すれば、利活用者自身が操作して統計表を作成する利便性の高い体制を提供しやすい。

【短所】

- ・用意された集計表を活用するため、全てのニーズには対応できない。
- ・情報システムを構築・維持するためには一定の費用を要する。

○国内での取り組み

国内では、政府が作成している統計では、財務省による貿易統計や法人企業統計でパターンオーダー型のデータ提供が行われている。その概要について、紹介すると以下のようである。

統計名	概要
財務省 貿易統計	例：税関別品別国別表の場合 条件入力：輸出入、税関、統計年月、品目、国 以上の条件を入力すると、決められたフォーマットで、結果を入手できる。
財務省 法人企業統計	例：法人企業統計年次別調査 時系列データ検索 調査項目、業種、調査項目・業種・規模、年間の選択を指定すると、決められたフォーマットで結果を入手できる。 http://www.fabnet2.mof.go.jp/nfbsys/Nennhou_oy.htm

参考：貿易統計において設定する項目の例（税関別品別国別表：条件入力）

輸出入の指定（輸出または輸入のどちらかを指定してください。）

輸出 輸入

税関の指定（数字3桁で必ず指定してください。コードは横の参照ボタンで選択することができます。）

統計年月の指定（統計年月の指定方法を選択し、表示される指示に従い条件を指定してください。）

単一年月 2007 年 11 月

年と月をそれぞれ選択してください。1月からの累計が累計欄に表示されます。

品目の指定（9桁の統計品目番号を半角数字で入力してください。）

国の指定（国の指定方法を選択し、表示される指示に従い条件を指定してください。）

国指定

出典：財務省ホームページより

参考：法人企業統計における指定されたフォーマットの例
 検索条件の選択：下表から、調査項目、業種、規模を選択します

	1	2	3
(1) 調査項目	自己資本比率(当	現金・預金(当期 <input type="checkbox"/> 同左	その他流動資産 <input type="checkbox"/> 同左
(2) 業種	食料品製造業	化学工業 <input type="checkbox"/> 同左	印刷・同関連業 <input type="checkbox"/> 同左
(3) 規模	全規模	10億円以上 <input type="checkbox"/> 同左	1億円未満 <input type="checkbox"/> 同左

開始年度	1960 年度	1960 年度	2003 年度
単 位	%	百万円	百万円

2000 年度	35.7	2820120	-
2001 年度	39.7	2849996	-
2002 年度	38.5	3165222	-
2003 年度	37.1	2713937	372930
2004 年度	41.1	2601488	204689
2005 年度	41.6	2321228	283198
2006 年度	42.3	2276820	310659

出典：財務省ホームページより

参考資料5 統計一覧

経済産業省において公表している統計

◆指定統計

指定統計			
分野	統計名	区分	周期
鉱工業	工業統計調査	指定統計	年
鉱工業	経済産業省生産動態統計(鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計、化学工業統計、機械統計、窯業・建材統計、繊維・生活用品統計、紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計、資源・エネルギー統計)	指定統計	月
商業	商業統計	指定統計	5年(※2)
商業	商業動態統計調査	指定統計	月
サービス業	特定サービス産業実態統計	指定統計	年
企業	経済産業省企業活動基本統計	指定統計	年
エネルギー	経済産業省特定業種石油等消費統計	指定統計	月
現在実施していない統計	特定機械設備統計調査	指定統計	不定期
現在実施していない統計	商工業実態基本調査	指定統計	5年
現在実施していない統計	石油等消費構造統計調査	指定統計	年

◆承認統計

承認統計			
分野	統計名	区分	周期
指数	(参考)製造工業生産予測調査	承認統計	月
鉱工業	鉄鋼需給動態統計調査	承認統計	月
鉱工業	鉄鋼生産内訳月報	承認統計	月
鉱工業	化学物質の製造・輸入量に関する実態調査	承認統計	3年
鉱工業	機能性化学品動向調査	承認統計	四半期
鉱工業	バイオ産業創造基礎調査	承認統計	年
鉱工業	砕石動態統計調査	承認統計	四半期
鉱工業	生コンクリート流通統計調査	承認統計	四半期
鉱工業	建設機械動向調査	承認統計	2年
鉱工業	金属加工統計調査	承認統計	月
鉱工業	繊維流通統計調査	承認統計	月
鉱工業	革需給動態統計調査	承認統計	月
鉱工業	本邦鉱業のすう勢調査	承認統計	5年(※1)
商業	家庭電気製品の量販店月次販売統計調査	承認統計	月(※3)
サービス業	特定サービス産業動態統計調査(特定サービス産業動態売上高指数含む)	承認統計	月
企業	外資系企業動向調査	承認統計	年
企業	海外事業活動基本調査	承認統計	年
企業	海外現地法人四半期調査	承認統計	四半期
設備投資	経済産業省設備投資調査	承認統計	年
工場立地	工場立地動向調査	承認統計	半年
環境	公害防止設備投資調査	承認統計	年
環境	水質汚濁物資排出量総合調査(環境省へ移動します)	承認統計	年
環境	容器包装利用・製造等実態調査	承認統計	年
IT関連	情報処理実態調査	承認統計	年
産業関連表	(参考)鉱工業投入調査(※5)	承認統計	5年
産業関連表	(参考)商品流通調査(※6)	承認統計	5年
産業関連表	(参考)資本財販売先調査(※5)	承認統計	5年

◆加工統計

加工統計			
指数	鉱工業指数(鉱工業生産・出荷・在庫指数、稼働率指数・生産能力指数、製造工業生産予測指数)	加工統計	月
指数	鉱工業出荷内訳表、鉱工業総供給表	加工統計	月
指数	第3次産業活動指数	加工統計	月
指数	(試算値)第3次産業活動能力・稼働率指数	加工統計	四半期
指数	全産業活動指数、全産業供給指数	加工統計	月
産業連関表	延長産業連関表	加工統計	年
産業連関表	簡易延長産業連関表	加工統計	年
産業連関表	地域間産業連関表	加工統計	5年
産業連関表	国際産業連関表	加工統計	不定期

◆その他

その他			
石油	石油統計速報(速報のみ)	特殊(※4)	月

(※1)平成17年までは毎年調査。今後は経済センサスと同実施の予定。

(※2)調査実施の2年後に簡易調査を実施。

(※3)平成19年度中に公表を開始する予定。

(※4)統計ユーザーの利便性の向上のため、経済産業省生産動態統計(資源、エネルギー分野)、石油製品需給動態統計調査、石油輸入調査の速報値を、「石油統計速報」という名称で一つにまとめて公表。

(「石油統計」という指定、承認、業務若しくは加工統計が存在するわけではありません。)なお、各統計の速報値については、資源・エネルギー統計速報及び速報の石油部分を参照。

(※5)本統計調査は産業連関表を作成するために行なわれる調査であり、調査の結果は、産業連関表の作成に活用するため、公表は行っておりません。産業連関表については総務省ホームページにおいて公表されています。

(※6)本統計調査は地域の産業連関表を作成するために行なわれる調査であり、調査の結果は地域の産業連関表の作成に活用するため、公表は行っておりません。地域間の産業連関表については、経済産業省ホームページにおいて公表されています。地域内の産業連関表については、経済産業省の各経済産業局ホームページにおいて公表されています。

資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、中小企業庁、特許庁において公表している統計

◆指定統計

指定統計			
分野	統計名	区分	周期
資源エネルギー庁	石油製品需給動態統計(※7)	指定統計	月
資源エネルギー庁	埋蔵鉱量統計	指定統計	5年
資源エネルギー庁	ガス事業生産動態統計	指定統計	月

◆承認統計

承認統計			
分野	統計名	区分	周期
資源エネルギー庁	エネルギー消費統計(仮称)のための試験調査	承認統計	1回限り
資源エネルギー庁	石油輸入調査	承認統計	月
資源エネルギー庁	石油設備調査	承認統計	2年
資源エネルギー庁	灯油及びプロパンガス消費実態調査	承認統計	2年
資源エネルギー庁	非鉄金属等需給動態統計調査	承認統計	月
資源エネルギー庁	貴金属流通統計調査	承認統計	月
資源エネルギー庁	非鉄金属海外鉱等受入調査	承認統計	月
資源エネルギー庁	レアメタル生産動態統計調査	承認統計	月
資源エネルギー庁	電力需要調査	承認統計	年
中小企業庁	中小企業実態基本調査	承認統計	年
中小企業庁	下請中小企業短期動向調査	承認統計	(※8)
中小企業庁	中小企業の経営指標	承認統計	(※8)
中小企業庁	中小商業・サービス業設備投資動向調査	承認統計	(※8)
特許庁	知的財産活動調査	承認統計	年

◆加工統計

加工統計			
分野	統計名	区分	周期
資源エネルギー庁	総合エネルギー統計	加工統計	年
中小企業庁	規模別製造工業生産指数	加工統計	月
中小企業庁	規模別輸出額・輸入額(Excel)	加工統計	月
中小企業庁	規模別国内企業物価指数(Excel)	加工統計	月
中小企業庁	倒産の状況(Excel)	加工統計	月
中小企業庁	信用保証の状況(Excel)	加工統計	月
中小企業庁	中小企業の企業数・事業所数(Excel)	加工統計	5年

◆業務統計

業務統計			
分野	統計名	区分	周期
資源エネルギー庁	電力調査統計	業務統計	月
資源エネルギー庁	石油備蓄の現況	業務統計	月
資源エネルギー庁	LPガス備蓄の現況	業務統計	月
原子力安全・保安院	電気保安統計	業務統計	年
原子力安全・保安院	鉱山保安統計月報	業務統計	月
特許庁	特許行政年次報告書	業務統計	年
特許庁	重点8分野の特許出願状況	業務統計	年

◆その他

その他			
分野	統計名	区分	周期
資源エネルギー庁	石油統計速報(速報のみ)	特殊(※4)	月

(※7)本調査の結果は、速報値については石油統計速報にて、確報値については資源・エネルギー統計確報及び年報の「石油」部分にて公表。

(※8)現在は作成していない。